

国 債 事 務 例 規 集

(代 理 店 用)

日本銀行業務局

総目次

1. 日本銀行代理店国債事務取扱手続
2. 通牒類等

＜制定・通知＞

平成5年12月17日業債第10号

以下累次改正

[2025年4月8日付業債第13号まで反映済み

(2025年4月15日現在)]

1. 日本銀行代理店国債事務取扱手続

第 1 編 はじめに

この手続で使用している用語の解説・略称、証票類の名称・略称・保管期間等一覧、廃印の押なつ、消滅時効期間の計算方法、証券の整理保管等各種の事務に共通する事項を定めている。

目 次

	ページ
	100－
1 0 0 はじめに	1
1 1 0 この手続の適用	1
1 1 1 取扱機関ごとの事務取扱範囲一覧	3
1 2 0 用語の解説・略称	6
1 3 0 証票類の名称・略称・保管期間等一覧	16
1 4 0 共通事項	21
1 4 1 受付証票類への店名などの表示	21
1 4 2 回収証券類への廃印の押なつと取消方法	22
1 4 3 消滅時効期間の計算方法と消滅時効の特例扱い	25
1 4 4 証券の整理保管	29

100 はじめに

110 この手続の適用

日本銀行代理店における国債事務は、別に定めのあるものを除き、この手続により取扱う。

なお、無記名国債証券および登録国債に関する照会を受けた場合には、業務局営業・国債業務企画グループへ照会し、その指示により取扱う。

この手続の組立て方など

組立て方

- 代理店における国債事務取扱の全般にわたる共通的事項、ならびにその事務の種類ごと等に区分し、次の8編から構成されている。

- 第1編 はじめに
- 第2編 元利金支払事務
- 第3編 記名国債証券交付事務
- 第4編 記名国債証券各種請求事務
- 第5編 削除
- 第6編 削除
- 第7編 特殊事例
- 第8編 雑則

- 事務の種類ごとに区分した各編は、原則として①事務の流れ図、②当該編のなかでの共通事項、③さらに事務内容に応じていくつかの項目に分け、それぞれ事務の手順に従ってその取扱要領を定めた部分から成り立っている。

* 国債事務は、その取扱機関の種類（日本銀行本店・支店・代理店・国債代理店・国債復代理店・国債元利金支払取扱店）により取扱うことができる事務の範囲が異なる。

⇒ 111 参照・取扱機関ごとの事務取扱範囲一覧

利用上のその他参考事項

- 事務の流れ図は、当該事務全体の仕組みを理解するうえでの概要図と、事務内容ごとに具体的に事務手順を示した細部の流れ図からなっており、それぞれ必要に応じ取扱上のポイントを付記している。
- 共通事項など当該事務の取扱いに関連する事項は、「⇒〇〇〇参照」としてその定められている個所を具体的に示してある。

＊ 当該編のなかでの共通事項として定めているものの一部には、他の編の事務に関連する事項（記名国債証券の交付事務と各種請求事務の双方に関連する事項など。）もあるが、これらについてはいずれか関連の深い方に収録することとしている。

- 用語および証票類の名称の略称は、「１２０ 用語の解説・略称」および「１３０ 証票類の名称・略称・保管期間等一覧」に定めている。なお、略称を定めている証票類については、各項目ごとに、はじめて出てくるところで正式名称を使用し、以後その項目の中では略称を用いている。
- 国債復代理店は銀行代理業者等に設置することが可能となったが、現在日本郵便株式会社（以下「日本郵便会社」という。）のみ国債復代理店を設置しているため、当分の間、この手続には日本郵便会社の国債復代理店固有の事務取扱方法を規定する。

この手続以外の定め

- 国債事務の取扱いに関する日本銀行業務局からの通知類

1 1 1 取扱機関ごとの事務取扱範囲一覧

日本銀行本店・支店・代理店・国債代理店・国債復代理店および国債元利金支払取扱店において取扱うことができる国債事務の範囲は、次のとおりとする。

○印－取扱ってよい。

△印－自店を支払場所とするもの、または自店が新たに支払場所となるものに限り取扱ってよい。

▲印－自店を支払場所とするものに限り取扱ってよい。

×印－取扱うことができない。

－印－取扱いにかかる照会を受けた場合には、業務局営業・国債業務企画グループへ照会し、その指示により取扱う。

事務の種類	取扱機関				
	日本銀行本店・支店	代理店	国債代理店・国債復代理店	国債元利金支払取扱店 在日外国銀行等	金融商品取引業者等
1. 無記名国債の発行 〔応募金額の報告の受付、払込金額の受入等〕	○	×	×	×	×
2. 無記名国債証券の各種請求 ●失効証券類の受入	○	○	○	○	○
●失効証券類の受入以外	—	—	—	—	—
3. 登録国債の各種請求	—	—	—	—	—
4. 記名国債証券の交付 ●新規発行証券の交付	○	○	×	×	×
●証券の発行取消	○	○	×	×	×
5. 記名国債証券の各種請求 (1) 各種請求 ●元利金支払場所変更の請求	△	△	△	×	×
●記名変更の請求 〔相続による記名変更・改氏〕 〔名・字体等訂正〕	○ (但し受付は△※1)	△	△※1	×	×
●証券・利賦札滅紛失の届出 〔代証券交付・元利金支払の請求、滅紛失証券・利賦札の発見届を含む。〕	○ ※3	○ ※3	△※2	×	×
●汚染き損証券引換の請求	○	○	△※2	×	×
●改印の届出	△	△	△	×	×

取扱機関 事務の種類	日 本 銀 行 本店・支店	代 理 店	国 債 代 理 店・国債 復 代 理 店	国債元利金支払取扱店	
				在 日 外 国 銀 行 等	金 融 商 品 取 引 業 者 等
●住所の変更	△	△	△	×	×
●行為能力に関する届出	○※4	△	△※1	×	×
●相続財産管理人または相続 財産清算人の選任に関する 申出	△	△	△	×	×
(2) その他					
●印鑑票または氏名等届出書 の更新	△	△	△※5	×	×
●印鑑票または氏名等届出書 の再製	△	△	△	×	×
●発行取消に関する支払済証 明書の発行	▲	▲	▲	×	×
●証券の送付請求	○	○	△※5	×	×
●失効証券類の受入※6	○	○	△※5	×	×
6. 元利金の支払					
●記名国債証券の元利払 (買上償還を含む)	▲	▲	▲	×	×
●記名国債証券元利金の送金 請求	▲	▲	▲※5	×	×
●無記名国債証券および登録 国債の元利払(関係事務を含 む)	—	—	—	—	—

※1 日本銀行支店、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）の国債代理店および日本郵便会社の国債復代理店では、受付（届出印廃止分の記名国債証券にあっては、本人確認書類の確認および本人確認書類の記録事項の記載を含む。）だけを行い、処理は日本銀行本店が行う。

※2 ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店において、証券・利賦札滅紛失の届出（滅紛失証券・利賦札の発見届を含む。）および汚染き損証券引換の請求があった場合には、受付（届出印廃止分の記名国債証券にあっては、本人確認書類の確認および本人確認書類の記録事項の記載を含む。）を行ったうえで、関係書類を日本銀行本店へ送付することとしている。なお、滅紛失証券・利賦札にかかる代証券交付・元利金支払の請求にかかる受付および取次ぎは行っていない。

- ※3 証券・利賦札滅紛失の届出、または汚染き損証券引換の請求と同時に受けた他の請求・届出は、自店が支払場所でないものでも取扱うことができる。
- ※4 行為能力に関する届出と同時に受けた他の請求・届出は、自店が支払場所でないものでも取扱うことができる。
- ※5 日本銀行の国債元利金の支払等の特別取扱手続に関する省令（昭和41.7.8大蔵省令第44号。以下この項において「省令」という。）により、当分の間、ゆうちょ銀行の国債代理店および日本郵便会社の国債復代理店を除く。
- ※6 滅紛失証券・利賦札の発見届による分を含む。

120 用語の解説・略称

この手続に用いられている主な用語の解説およびその略称は次のとおり。

統轄店

日本銀行本支店は、自店の業務区域内にある代理店・国債代理店（支払取まとめ店を含む。）・国債復代理店および国債元利金支払取扱店の事務を統轄し、これら代理店等が取扱った元利払資金の決済、支払済証券類等の受入・取まとめ整理などを行う。この場合の日本銀行本支店を「統轄店」という。

＊ 自店を業務区域とする日本銀行本支店とは異なる同本支店の業務区域に所在する店舗を支払取まとめ店としている国債代理店および国債復代理店は、当該支払取まとめ店の所在地を業務区域とする日本銀行本支店が統轄する。また、帯広、根室、江差および八雲の4つの一般代理店は、業務区域にかかわらず日本銀行札幌支店を統轄店とする。

代理店

国債代理店

国債復代理店

国債元利金支払取扱店

（代理店等）

国債保有者の利便および国債事務の円滑な運営を図るため、日本銀行は、法令の定めに基づき、市中金融機関・金融商品取引業者等との間に各種の代理店契約を締結し国債事務の一部取扱を委嘱している。

代理店とは、代理店契約に基づき、国庫金の出納および政府有価証券の受払事務等をはじめ、国債事務一般を取扱う代理店をいう（国債代理店等他の代理店と区別するため「一般代理店」と呼ぶ場合もある）。

国債代理店とは、国債代理店契約に基づき、国債事務のうち元利金の支払事務およびこれに付随する事務のみを取扱う代理店をいう。

国債復代理店とは、国債代理店契約の追約を締結した金融機関から、国債事務のうち元利金の支払事務およびこれに付随する事務の取扱いの復託を受けてこれらの事務を取扱う店舗をいう。

国債元利金支払取扱店とは、国債元利金支払取扱店契約に基づき、国債事務のうち無記名国債証券と登録国債の元利金の支払事務およびこれに付随する事務のみを取扱う代理店をいい、記名国債証券の元利払事務は取扱わない。

なお、代理店・国債代理店・国債復代理店および国債元利金支払取扱店を総称して「**代理店等**」という。

預金店

統轄店との間に預金取引を開き、代理店が支払った元利金その他国庫金の受払額について、同預金を通じて統轄店との資金決済などを行う代理店引受金融機関の店舗をいう。

事務集中センター等

事務集中センター、代理店引受金融機関本部その他の交付取扱店以外の場所をいう。

無記名国債

記名国債証券以外の国債をいい、無記名国債証券、登録国債および振込国債の形態がある。

無記名国債証券

証券に権利者の氏名が記載されない国債の証券をいう。

登録国債

(主登録・付記登録)

権利者の請求に基づき日本銀行本店に備付けてある国債登録簿に、その国債の要項、権利者の住所・氏名（名称）などが登録されている国債をいい、証券は発行されない。

国債の登録のうち、無記名国債証券の所有者がその証券を提出して登録を請求した場合または登録国債の記名者がその登録の変更もしくは除却を請求した場合に行われる登録を「主登録」という。これに対し登録国債を担保として使用する目的で、その登録国債に質権または担保権を設定するための登録などを「付記登録」という。

振込国債

日本銀行が社債、株式等の振替に関する法律にもとづき運営する国債振替決済制度において取扱う国債をいい、証券は発行されず、国債登録簿への登録も行われない。また、振込国債から無記名国債証券または登録国債への変換を行うことはできない。

国債振替決済制度の参加者、間接参加者および外国間接参加者ならびに日本銀行が備える振替口座簿の記載または記録によりその権利の帰属が定まる。

無記名国債は、財務大臣の指定を受けることにより、原則として振込国債として発行される。また、上記の国債振替決済制度の運営開始前（平成15年1月26日以前）に発行された無記名国債は、国債権者からの申請により振込国債として取扱うことができる。

記名国債証券

証券面に「記名」と表示され、その裏面に権利者の氏名が記載されている国債の証券をいい、権利者が特定されている点で無記名国債証券と異なっている。

該当する国債名称

(割賦償還国債)

	＜略 称＞		＜略 称＞
遺族国庫債券	遺 国	第七回特別給付金国庫債券	第七特給国
引揚者国庫債券	引 揚 国	第八回特別給付金国庫債券	第八特給国
特別弔慰金国庫債券	弔 慰 国	第九回特別給付金国庫債券	第九特給国
第二回特別弔慰金国庫債券	第二弔慰国	第十回特別給付金国庫債券	第十特給国
第三回特別弔慰金国庫債券	第三弔慰国	第十一回特別給付金国庫債券	第十一特給国
第四回特別弔慰金国庫債券	第四弔慰国	第十二回特別給付金国庫債券	第十二特給国
第五回特別弔慰金国庫債券	第五弔慰国	第十三回特別給付金国庫債券	第十三特給国
第六回特別弔慰金国庫債券	第六弔慰国	第十四回特別給付金国庫債券	第十四特給国
第七回特別弔慰金国庫債券	第七弔慰国	第十五回特別給付金国庫債券	第十五特給国
第八回特別弔慰金国庫債券	第八弔慰国	第十六回特別給付金国庫債券	第十六特給国
第九回特別弔慰金国庫債券	第九弔慰国	第十七回特別給付金国庫債券	第十七特給国
第十回特別弔慰金国庫債券	第十弔慰国	第十八回特別給付金国庫債券	第十八特給国
第十一回特別弔慰金国庫債券	第十一弔慰国	第十九回特別給付金国庫債券	第十九特給国
引揚者特別交付金国庫債券	引揚特国	第二十回特別給付金国庫債券	第二十特給国
慰労金国庫債券	慰 労 国	第二十一回特別給付金国庫債券	第二十一特給国
特別葬祭給付金国庫債券	葬 祭 国	第二十二回特別給付金国庫債券	第二十二特給国
特別給付金国庫債券	特 給 国	第二十三回特別給付金国庫債券	第二十三特給国
第二回特別給付金国庫債券	第二特給国	第二十四回特別給付金国庫債券	第二十四特給国
第三回特別給付金国庫債券	第三特給国	第二十五回特別給付金国庫債券	第二十五特給国
第四回特別給付金国庫債券	第四特給国	第二十六回特別給付金国庫債券	第二十六特給国
第五回特別給付金国庫債券	第五特給国	第二十七回特別給付金国庫債券	第二十七特給国
第六回特別給付金国庫債券	第六特給国	第二十八回特別給付金国庫債券	第二十八特給国
		第二十九回特別給付金国庫債券	第二十九特給国
		第三十回特別給付金国庫債券	第三十特給国

(届出印廃止分)

記名国債証券のうち、記名者による印鑑の届出が廃止されたものをいう。なお、当該記名国債証券については、印鑑票に代えて、記名者の氏名等が記載された氏名等届出書が支払場所に備え付けられる。

- * 遺族国庫債券、引揚者国庫債券、引揚者特別交付金国庫債券、特別葬祭給付金国庫債券、特別給付金国庫債券、第三回特別給付金国庫債券、第四回特別給付金国庫債券、第五回特別給付金国庫債券、第七回特別給付金国庫債券、第九回特別給付金国庫債券、第十回特別給付金国庫債券、第十三回特別給付金国庫債券、第十四回特別給付金国庫債券、第十六回特別給付金国庫債券、第十七回特別給付金国庫債券、第十九回特別給付金国庫債券、第二十一回特別給付金国庫債券、第二十二回特別給付金国庫債券、第二十四回特別給付金国庫債券、第二十六回特別給付金国庫債券、第二十七回特別給付金国庫債券、第二十八回特別給付金国庫債券および第十一回特別弔慰金国庫債券については、届出印の制度が省令上は廃止されたが、「国債規則等の一部を改正する省令」（令和2年財務省令第89号）附則（経過措置）により、当該制度が維持される。
- * 「国債規則等の一部を改正する省令」（令和2年財務省令第89号）附則（経過措置）には、特別弔慰金国庫債券、第二回特別弔慰金国庫債券、第三回特別弔慰金国庫債券、第四回特別弔慰金国庫債券、第五回特別弔慰金国庫債券、第六回特別弔慰金国庫債券、第七回特別弔慰金国庫債券、第八回特別弔慰金国庫債券、第九回特別弔慰金国庫債券、第十回特別弔慰金国庫債券、第二回特別給付金国庫債券、第六回特別給付金国庫債券、第八回特別給付金国庫債券、第十一回特別給付金国庫債券、第十二回特別給付金国庫債券、第十五回特別給付金国庫債券、第十八回特別給付金国庫債券、第二十回特別給付金国庫債券、第二十三回特別給付金国庫債券および第二十五回特別給付金国庫債券の国債名称が記載されていないが、これらの記名国債についても、遺族国庫債券等と同様に印鑑の届出印の制度が維持される。

届出印廃止分にかかる国債名称

第二十九回特別給付金国庫債券
第三十回特別給付金国庫債券

見本証券（印鑑票等
毎配付分）

記名国債証券の見本証券のうち、証券の印鑑票または氏名等届出書ごとに配付され、その印鑑票または氏名等届出書ごとに添付して保管するものをいう。

印鑑票等（見本証券
添付分）

記名国債証券の印鑑票または氏名等届出書のうち、見本証券（印鑑票等毎配付分）を添付して保管するものをいう。

見本証券（印鑑票等毎配付分）および印鑑票等（見本証券添付分）にかかる国債名称等

遺族国庫債券（１３号以降）
第二十四回特別給付金国庫債券
第二十五回特別給付金国庫債券
第二十六回特別給付金国庫債券
第二十八回特別給付金国庫債券
第二十九回特別給付金国庫債券
第三十回特別給付金国庫債券

利付国債と利札

元金償還まで定期的（年２回の支払期ごと）に利子が支払われる国債を「利付国債」という。この支払期ごとの利子額が記載（利付国変動１５年の場合には支払期番号が「２」以降のものは利子額ではなく「当該利払期に適用される利率に基づく金額」の文言が記載）されているものを「利札」といい、証券の本券部分の下部に支払期順についている。なお、記名国債証券である遺族国庫債券・引揚者国庫債券は一般にいう利付国債に該当しないが、発行日から一定期間元金の償還が行われないので、その間の利子について利札がついている。

割賦償還国債と賦札 （賦金）

一定期間内において定期的（年１回または２回の支払期ごと）に、均等分割払の方法により償還される国債を「割賦償還国債」といい、割賦償還には、元金と同時に利子を支払う元利均等償還と、元金だけを支払う元金均等償還の２つの方式がある。この支払期ごとの元利金額または元金額（償還金額）が記載されているものを「賦札」といい、証券の額面金額等を記載した部分の下部に支払期順についている。また、賦札により支払う元利金（償還金）を「賦金」という。現在、記名国債証券の全部について割賦償還の方法が採られているが、このうち元利均等償還は遺族国庫債券と引揚者国庫債券の２種類だけで行われており、他の記名国債証券はすべて元金均等償還となっている。

利賦札と証券類

(支払済証券類)

(機械化分)

(機械化以外分)

利札・賦札を総称して「利賦札」といい、さらに証券（利賦札のついているものを含む）・利賦札を総称して「証券類」という。

(支払済証券類)

元利払により回収した支払済証券・支払済利札・支払済賦札を総称して「支払済証券類」といい、これに支払済領収証書を含めるときは「支払済証券類等」という。

(機械化分)

証券・利賦札のそれぞれ表面下部に、光学的文字読取装置（OCR）による機械処理に必要な特殊活字により国債名称・記号・券面種類・番号などのコード番号が印字されている様式の証券類をいう。

(機械化以外分)

証券類のうち、機械化分以外のものをいう。

機械化以外分の国債名称

遺族国庫債券

引揚者国庫債券

特別給付金国庫債券

特別弔慰金国庫債券（い、ろ、は号のみ）

第二回特別給付金国庫債券

第三回特別給付金国庫債券

長期未払印鑑票等

(長期未払印鑑票等
(機械化分))

(長期未払印鑑票
(機械化以外分))

記名国債証券（消滅時効が適用されるものを除く。）のうち、最終支払期日到来後20年以上経過後も、その利賦札の全部または一部について未だ支払がなされていないものにかかる印鑑票または氏名等届出書を「長期未払印鑑票等」という。

このうち、機械化分の記名国債証券にかかる印鑑票または氏名等届出書（一度用済整理されたのちに再製されたものを除く。）を「長期未払印鑑票等（機械化分）」といい、機械化以外分の記名国債証券にかかる印鑑票を「長期未払印鑑票（機械化以外分）」という。

⇒ 長期未払印鑑票等については、730 長期未払印鑑票等の取扱い
参照

国債証券の様式例

国債証券の様式は、財務省（平成１２年１２月以前発行のものは大蔵省）において国債名称等ごとに定め、その要項が告示されている。

(表 面)

額面金額等
記載部分

は支払ってはいらない。

賦　　札

で元利金（償還金）を支払う。



(賦 札)



- ① 「記名」の旨の表示
- ② 国債名称・記号
- ③ 証券の番号
- ④ 表面文言

* 届出印廃止分以外の記名国債証券には押印に関する記載がある一方、届出印廃止分の記名国債証券には本人確認書類の呈示に関する記載があるなど、文言の内容に違いがある。

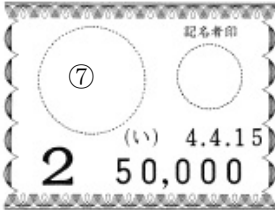
- ① 「記名」の旨の表示
- ② 国債名称・記号
- ③ 支払期日
- ④ 機械処理用コード番号（右が証券の番号を示している。）

(裏 面)

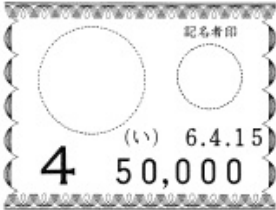
証券の交付年月日等 ①		
※ ②	※ ③	250,000円 ④

⑤ ※ 印の欄は、この証券受領後必ず記名者において、なつ印又は記入してください。また、印鑑を変更したときは、その都度なつ印してください。











- ① 証券の交付年月日または送付年月日の記載欄
- ＊ 令和2年9月30日以前に交付した証券の賦札（証券交付時点で既に支払期日が到来しているものに限る。）には、証券の交付年月日等が表示されている。
- ② 記名者があらかじめ届出印を押しておく欄
- ＊ 届出印廃止分の記名国債証券には、当該欄は設けられていない。
- ③ 支払場所の店名記載欄
- ④ 権利者の氏名記載欄
- ⑤ 裏面文言
- ＊ 届出印廃止分の記名国債証券には、印鑑に関する記載がない。
- ⑥ 支払期番号（クーポン番号ともいい、この番号の順に支払う。）
- ⑦ 廃印を押す箇所
- ⑧ 受領印を押す箇所
- ＊ 届出印廃止分の記名国債証券には、当該箇所は設けられていない。

130 証票類の名称・略称・保管期間等一覧

証票類の名称・書式No.（用紙寸法）・記載例（例示）の掲載個所・略称・保管期間は次のとおり。

名称欄の○印分は、代理店引受金融機関で調製する証票類
⇒ 日本銀行ホームページの国庫・国債事務関連の書式ファイル集に参考書式を掲載

書 式 No. （用紙寸法）	名 称	記載例の 主要掲載 個所	略 称	保管期間
320（A4） 321（A4）	○国債元利金支払票 国債元利金支払計算書	210	支払票 計算書	5 年 ——
330（A）（－） 337（A）（－）	登録国債元金支払通知書 登録国債利子支払通知書	—— ——	元金支払通知書 利子支払通知書	5 年 5 年
334（A5）	登録国債元利金振込関係依頼書	——	振込関係依頼書	10年
350（A4）	減紛失利賦札元利金（償還金）領収 証書（減紛失利賦札元利金（償還金） 支払通知書の下部）	232	減紛失元利金領 収証書	——
400（A4）	○国債元利金受払報告表 〃 （控）	261 ——	受払報告表 〃 （控）	—— 1 年 （月計分を含む）
384（A4）	○国債利子内訳表	262	——	——
380（A4） 386（A4）	○支払済証券類等送付内訳表 支払済証券類等送付内訳表原符 支払済証券類等受領書	262 262	—— —— —— 〔各種の送付内訳表を 総称するときは、単に 送付内訳表という。〕	—— 1 年 1 年
——	国債証券類受付書	262	——	随 時

書 式 No. (用紙寸法)	名 称	記載例の 主要掲載 個所	略 称	保管期間
——	記名国債証券印鑑票 (国債名称ごとに書式が定められている。)	3 1 1	印鑑票	—— 〔長期未払印 鑑票等（機 械化分）に 該当する場 合に限り用 済整理後 1 年〕
——	氏名等届出書 (国債名称ごとに書式が定められている。)	3 1 1	——	—— 〔長期未払印 鑑票等（機 械化分）に 該当する場 合に限り用 済整理後 1 年〕
——	交付内訳書 (国債名称ごとに書式が定められている。)	3 1 1	——	1 0 年
——	交付通知書（受取人明細表を含む）	3 1 1	——	——
——	領 収 証（交付通知書） (国債名称ごとに書式が定められている。)			
——	裁（認）定通知書 (国債名称ごとに書式が定められている。)			
2 0 7 (A 5)	○記名国債証券印鑑票等送付書	3 1 3	印鑑票等送付書	随時
—— (A 4)	記名国債証券印鑑票等受領書		印鑑票等受領書	1 年
——	記名国債証券印鑑票等送付書原符		印鑑票等送付書原符	随時
—— (A 4)	記名国債証券印鑑票送付先一覧	3 2 1	印鑑票送付先一覧	随時
——	送付書	3 2 1	——	随時
——	領収証書		——	随時
2 1 5 (A) (A 4)	○支払場所に対する訂正通知（印鑑票・ 氏名等届出書・記名国債証券の記載 事項訂正用）	3 2 3 - 2	——	1 年
2 1 5 (B) (A 4)	○支払場所に対する訂正通知（記名国 債証券のみの記載事項訂正用）	3 2 3 - 2	——	1 年
——	訂正通知書 (都道府県知事・厚生労働省からの訂 正依頼書を含む)	3 2 3 - 2	——	1 年
——	交付通知書再交付の通知書	——	——	1 年
——	交付取扱店変更の通知書	——	——	1 年

書 式 No. (用紙寸法)	名 称	記載例の 主要掲載 個所	略 称	保管期間
209 (A4)	○領収証送付書 領収証受領書 領収証送付書原符 ○交付状況報告表 〃 (控)	327	――	随 時 1 年
210 (A4)			――	
		327	――	―― 1 年
			――	
――	発行取消の通知書	332-1	発行取消通知書	1 年
――	引渡書	332-2	――	――
208 (A) (A5)	○記名国債証券印鑑票等取戻通知書	412	印鑑票等取戻通知書	1 年
208 (B) (A5)	○ 〃 ゆうちょ銀行の国債代理 店または日本郵便会社の 国債復代理店あて	412		取戻印鑑票等受領書
	記名国債証券取戻印鑑票等受領書			
―― (A5)	○印鑑票等・見本証券の取戻通知書 ○見本証券取戻通知書	412の2	――	1 年
				1 年
105 (A5)	○国債証券送付請求書	414	送付請求書	10年
200 (A4)	○記名国債証券元利金（償還金）支払場所 変更請求書	421-1	請求書または支変 請求書	――
201 (A4)	○記名国債証券記名変更請求書	422-1	請求書または記変 請求書	――
――	戸籍謄（抄）本など記名変更の事実を証 する書類	422-2	――	1 年
203 (A4)	○証券（利賦札）滅紛失届	423-1	届書または滅紛失届	――
	〃 (写)	――	〃 (写)	1 年
218 (A4)	記名国債証券の代証券等ご請求について	423-2	案内書	――
204 (A4)	滅紛失 利賦札元利金（償還金）支払 代 証 券 交 付 請求書	423-3	請求書または支払 （交付）請求書	――
350 (A4)	滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書	423-5	滅紛失元利金支払 通知書	――
205 (A4)	○滅紛失証券（利賦札）発見届	423-6	発見届	――
202 (A4)	○汚染き損証券引換請求書	424	請求書	――
206 (A4)	○改印届	425	届書または改印届	10年
――	住所を変更した旨の書面（記名国債証券住 所変更請求書を除く。）	――	――	10年

書 式 No. (用紙寸法)	名 称	記載例の 主要掲載 箇所	略 称	保管期間
220 (A4)	○記名国債証券住所変更請求書	426	請求書または住所 変更請求書	10年
——	住民票（写）など住所証明書類	——	——	1年
——	成年到達届（委任状を含む）	427	} 届書	——
——	法定代理人変更届（委任状を含む）	427		——
——	戸籍謄（抄）本など記名者の行為能力変更 などの事実を証する書類	——		1年
—— (A4)	○記名国債証券印鑑票等再製確認依頼書	428-3 428-4	——	——
103 (A5)	○国債証券受領書 国債証券受領書原符 ○国債証券類送付書 国債証券類受領書 国債証券類送付書原符	411	証券受領書 証券受領書原符	10年
104 (A5)		312	証券類送付書	随 時
			証券類受領書 証券類送付書原符	1年
211 (—)	消滅時効に関する照会書	710	照会書	——
	〃 (写)	——	〃 (写)	随 時
212 (A4)	消滅時効に関する回答書	710	回答書	1年
				〔消滅時効が完成している旨の回答書だけ〕
301 (A5)	国債元利金送金請求書	720	送金請求書	5年

書 式 No. (用紙寸法)	名 称	記載例の 主要掲載 個所	略 称	保管期間
——	長期未払印鑑票の移管届	7 3 2	移管届	——
3 5 1 (A 4)	買上げを必要とする旨の証明書 記名国債証券買上償還請求書 買上代金領収証書 (国債名称ごとに書式が定められている。)	7 5 1 7 5 1	買上証明書 買上請求書 ——	—— —— ——
3 8 3 (A 5)	○買上償還証券送付内訳表 買上償還証券受領書 買上償還証券送付内訳表原符	7 5 2	—— —— ——	—— 1 年
1 0 6 (A 5)	○失効証券類受付書 失効証券類受領書 失効証券類送付書	8 1 0	—— —— ——	1 年 —— ——
4 2 0 (A 4)	見本国債証券類保管目録	8 2 0	保管目録	随 時

* 証票類は、用済後自行庫で定めた方法により整理したうえ、上記の期間保管する。

1 4 0 共通事項

1 4 1 受付証票類への店名などの表示

①削除

②代理店名などの表示

○ この手続・その他の手続に定められている請求書・届書などの証票類を受付けたときは、必要に応じ代理店名・受付日付を表示する。

なお、自行庫で定めた受付印（代理店名・日付表示のあるもの）を押してもよい。

○ 表示は、表示欄があるものはその個所に、また、表示欄がないものは余白に行う。

1 4 2 回収証券類への廃印の押なつと取消方法

①廃印の押なつ

- 元利金の支払および各種の請求その他により回収した証券・利賦札には、その受領後直ちに押なつ例により廃印を明りょうに押す。
- 支払済の利賦札については、廃印に代え一般公社債用の「支払済印」（「支払済」と表示し、自行庫の名称・店舗名が入っているものに限る。）を使用してよい。
- 「支払済印」で代用するときも、赤色系統の色は使用しない。

[廃印のひな形]



- ① 大きさ 直径 20 mm
- ② 店名表示 「代理店」の文言は省略してよい。
- ③ 赤色系統の色は使用しない。

* 廃印は、自行庫で調製する。

(廃印の押なつ例)

① 利賦札に押なつするとき

● 表面の場合



● 裏面の場合



* 無記名国債証券についても、上記例示と同様に廃印を押す。

② 証券の表面に押なつするとき

● 無記名国債証券の本券部分のみの場合



● 付属利賦札のある証券の場合



* 無記名国債証券についても、左記例示と同様に廃印を押す。

②廃印の取消方法

○ 証券・利賦札に誤って廃印を押したときは、次の方法により廃印を取消したうえ、証券・利賦札を請求者に返す。

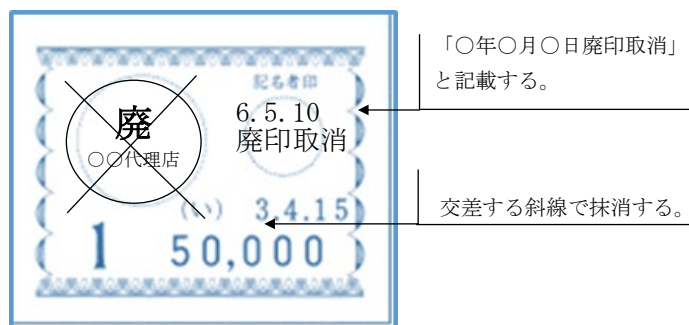
なお、誤って廃印を押した記名国債証券について請求者が新証券との引換えを希望したときは、汚染き損証券引換請求書を作成し、証券の引換請求に必要な手続を行う。

⇒ 4 2 4 参照・汚染き損証券引換の請求

[証券のとき]



[利賦札のとき]



* ゆうちょ銀行の国債代理店および日本郵便会社の国債復代理店の取扱方

ゆうちょ銀行の国債代理店および日本郵便会社の国債復代理店では、支払済の利賦札には「日附印」を押し、また、誤って押した「日附印」は、交差する斜線で抹消し、「〇年〇月〇日日附印取消」と記載することにより取消す。

1 4 3 消滅時効期間の計算方法と消滅時効の特例扱い

①消滅時効の適用

- 国債の元利金は、後記③に該当するものを除き消滅時効が適用されるので、次の消滅時効期間満了日後は元利金の支払請求その他各種の請求・届出を受付けることができない。

[消滅時効期間]

元 金	10年	{	元利均等償還により元金と利子とを合算して同時に支払う賦金は、利子相当部分についても10年が適用される。
賦 金	10年		
利 子	5年		

⇒ 賦金は、120用語の解説・割賦償還国債と賦札 参照
元利均等償還には、現在、遺族国庫債券と引揚者国庫債券とがあるが、これらはいずれも後記③の特例扱いとなっている。

②消滅時効期間の計算方法

- 消滅時効期間の計算は、それぞれ支払期日の翌日から起算し、その起算日に相当する日の前日をもって満了日とする。

* 国債の証券・利賦札において、平成元年以後の支払期日が「昭和」の元号により表示されている場合には、「平成」の元号によって表示される応当の年月日と読み替え、令和元年以後の支払期日が「平成」の元号により表示されている場合には、「令和」の元号によって表示される応当の年月日と読み替えて取扱うこととなる。

- 上記の場合

- 支払期日が銀行休業日に当たったときは、その期日の次の営業日の翌日から起算する。
- 起算日に相当する日の前日が銀行休業日に当たったときは、その翌営業日を満了日とする。

* 記名国債証券のうち、後記③に該当しない引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金国庫債券については消滅時効が適用されるが、これら国債の償還金に関しては、支払期日から計算しないときがある。

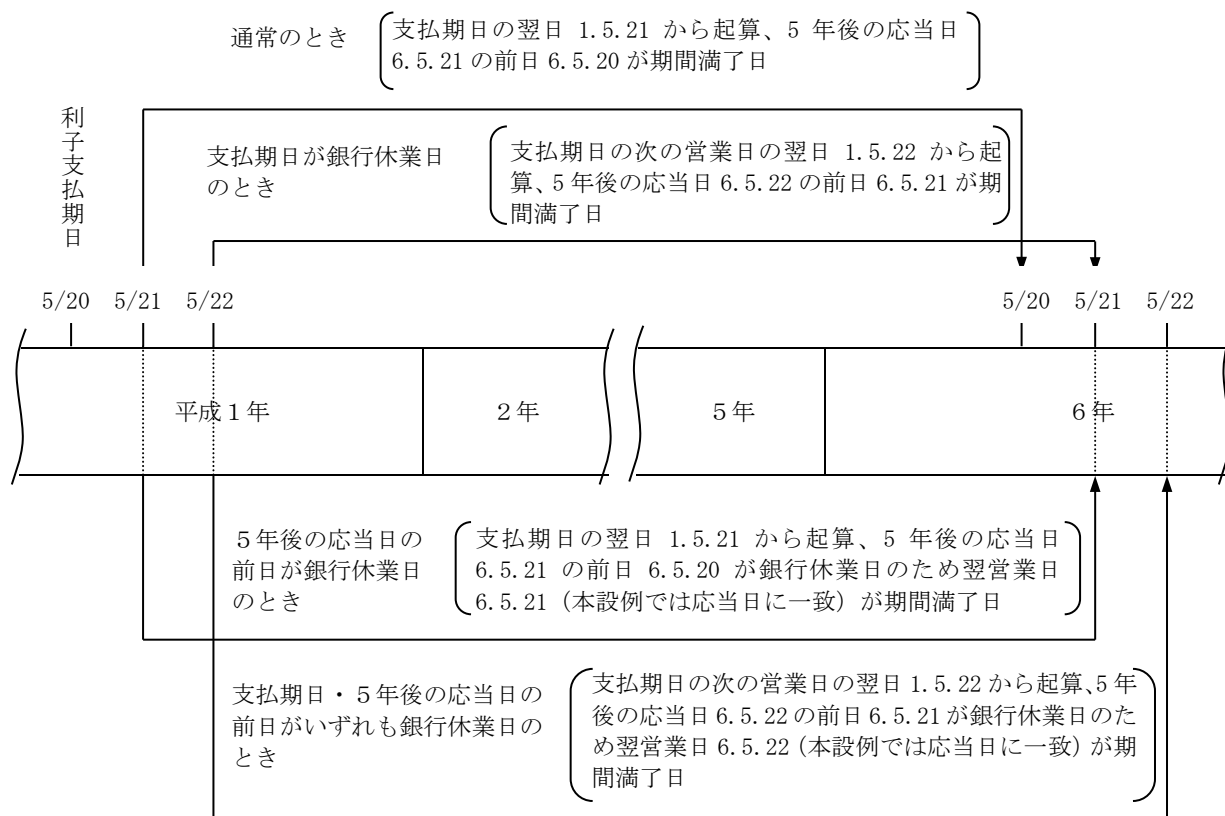
⇒ 710参照・引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金国庫債券の消滅時効の特例扱い

* 銀行休業日とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、1月2日および3日、12月31日、土曜日ならびに日曜日をいう。

* 支払期日などの曜日を調べるときは、「国債便覧」に掲載されている「万年七曜早見表」を利用すればよい。

消滅時効期間の計算例

—利子のとき—



● ③は営業日、④は銀行休業日でいずれも仮定のもの。

	利子支払期日	起算日	応当日	応当日の前日	期間満了日
通常るとき	③ 1. 5. 20	1. 5. 21	6. 5. 21	③ 6. 5. 20	③ 6. 5. 20
支払期日が銀行休業日るとき	④ 1. 5. 20	1. 5. 22	6. 5. 22	③ 6. 5. 21	③ 6. 5. 21
応当日の前日が銀行休業日るとき	③ 1. 5. 20	1. 5. 21	6. 5. 21	④ 6. 5. 20	③ 6. 5. 21
支払期日・応当日の前日がいずれも銀行休業日るとき	④ 1. 5. 20	1. 5. 22	6. 5. 22	④ 6. 5. 21	③ 6. 5. 22

- * 起算日または応当日が銀行休業日に当たるときでも、その前日（すなわち支払期日または期間満了日）が銀行休業日でなければ、期間計算には影響しない。
- * 消滅時効期間満了日を消滅時効完成日というときもあり、満了日（完成日）までは元利金の支払請求その他各種の請求・届出の受け付けを行ってよいが、翌日からは元利金の支払等を行うことができない。

③消滅時効の特例

○ 次の記名国債証券の元利金は、消滅時効期間満了日後も支払うことができる。

遺族国庫債券

引揚者国庫債券

特別給付金国庫債券

第二回特別給付金国庫債券

第三回特別給付金国庫債券

第四回特別給付金国庫債券

第五回特別給付金国庫債券

第六回特別給付金国庫債券

第七回特別給付金国庫債券

第八回特別給付金国庫債券

第九回特別給付金国庫債券

第十回特別給付金国庫債券

第十一回特別給付金国庫債券

第十二回特別給付金国庫債券

第十三回特別給付金国庫債券

第十四回特別給付金国庫債券

第十五回特別給付金国庫債券

第十六回特別給付金国庫債券

第十七回特別給付金国庫債券

第十八回特別給付金国庫債券

第十九回特別給付金国庫債券

第二十回特別給付金国庫債券

第二十一回特別給付金国庫債券

第二十二回特別給付金国庫債券

第二十三回特別給付金国庫債券

第二十四回特別給付金国庫債券

第二十五回特別給付金国庫債券

第二十六回特別給付金国庫債券

第二十七回特別給付金国庫債券

第二十八回特別給付金国庫債券

第二十九回特別給付金国庫債券

第三十回特別給付金国庫債券

特別弔慰金国庫債券

第二回特別弔慰金国庫債券

第三回特別弔慰金国庫債券
第四回特別弔慰金国庫債券
第五回特別弔慰金国庫債券
第六回特別弔慰金国庫債券
第七回特別弔慰金国庫債券
第八回特別弔慰金国庫債券
第九回特別弔慰金国庫債券
第十回特別弔慰金国庫債券
第十一回特別弔慰金国庫債券

- 「大蔵省関係法令の整理に関する法律」(昭和29年法律第121号) 付則第3項に該当する国債(昭和20年9月24日以後に外地から引揚げてきた者が、引揚げの際持込みを認められないため税関に引渡していた国債など) について支払請求を受けたときは、統轄店(本店管下代理店は業務局営業・国債業務企画グループ) へ照会し、その指示により取扱う。

1 4 4 証券の整理保管

要注意 一支払済証券類等の取扱いを除く。

⇒ 支払済証券類等の取扱いは、2 6 1 ② 参照

- 代理店において、元利払以外の各種の請求または記名国債証券交付事務により受入れた証券を保管する場合には、次のとおり区分して袋類に納め、さらに一定の容器（金庫に備付けのものを含む。）に納めて金庫に格納する。

- * ただし、記名国債証券交付事務により受入れた証券を事務集中センター等において保管する場合には、袋類に納め、耐火性のある施錠可能なキャビネット等に保管することができる。
- * 事務集中センター等において複数の代理店分の証券を整理保管する場合には、代理店ごとに区分して袋類に納める。

●記名国債証券

- （各種請求証券） 元利金支払場所変更・記名変更など各種請求手続により受入れた証券
- （代証券） 滅紛失証券・汚染き損証券の代証券として業務局から送付を受けた証券
- （新規発行証券） 交付取扱店が業務局から送付を受けた新たに発行する証券（交付取扱店変更により旧交付取扱店から送付された証券を含む。）
- （その他証券） 上記以外の証券（一部利賦札を滅紛失した残りの証券、都道府県知事から提出を受けた発行取消証券など）

- 上記袋類には、保管する証券の現在高を表示する。

袋表示の記載例

上記区分を表示する。

記 名 国 債 証 券 (代証券)				
6 年		現在高		確認印
		枚数	金額	
9	21	1	円 200,000	㊞
	27	3	1,600,000	㊞

- 受払欄を設けてよい。
- 金額欄は、証券の額面金額により記載する。
- 確認印欄は、確認者（取扱者でもよい。）が押印する。
- 事務集中センター等において複数の代理店分の記名国債証券を保管する場合には、適宜の余白に代理店名を記載する。

第 2 編 元利金支払事務

記名国債証券の元利払、誤払の補正方法および元利払の取まとめ事務に項目を分け、それぞれの取扱要領を定めている。

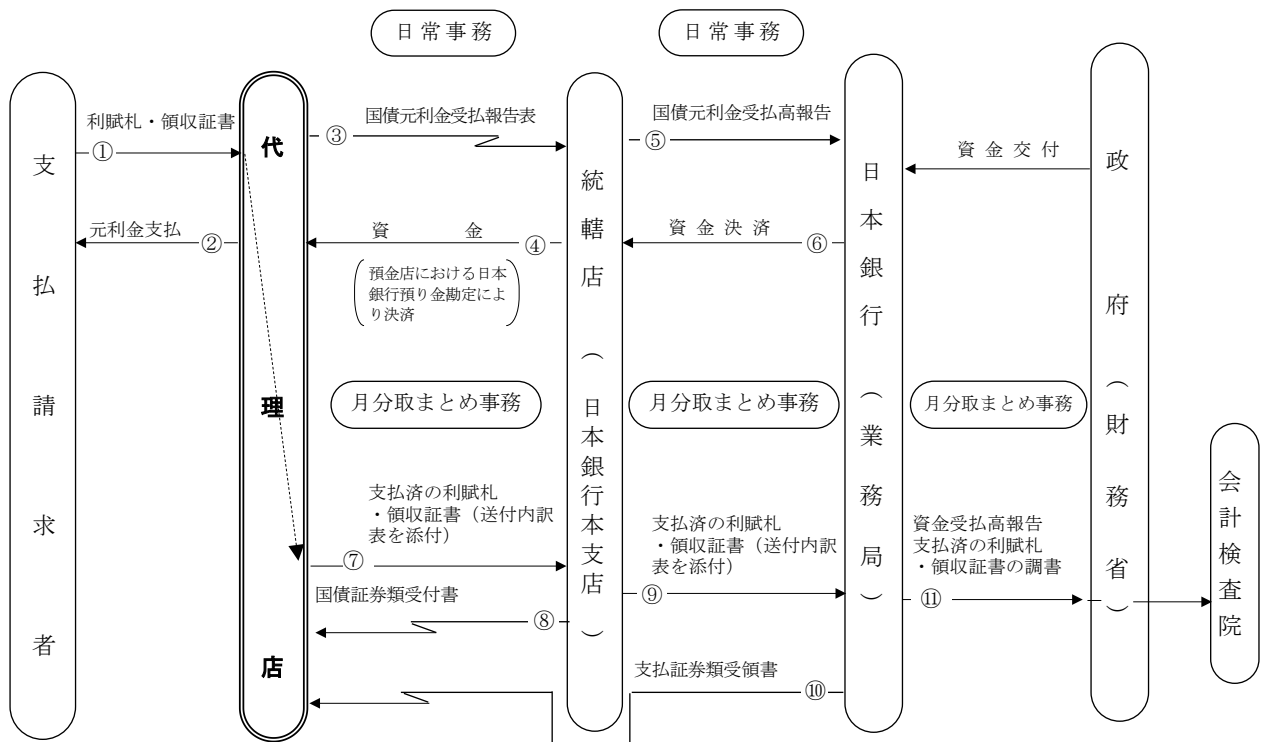
目 次

	ページ
	200－
2 0 0 元利金支払事務	1
2 1 0 削除	2
2 2 0 削除	3
2 3 0 記名国債証券の元利払	4
2 3 1 自店備付けの記名国債証券印鑑票・氏名等届出書の取扱い ..	6
2 3 2 元利金の支払	13
2 3 2－1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い	13
2 3 2－2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い	18
2 4 0 削除	26
2 5 0 誤払の補正方法	27
2 6 0 元利払の取まとめ	32
2 6 1 日常の取まとめ	33
2 6 2 月分の取まとめ	41

200 元利金支払事務

元利払の資金と支払済証券類等の流れ

代理店における元利払の事務取扱いのうち、元利払の資金と支払済証券類等の流れは、おおむね次のとおり。



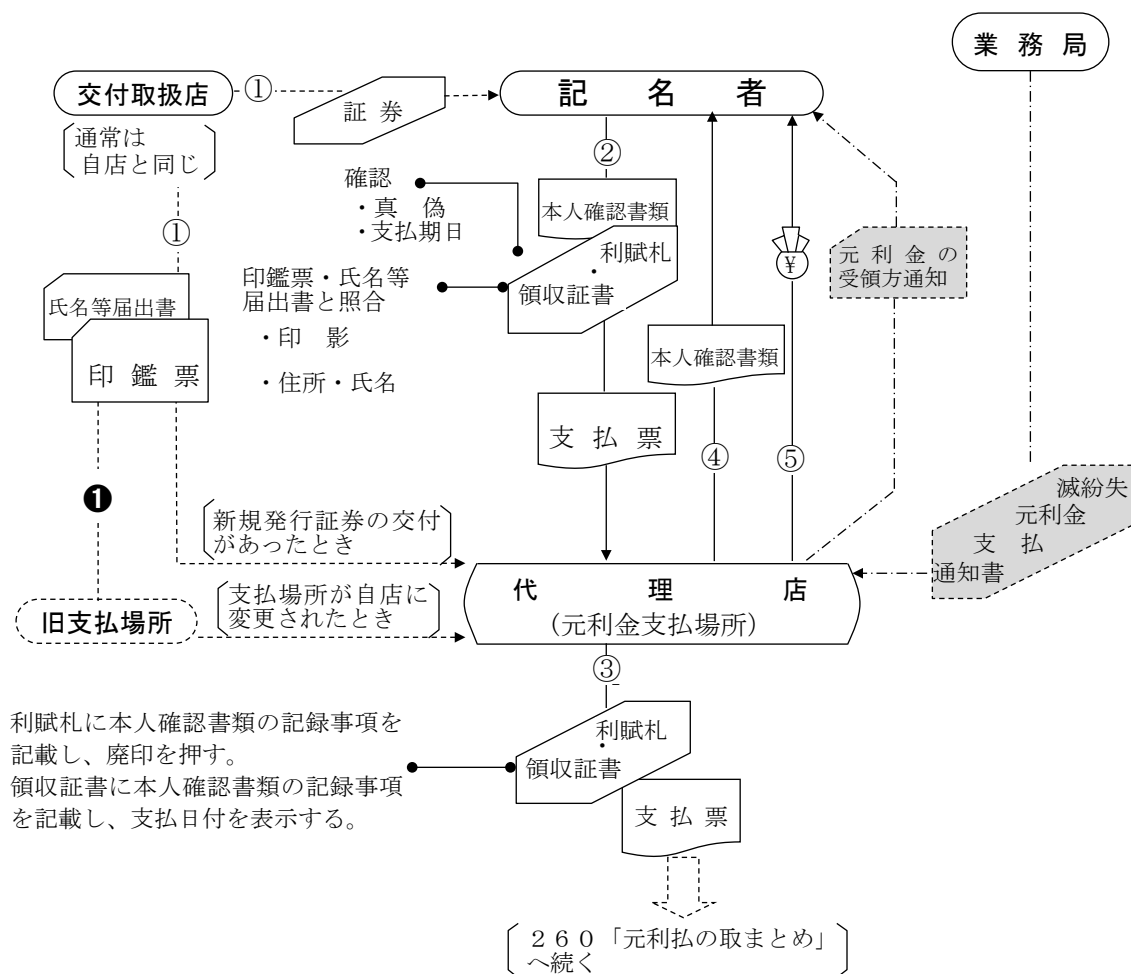
2 1 0 削除

2 2 0 削除

230 記名国債証券の元利払

⇒ 元利金の送金請求・特殊事例720参照
買上償還・特殊事例750参照

あらまし



- 記名国債証券の元利金は、指定された支払場所において、記名者その他正当に権利を行使できるものに対し、利賦札・減紛失元利金領収証書と引換えに支払う。

- * の部分は、400 記名国債証券各種請求事務に定められている手続。
- * 届出印廃止分以外の記名国債証券については、②および④の本人確認書類の授受ならびに③の本人確認書類の記録事項の記載は要しない。
- * 届出印廃止分の記名国債証券については、②の印影照合は要しない。

- 見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかる国債名称等の記名国債証券については、印鑑票または氏名等届出書と一緒に見本証券（820により自店備付け分として業務局（統轄店経由）から送付を受けるものを除く。）の授受や保管が行われる点に留意する。

- ⇒ 交付取扱店から印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）が送付されるとき取扱いは、3 2 0 参照
- ⇒ 支払場所変更時に新旧支払場所等間で印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を授受するとき取扱いは、4 2 1 参照
- ⇒ 支払完了時に印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を統轄店へ送付するとき取扱いは、2 6 2 参照

2 3 1 自店備付けの記名国債証券印鑑票・氏名等届出書の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①受入	○ 記名国債証券印鑑票または氏名等届出書の送付を受けたときは、次のことを確かめ、自店備付けの印鑑票または氏名等届出書として受入れる。 印鑑票・氏名等届出書などの例示参照 ＊ 印鑑票または氏名等届出書の受入れには、次のようなときがある。 ① 交付取扱店（新規発行の証券を記名者に交付した日本銀行本店・支店・代理店）から送付されたとき ② 支払場所の変更により旧支払場所から手続済のものを送付されたとき ③ 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求に伴い業務局へ送付していた印鑑票または氏名等届出書について、同局から手続済のものを送付されたとき ＊ 送付を受けた印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）である場合において、上記①から③までに掲げるとき（ただし、③のときは、支払場所変更請求と同時の各種請求・届出によるもののときに限る。）は、当該印鑑票または氏名等届出書と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付も受ける。この場合、当該印鑑票または氏名等届出書と同枚数の見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けていることをあわせて確認する。 ⇒ 支払場所変更・滅紛失届・汚染き損証券引換・4 2 1・4 2 3・4 2 4 参照 ＊ 記名者が未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人・任意後見契約の委任者のときの印鑑票または氏名等届出書 未成年者は元利金の受領などの行為ができないので、その行為は親権者または未成年後見人が行うこととなる。この場合の印鑑票または氏名等届出書には、「何某（記名者の氏名）親権者何某（または未成年後見人何某）」のように記名者の法定代理人である旨を表示し、その法定代理人の住所・氏名の記載および押印が行われている（押印は印鑑票のみ）。 成年被後見人、被保佐人（保佐人に元利金受領などの代理権が付与されているときに限る。）、被補助人（補助人に元利金受領などの代理権が付与されているときに限る。）または任意後見契約の委任者（任意後見監督人が選任されており、かつ、任意後見人に元利金受領などの代理権が付与されているときに限る。）は、元利金の受領などの行為ができないので、その行為は成年後見人、保佐人、補助人または任意後見人が行うこととなる。この場合の印鑑票または氏名等届出書には、「何某（記名者の氏名）成年後見人何某（または保佐人何某・補助人何某・任意後見人何某）」のように記名者の代理人である旨を表示し、その代理人の住所・氏名の記載および押印が行われている（押印は印鑑票のみ）。

被保佐人、被補助人（補助人に元利金受領などの同意権が付与されているときに限る。）は、単独で元利金の受領などの行為ができないので、その行為には保佐人または補助人の同意が必要となる。この場合の印鑑票または氏名等届出書には、記名者および保佐人または補助人双方の住所・氏名の記載および押印が行われている（押印は印鑑票のみ）。

以下未成年者の法定代理人、成年後見人、保佐人および補助人ならびに任意後見人を総称して「法定代理人等」という。

＊ 記名者が死亡し、相続財産管理人が選任されているときの印鑑票または氏名等届出書

- ・ 特別給付金等を受ける権利を有する者が特別給付金等の請求を行う前に死亡し、その者の相続財産管理人が選任された場合には、相続財産管理人がその者に代わって特別給付金等の請求を行い記名国債証券の交付を受けることができる。この場合の印鑑票または氏名等届出書には、その相続財産管理人の住所・資格（何某（記名者の氏名）相続財産管理人）・氏名の記載および押印が行われている（押印は印鑑票のみ）。
- ・ 特別給付金等を受ける権利の裁定を受けた後に記名者が死亡し、記名者の相続人が明らかでないときは、相続財産管理人が選任されることがある。この場合の印鑑票または氏名等届出書には、記名者の住所・氏名の記載および押印が行われ（押印は印鑑票のみ）、次行にその相続財産管理人の住所・資格（何某（記名者の氏名）相続財産管理人）・氏名の記載および押印が行われている（押印は印鑑票のみ）。

＊ 記名者が死亡し、相続財産の破産管財人が選任されているときの印鑑票または氏名等届出書

- ・ 特別給付金等を受ける権利を有する者が特別給付金等の請求を行う前に死亡し、その者の相続財産について破産手続開始決定がなされ、破産管財人が選任された場合には、相続財産の破産管財人がその者に代わって特別給付金等の請求を行い記名国債証券の交付を受けることができる。この場合の印鑑票または氏名等届出書には、その相続財産の破産管財人の住所・資格（何某（記名者の氏名）相続財産破産管財人）・氏名の記載および押印が行われている（押印は印鑑票のみ）。

● 印鑑票または氏名等届出書の元利金（または償還金）支払場所欄に自店の店名が記載されているか

● 交付取扱店から送付を受けた印鑑票または氏名等届出書には、「証券の交付年月日等」が記載されているか

旧支払場所から送付を受けた印鑑票または氏名等届出書には、「支払場所変更年月日」が記載されているか

これらの記載がもれているときは、送付元へ照会し、これらを自店で記載する。

⇒ 314・413 参照・「証券の交付年月日等」・「支払場所変更年月日」の記載方法

● 記名国債証券印鑑票等送付書などに記載の国債名称・枚数と一致しているか

- * 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けたときは、記名国債証券印鑑票等送付書に代えて国債証券類送付書の送付を受ける。

⇒ 3 1 3 参照・取扱機関相互間の印鑑票・氏名等届出書の送付方法

○ 記名国債証券印鑑票等受領書に受領日付を表示したうえ、速やかに印鑑票または氏名等届出書の送付元へ送付する。

- * 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けたときは、記名国債証券印鑑票等受領書に代えて国債証券類受領書に受領日付を表示したうえ、速やかに送付元へ送付する。

⇒ 取扱機関相互間の見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付は、3 1 2 参照

印鑑票・氏名等届出書などの例示

支払場所の変更により旧支払場所から手続済の
印鑑票が送付されたとき

証券の交付年月日等の表示（赤色で表示）

証券の交付年月日等
証券 6.2.6.25

第六回特別給付金国庫債券印鑑等届出書

償還金支払場所	住所	氏名	印鑑
※ 6.4.25 変更日本銀行△△代理店 日本銀行△△代理店 日本銀行〇〇代理店	※ 6.4.25 変更日本銀行△△代理店 大阪府北区中之島1-2-3 〇〇市〇〇区〇〇〇〇	※ 甲野太郎	※ (甲野)

書式 No. 207 記名国債証券印鑑票等受領書

書式 No. 207 記名国債証券印鑑票等送付書

(日付) 6.4.25 御中

仕出 日本銀行△△代理店

あて先
〒××××-××××
〇〇市〇〇区〇〇〇〇
日本銀行〇〇代理店 御中

国債名称	枚数	添付書類
第六回特別給付金国庫債券	1	支払場所変更請求書 (甲野太郎)

(送付書 日付) 6.4.25

記号
り

額面金額
30万円

番号
0123456

付書類
場所変更請求書
(太郎)

受領日付を表示したうえ、送付元へ送付する。

複写で作成されている。

自店保管（保管期間1年）

⇒ 120 参照・用語の解説・略称

国債名称は略称で記載してよい。

〔支払場所の変更により旧支払場所から手続済の氏名等届出書が送付されたとき〕

証券の交付年月日等の表示（赤色で表示）

証券の交付年月日等
証券令 4. 4. 28

第〇〇回特別給付金国庫債券氏名等届出書

償還金支払場所	記名者住所	記名者氏名
※ 日本銀行〇〇代理店	※ 10. 25 変更日本銀行〇〇代理店 大阪市市北区中之島1-2-3	※ 甲野太郎
日本銀行〇〇代理店	〇〇市〇〇区〇〇〇〇	

書式 No.207 記名国債証券印鑑票等受領書

書式 No.207 記名国債証券印鑑票等送付書

（日付）4. 10. 25

仕出 日本銀行△△代理店

あて先 〇〇市〇〇区〇〇〇〇
日本銀行〇〇代理店 御中

国債名称	枚数	添付書類
第〇〇回特別給付金国庫債券	1	支払場所変更請求書（甲野太郎部分）

（日付）4. 10. 26

御中

添付書類
支払場所変更請求書（甲野太郎部分）

記号
り

額面金額
50万円

番号
0000456

受領日付を表示したうえ、送付元へ送付する。

複写で作成されている。

自店保管（保管期間1年）

⇒ 120 参照・用語の解説・略称

国債名称は略称で記載してよい。

②整理保管

○ 受入れた印鑑票または氏名等届出書は、ファイルするか袋類に納めるなど散逸しないよう整理し、適宜の方法により現在枚数を明らかにして保管する。

＊ 受入れた印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、他の国債名称の印鑑票、氏名等届出書または見本証券を納めるファイルまたは袋類とは別のファイルまたは袋類において、各印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に各見本証券（印鑑票等毎配付分）を納めるなどして両者の散逸や、他の国債名称のものとの混同のないよう整理する。この場合、当該印鑑票等（見本証券添付分）の現在枚数のほか、見本証券（印鑑票等毎配付分）の現在枚数も適宜の方法により明らかにして保管し、次の点に留意すること。

- ・ 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に送付を受けた見本証券（印鑑票等毎配付分）の受払については、見本国債証券類保管目録への記載を要しないこと。

- ・ 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときなど印鑑票等（見本証券添付分）のみを業務局へ送付していた場合において同局から当該印鑑票等（見本証券添付分）の返戻を受けたときは、同印鑑票等（見本証券添付分）を、同局へ送付する前に一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）を納めているファイルまたは袋類に収容し、改めて当該見本証券（印鑑票等毎配付分）と一緒に保管すること。

- 保管にあたっては、錠のかかるロッカーなどに保管する。

③汚染き損・滅紛失

- 印鑑票または氏名等届出書を汚染き損し使用不能となったとき、または滅紛失したときは、その更新または再製手続を行う。

⇒ 印鑑票・氏名等届出書の更新と再製・428参照

- * 受入れた印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に保管している見本証券（印鑑票等毎配付分）を汚染き損し使用不能となったとき、または滅紛失したときは、速やかに統轄店へ連絡し、その指示により取扱う。

④払出

- 元利金の支払が完了した印鑑票または氏名等届出書は、自店備付けの印鑑票または氏名等届出書から抜き出し、支払完了分として他のものと区別して整理保管する。

- * 元利金の支払が完了し上記により別整理する印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票または氏名等届出書と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）についても同印鑑票または氏名等届出書と一緒に整理して保管する。

- 上記印鑑票または氏名等届出書は、1か月分を取まとめて現在枚数から払出したうえ、支払済証券類等と一緒に統轄店へ送付する。

- * 上記により統轄店へ送付する印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票または氏名等届出書と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）についても、1か月分を取りまとめて現在枚数から払出したうえ、当該印鑑票または氏名等届出書を統轄店へ送付する際に一緒に送付する。

⇒ 262参照・月分の取まとめ

- 支払場所変更・汚染き損証券引換の請求、証券・利賦札滅紛失の届出、他店からの印鑑票取戻通知などにより送付する印鑑票または氏名等届出書は、それぞれ現在枚数から払出す。

- * 上記により払出す印鑑票または氏名等届出書（①および②において「払出印鑑票等」という。）が印鑑票等（見本証券添付分）であ

長期未払印鑑票等に
該当する場合だけ⑤

⑤用済整理等

るときは、次のとおり取扱う。

- ① 支払場所変更（他の各種請求・届出と同時のものを含む。）のとき、または印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書の送付を受けたときは、払出印鑑票等と一緒に保管している見本証券（印鑑票等毎配付分）についても、それぞれ現在枚数から払出したうえ、払出印鑑票等と一緒に送付する。
- ② 汚染き損証券引換の請求もしくは証券・利賦札滅紛失の届出のとき、または他店からの印鑑票もしくは氏名等届出書のみを取戻通知を受けたときは、払出印鑑票等と一緒に保管している見本証券（印鑑票等毎配付分）については、払出印鑑票等の送付先、送付事由および送付日付を記載した付せんを貼付し、そのまま保管する。
⇒ 支払場所変更・４２１、滅紛失届・４２３、汚染き損証券引換・４２４、印鑑票等取戻通知・４１２、印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書・４１２の２参照

- 自店備付けの印鑑票または氏名等届出書が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当することになった場合には、７３１により取扱う。
- 自店備付けの印鑑票が長期未払印鑑票（機械化以外分）に該当するときは、７３２により取扱うことができる。

2 3 2 元利金の支払

【要注意】—— 証券の額面金額等を記載した部分に対しては、支払うことができない。

⇒ 元利金の送金請求・特殊事例 7 2 0 参照
買上償還代金の支払・特殊事例 7 5 1 参照

2 3 2 - 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①受付	○ 元利金の支払請求を受けたときは、自店備付けの記名国債証券印鑑票からその記名者分を抜き出す。 引揚者特別交付金国庫債券 慰 労 金 国 庫 債 券のとき 特別葬祭給付金国庫債券 引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金国庫債券は、他の記名国債証券と異なり、消滅時効（時効期間 1 0 年）の適用があるので、特殊事例 7 1 0 を参照のうえ取扱うこと。 ● 他の記名国債証券の元利金は、消滅時効期間満了日後も支払うことができる。 ⇒ 1 4 3 ③参照・消滅時効の特例 * 印鑑票が長期未払印鑑票等に該当する場合には、特殊事例 7 3 1 または 7 3 2 を参照のうえ取扱うこと。 ○ 請求者が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。）である場合には、4 1 6 または 4 2 7 の手続の可否を確認のうえ、必要なときはその手続も併せて行う。 ⇒ 4 1 6 参照・委任状 ⇒ 4 1 6 の 2 参照・委任状等の代書 ⇒ 4 2 7 参照・記名者の行為能力に関する届出 ○ 利賦札のときは、その裏面に請求者の届出印を押して提出させる。 * 利賦札の一部には「日本銀行 支払通知書代用 業務局」と表示されているものがあるが、これを通常のもの（同表示のないもの）と区別する必要はない。 ⇒ 「支払通知書代用」の表示・4 2 3—4 ①参照

- 元利金受領方通知に基づく請求のときは、自店において印鑑票に添付して保管中の減紛失利賦札元利金（償還金）領収証書用紙（減紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書の下部に付属している。）を請求者に交付し、領収年月日・請求者の住所・氏名を記載、届出印を押して提出させる。

減紛失利利金支払
通知書記載例参照

＊ 請求者から元利金受領方通知の提出があったときは、これを回収し、国債元利金支払票に添付して保管する。

- 後記③の国債元利金支払票の請求者欄に住所・氏名を記載させ、利賦札または減紛失利利金領収証書とともに提出させる。

照会を要する事例

- 次のようなときは、業務局営業・国債業務企画グループへ照会し、その指示により取扱う。
- 成年被後見人となっている記名者の死亡後に成年後見人から元利金の支払請求を受けたとき
 - 引揚者国庫債券・引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券について
 - ① 徴税機関から国税徴収法の規定により、債権差押通知書の送付を受けたとき
 - ② 徴税機関から差押えた利賦札・減紛失利利金支払通知書に対する元利金の支払請求を受けたとき
（地方税法・各種の社会保険法による差押えなど、国税徴収法の例によって処分する旨定められている場合を含む。）
 - 株式会社日本政策金融公庫・地方公共団体など、法令の規定により記名国債証券を担保に融資することができる機関から、その証券の元利金代理受領などについて申出を受けたとき

〔支払停止の通知〕

②印鑑票との照合確認など

○ 都道府県知事（慰労金国庫債券については総務大臣）または業務局から元利金の支払を停止されたい旨の通知書の送付を受けたときは、該当の印鑑票の余白に通知書の日付を表示し「支払停止」と赤色で記載したうえ、その後の取扱方について統轄店（本店管下代理店は業務局国債証券業務グループ）へ照会する。

○ 提出された利賦札・減紛失元利金領収証書について、次のことを確かめる。

（利賦札）

- 真正で所要の要項を満たしているか

要 項

国債名称・記号・番号・金額・支払期日

〔見本証券類参照 — 証券用紙には、「財務省印（平成12年12月以前発行のものは大蔵省印）」・「財務省（平成12年12月以前発行のものは大蔵省）」の文字などのすかしが入っている。〕

- 上記の要項が欠けているもの、偽造・変造・真偽不明のものは、統轄店（本店管下国債代理店は業務局営業・国債業務企画グループ）へ照会し、その指示により取扱う。

- 要項・受領印の印影が印鑑票と一致しているか
- 廃印（ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債複代理店の場合には、日附印）が押されていないか

⇒ 142参照・回収証券類への廃印の押なつと取消方法

- 元利金の支払期日が到来しているか

なお、支払期日が銀行休業日に当たったときは、その期日の次の営業日から支払う。

⇒ 銀行休業日・143②参照

（領収証書）

- 減紛失元利金支払通知書に記載の要項、減紛失元利金領収証書に記載・押印の住所・氏名・印影が印鑑票と一致しているか

③国債元利金支払票 の作成

- 任意代理人による支払請求のため提出を受けた委任状は、416により取扱う。
⇒ 416参照・委任状

- 受入れた利賦札・減紛失元利金領収証書により、請求者ごとに支払票を作成する。
- 支払票は、自行庫で定めたもので代用してよい。
 - * 支払票に代用する証票は、元利金の支払およびその支払後の計算整理に必要な事項が記載される様式のものであればよい。

支 払 票 記載例参照

④支払

- 次の金額を支払う。
 - 利賦札のとき 利札・賦札の券面金額
 - 減紛失元利金領 減紛失元利金支払通知書の合計欄
収証書のとき に記載の金額
 - * 遺族国庫債券・引揚者国庫債券の利賦札・減紛失元利金支払通知書には、元金額と利子額が記載されているが、利子には所得税および地方税の課税を要しない。
- 支払票の支払済印欄に支払日付を表示する。
- 請求者から支払の内訳を求められたときは、国債元利金支払計算書を作成し、請求者に交付する。
 - * 国債元利金支払票との2枚複写となっている。
 - * 自行庫で定めた支払票を使用しているときは、支払の内訳を記載した適宜の計算書を交付することとしてよい。
⇒ 210参照・計算書の記載例

⑤印鑑票への支払表示

- 印鑑票の該当支払期欄に支払日付を表示し、取扱者が押印する。

印鑑票への支払表示例

金国庫債券印鑑等届出書	
氏 名	印 鑑
※ 甲野太郎	※ (甲野)
68.5.15 渡	69.5.15 渡
5.5.17 (印)	6.5.16 (印)

支払日付を表示し、取扱者が押印する。

- 日付・取扱者名の入っている支払済印などを押し、上記の表示に代えてよい。

⇒ 231④参照・支払が完了した印鑑票・氏名等届出書の送付

⑥廃印の押なつなど

- 支払済の利賦札・減紛失元利金領収証書（減紛失元利金支払通知書と切離さない。）には、支払後直ちに

- 利賦札については、裏面 ○ 印の個所（○印のないものは中央部）に廃印を明りょうに押す。

⇒ 142①参照・回収証券類への廃印の押なつ

- 減紛失元利金領収証書については、支払済印欄に支払日付を表示する。

⑦証券の額面金額等記載部分の回収・廃棄

- 元利金の支払が完了したため、記名者などから証券の額面金額等を記載した部分の提出を受けたときは、これを回収し、速やかに自店で廃棄する。（なるべく焼却の方法による。）

以後の取扱いは「260元利払の取まとめ」参照

2 3 2 - 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①受付	○ 元金の支払請求を受けたときは、本人確認書類を呈示させ、自店備付けの氏名等届出書からその記名者分を抜き出す。 ⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項 * 氏名等届出書が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合には、特殊事例 7 3 1 を参照のうえ取扱うこと。 ○ 請求者が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。）である場合には、4 1 6 または 4 2 7 の手続の要否を確認のうえ、必要なときはその手続も併せて行う。 ⇒ 4 1 6 参照・委任状 ⇒ 4 1 6 の 2 参照・委任状等の代書 ⇒ 4 2 7 参照・記名者の行為能力に関する届出 ○ 元利金受領方通知に基づく請求のときは、自店において氏名等届出書に添付して保管中の滅紛失利賦札元利金（償還金）領収証書用紙（滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書の下部に付属している。）を請求者に交付し、領収年月日・請求者の住所・氏名を記載して提出させる。 滅紛失利元利金支払 通知書記載例参照 * 請求者から元利金受領方通知の提出があったときは、これを回収し、国債元利金支払票に添付して保管する。 ○ 後記③の国債元利金支払票の請求者欄に住所・氏名を記載させ、賦札または滅紛失利元利金領収証書とともに提出させる。 照会を要する事例 ○ 次のようなときは、業務局営業・国債業務企画グループへ照会し、その指示により取扱う。 ● 成年被後見人となっている記名者の死亡後に成年後見

人から元金の支払請求を受けたとき

- 株式会社日本政策金融公庫・地方公共団体など、法令の規定により記名国債証券を担保に融資することができる機関から、その証券の元金代理受領などについて申出を受けたとき

〔支払停止の通知〕

- 都道府県知事または業務局から元金の支払を停止されたい旨の通知書の送付を受けたときは、該当の氏名等届出書の余白に通知書の日付を表示し、「支払停止」と赤色で記載したうえ、その後の取扱方について統轄店（本店管下代理店は業務局国債証券業務グループ）へ照会する。

②氏名等届出書との 照合確認など

- 提出された賦札・滅紛失元利金領収証書について、次のことを確かめる。

（ 賦札 ）

- 真正で所要の要項を満たしているか

要 項

国債名称・記号・番号・金額・支払期日

見本証券類参照 — 証券用紙には、「財務省印」・「財務省」の文字などのすかしが入っている。

- 上記の要項が欠けているもの、偽造・変造・真偽不明のものは、統轄店（本店管下国債代理店は業務局営業・国債業務企画グループ）へ照会し、その指示により取扱う。

- 要項が氏名等届出書と一致しているか
- 本人確認書類の住所・氏名が氏名等届出書と一致しているか
- 廃印（ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店の場合には、日附印）が押されていないか
⇒ 142参照・回収証券類への廃印の押なつと取消方法
- 元金の支払期日が到来しているか
なお、支払期日が銀行休業日に当たったときは、その期日の次の営業日から支払う。
⇒ 銀行休業日・143②参照

(領収証書)

- 滅紛失元利金支払通知書に記載の要項、滅紛失元利金領収証書に記載の住所・氏名が氏名等届出書と一致しているか
- 本人確認書類の住所・氏名が氏名等届出書と一致しているか

- 賦札の裏面または滅紛失元利金領収証書の余白に本人確認書類の記録事項を記載する。

賦札裏面・領収証書への記録事項記載例参照

⇒ 415 参照・本人確認書類の種類および記録事項

＊ 請求者である記名者が被保佐人または被補助人で保佐人または補助人に代理権が付与されていない場合（補助人にあっては、同意権が付与されている場合に限る。）には、記名者および保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項を記載する。この場合、どちらの記載が保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項か分かるように「保佐人」等の文言を併せて記載する。

- 任意代理人による支払請求のため提出を受けた委任状については、委任状の余白に作成者（委任者）の本人確認書類の記録事項を記載し、416 のとおり取扱う。

⇒ 415 参照・本人確認書類の種類および記録事項

⇒ 416 参照・委任状

- 本人確認書類を請求者に返す。

③国債元利金支払票の作成

- 受入れた賦札・滅紛失元利金領収証書により、請求者ごとに支払票を作成する。

- 支払票は、自行庫で定めたもので代用してよい。

＊ 支払票に代用する証票は、元金の支払およびその支払後の計算整理に必要な事項が記載される様式のものであればよい。

支払票
記載例参照

④支払

- 次の金額を支払う。
 - 賦札のとき 賦札の券面金額
 - 減紛失元利金領 減紛失元利金支払通知書の合計欄
収証書のとき に記載の金額
 - 支払票の支払済印欄に支払日付を表示する。
 - 請求者から支払の内訳を求められたときは、国債元利金支払計算書を作成し、請求者に交付する。
 - * 国債元利金支払票との2枚複写となっている。
 - * 自行庫で定めた支払票を使用しているときは、支払の内訳を記載した適宜の計算書を交付することとしてよい。
- ⇒ 210 参照・計算書の記載例

⑤氏名等届出書への 支払表示

- 氏名等届出書の該当支払期欄に支払日付を表示し、取扱者が押印する。

氏名等届出書への支払表示例

証券の交付年月日等	
証券 令 交付 和 4. 3. 2 8	
償還金支払場所	
※	都道 府県
日本銀行〇〇代理店	
令和4年4月15日渡	
支払表示	4. 5. 2 0
	(印)

支払日付を表示し、取扱者が押印する。

- 日付・取扱者名の入っている支払済印などを押し、上記の表示に代えてよい。

⇒ 231 ④参照・支払が完了した印鑑票・氏名等届出書の送付

⑥廃印の押なつ
など

- 支払済の賦札・滅紛失元利金領収証書（滅紛失元利金支払通知書と切離さない。）には、支払後直ちに
 - 賦札については、裏面 ○ 印の個所（○印のないものは中央部）に廃印を明りょうに押す。
⇒ 142①参照・回収証券類への廃印の押なつ
 - 滅紛失元利金領収証書については、支払済印欄に支払日付を表示する。

⑦証券の額面金額等
記載部分の回収・
廃棄

- 元金の支払が完了したため、記名者などから証券の額面金額等を記載した部分の提出を受けたときは、これを回収し、速やかに自店で廃棄する。（なるべく焼却の方法による。）

以後の取扱いは「26
0元利払の取まとめ」
参照

支払票・減紛失元利金支払通知書・同領収証書の記載例

〔設例〕 次の支払請求を受けたとき

- 遺族国庫債券 5 万円券の賦札 1 枚に対する元利金
- 特別弔慰金国庫債券の減紛失元利金支払通知書 1 枚に対する元金



書式No.320

国債元利金支払票

請求者	住所	東京都〇〇市△△町 1-1		番号札	税区分	1. 居住者	
	氏名 (名称)	甲野 太郎				2. 内国法人	
						3. その他	()

元 金			利 子				合 計			
種 別	枚 数	金 額	1 枚 当 り の 金 額				枚 数	利 子 額	所得税額	地方税額
			種 別	利 子 額	所得税額	地方税額				
証 券 (国債名称)	枚	円	種 別 (国債名称)	利 子 額 円	所得税額 円	地方税額 円	枚	利 子 額 円	所得税額 円	地方税額 円
"			"							
"			"							
減紛失利賦札 元利金 (償還 金) 領収証書	1	9,000						404		
賦 札	1	6,739	計					③	(ロ)	(ハ)
計	(A)	15,739	税 差 引 額				(B) (イ) - (ロ + ハ)			

(注意) 記載が 1 行のときは、計の記載を要しない。

②

④ 28.3.8

① 減紛失元利金領収証書の枚数・金額を記載する。

② 賦札の枚数は、元金欄に記載し、利子欄には記載しない。

③ 記載が 1 行のときは、「計」欄の記載を要しない。

④ 支払日付を表示する。

黄金請求額 (A + イ) 円 16,143

支払額 (A + B) 円 16,143

- 自店保管 (保管期間 5 年)

- ① 減紛失元利金領収証書の枚数・金額を記載する。
- ② 賦札の枚数は、元金欄に記載し、利子欄には記載しない。
- ③ 記載が 1 行のときは、「計」欄の記載を要しない。
- ④ 支払日付を表示する。

賦札の裏面・減紛失元利金領収書への本人確認書類の記録事項の記載例

書式№350

減紛失元利金（償還金）支払通知書

日本銀行〇〇代理店 御 中 (日付) 令和 03.03.03

日本銀行業務局

下記のとおり支払ってください。

国債名称	特別弔慰金国庫債券	記 号	に号
券面種類	証券番号	記 名	
30千円券	0123210	甲 野 太 郎	
支払期 番 号	支払期日	元金（償還金）	利 金
08	昭和 55.06.15	3,000 円	円
09	昭和 56.06.15	3,000	
10	昭和 57.06.15	3,000	
計		9,000	
合 計 金 額			9,000

(日本銀行使用欄)

160407809 0123210
160407999 0123210
160407089 0123210

受領方通知日 3.3.5

(注意) 本通知書は受取人へ送付しないこと。

減紛失元利金（償還金）領収証書

上記支払通知書記載の国債元利金（償還金）を領収しました。

(領収日付) 3.3.8

住 所 東京都〇〇市△△町1-1

氏 名 甲 野 太 郎

印 甲 野

支払済印 3.3.8

支払日付を表示する。

届出印廃止分の場合には、押印は要しない。この場合、余白に本人確認書類の記録事項を記載する。

・届出印廃止分以外の場合には、自店備付けの印鑑票と照合する。
・届出印廃止分の場合には、自店備付けの氏名等届出書と照合する。

賦札裏面への記載例



余白に本人確認書類の記録事項を記載する。

減紛失元利金領収証書への記載例

書式No.350

減紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書

日本銀行○○代理店
御 中

（日付）令和 04. 10. 05
日本銀行業務局

下記のとおり支払ってください。

国債名称 第○○回特別給付金国庫債券		記 号 い号
券面種類 500 千円券	証券番号 0120321	記 名 甲 野 太 郎

減紛失利賦札元利金（償還金）領収証書

上記支払通知書記載の国債元利金（償還金）を領収しました。

（領収日付） 4. 10. 12

住 所 ○○市○○町 1-2-3

氏 名 甲野 太郎

支払済印

19 第012345678900号
○○公安委員会 令和3年4月1日

余白に本人確認書類の記録事項を記載する。

2 4 0 削除

250 誤払の補正方法

誤払補正

- 元利金の補正は、次の方法により補正用の国債元利金支払票を作成し、請求者と精算する。

＊ 誤払補正を行うときは、事前に統轄店（本店管下代理店は業務局国債業務グループ。以下250において同じ。）へ適宜の方法により連絡のうえ手続を進める。

⇒ 国債元利金受払報告表の補正・261③参照

〔補正方法一覧〕

誤りの内容	支払票の作成要領	請求者との精算方法
①支払期日未到来分または失効分の誤払のため、支払済証券類等の返送を受けたとき	○ 誤払の利賦札、領収証書の元利金額について作成する。 ・枚数、金額は赤色で記載する。 記載例1 参照	○ 誤払の利賦札、領収証書と引換えに、誤払の元利金支払額の全額をれい入させる。
②元利金の過剰払のとき	○ 過剰額についてだけ作成する。 ・金額は赤色で記載する。 記載例2 参照	○ 過剰額をれい入させる。
③元利金の不足払のとき	○ 不足額についてだけ作成する。 ・金額は黒色で記載する。 記載例2 参照	○ 不足額を追加払する。

○ 上記①のとき

- 支払期日未到来の利賦札は、廃印を取消して請求者に返す。

⇒ 142②参照・廃印の取消方法

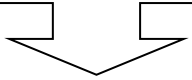
- 失効証券類は、なるべく提出させるよう取計らう。

⇒ 810参照・失効証券類の取扱い

○ 誤払の支払票と補正用の支払票との関連が明らかになるよう、双方の支払票の下部余白に次の表示をする。

- ・ 誤払の支払票……「○年○月○日補正」の旨
- ・ 補正用の支払票…「○年○月○日支払分補正」の旨および補正の事由・内容

以後の取扱は「260
元利払の取まとめ」参
照



支払票の記載例 1 — 支払期日未到来分または失効分の誤払を補正するとき

〔設例１〕 令和５年１０月２日に支払った賦札のなかに令和６年９月３０日渡遺族国庫債券の賦札２枚が混入していたことが判明したため、令和５年１０月９日にその支払額をれい入させることとした。

書式No. 320

国債元金支払票

請求者	住所 東京都〇〇市△△町1-1				番号札	税区 1. 居住者 2. 内国法人 3. その他					
	氏名(名称) 甲野 太郎										
元金				利子							
種別	枚数	金額	1枚当りの金額				合計金額				
			種別	利子額	所得税額	地方税額	枚数	利子額	所得税額	地方税額	
証券 国債名称 ()	枚	円	利 国債名称 ()	円	円	円	枚	円	円	円	
" ()			" ()								
" ()			" ()								
減紛失利賦札 元利金(償還 金)領収証書											
賦札	2	13,478	計				(イ)	808	(ロ)	(ハ)	
計	(A)		税差引額				(B) (イ) - (ロ+ハ)				

支払済印

④ 5.10.9

(注意) 記載が1行のときは、計の記載を要しない。

③ 5.10.2 支払分補正(誤払れい入)

資金請求額 (A+イ)	円	支払額 (A+B)	円
14,286		14,286	

- 自店保管（保管期間5年）

- ① 補正用のときは、すべて国債名称の記載を省略してよい。
- ② 枚数・金額は**赤色**で記載する。
- ③ 誤払の支払票との関連づけ、補正の事由を記載する。
- ④ れい入日付を表示する。

* 誤払分の支払票の下部余白に「5. 10. 9補正」と表示する。

支払票の記載例2 ―元利金の過剰払または不足払を補正するとき

〔設例2〕 令和6年10月2日取扱いの利払において、遺族国庫債券5万円券の令和5年3月31日渡の利子につき、誤った利子額を支払っていたことが判明したため、令和6年10月3日に次のとおり差額720円を追加払することとした。

	(正 当)	(誤 り)	(補正額)
利 子 額	1,910 円	1,190 円	720 円
資金請求額	1,910	1,190	720

書式No. 320

国 債 元 利 金 支 払 票

請 求 者	住 所	番 号 札	税 区 分	1. 居住者
	氏 名 (名称)			2. 内国法人
	東京都〇〇市△△町1-1			3. その他
	甲野 太郎			

元 金			利 子							
種 別	枚 数	金 額	1 枚 当 り の 金 額				合 計 金 額			
			種 別	利 子 額	所得税額	地方税額	枚 数	利 子 額	所得税額	地方税額
① 証 券 (国債名称)	枚	円	種 別 (国債名称)	利 子 額 ②	所得税額	地方税額	枚 数	利 子 額	所得税額	地方税額
(")			(")					720		
(")			(")							
(")			(")							
減紛失利賦札 元利金(償還 金)領収証書										
賦 札			計				(イ)	(ロ)	(ハ)	
計	(A)		税 差 引 額				(B) (イ) - (ロ+ハ)			

(注意) 記載が1行のときは、計の記載を要しない。

④ 6.10.2 支払分補正(追加払)

(正) 円	(誤) 円
利 子 額	1,910 1,190
資金請求額	1,910 1,190

⑤ 支払済印 6.10.3

③ ③

資金請求額 (A+イ) 円 720

支払額 (A+B) 円 720

● 自店保管(保管期間5年)

- ① 補正用のときは、すべて国債名称の記載を省略してよい。
- ② 1枚当りの金額、枚数は記載を要しない。
- ③ 金額は黒色で記載する。
 - 過剰払によるれい入のときは、金額を赤色で記載する。
- ④ 誤払の支払票との関連づけ、補正の事由・内容を記載する。
 - 過剰払によるれい入のときは、補正の事由を「(れい入)」と記載する。
- ⑤ 追加払(またはれい入)日付を表示する。

* 誤払分の支払票の下部余白に「6. 10. 3 補正」と表示する。

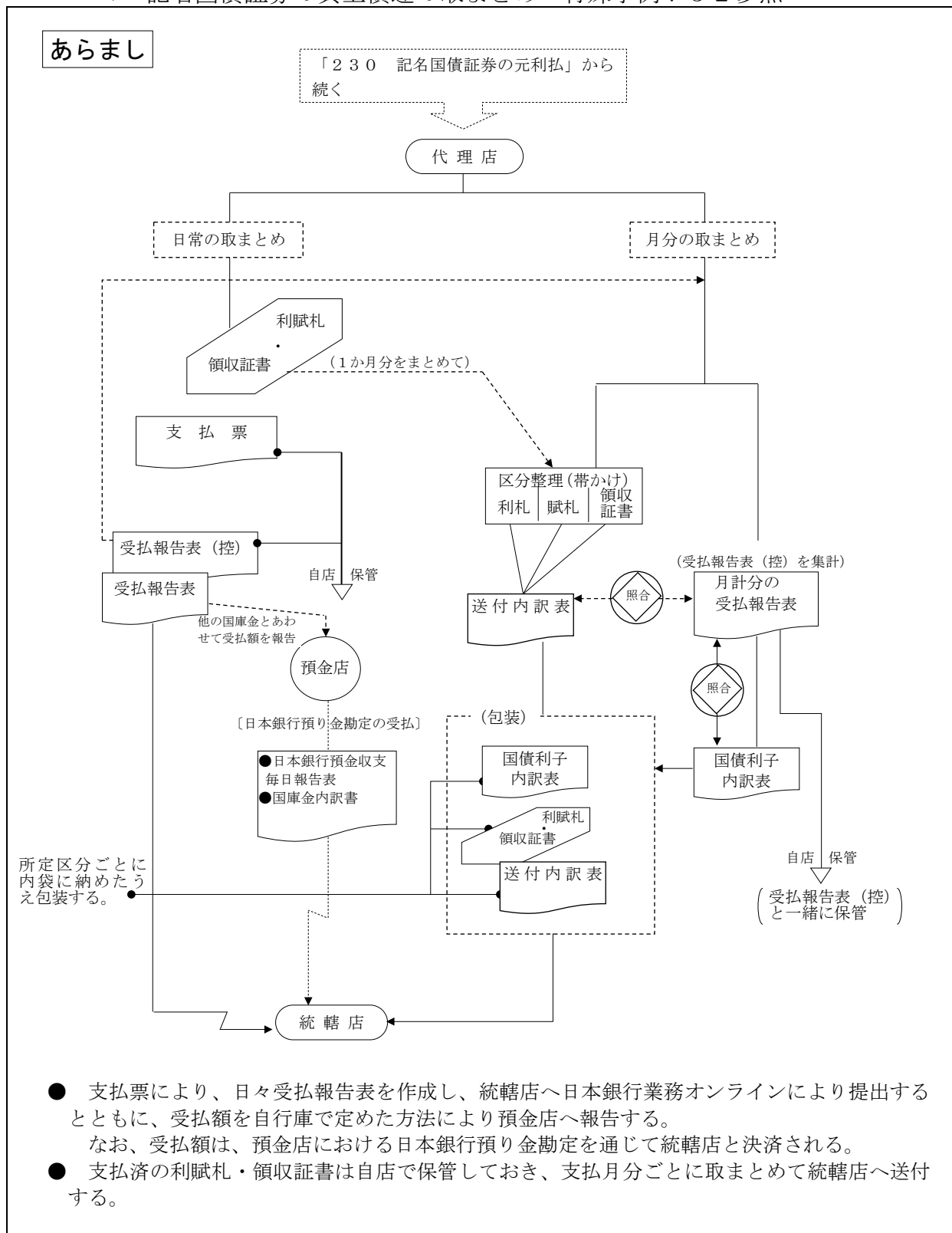
元利払の取まとめ

代理店における元利払の取まとめ事務には、①代理店が取扱った国債元利払資金を統轄店との間で決済するため、元利金の受払額を1日分ごとに取まとめて統轄店に報告する事務と、②資金決済が行われた支払済の利賦札および領収証書を1月分ごとに整理して統轄店に送付する事務とがある。

この手続では、①の事務を「日常の取まとめ」、②の事務を「月分の取まとめ」として区分し、それぞれに必要な取扱要領を定めている。

260 元利払の取まとめ

⇒ 記名国債証券の買上償還の取まとめ・特殊事例752参照



261 日常の取まとめ

事 務 手 順	取 扱 要 領
①国債元利金受払報告表の作成・送付	○ 国債元利金支払票により、支払月分ごとに、日々の元利金の受払額を集計し、受払報告表を作成する。 受払報告表 記載例参照 支払月とは ● 元利金を支払った日の属する月をいう。 ● 誤払補正による受払額の場合は、当初の支払日の属する月をいう。 ○ 受払報告表を統轄店へ日本銀行業務オンラインにより提出し、「控」を自店に保管（保管期間1年）する。 * 日本銀行ホームページに掲載されている受払報告表を使用する場合には、当該受払報告表は、本書と控が一つのファイルとなっているが、控を削除せずに日本銀行業務オンラインにより提出する。 ○ 受払額を自行庫で定めた方法により、預金店（日本銀行との間に預金取引を行う自行庫店舗）へ報告する。 * 元利支払金の決済は、他の国庫金の受払額と合算して別途預金店における日本銀行預り金勘定を通じて決済される。 ⇒ 預金店・120用語の解説・略称参照

受払報告表の記載例 ― 一般例

【設例】 次の元利金の支払があったとき

● 第十一回特別弔慰金国庫債券 25 万円券 賦札 4 枚 100,000 円

書式No. 400

注意 かつこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、当初の支払日）の属する月を記載する。

② 国債元利金受払報告表 ①

(日 付) (店 名)

6. 6. 15 日本銀行〇〇代理店 11011

③ (6 月支払分)

④ 受	摘 要	⑤ 払
円	① 元 金	円 ⑥ 100,000
	② 買上代金 (国債名称)	⑦
	③ 利 子	
	合 計 (① + ② + ③)	⑧ 100,000

① 作成の区分

支払月分ごとに作成。統轄店へ日本銀行業務オンラインにより送付のうえ、「控」を自店に保管（保管期間1年）する。

＊ 日本銀行ホームページに掲載されている受払報告表を使用する場合には、当該受払報告表は、本書と控が一つのファイルとなっているが、控を削除せずに日本銀行業務オンラインにより提出する。

② 作成日を記載する。

③ 支払月を記載する。

④ 受欄には次の金額を記載する。

- 誤払補正のためれい入させた元利金の額

⇒〔補正方法一覧〕

受払報告表の記載例 4 参照

⑤ 払欄には次の金額を記載する。

- 通常の元利金支払額
- 誤払補正のため追加払した元利金の額

⇒〔補正方法一覧〕

受払報告表の記載例 3 参照

⑥ すべての元金を記載する。

⑦ 買上代金は、特殊事例 7 5 2 参照

⑧ 利子額を記載する。

②支払済利札・
支払済賦札・
支払済領収証書
の整理保管

- 元利払により回収した支払済利札・支払済賦札・支払済領収証書は、それぞれ区分して袋類に納め、さらに一定の容器（金庫に備付けのものを含む。）に納めて、後記262の月分取まとめを行うときまで金庫に格納保管する。

なお、月初においては、当月支払分と前月支払分の双方を保管する場合があるが、この場合は、それぞれの支払月分ごとに区分しておく。

- 袋類には、保管する支払済証券類等の現在高を表示する。

袋表示の記載例

支 払 済 賦 札 （支払月6月）				
6 年		現 在 高		確認印
		枚 数	金 額	
6	1	1	50,000円	㊞
	10	2	100,000	㊞
	15	4	200,500	㊞
	20	14	700,500	㊞

- 受払欄を設けてよい。
- 金額欄は、次の金額により記載する。
支払済利賦札 利賦札の券面金額
支払済領収証書 領収証書の金額
- 確認印欄は、確認者（取扱者でもよい。）が押印する。

③受払報告表の補
正

- 統轄店へ送付した受払報告表の支払月・摘要項目・受払額に誤りがあったときは、次の受払報告表を作成する。

- 受払報告表を統轄店へ日本銀行業務オンラインにより提出し、「控」を自店に保管（保管期間1年）する。

- * 日本銀行ホームページに掲載されている受払報告表を使用する場合には、当該受払報告表は、本書と控が一つのファイルとなっているが、控を削除せずに日本銀行業務オンラインにより提出する。
- * 支払金の決済を要するときは、前記①により受払額を預金店へ報告することとなる。
- * 補正を行うときは、事前に統轄店（本店管下代理店は業務局国債業務グループ）へ適宜の方法により連絡のうえ手続を進めるのがよい。

〔補正方法一覧〕

誤りの内容	受 払 報 告 表 の 作 成 要 領	
①支払月分の誤りのとき	○ 誤りを取消するための受払報告表 ● 誤り分の受払報告表に記載の金額のうち、支払月の誤りに該当する金額について、すべて受払を逆に記載する。 (支払月欄には誤りの支払月を記載する。)	○ 正当分の受払報告表 ● 支払月欄に正当な支払月を記載し、該当する金額を誤り分の受払報告表と同じ受払欄に記載する。
②摘要項目の誤りのとき	○ 誤りを取消するための受払報告表 ● 誤り分の受払報告表に記載の金額のうち、摘要項目の誤りに該当する金額について、受払を逆に記載する。	○ 正当分の受払報告表 ● 該当する金額を正当な摘要項目の受払欄に記載する。
③受払額の誤り〔請求者との受払額そのものに誤りがあるときは、前記２５０の手続をあわせて行う。〕 イ、正当受払額より 少なく報告していたとき	○ 受払額を追加するための受払報告表 ● 追加する受払額を該当摘要項目の受払欄に記載する。	
ロ、正当受払額より 多く報告していたとき	○ 受払額を減額するための受払報告表 ● 誤り分の受払報告表に記載の金額のうち、減額する金額について受払を逆に記載する。	

受払報告表の記載例 1 —支払月の誤り

〔設例〕 令和6年2月1日に2月支払分として報告していた次の受払報告表の「元金100,000円」は1月支払分だったため、2月3日に補正。

＊ 受払月区分の誤りのため、取消分と正当分を別葉に作成することとなる。

誤り分

取消分

正当分

書式No. 400

注意 かつこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、当初の支払日）の属する月を記載する。

国債元利金受払報告表

(日付) (店名)

6. 2. 1 日本銀行〇〇代理店

11011
代理店または支払取主との店番号

(2月支払分)

受	摘 要	払
円	① 元 金	円
		100,000
	② 買上代金 ()	
	③ 利 子	
	合 計	100,000
	(① + ② + ③)	

書式No. 400

注意 かつこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、当初の支払日）の属する月を記載する。

国債元利金受払報告表

(日付) (店名)

6. 2. 3 日本銀行〇〇代理店

11011
代理店または支払取主との店番号

(2月支払分)

受	摘 要	払
円	① 元 金	円
100,000		
	② 買上代金 ()	
	③ 利 子	
100,000	合 計	
	(① + ② + ③)	

元金10万円が誤りなので、この金額を誤り分と同じ摘要項目の受欄に記載する。

正当な支払月を記載する。

書式No. 400

注意 かつこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、当初の支払日）の属する月を記載する。

国債元利金受払報告表

(日付) (店名)

6. 2. 3 日本銀行〇〇代理店

11011
代理店または支払取主との店番号

(1月支払分)

受	摘 要	払
円	① 元 金	円
		100,000
	② 買上代金 ()	
	③ 利 子	
	合 計	100,000
	(① + ② + ③)	

誤り分と同じ払欄に記載する。

受払報告表の記載例 2 ――摘要項目の誤り

【設例】 令和6年10月4日に10月支払分の次の遺族国庫債券の元利金を全額「元金」として報告していたため10月7日に補正。

5万円券の賦札	1枚
支払期番号（クーポン番号）	10
元金額	6,739円
利子額	404
計	7,143

* 支払月が同一のため取消分と正当分を同じ報告表に記載することとなる。

誤り分

書式No. 400

注意 かつこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、当初の支払日）の属する月を記載する。

国債元利金受払報告表

(日 付) (店 名)

6.10.4 日本銀行〇〇代理店

11011

代理店または支払期主の店番号

(10月支払分)

受	摘 要	払
円	① 元 金	円
	② 買上代金 (国債名称)	
	③ 利 子	
	合 計 (① + ② + ③)	7,143

取消しと正当分

書式No. 400

注意 かつこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、当初の支払日）の属する月を記載する。

国債元利金受払報告表

(日 付) (店 名)

6.10.7 日本銀行〇〇代理店

11011

代理店または支払期主の店番号

(10月支払分)

受	摘 要	払
円	① 元 金	円
404	② 買上代金 (国債名称)	
	③ 利 子	404
404	合 計 (① + ② + ③)	404

7,143円のうち、利子相当額404円だけが誤りなので、この金額を誤り分と同じ摘要項目の受欄に記載する。

正当な摘要項目の払欄に記載する。

受払報告表の記載例 3 — 受払額の誤り

〔設例〕 令和 6 年 1 0 月 2 日に報告していた次の受払報告表のうち、元金 1 0 0, 0 0 0 円は正当な金額より 5 0, 0 0 0 円少なく報告していたため、1 0 月 3 日に補正。

誤り分

書式No. 400

注意 かっこ書の内容は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、当初の支払日）の属する月を記載する。

国債元利金受払報告表

(日 付) (店 名)

6 . 1 0 . 2 日本銀行〇〇代理店

11011
代理店または支払主との店番号

(1 0 月支払分)

受	摘 要	払
円	① 元 金	円 100,000
	② 買上代金 (国債名称)	
	③ 利 子	
	合 計	100,000
	(① + ② + ③)	

追加分

書式No. 400

注意 かっこ書の内容は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、当初の支払日）の属する月を記載する。

国債元利金受払報告表

(日 付) (店 名)

6 . 1 0 . 3 日本銀行〇〇代理店

11011
代理店または支払主との店番号

(1 0 月支払分)

受	摘 要	払
円	① 元 金	円 50,000
	② 買上代金 (国債名称)	
	③ 利 子	
	合 計	50,000
	(① + ② + ③)	

追加金額だけ記載する。

受払報告表の記載例 4 ——— 受払額の誤り

〔設例〕 令和 6 年 1 0 月 2 日に報告していた次の受払報告表のうち、元金 1 0 0 , 0 0 0 円は正当な金額より 5 0 , 0 0 0 円多く報告していたため、1 0 月 3 日に補正。

誤り分

書式No. 400

注意 かっこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、当初の支払日）の属する月を記載する。

国 債 元 利 金 受 払 報 告 表

(日 付) (店 名)

6 . 1 0 . 2

日本銀行〇〇代理店

11011

代理店または
支払額まとめ店番号

(1 0 月支払分)

受	摘 要	払
円	① 元 金	円
		100,000
	② 買上代金 (国債名称)	
	③ 利 子	
	合 計	
	(① + ② + ③)	100,000

減額分

書式No. 400

注意 かっこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、当初の支払日）の属する月を記載する。

国 債 元 利 金 受 払 報 告 表

(日 付) (店 名)

6 . 1 0 . 3

日本銀行〇〇代理店

11011

代理店または
支払額まとめ店番号

(1 0 月支払分)

受	摘 要	払
円	① 元 金	円
→ 50,000		
	② 買上代金 (国債名称)	
	③ 利 子	
50,000	合 計	
	(① + ② + ③)	

減額する金額を誤り分と同じ摘要項目の受欄に記載する。

262 月分の取まとめ

事 務 手 順	取 扱 要 領
①国債元利金受払報告表の集計	○ 支払月分ごとに日々の受払報告表「控」を取まとめ、摘要項目別の受払額を集計し、月計分の受払報告表を作成する。 ○ 月計分の受払報告表は、上部余白に「月計分」と表示し、日々の受払報告表「控」と一緒につづり込む。 ○ 当該支払月分の受払報告表が1枚のときは、その上部余白に「月計分」と表示し、月計分の作成を省略する。 ○ 月計分の受払報告表を作成した後に、前記261③の補正のため当該支払月分の受払報告表を作成したときは、その受払額を追加した月計分の受払報告表を作成する。(前に作成した月計分の受払報告表と同様、上部余白に「月計分」と表示し、当該支払月分の受払報告表と一緒につづり込む。)
②国債利子内訳表の作成	○ 支払月分ごとに利子の内訳を取まとめ、国債利子内訳表を作成し、その利子額を合計した額を前記月計分の受払報告表に記載の利子額と照合する。 ● 補正による受入額があるときは、これを差引いた金額による。従って、この表の利子額を合計した額は、前記月計分の受払報告表の「利子」欄に記載した受払額の差額と一致する。

国債利子内訳表の記載例

書式 No.384

注意 1. かつこ書の月分は、利子を支払った日の属する月を記載すること。
2. 税込利子額により記載すること。なお、誤払補正による受入額があるときは、これを差引いた金額により記載すること。

国 債 利 子 内 訳 表

日本銀行 ○○支店 (日付) 6.4.1

御中 (店名) 日本銀行○○代理店

支払月を記載する。 → (3月支払分)

11011
代理店番号

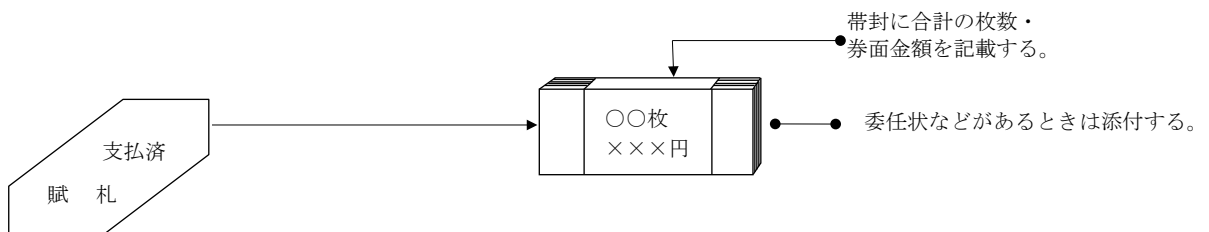
	居住者・内国法人	非居住者・外国法人
利 子 額	円 4,040	円
所 得 税 徴 収 額		

③支払済証券類等の整理

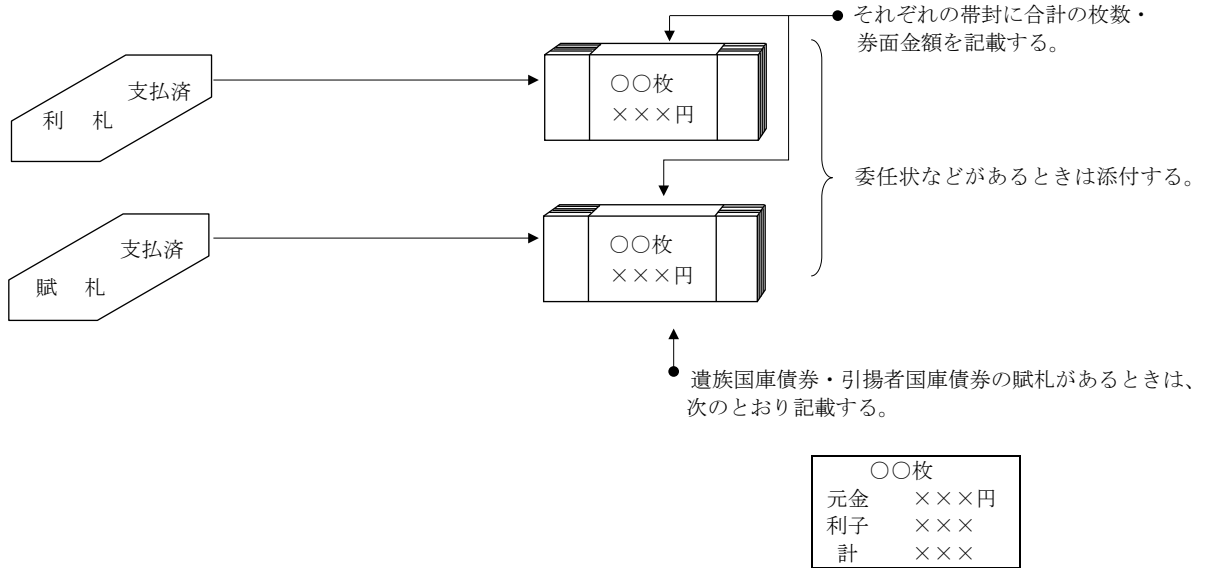
- 支払済証券類等を支払月分ごとに取まとめ、次のとおり区分して帯封をかけ、帯封上に枚数・金額を記載する。

●支払済証券類（機械化分）

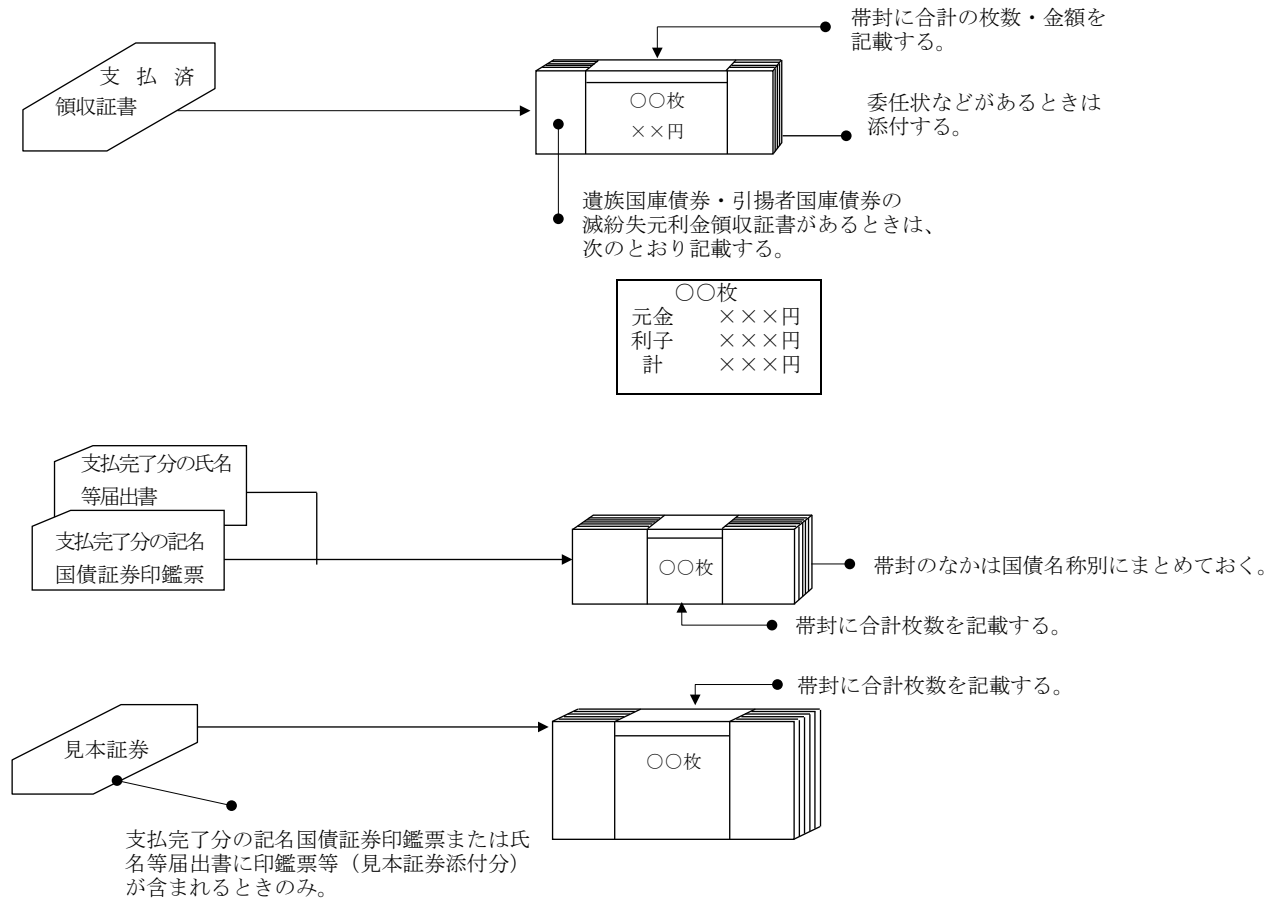
機械化分と機械化以外分に区分する。
⇒ 機械化以外分の国債名称・120参照



●支払済証券類（機械化以外分）



●支払済領収証書等



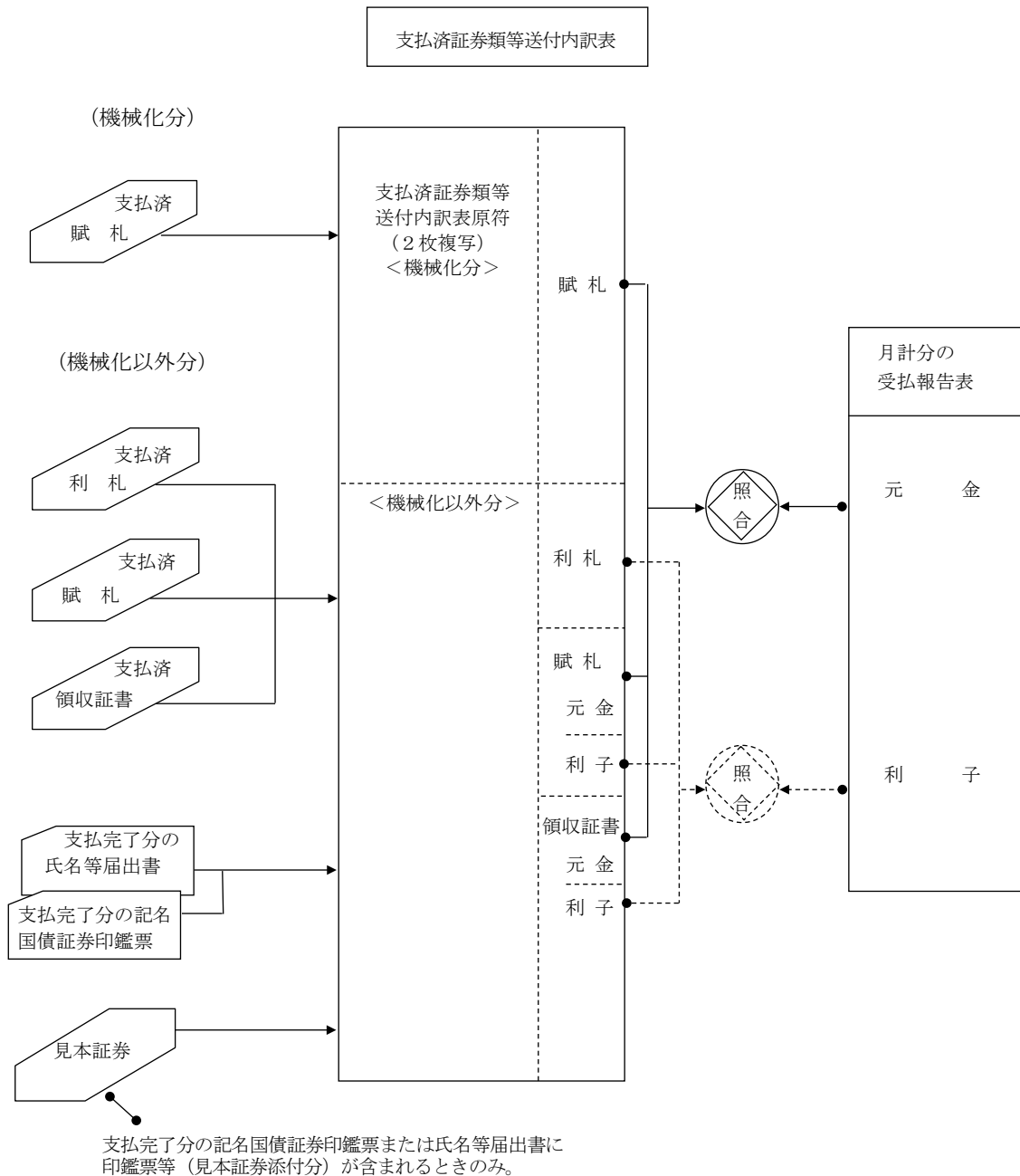
④支払済証券類等送
付内訳表などの作
成と点検

○ 支払済証券類等および支払完了分の印鑑票または氏名等届出書により、次のとおり支払済証券類等送付内訳表などを作成し、その金額を前記①により作成した月計分の受払報告表の金額（受払額の差額）と照合する。

＊ 支払完了分の印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票または氏名等届出書と一緒に保管している見本証券（印鑑票等毎配付分）も統轄店へ送付するため、上記送付内訳表の欄外に「見本証券（国債名称＜略称でよい＞）○枚」と記載する。

送付内訳表と月計分受払報告表との照合

● 支払済証券类等



送付内訳表の記載例

書式No. 380

支払済証券類等送付内訳表

(目付) 6.10.3

取扱店番号

1	1	0	1	1
---	---	---	---	---

 支払月

0	6	0	9
---	---	---	---

仕出 日本銀行〇〇代理店

あて先 日本銀行業務局 御中
(統轄店経由)

※C/D欄は代理店のみ記入のこと

(機械化分)

証	区 分	枚 数	金 額
券	利 付 国 債		

金 額

金 額

金 額

金 額

金 額

金 額

利 子 計

利 子 計

丁 分 の 印 鑑 票 等 1 枚

任 状 枚

④

書式No. 380

支払済証券類等送付内訳表原符

(目付) 6.10.3

取扱店番号

1	1	0	1	1
---	---	---	---	---

 支払月

0	6	0	9
---	---	---	---

仕出 日本銀行〇〇代理店

あて先 日本銀行業務局 御中
(統轄店経由)

※C/D欄は代理店のみ記入のこと

(機械化分)

証	区 分	枚 数	金 額
券	利 付 国 債		

金 額

金 額

金 額

金 額

金 額

利 子 計

利 子 計

(機械化以外分)

利	区 分	枚 数	金 額
① 札	無 記 名 国 債	1	30000

賦	区 分	枚 数	元 金	利 子	計
② 札	無 記 名 国 債		700000		700000

領	区 分	枚 数	元 金	利 子	計
収 証 書	承 認 払 (元金)				
	〃 (利子)				
	減 紛 失 利 賦 札 元 利 金		21868	112	21980
	合 計		21868	112	21980

③ (添付書類)

支払完了分の印鑑票等 1 枚

委任状 枚

- ① 記名国債の利札には、遺族国庫債券・引揚者国庫債券の初期利子がある。
- ② 遺族国庫債券・引揚者国庫債券は、元金額と利子額に区分して記載する。
- ③ 支払完了分の印鑑票または氏名等届出書の送付枚数を記載する。
 - 委任状などがあるときは、書類の名称ごとに枚数を記載する。
 - 支払完了分の印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票または氏名等届出書と一緒に保管している見本証券（印鑑票等毎配付分）も統轄店へ送付するため、「見本証券（国債名称＜略称でよい＞）〇枚」と記載する。
- ④ 他の送付内訳表と一緒に内袋に納め、統轄店へ送付する。

支払済証券類等受領書の例示

(日付) 〇 6 . 1 0 . 1 5

支払済証券類等受領書

(令和06年09月支払)

日本銀行〇〇代理店 御中

(取扱店番号 11011)

日本銀行業務局

(統轄店経由)

(機械化分)

(単位 枚、円)

証 券	区 分	枚 数	金 額
	利 付 国 債		

利 札	区 分	枚 数	金 額
	無 記 名 国 債		

賦 札	区 分	枚 数	金 額
	記 名 国 債	2	10,000

(機械化以外分)

(単位 枚、円)

利 札	区 分	枚 数	金 額
	記 名 国 債	1	3,000

賦 札	区 分	枚 数	元 金	利 子	計
	記 名 国 債	1	70,000		70,000

領 収 証 書	区 分	枚 数	元 金	利 子	計
	承 認 払 (元金)				
	" (利子)				
	減紛失利賦札元利金	2	21,868	112	21,980
	合 計	2	21,868	112	21,980

(添付書類)

支払完了分の印鑑票等 1 枚 ← 委任状 枚

(統轄店コード) 〇〇

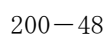
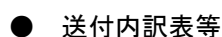
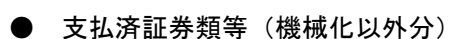
支払完了分の印鑑票および氏名等届出書の送付枚数

- 本受領書中「日本銀行業務局（統轄店経由）」とあるのは、「日本銀行業務局」と読み替える。
- 業務局から送付を受けた受領書は、送付内訳表原符に添付して保管（保管期間 1 年）する。

⑤支払済証券類等の袋入れ

- 支払済証券類等を次のとおり区分して内袋に納め、その表面に枚数・金額・代理店名などを記載する。
- 上記内袋を取まとめて包装し、その表面に ㊦と赤色で表示する。

● 支払済証券類（機械化分）



⑥支払済証券類等の送付

⑦国債証券類受付書などの受理

○ 前記⑤により包装した支払済証券類等は、書留郵便（一般書留）など確実な方法により、支払月の翌月初第3営業日までに統轄店あて発送する。

* 統轄店の窓口へ提出してもよい。

○ 統轄店から国債証券類受付書の日本銀行業務オンラインによる送付または窓口における交付（支払済証券類等を窓口へ提出した場合のみ）を受けたときは、これを送付内訳表原符に添付する。

* 統轄店経由で送付を受けた支払済証券類等は、業務局が内容を調査確認したうえ支払済証券類等受領書などを日本銀行業務オンラインなどにより送付するが、支払済証券類等を統轄店で受付けた旨を連絡するため、取あえず統轄店が受付書の交付などをする。

国債証券類受付書の例示

国債証券類受付書	
(日付) 6. 7. 5	
摘 要	括 数
6 年 6 月分	括
支払済の証券類	3
(支払済領収証書)	2
受 付 日	6 年 7 月 5 日
店 名	〇〇代理店
上記国債証券類は、鑑査未了のためとりあえず本書を交付します。 なお、鑑査の結果、送付内訳表の枚数および金額と相違ないときは、受領書を交付します。	
日本銀行〇〇支店	

○ 業務局から支払済証券類等受領書の送付を日本銀行業務オンラインにより受けたときは、送付内訳表原符に添付して保管（保管期間1年）する。

第 3 編 記名国債証券交付事務

新規発行証券の交付と証券の発行取消とに項目を分け、
それごとの取扱要領を定めている。

目 次

	ページ
	300ー
3 0 0 記名国債証券交付事務	1
3 1 0 この編のなかでの共通事項	1
3 1 1 印鑑票・氏名等届出書・交付内訳書・交付通知書・裁（認）定 通知書の様式	1
3 1 2 取扱機関相互間の証券の送付	13
3 1 3 取扱機関相互間の印鑑票・氏名等届出書の送付（元利金の支払 が完了した印鑑票・氏名等届出書の送付を除く。）	18
3 1 4 証券の交付年月日等の表示	22
3 2 0 新規発行証券の交付	24
3 2 1 証券・交付内訳書・印鑑票・氏名等届出書の受入	28
3 2 2 証券の交付	36
3 2 2－1 一括代理受領のとき	36
3 2 2－1－1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い ...	36
3 2 2－1－2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い	39
3 2 2－2 直接交付のとき	45
3 2 2－2－1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い ...	45
3 2 2－2－2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い	48
3 2 3 証券・印鑑票・氏名等届出書・交付内訳書等の記載事項が相違 しているときの取扱い	52
3 2 3－1 自店限りの訂正・関係先への連絡	52
3 2 3－2 訂正通知書による訂正	53
3 2 4 交付通知書再交付の通知を受けたとき	60
3 2 5 交付取扱店の変更	61
3 2 6 国債を受ける権利の差押えに伴う交付差止	63
3 2 7 交付事務の月分取まとめ	65
3 3 0 証券の発行取消	71
3 3 1 交付差止	71
3 3 2 発行取消	72
3 3 2－1 未交付の証券の発行取消	72
3 3 2－2 交付済の証券の発行取消	76

300 記名国債証券交付事務

310 この編のなかでの共通事項

311 印鑑票・氏名等届出書・交付内訳書・交付通知書・裁（認）定通知書の様式

○ 記名国債証券印鑑票・氏名等届出書・交付内訳書・交付通知書・裁（認）定通知書は、各種記名国債証券の発行交付に関する大蔵省令（平成13年1月以後発行のものは財務省令）などにより、次のとおり様式が定められている。

* 「国債規則等の一部を改正する省令」（令和2年財務省令第89号。以下311において「改正省令」という。）により、印鑑票の様式が関係省令上削除されたが、改正省令附則（経過措置）により、届出印廃止分以外の記名国債証券については、改正省令による改正前の様式の印鑑票が用いられる。

* 氏名等届出書の様式は、関係省令の様式と一部相違（支払表示欄）。

①印鑑票

○ 国債名称によって大きさや記載欄の設け方が異なるなど統一されていないが、次の4つのタイプに分けられる。

様式の区分	該当する印鑑票
① 「証券の交付年月日等」の表示欄が設けられている様式 * 第二十四回特別給付金国庫債券、第二十五回特別給付金国庫債券、第二十六回特別給付金国庫債券および第二十八回特別給付金国庫債券の印鑑票の上部余白には、「支払場所変更時に見本証券と一体で移管」する旨が表示されている。 * 第十一回特別弔慰金国庫債券の印鑑票には、「住所」欄・「氏名」欄に代えて「記名者住所」欄・「記名者氏名」欄が設けられ、同欄等が4行となっている。	第六回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第七回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第八回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第九回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第十回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第十一回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第十二回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第十三回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第十四回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第十五回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第十六回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第十七回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第十八回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第十九回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第二十回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第二十一回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第二十二回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第二十三回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第二十四回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第二十五回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第二十六回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第二十七回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第二十八回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第二回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書 第三回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書 第四回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書 第五回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書 第六回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書 第七回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書 第八回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書 第九回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書

	第十回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書 第十一回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書 慰労金国庫債券印鑑等届出書 特別葬祭給付金国庫債券印鑑等届出書
②「証券の交付年月日等」の表示欄が設けられていない様式	引揚者国庫債券印鑑等届出書 特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第二回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第三回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第四回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第五回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書
③「事項変更等記入欄」が設けられている様式	引揚者特別交付金国庫債券印鑑等届出書
④ 縦書きの様式 * 遺族国庫債券（13号以降）の印鑑票の余白には、「支払場所変更時に見本証券と一体で移管」する旨が表示されている。	印鑑票 * 遺族国庫債券の印鑑票で国債名称が記載されていない。

印鑑票の記載例 1

様式の区分③

証券 昭 49. 10. 2
交付 和 49. 10. 2

引揚者特別交付金国庫債券印鑑等届出書

償還金支払場所	住 所	氏 名	印 鑑	記号	額 面 金 額
※ 〇〇銀行〇〇支店	※ 〇〇市〇〇町2-6	※ □□ □□	※ □□	い	170 千円

証券 昭 48. 6. 1
交付 和 48. 6. 1

第五回特別給付金国庫債券印鑑等届出書

償還金支払場所	住 所	氏 名	印 鑑	証券番号
※ 日本銀行〇〇 代理店	※ 〇〇市〇〇3-3-3	※ △△ △△	※ △△	1 2 3 4 5 6 7

証券の交付年月日等
証券 平 19. 4. 27
交付 成 19. 4. 27

第二十三回特別給付金国庫債券印鑑等届出書

償還金支払場所	住 所	氏 名	印 鑑
※ (〇〇 都道府県) 日本銀行〇〇支店	※ 〇〇市〇〇町2-1-3	※ 〇〇 〇〇	※ 〇〇
(都道府県)			
(都道府県)			

裁定通知書の記号及び番号
〇傷J裁定123456

項変更等記入欄

記 号
い

額 面 金 額
30 万円

番 号
1234567

この欄は使用しない。

この欄は使用しない。この欄は、財務局（事務所）が事務処理上使用するもので、この欄が印刷されている印鑑票と印刷されていない印鑑票がある。

支払表示欄

平成19年5月15日渡	平成21年5月15日渡	平成23年5月15日渡	平成25年5月15日渡	平成27年5月15日渡	記 号
					い
					額 面 金 額
					60 万円
					番 号
					1 2 3 4 5 6 7

注意 ※印は、特別給付金請求者が記入し又は印を押すこと。

様式の区分④

(注) (注) 本様式のほか横型の様式のものが使用されることがある。

「証券の交付年月日等」の表示

⇒ 証券の交付年月日等の表示・314参照

予備欄が設けられていないため、変更事項は余白に記載し、変更日付などは欄外余白に表示する。

財務局（事務所）から送付を受けた交付照合用の印鑑票には、支払場所の所在する都道府県名がかっこ書きで記載されている場合がある。支払場所の所在する都道府県名を記載する項目（（ 都道府県））が印刷されている印鑑票と印刷されていない印鑑票がある。

額面金額の表示（適宜の個所に表示してよい。）

(表面)

証券 金 2. 10. 30
交付 和 2. 10. 30

印 鑑 票

印
鑑

元利金支払場所 住 所 氏 名

〇〇郵便局

5 万円券

国 債 証 券

記 号 番 号

む 1 2 3 4 5 6 7

(裏面)

昭50.3.31渡	昭54.9.30渡
昭50.9.30渡	昭55.9.30渡
昭51.9.30渡	昭56.9.30渡
昭52.9.30渡	昭57.9.30渡
昭53.9.30渡	昭58.9.30渡

印鑑票の記載例 2 —特別葬祭給付金国庫債券の記名者が外国人で国外に居住している場合

1. 在日代理人を選定しているとき

証券の交付年月日等 証券 平 7.8.25 交付 成		特別葬祭給付金国庫債券印鑑等届出書		
償還金支払場所	住 所	氏 名	印 鑑	
※ 日本銀行 〇〇代理店	※ 〇〇〇国〇〇 〇〇 〇番地	※ 〇〇 〇〇	※ (印)	
	〇〇市〇〇町〇—〇	代理人 △△ △△	(印)	
支 払 表 示 欄	平成 8 年 1 月 31 日 渡	平成 9 年 1 月 31 日 渡	記 号	
			い	
			額 面 金 額	
			1 0 万 円	
			番 号	
			9 8 7 6 5 4 3	

注 意 ※欄は、特別葬祭給付金請求者が記入し又は印を押すこと。

2. 記名者本人が償還金を受領するとき

証券の交付年月日等 証券 平 7.8.25 交付 成		特別葬祭給付金国庫債券印鑑等届出書		
償還金支払場所	住 所	氏 名	印 鑑	
※ 日本銀行 〇〇代理店	※ 〇〇〇国〇〇 〇〇 〇番地	※ □□ □□	※ (印)	
	〇〇th 〇〇 〇〇	□□ □□		
支 払 表 示 欄	平成 8 年 1 月 31 日 渡	平成 9 年 1 月 31 日 渡	記 号	
			い	
			額 面 金 額	
			1 0 万 円	
			番 号	
			9 8 7 6 5 4 4	

注 意 ※欄は、特別葬祭給付金請求者が記入し又は印を押すこと。

(注) 印鑑を所有していない者については、印鑑欄には印鑑に代えて署名でも差し支えない。

②氏名等届出書

様式	該当する氏名等届出書
「証券の交付年月日等」の表示欄が設けられている様式 * 第二十九回特別給付金国庫債券および第三十回特別給付金国庫債券の氏名等届出書の上部余白には、「支払場所変更時に見本証券と一体で移管」する旨が表示されている。	第二十九回特別給付金国庫債券氏名等届出書 第三十回特別給付金国庫債券氏名等届出書

氏名等届出書の記載例

証券の交付年月日等 証券令 3.11.29 交付 和		支払場所変更時には、見本証券と一体で移管 第二十九回特別給付金国庫債券氏名等届出書					裁定通知書の記号及び番号 ○傷M裁定 1 2 3	
償還金支払場所		記名者住所			記名者氏名			
※ (〇〇 都道府県) 日本銀行〇〇代理店		※ 〇〇市〇〇町2-1-3			※ 〇〇 〇〇			
(都道府県)								
(都道府県)								
(都道府県)								
支払表示欄	令和4年4月15日渡	令和5年4月15日渡	令和6年4月15日渡	令和7年4月15日渡	令和8年4月15日渡	記号	い	
						額面金額	50 万円	
						番号	000123	

注意 ※欄は、印字されていない場合は、請求者等が記入すること。

財務局（事務所）から送付を受けた交付照合用の氏名等届出書には、支払場所の所在する都道府県名がかっこ書きで記載されている。

※印および注意書が印字されている氏名等届出書と印字されていない氏名等届出書がある。

「証券の交付年月日等」の表示
証券の交付年月日等の表示・3 1 4 参照

この欄は、財務局（事務所）が事務処理上使用するため、使用しない。

③交付内訳書

国債名称	使用される交付内訳書
遺族国庫債券	国債発行請求内訳書（遺族国庫債券用） （根拠法：戦傷病者戦没者遺族等援護法）
引揚者国庫債券	国債発行請求内訳書（引揚者国庫債券用） （根拠法：引揚者給付金等支給法）
特別給付金国庫債券	国債発行請求内訳書（特別給付金国庫債券、第四回特別給付金国庫債券、第十回特別給付金国庫債券、第十七回特別給付金国庫債券、第二十二回特別給付金国庫債券、第二十七回特別給付金国庫債券または第三十回特別給付金国庫債券用） （根拠法：戦没者等の妻に対する特別給付金支給法）
第四回特別給付金国庫債券	
第十回特別給付金国庫債券	
第十七回特別給付金国庫債券	
第二十二回特別給付金国庫債券	
第二十七回特別給付金国庫債券	
第三十回特別給付金国庫債券	国債発行請求内訳書（特別弔慰金国庫債券、第二回特別弔慰金国庫債券、第三回特別弔慰金国庫債券、第四回特別弔慰金国庫債券、第五回特別弔慰金国庫債券、第六回特別弔慰金国庫債券、第七回特別弔慰金国庫債券、第八回特別弔慰金国庫債券、第九回特別弔慰金国庫債券、第十回特別弔慰金国庫債券または第十一回特別弔慰金国庫債券用） （根拠法：戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法）
特別弔慰金国庫債券	
第二回特別弔慰金国庫債券	
第三回特別弔慰金国庫債券	
第四回特別弔慰金国庫債券	
第五回特別弔慰金国庫債券	
第六回特別弔慰金国庫債券	
第七回特別弔慰金国庫債券	
第八回特別弔慰金国庫債券	
第九回特別弔慰金国庫債券	
第十回特別弔慰金国庫債券	
第十一回特別弔慰金国庫債券	
第二回特別給付金国庫債券	国債発行請求内訳書（第二回特別給付金国庫債券、第六回特別給付金国庫債券、第八回特別給付金国庫債券、第十一回特別給付金国庫債券、第十二回特別給付金国庫債券、第十三回特別給付金国庫債券、第十五回特別給付金国庫債券、第十八回特別給付金国庫債券、第二十回特別給付金国庫債券、第二十三回特別給付金国庫債券、第二十五回特別給付金国庫債券、第二十八回特別給付金国庫債券または第二十九回特別給付金国庫債券） （根拠法：戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法）
第六回特別給付金国庫債券	
第八回特別給付金国庫債券	
第十一回特別給付金国庫債券	
第十二回特別給付金国庫債券	
第十三回特別給付金国庫債券	
第十五回特別給付金国庫債券	
第十八回特別給付金国庫債券	
第二十回特別給付金国庫債券	
第二十三回特別給付金国庫債券	
第二十五回特別給付金国庫債券	
第二十八回特別給付金国庫債券	
第二十九回特別給付金国庫債券	国債発行請求内訳書（第三回特別給付金国庫債券、第五回特別給付金国庫債券、第七回特別給付金国庫債券、第九回特別給付金国庫債券、第十四回特別給付金国庫債券、第十六回特別給付金国庫債券、第十九回特別給付金国庫債券、第二十一回特別給付金国庫債券、第二十四回特別給付金国庫債券または第二十六回特別給付金国庫債券）
第三回特別給付金国庫債券	
第五回特別給付金国庫債券	
第七回特別給付金国庫債券	
第九回特別給付金国庫債券	
第十四回特別給付金国庫債券	
第十六回特別給付金国庫債券	
第十九回特別給付金国庫債券	
第二十一回特別給付金国庫債券	
第二十四回特別給付金国庫債券	

第二十六回特別給付金国庫債券	(根拠法:戦没者等の父母等に対する特別給付金支給法)
引揚者特別交付金国庫債券	引揚者等に対する特別交付金認定内訳書 (根拠法:引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律)
慰労金国庫債券	国債発行請求内訳書(慰労金国庫債券用) (根拠法:独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律)
特別葬祭給付金国庫債券	国債発行請求内訳書(特別葬祭給付金国庫債券用) (根拠法:原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)

交付内訳書の例示 1

国 債 発 行 請 求 内 訳 書				第二十二回特別給付金国庫債券		
発 行 日	記号	券面種類	通し頁	取扱財務局等の 名 称	交付取扱店 の 名 称	代 理 受 領 者 (市区町村長等名)
平成 19 年 11 月 1 日	は号	2,000,000 円券	7	〇〇財務事務所	日 本 銀 行 〇〇代理店	〇 〇 市 長

裁定通知書の 記号及び番号	受 取 人		償 還 金 支 払 場 所	※証券番号	備 考
	氏 名	居 住 地			
北 特 E 裁 定 0 0 0 1 5 3	□ □ □ □	〇〇県〇〇市	〇〇 郵便局	0741407	
城 特 E 裁 定 0 0 0 0 2 3	× × × ×	〃	〇〇 郵便局	0741408	

注 ※印欄は、日本銀行で記載するものである。

枚数及び金額 2 枚 4,000,000 円

交付内訳書の例示2——特別葬祭給付金国庫債券の記名者が外国人で国外に居住している場合

国債発行請求内訳書						
						■特別葬祭給付金国庫債券■
発 行 日	記号	券面種類	通し頁	取扱財務局等の名称	交付取扱店の名称	代理受領者（都道府県知事等名）
平成7年8月1日	い号	100,000円券	5	× × 財 務 局	日本銀行○代理店	* * * * *
認定通知書の 記号及び番号	受　　取　　人		償還金支払場所	※証券番号	備　　　考	
	氏　名	居　住　地				
ひ 000001	○○ ○○	○○○国○○ ○○ ○番地	日本銀行○代理店	9876543	(注1) 代理人 △△ △△ ○○市○○町〇ー〇	
ひ 000002	□□ □□	○○○国○○ ○○ ○番地	日本銀行○代理店	9876544	(注2) □□ □□ ○○th ○○ ○○	
注 ※印欄は、日本銀行で記載するものである。				枚数および金額	2枚	200,000円

(注1) 記名者が、在日代理人を選定しているとき
(注2) 記名者本人が直接受領するとき

④ 交付通知書・裁
(認) 定通知書

交付通知書	記号	裁(認)定通知書
遺族国庫債券交付通知書	○弔慰裁定	裁定通知書 (根拠法: 戦傷病者戦没者遺族等援護法)
引揚者国庫債券交付通知書	○引給裁定	認定通知書 (根拠法: 引揚者給付金等支給法)
特別給付金国庫債券交付通知書	○特A裁定	裁定通知書 (根拠法: 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法)
第四回特別給付金国庫債券交付通知書	○特B裁定	
第十回特別給付金国庫債券交付通知書	○特C裁定	
第十七回特別給付金国庫債券交付通知書	○特D裁定	
第二十二回特別給付金国庫債券交付通知書	○特E裁定	
第二十七回特別給付金国庫債券交付通知書	○特F裁定	
第三十回特別給付金国庫債券交付通知書	○特G裁定	
特別弔慰金国庫債券交付通知書	○弔A裁定	裁定通知書 (根拠法: 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法)
第二回特別弔慰金国庫債券交付通知書	○弔B裁定	
第三回特別弔慰金国庫債券交付通知書	○弔C裁定	
第四回特別弔慰金国庫債券交付通知書	○弔D裁定	
第五回特別弔慰金国庫債券交付通知書	○弔E裁定	
第六回特別弔慰金国庫債券交付通知書	○弔F裁定	
第七回特別弔慰金国庫債券交付通知書	○弔G裁定	
第八回特別弔慰金国庫債券交付通知書	○弔H裁定	
第九回特別弔慰金国庫債券交付通知書	○弔I裁定	
第十回特別弔慰金国庫債券交付通知書	○弔J裁定	
第十一回特別弔慰金国庫債券交付通知書	○弔K裁定	
第二回特別給付金国庫債券交付通知書	○傷A裁定	裁定通知書 (根拠法: 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法)
第六回特別給付金国庫債券交付通知書	○傷B裁定	
第八回特別給付金国庫債券交付通知書	○傷C裁定	
第十一回特別給付金国庫債券交付通知書	○傷D裁定	
第十二回特別給付金国庫債券交付通知書	○傷E裁定	
第十三回特別給付金国庫債券交付通知書	○傷F裁定	
第十五回特別給付金国庫債券交付通知書	○傷G裁定	
第十八回特別給付金国庫債券交付通知書	○傷H裁定	
第二十回特別給付金国庫債券交付通知書	○傷I裁定	
第二十三回特別給付金国庫債券交付通知書	○傷J裁定	
第二十五回特別給付金国庫債券交付通知書	○傷K裁定	
第二十八回特別給付金国庫債券交付通知書	○傷L裁定	
第二十九回特別給付金国庫債券交付通知書	○傷M裁定	
第三回特別給付金国庫債券交付通知書	○親A裁定	裁定通知書 (根拠法: 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法)
第五回特別給付金国庫債券交付通知書	○親B裁定	

第七回特別給付金国庫債券交付通知書	○親C裁定	
第九回特別給付金国庫債券交付通知書	○親D裁定	
第十四回特別給付金国庫債券交付通知書	○親E裁定	
第十六回特別給付金国庫債券交付通知書	○親F裁定	
第十九回特別給付金国庫債券交付通知書	○親G裁定	
第二十一回特別給付金国庫債券交付通知書	○親H裁定	
第二十四回特別給付金国庫債券交付通知書	○親I裁定	
第二十六回特別給付金国庫債券交付通知書	○親J裁定	
引揚者特別交付金国庫債券交付通知書	引 ○ 遺 ○	特別交付金認定通知書 (根拠法:引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律)
慰労金国庫債券交付通知書	総 特	慰労金認定通知書 (根拠法:独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律)
特別葬祭給付金国庫債券交付通知書	○	特別葬祭給付金認定通知書 (根拠法:原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)

- * 記号欄の○は、裁(認)定機関を示す記号(都道府県名の頭文字など)。
- * 裁(認)定通知書(特別交付金認定通知書を除く。)には、根拠法、給付の種別、国債の名称等が記載されている。

交付通知書・裁（認）定通知書の例示

第四回特別弔慰金国庫債券交付通知書		通し頁	7
番 号	交 付 取 扱 店	受 取 人 氏 名	
第 1234 号	日 本 銀 行 ○ ○ 代 理 店	○ ○ 市 長	

第四回特別弔慰金国庫債券(い号)額面 150 万円
昭和 60 年発行分

この証券 30 万円券 5 枚

上記の証券を戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給
法第 5 条第 1 項の規定によって交付しますから、上記の
交付取扱店で受け取ってください。

平成 5 年 1 0 月 1 日

○ ○ 財 務 局 長 ○ ○ ○ ○ 印

領 収 証

上記の証券を受け取りました。

平成 5 年 1 1 月 1 日

現住所
氏 名 ○ ○ 市 長 印

注 受取人氏名欄には、市区町村長等が第四回特別弔慰金
国庫債券の受領の委任を受けているときは、当該市区町
村長等の名を記入すること。

届出印廃止分の場合には、公印は押な
つされない。

公印の押なつに代えて、公印の印影が
黒色で印刷されていることもある。

裁 定 通 知 書			
○ 弔 D 裁定第 000153 号			
下記のとおり裁定したので通知します。			
平成 5 年 9 月 2 9 日			
○ ○ 県 知 事			印

根 拠 法 給付の種別	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法		
国債の名称	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 第四回特別弔慰金国庫債券		
券 面 種 別	300,000 円券	国 債 の 記 号	い 号
死 亡 者	甲 野 三 郎		
請 求 者	甲 野 太 郎 昭和 10 年 5 月 20 日		
住 所	○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 1 6 7 - 3		

注 1. この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の
翌日から起算して 6 0 日以内に書面で厚生大臣に対し
て不服申立てができます。

2. 国債を受領する際は、この通知書を呈示して下さい。
なお、国債が交付されるまで、事務手続上多少時間が
かかりますのでご承知下さい。

裁（認）定機関を示す記号

裁（認）定機関	記号	裁（認）定機関	記号	裁（認）定機関	記号
北海道	北	石川県	石	岡山県	岡
青森県	青	福井県	井	広島県	広
岩手県	岩	山梨県	梨	山口県	山
宮城県	城	長野県	長	徳島県	徳
秋田県	秋	岐阜県	岐	香川県	香
山形県	形	静岡県	静	愛媛県	媛
福島県	島	愛知県	愛	高知県	高
茨城県	茨	三重県	三	福岡県	福
栃木県	栃	滋賀県	滋	佐賀県	佐
群馬県	群	京都府	京	長崎県	崎
埼玉県	玉	大阪府	阪	熊本県	熊
千葉県	千	兵庫県	兵	大分県	分
東京都	東	奈良県	奈	宮崎県	宮
神奈川県	神	和歌山県	和	鹿児島県	鹿
新潟県	新	鳥取県	鳥	沖縄県	沖
富山県	富	島根県	根	厚生労働省	厚

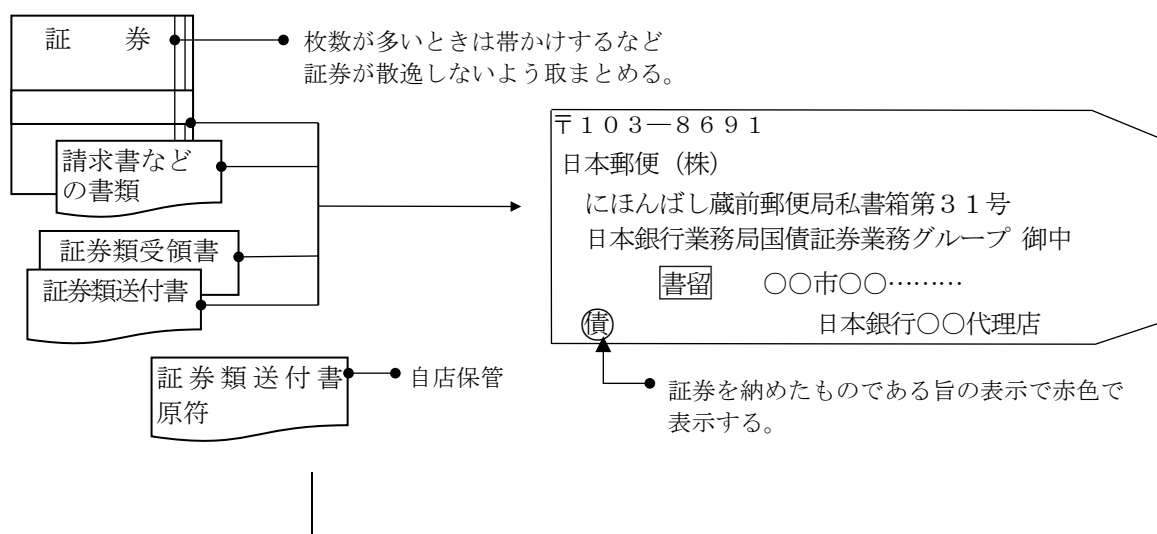
裁（認）定機関	記号
広島市	ひ
長崎市	な

- * 裁（認）定機関（厚生労働省を除く。）の連絡先については、「各都道府県援護主管課名称等一覧」（日本銀行ホームページ掲載）参照。
- * 厚生労働省の連絡先は、次のとおり。
厚生労働省援護局援護・業務課給付係（遺族国庫債券については審査係）（代表電話番号：03-5253-1111）

3 1 2 取扱機関相互間の証券の送付

- * 事務集中センター等と代理店との間で記名国債証券交付事務に伴い証券（見本証券（印鑑票等毎配付分）を含む。）を送付する場合には、3 1 2に準じて、自行庫所定の方法により取扱う。
- * 見本証券（印鑑票等毎配付分）を授受するときは、当該見本証券（印鑑票等毎配付分）もこの項における「証券」として取扱う。
 - ⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）の授受については、3 2 5・交付取扱店の変更、3 3 2・発行取消、4 2 1・元利金支払場所変更の請求、4 2 9・同時請求の取扱い参照

事 務 手 順	取 扱 要 領
①送付するとき	○ 証券・請求書などにより、国債証券類送付書を作成する。 * 国債証券類送付書原符および国債証券類受領書と併せて作成する（日本銀行ホームページ掲載書式を使用する場合には、国債証券類送付書との3枚複写となっている。）。 * なお、証券と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときは、当該証券とは別葉に当該見本証券（印鑑票等毎配付分）の国債証券類送付書を作成する。 ○ 証券・請求書などの書類・証券類送付書を、次のとおり一括して封筒に納め、書留郵便（一般書留）など確実な方法により送付する。 ● 3 1 2において確実な方法とは、送付物の現在地等の追跡機能（中継地点の追跡を省略するものを除く。）があり、かつ、送付物が送付先に手渡しされる方法（送付物の内容（個人情報・有価証券等）を踏まえ、当該送付物の取扱いが可能な方法に限る）をいう。 * なお、証券と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときは、当該証券等と一緒に当該見本証券（印鑑票等毎配付分）および当該見本証券（印鑑票等毎配付分）の国債証券類送付書も同一封筒に納める。



○ 送付先から証券類受領書の送付を受けたときは

- 受入店が受領日付を表示していることを確認する。
- 証券類送付書原符に添付して保管(保管期間1年)する。

* なお、証券と一緒に見本証券(印鑑票毎配付分)を送付したときは、当該証券および当該見本証券(印鑑票等毎配付分)のそれぞれについて証券類受領書の送付を受ける。

* 証券を送付した後、郵便の往復所要日数を経過しても証券類受領書の返送がないときは、電話など適宜の方法により、送付先に証券が到着していることを確かめ、証券類受領書の送付を受ける。

証券類送付書の記載例 1 —発行取消証券を業務局へ送付するとき

⇒ 発行取消証券・332参照

3枚複写

国 債 証 券 類 受 領 書

(送付書) 6.4.25 ⑨
(日付)

あて先 日本銀行〇〇代理店

御中

書式No. 104

備考 無記名国債証券および利賦札を送付するときは、本表は証券および利賦札と同封しないこと。

国 債 証 券 類 送 付 書

(日付) 6.4.25

仕出 日本銀行〇〇代理店

あて先 日本銀行業務局

御中

書式No. 104 注意 1. 無記名国債証券および利賦札を送付する場合、廃印を押したものについては国債名称、記号、券面種類および番号欄の記載を要しない。
2. 記名国債証券を送付するときは、記号および番号欄の記載を要しない。
3. 見本証券を送付するときは、1.に準ずるほか金額欄の記載を要しない。
4. 受領書の送付を受けたときは原符に添付して別添送すること。

国 債 証 券 類 送 付 書 原 符

(日付) 6.4.25

① 仕出 日本銀行〇〇代理店

② あて先 日本銀行業務局
国債証券業務グループ

御中

③

摘 要 (送付事由等)		発行取消 (甲野太郎分)				
国 債 名 称	記 号	券 面 種 類	番 号	枚 数	金 額	
第四回特別弔慰金 国庫債券	↑	円券 300,000	↑	1	円 300,000	
④		⑤		↑	⑥	
合 計				1	300,000	

(添付書類) 記名国債証券の印鑑票等 1枚
添付書類 括
引渡書 1枚 ⑦

金 額	金 額
円 300,000	円 300,000
証券の印鑑票等 1枚 添付書類 括 引渡書 1枚	証券の印鑑票等 1枚 添付書類 括 引渡書 1枚

⑧

- ① 自店名を記載する。
- ② 事務内容ごとに、それぞれの事務手順に示してある「あて先」を記載する。
- ③ 送付事由を記載する。
 - 必要により記名者氏名をカッコ書きする。
- ④ 国債名称は略称で記載してよい。
 - ⇒ 120 参照・用語の解説・略称
- ⑤ 記号・番号の記載を要しない。
- ⑥ 証券についている利賦札の枚数に関係なく、証券1枚として額面金額を記載する。
- ⑦ 添付書類を同封するときに記載する（「記名国債証券の印鑑票等」の枚数は、印鑑票・氏名等届出書の枚数とする。）
- ⑧ 証券と一緒に封筒に納めて送付する。
 - 送付先から証券類受領書の送付を受けたときは、証券類送付書原符に添付して保管（保管期間1年）する。
- ⑨ 受入店が受領日付を表示する。
 - * 見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときも同様に取扱う。ただし、この場合、「国債名称」欄には「見本証券（国債名称＜略称でよい＞）」と記載する。また、記号・番号のほか券面種類・金額の記載も要しない。
 - * なお、証券と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときは、当該証券とは別葉に当該見本証券の国債証券類送付書原符・国債証券類送付書・国債証券類受領書を作成する。

②送付を受けたとき

○ 次のことを確かめ、証券は記名者への交付などがあるまで自店において保管する。

⇒ 144参照・証券の整理保管

● 証券が自店あてに送付されてきたものであるか

● 証券が証券類送付書などに記載の国債名称・枚数・券面種類（額面金額）・金額（合計額面金額）と一致しているか

⇒ 印鑑票・氏名等届出書が同封されているとき・313②参照

* 見本証券・氏名等届出書（印鑑票毎配付分）の送付を受けたときは、当該見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかる券面種類（額面金額）・金額（合計額面金額）との一致の確認を要しない。

⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受け、上述の確認を行った後の取扱いについては、313②参照

* 証券と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けたときは、当該証券および当該見本証券（印鑑票等毎配付分）のそれぞれについて証券類送付書の送付を受ける。

○ 証券類受領書に受領日付を表示したうえ、速やかに証券の送付元へ送付する。

* 証券と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けたときは、当該証券および当該見本証券（印鑑票等毎配付分）のそれぞれについて証券類受領書を送付元へ送付する。

証券類送付書の記載例2 ――新規発行証券が業務局から送付されたとき

国債証券類送付書			
(日付) 平成 19 年 10 月 10 日			
仕出	日本銀行業務局	店印 店印	
あて先	日本銀行〇〇代理店		
御中		No. 101	
摘要 (送付事由等)	交付のため		
国債名称	券面種類	枚数	金額 (千円)
第四回特別弔慰金国庫債券	300 千円券	6	① 1,800
② 19.10.17			
——— この線で切り取り受領書を返送して下さい ③ ———			
国債証券類受領書			
		(送付書日付) 平成 19 年 10 月 10 日	
		(日付) 19.10.17 ←	
あて先	日本銀行業務局 (国債証券業務担当) 御中	店印	
仕出	日本銀行〇〇代理店		
		No. 101	
摘要 (送付事由等)	交付のため		
国債名称	券面種類	枚数	金額 (千円)
第四回特別弔慰金国庫債券	300 千円券	6	1,800

受領日付を表示したうえ、送付元へ送付する。

押印は要しない。

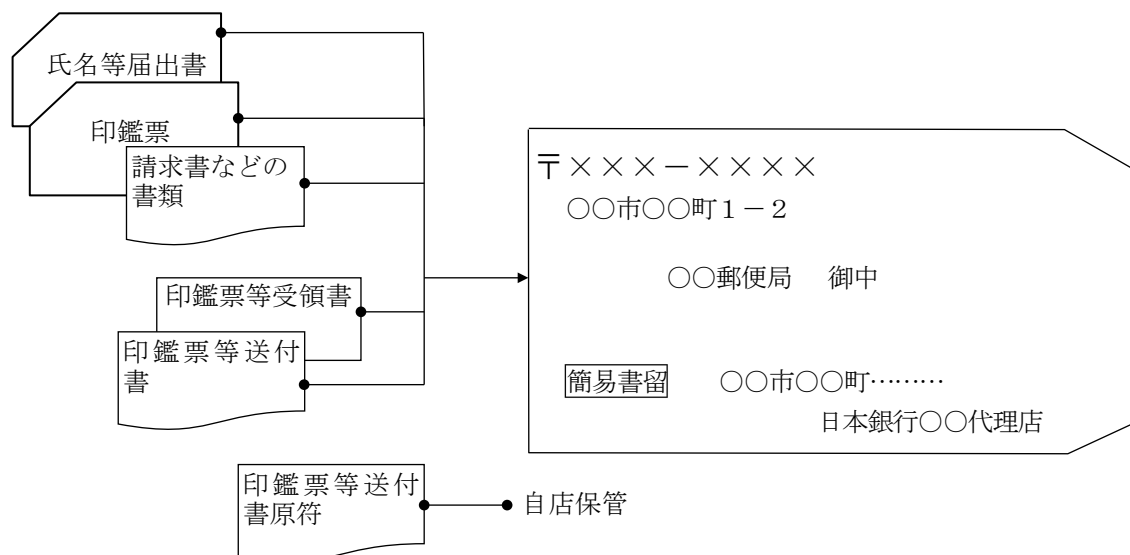
- ① 金額欄は千円単位で記載されている。 ● 国債証券類送付書は、交付事務の月分取りまとめ手続き完了後随時廃棄
- ② 証券の受入日付を表示しておくとうい。
- ⇒ 327参照・交付事務の月分取まとめ
- ③ 受領書を返送するときは切取る。
- 新規発行証券として見本証券（印鑑票等毎配付分）を見本証券とする国庫債券の送付を業務局から受けたときは、証券等と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も送付される。この場合、当該証券および当該見本証券のそれぞれについて国債証券類送付書・国債証券類受領書が送付される。
- ⇒ 320参照・新規発行証券の交付

3 1 3 取扱機関相互間の印鑑票・氏名等届出書の送付（元利金の支払が完了した印鑑票・氏名等届出書の送付を除く。）

⇒ 支払が完了した印鑑票または氏名等届出書の送付・2 3 1 ④ 参照

* 事務集中センター等と代理店との間で記名国債証券交付事務に伴い印鑑票または氏名等届出書を送付する場合には、3 1 3 に準じて、自行庫所定の方法により取扱う。

事 務 手 順	取 扱 要 領
①送付するとき	○ 記名国債証券印鑑票・氏名等届出書・請求書・記名国債証券印鑑票送付先一覧などにより、記名国債証券印鑑票等送付書を作成する。 * 記名国債証券印鑑票等送付書原符および記名国債証券印鑑票等受領書と併せて作成する（日本銀行ホームページ掲載書式を使用する場合には、記名国債証券印鑑票等送付書との3枚複写となっている。）。 ● 印鑑票送付先一覧により、印鑑票等送付書を作成する場合には、印鑑票等送付書に記載したあて先・国債名称・枚数が印鑑票または氏名等届出書と一致することを確認する。 印鑑票等送付書 記載例参照 * 印鑑票送付先一覧には、氏名等届出書についても記載される。 * 送付する印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であり、かつ、見本証券（印鑑票等毎配付分）と一緒に送付するときは、この項に定める印鑑票または氏名等届出書と証券の同時送付時の取扱いのとおり取扱う。 ⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）と一緒に印鑑票等（見本証券添付分）を送付するケースについては、2 3 1 ④参照 ○ 印鑑票・氏名等届出書・請求書などの書類・印鑑票等送付書を、次のとおり一括して封筒に納め、書留郵便（簡易書留でよい。）など確実な方法により送付する。 ⇒ 自店備付けの印鑑票または氏名等届出書の払出（印鑑票等（見本証券添付分）のみを送付するときの見本証券（印鑑票等毎配付分）の取扱いを含む。）については、2 3 1 ④参照 ⇒ 3 2 2 - 1 ⑤・3 2 2 - 2 ⑤参照・新規発行証券の交付に伴う印鑑票または氏名等届出書の払出



- 印鑑票または氏名等届出書を証券と同時に送付するときは、印鑑票等送付書を使用せず、国債証券類送付書の欄外（「記名国債証券の印鑑票等」）にその枚数を記載し、証券と同一封筒に納めて送付する。
 - ⇒ 国債証券類送付書・312参照
 - ⇒ 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときの当該見本証券の取扱いについては、231④参照
- 送付先から印鑑票等受領書の送付を受けたときは
 - 受入店が受領日付を表示していることを確認する。
 - 印鑑票等送付書原符に添付して保管（保管期間1年）する。
 - * 印鑑票または氏名等届出書を送付した後、郵便の往復所要日数を経過しても印鑑票等受領書の返送がないときは、電話など適宜の方法により、送付先に印鑑票または氏名等届出書が到着していることを確かめ、印鑑票等受領書の送付を受ける。

② 送付を受けたとき

[自店支払場所分の印鑑票・氏名等届出書]

- 自店を支払場所とする印鑑票または氏名等届出書の送付を受けたときは、自店備付けの印鑑票または氏名等届出書として受入れる。
 - ⇒ 自店備付けの印鑑票または氏名等届出書の取扱い（印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に送付を受けた見本証券（印鑑票等毎配付分）の取扱いを含む。）については、231参照

[他店支払場所分の印鑑票・氏名等届出書]

- 他店を支払場所とするものについて、各種の請求・届出手続のため印鑑票または氏名等届出書の送付を受けたときは、次のことを確かめ、請求書・届書の添付書類として取扱う。
 - * 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に送付を受けた見本証券

(印鑑票等毎配付分)は、当該印鑑票等(見本証券添付分)とともに請求書・届書の添付書類として取扱う。

- 印鑑票または氏名等届出書が自店あてに送付されてきたものであるか
- 印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等送付書などに記載の国債名称・枚数・添付書類名と一致しているか

＊ 印鑑票または氏名等届出書が証券と一緒に送付されるときは、印鑑票等送付書を使用しないで、国債証券類送付書の欄外に「印鑑票等〇枚」と記載されている。

⇒ 国債証券類送付書・312参照

＊ 業務局から代証券と一緒に送付された印鑑票または氏名等届出書は、支払場所へ送付するまでの間、その証券に添付しておく。なお、印鑑票等(見本証券添付分)等と一緒に業務局から送付された見本証券(印鑑票等毎配付分)または自店において滅紛失届(写)に添付して保管していた見本証券(印鑑票等毎配付分)についても、印鑑票または氏名等届出書と一緒に支払場所へ送付するまでの間、その証券に添付しておく。

⇒ 429参照・同時請求の取扱い

**引揚者特別交付金国庫債券
慰 労 金 国 庫 債 券 の と き
特別葬祭給付金国庫債券**

引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金国庫債券にかかる各種の請求・届出のため送付を受けた印鑑票については、特殊事例710を参照のうえ取扱うこと。

- 印鑑票等受領書に受領日付を表示したうえ、速やかに印鑑票または氏名等届出書の送付元へ送付する。
- 印鑑票等送付書は、自店に保管(保管期間1年)する。

[新規発行証券の交付照合用印鑑票・氏名等届出書]

- 新規発行証券の交付のため財務局(事務所)から印鑑票または氏名等届出書の送付を受けたときは、交付照合用の印鑑票または氏名等届出書として受入れる。

⇒ 321②参照・交付照合用の印鑑票・氏名等届出書の受入など

印鑑票等送付書の記載例

3枚複写

書式No.207

記名国債証券印鑑票等受領書

あて先 日本銀行〇〇代理店 御中 (送付書日付) 3.10.4

書式No.207

記名国債証券印鑑票等送付書 (日付) 3.10.4

仕出 日本銀行〇〇代理店

書式No.207

注意 印鑑票または氏名等届出書を証券と同時に送付するときは、国債証券送付書の欄外に印鑑票または氏名等届出書の枚数などを記載し、本書を使用しないこと

記名国債証券印鑑票等送付書原符

① 仕出 (日付) 3.10.4 日本銀行〇〇代理店

〒×××-××××

〇〇市〇〇町1-2

あて先 〇〇郵便局 御中

添付書類

場所変更請求書 (甲野太郎分)

添付書類

支払場所変更請求書 (甲野太郎分)

国債名称	枚数	添付書類
② 第四回特別形国庫債券	1	③ 支払場所変更請求書 (甲野太郎分)

- ① 自店名を記載する。
- ② 国債名称は略称で記載してよい。
⇒ 120 参照・用語の解説・略称
- ③ 添付書類があるときは、書類の名称を記載する。
● 必要により記名者氏名をカッコ書きする。
- ④ 印鑑票または氏名等届出書と一緒に封筒に納めて送付する。
● 送付先から印鑑票等受領書の送付を受けたときは、印鑑票等送付書原符に添付して保管（保管期間1年）する。
- ⑤ 受入先が受領日付を表示する。

3 1 4 証券の交付年月日等の表示

証券・記名国債証券印鑑票・氏名等届出書への「証券の交付年月日等」の表示は、次の方法により行う。

証券の交付年月日

昭和49年5月1日以降、新規発行証券または滅紛失証券・汚染き損証券の代証券を交付するときは、その交付日付または発送日付（郵送により交付するとき）を、証券と印鑑票または氏名等届出書に表示することとしている。

この表示は、記名国債証券の元利金に対し、消滅時効を適用する際の時効起算日の基準とするためのものである。

①表示個所

- | | |
|-------------|---|
| 証 券 | ● 証券の額面金額等を記載した部分の裏面の表示欄または表示欄のないものは左上部余白 |
| 印 鑑 票 | ● 表面の表示欄または表示欄のないものは左上部余白 |
| 氏 名 等 届 出 書 | ● 表面の表示欄 |

②表示形式

- | | | | |
|-----|-------------------------------------|----------|-------------------|
| 文 言 | ● 証券を窓口で交付するとき | 証券
交付 | ○年○月○日 |
| | ● 証券を郵送により交付するとき | 証券
交付 | ○年○月○日
(証券発送日) |
| 方 法 | ● 「証券交付 ○年○月○日」 の形式のゴム印を使用し赤色で表示する。 | | |

「証券発送日」の文言も赤色で記載する。

＊ ゴム印が摩擦などにより使用できなくなったときは、その旨を統轄店（本店管下代理店は業務局営業・国債業務企画グループ）へ連絡する。

③誤って表示したときの訂正方法

- 「証券の交付年月日等」を訂正するときは、その表示に2条の線を引き、正当な「証券の交付年月日等」を表示する。

表 示 例
参 照

証券の交付年月日等の表示例 — (訂正) 交付日 2. 1 0. 3 0 を誤って 2. 1 0. 2 9 と表示した。

証 券

証券の交付年月日等 証券交付 令和 2. 1 0. 2 9	証券交付 令和 2. 1 0. 3 0
※	※

印鑑票

証券の交付年月日等 証券交付 令和 2. 1 0. 2 9	証券交付 令和 2. 1 0. 3 0	第十一回特別弔慰金国庫債券印鑑
償還金支払場所 ※ (都道府県)	記名者住所 ※	

氏名等届出書

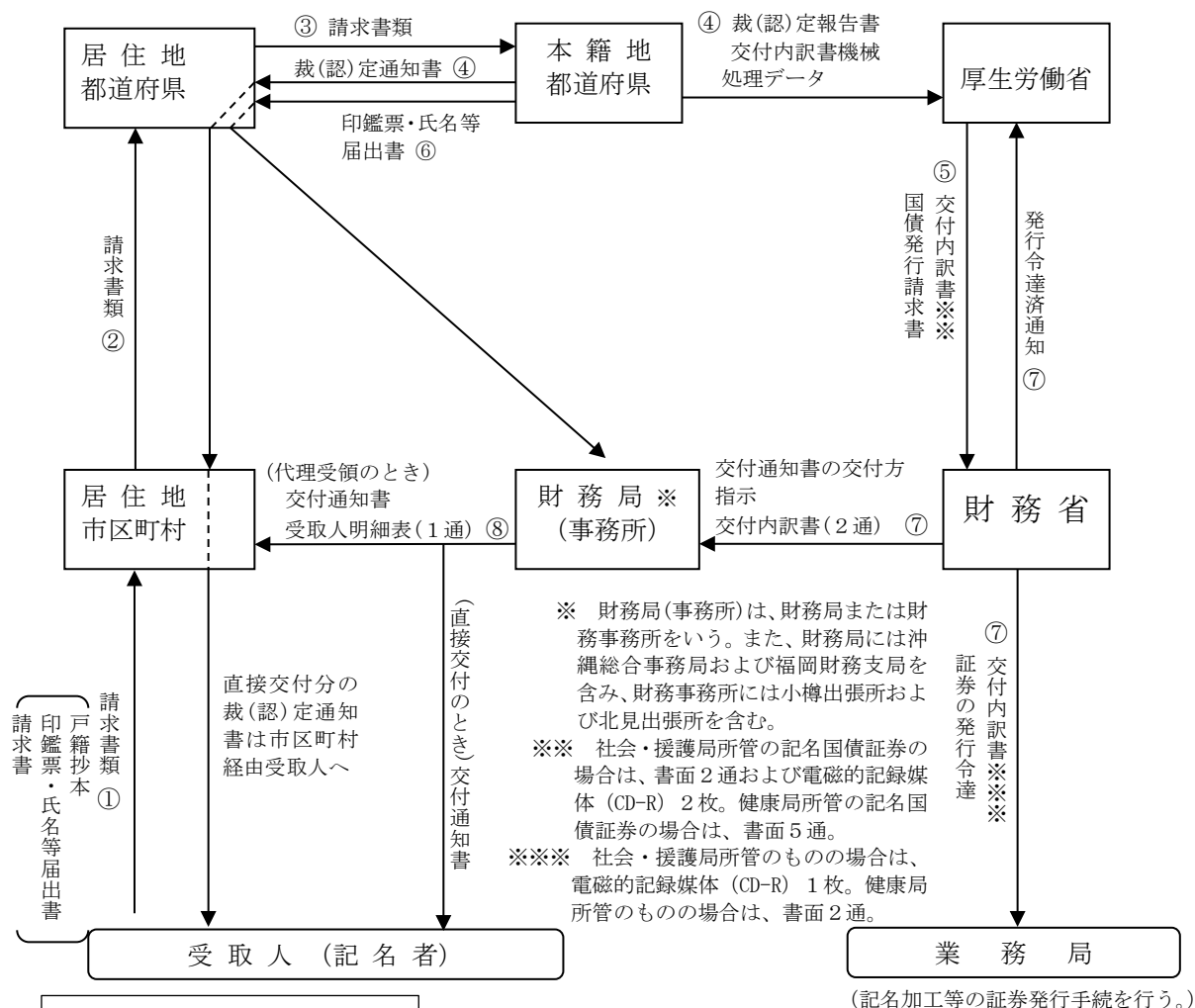
証券の交付年月日等 証券交付 令和 2. 1 0. 2 9	証券交付 令和 2. 1 0. 3 0	第二十九回特別給付金国庫債券氏
償還金支払場所 ※ (都道府県)	記名者住所 ※	

320 新規発行証券の交付

あらし

1. 証券が発行されるまでの流れ

記名国債証券には、総務省所管のもの（引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券）と厚生労働省所管のもの（総務省所管以外のすべての記名国債証券）とがあるが、ここでは証券発行の大宗を占める厚生労働省所管のものについて、証券が発行されるまでの流れを示すと次のとおり。



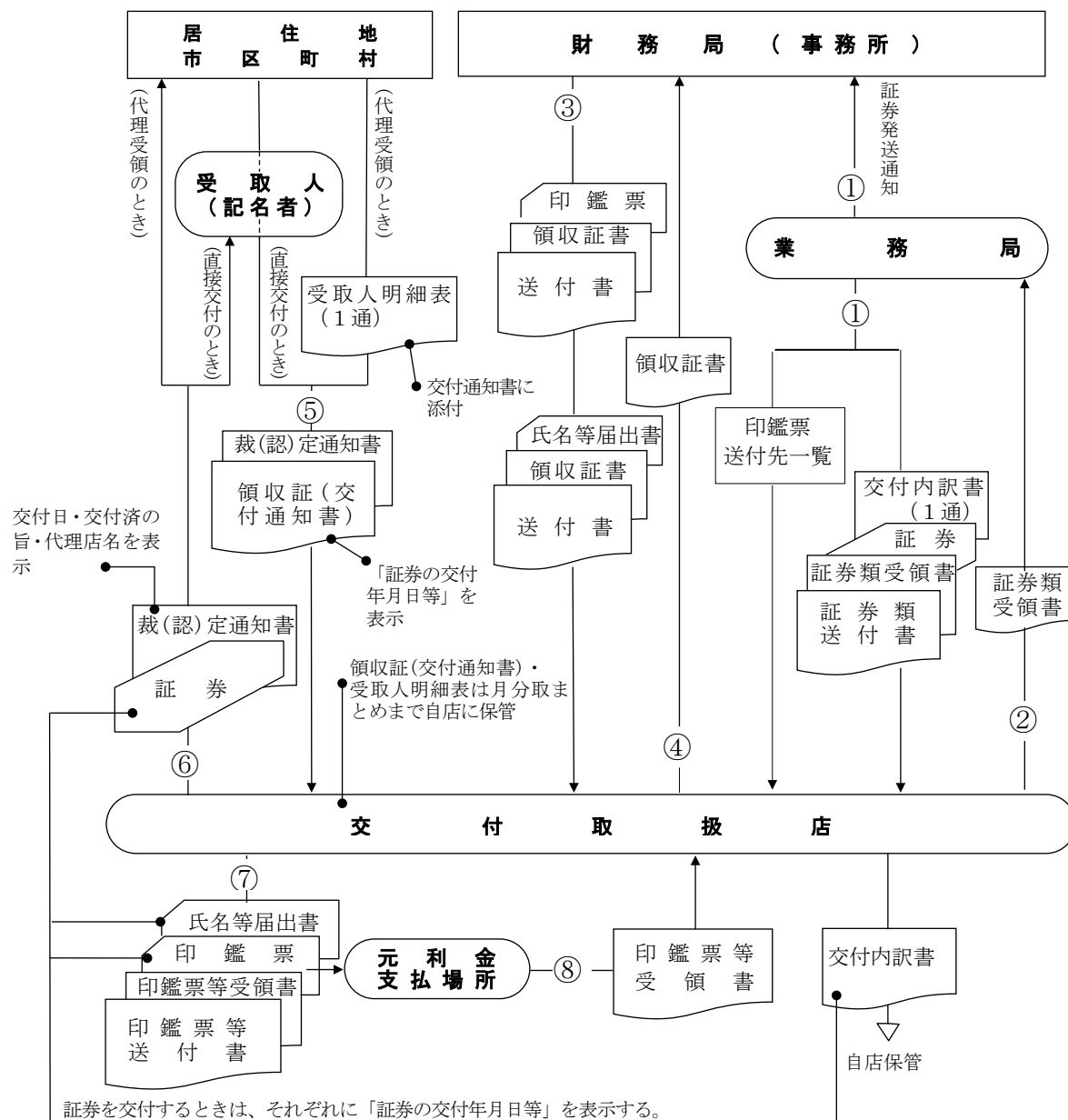
慰労金国庫債券のとき

次の項目については上記の流れ図と異なる。

- ①～③請求書類の受理・審査 受取人(記名者)が必要な書類を独立行政法人平和祈念事業特別基金に提出
- ④認定通知書の交付
代理受領のとき……総務省から独立行政法人平和祈念事業特別基金に交付
直接交付のとき……総務省から(独立行政法人平和祈念事業特別基金経由)受取人(記名者)に交付
- ⑧交付通知書の交付
代理受領のとき……関東財務局から独立行政法人平和祈念事業特別基金に交付
直接交付のとき……財務局等から受取人(記名者)に交付

2. 証券が交付されるまでの流れ

業務局で発行手続きがとられた証券は、交付取扱店（日本銀行本支店・代理店）に送付し、同取扱店で記名者等への交付手続きが行われるが、この間の流れを示すと次のとおり。

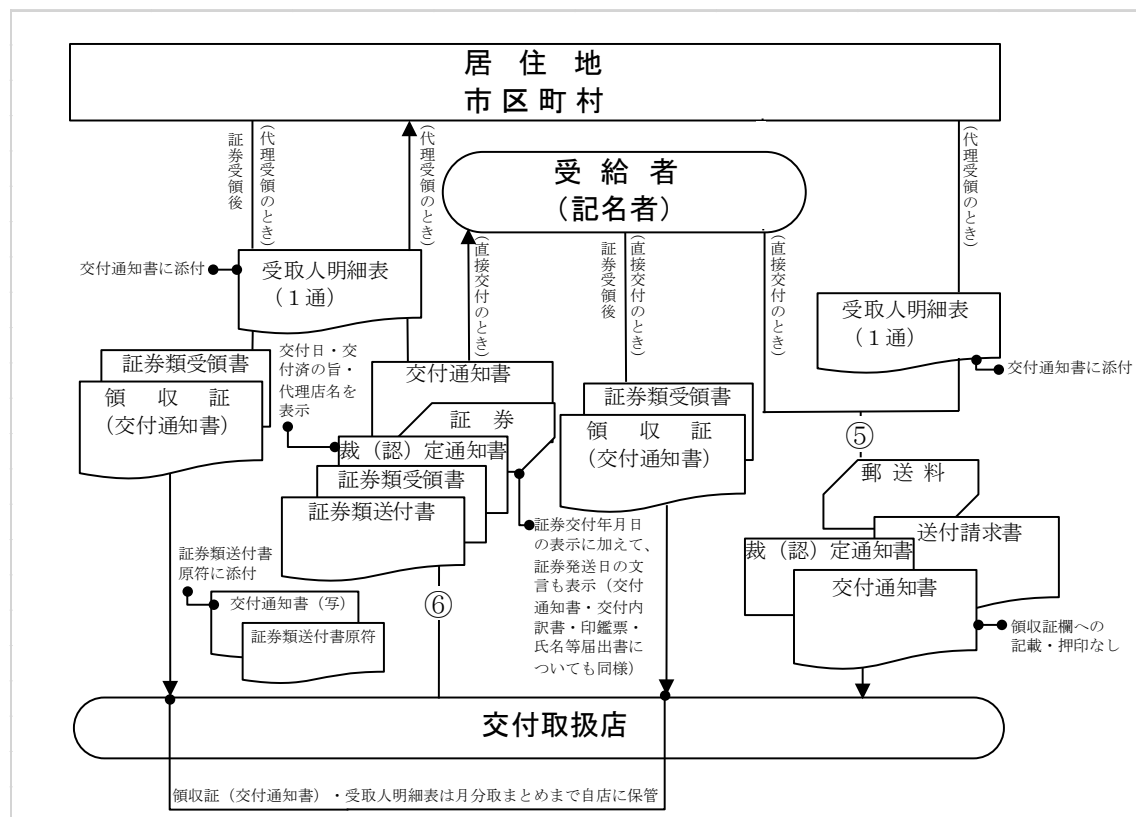


- 交付される証券の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであるときは、次の点に留意する。
- * 交付取扱店は、上図中①において業務局から証券等と一緒に当該証券と同枚数の見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付も受ける。このとき、証券類送付書・証券類受領書は、当該証券および当該見本証券（印鑑票等毎配付分）それぞれについて送付を受ける。
 - * 交付取扱店は、上図中②において証券および見本証券（印鑑票等毎配付分）それぞれの証券類受領書を業務局へ送付する。
 - * 交付取扱店は、上図中⑦において印鑑票等（見本証券添付分）等を元利金支払場所へ送付するときは、当該印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付する。

このとき、当該見本証券（印鑑票等毎配付分）は、当該印鑑票等（見本証券添付分）と同枚数を送付する。また、印鑑票等送付書・印鑑票等受領書に代えて証券類送付書・証券類受領書を送付する。

＊ 交付取扱店は、上図中⑧において元利金支払場所から印鑑票等受領書に代えて証券類受領書の送付を受ける。

- 業務局から証券・交付内訳書、財務局（事務所）から印鑑票または氏名等届出書の送付を受けたときは、それぞれを照合する。
- 証券の交付請求を受けたときは、交付通知書・裁（認）定通知書を提出させ、領収証（交付通知書）と引換えに交付する。裁（認）定通知書は請求者へ返す。
- 証券の交付方法には、受取人（記名者）に対する直接交付と、代理受領者（市区町村長）に対する一括交付があり、代理受領者に対する一括交付のときは、領収証（交付通知書）に受取人明細表が添付される。
- 月分ごとに領収証（交付通知書）を取まとめ、月中の交付状況報告表を作成したうえ、それぞれ統轄店へ送付する。
⇒ 327 参照・交付事務の月分取まとめ
- 郵送により証券を交付する場合には、上図中⑤および⑥は次のとおり。



⇒ 414 参照・証券の送付請求

- 代理受領者（直接交付の場合には、記名者。以下2.において「代理受領者等」という。）への窓口における証券の交付以外の記名国債証券交付事務（印鑑票または氏名等届出書への証券番号の記載、支払場所への印鑑票または氏名等届出書の送付、代理受領者等への郵送による証券の交付等）については、事務集中センター等において行うことができる。この場合、次の点に留意する。

- * 事務集中センター等が交付取扱店にかかる代理店引受金融機関と別法人である場合には、事務集中センター等における記名国債証券交付事務の開始日までに、「日本銀行代理店等事務の外部委託に関する報告書」（「日本銀行代理店等委嘱先が代理店等事務の一部を外部委託する場合の運用基準」別紙1）を当該代理店引受金融機関の本店の所在地を業務区域とする日本銀行本支店に提出する。

- * 業務局、代理受領者等および財務局（事務所）との証券および印鑑票または氏名等届出書その他の関係書類の授受において、送付書・受領書等における送付先・送付元には、代理店名を表示する。なお、当該授受に使用する封筒については、金融機関名を表示のうえ、代理店毎に作成した書類を一括して封入しても差支えない。

3 2 1 証券・交付内訳書・印鑑票・氏名等届出書の受入

事 務 手 順	取 扱 要 領
①証券・交付内訳書等の受入	○ 業務局から証券・交付内訳書の送付を受けたときは、証券の受入手続きをする。 ⇒ 3 1 2 ②参照・証券の受入 * 業務局から送付を受けた証券の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであるときは、当該証券等と一緒に同証券と同枚数の見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付も受ける。なお、見本証券（印鑑票等毎配付分）の受払については見本国債証券類保管目録への記載を要しない。 * 事務集中センター等において記名国債証券交付事務を行う場合であっても、証券・交付内訳書は、業務局から代理店に送付される。 ○ 受入れた証券・交付内訳書について、次のことを確かめる。 ● 交付内訳書の交付取扱店欄に自店の店名が記載されているか ● 国債名称・記号・券面種類が一致しているか ⇒ 証券の記載に誤りがあるとき・3 2 3－1 参照 * 送付を受けた証券の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであるときは、当該証券と一緒に同証券と同枚数の見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けていることを併せて確認する。 ○ 業務局から記名国債証券印鑑票送付先一覧の送付を受けたときは、交付取扱店欄に自店の店名が記載されているかを確かめる。 * 印鑑票送付先一覧は、証券・交付内訳書と別に送付される。 ⇒ 印鑑票送付先一覧により記名国債証券印鑑票等送付書を作成するとき・3 1 3 ①参照

交付内訳書等の例示

付せん

98			行 請 求 内 訳 書																																																								
<table border="1"> <tr> <td>国債名称</td> <td>第二十二特給国</td> </tr> <tr> <td>令達日付</td> <td>平成19年10月3日</td> </tr> <tr> <td>令達番号</td> <td>財理二十二給国第15号</td> </tr> <tr> <td>交付取扱店</td> <td>日本銀行〇〇代理店</td> </tr> <tr> <td>内訳書枚数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>証券枚数</td> <td>2</td> </tr> </table>			国債名称	第二十二特給国	令達日付	平成19年10月3日	令達番号	財理二十二給国第15号	交付取扱店	日本銀行〇〇代理店	内訳書枚数	1	証券枚数	2	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">第二十二回特別給付金国庫債券</td> </tr> <tr> <td>取扱財務局等の名称</td> <td>交付取扱店の名称</td> <td>代理受領者(市区町村長等名)</td> </tr> <tr> <td>〇〇財務局</td> <td>日本銀行 〇〇代理店</td> <td>〇〇市長</td> </tr> </table>			第二十二回特別給付金国庫債券			取扱財務局等の名称	交付取扱店の名称	代理受領者(市区町村長等名)	〇〇財務局	日本銀行 〇〇代理店	〇〇市長																																	
国債名称	第二十二特給国																																																										
令達日付	平成19年10月3日																																																										
令達番号	財理二十二給国第15号																																																										
交付取扱店	日本銀行〇〇代理店																																																										
内訳書枚数	1																																																										
証券枚数	2																																																										
第二十二回特別給付金国庫債券																																																											
取扱財務局等の名称	交付取扱店の名称	代理受領者(市区町村長等名)																																																									
〇〇財務局	日本銀行 〇〇代理店	〇〇市長																																																									
<table border="1"> <tr> <td>人主</td> <td>償還金支払場所</td> <td>※証券番号</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>〇〇市</td> <td>〇〇郵便局</td> <td>0741407</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇市</td> <td>〇〇郵便局</td> <td>0741408</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇市</td> <td>ゆうちょ銀行〇〇支店</td> <td>0741409</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇市</td> <td>ゆうちょ銀行〇〇出張所</td> <td>0741410</td> <td></td> </tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>			人主	償還金支払場所	※証券番号	備考	〇〇市	〇〇郵便局	0741407		〇〇市	〇〇郵便局	0741408		〇〇市	ゆうちょ銀行〇〇支店	0741409		〇〇市	ゆうちょ銀行〇〇出張所	0741410																																						
人主	償還金支払場所	※証券番号	備考																																																								
〇〇市	〇〇郵便局	0741407																																																									
〇〇市	〇〇郵便局	0741408																																																									
〇〇市	ゆうちょ銀行〇〇支店	0741409																																																									
〇〇市	ゆうちょ銀行〇〇出張所	0741410																																																									
<table border="1"> <tr> <td>城特E裁定 000025</td> <td>甲野花子</td> <td>〃</td> <td>〇〇郵便局</td> <td>0741408</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北特E裁定 000026</td> <td>乙田一郎</td> <td>〃</td> <td>ゆうちょ銀行〇〇支店</td> <td>0741409</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北特E裁定 000027</td> <td>丙野太郎</td> <td>〃</td> <td>ゆうちょ銀行〇〇出張所</td> <td>0741410</td> <td></td> </tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>			城特E裁定 000025	甲野花子	〃	〇〇郵便局	0741408		北特E裁定 000026	乙田一郎	〃	ゆうちょ銀行〇〇支店	0741409		北特E裁定 000027	丙野太郎	〃	ゆうちょ銀行〇〇出張所	0741410																																								
城特E裁定 000025	甲野花子	〃	〇〇郵便局	0741408																																																							
北特E裁定 000026	乙田一郎	〃	ゆうちょ銀行〇〇支店	0741409																																																							
北特E裁定 000027	丙野太郎	〃	ゆうちょ銀行〇〇出張所	0741410																																																							
注 ※印欄は、日本銀行で記載するものである。			枚数及び金額 4枚8,000,000円																																																								

印鑑票送付先一覧の例示

記名国債証券印鑑票送付先一覧

(本一覧を利用する場合の留意事項)

・複数の都道府県に存在する同一名称の郵便局については、識別されていませんので、印鑑票の送付にあたっては、印鑑票の「償還金支払場所」欄に記載されている都道府県名を必ず確認してください(確認後、(*) 欄にチェックしてください)。

交付取扱店	日本銀行●●代理店
-------	-----------

代理受領者	償還金支払場所	(*)	国債名称	枚数	計
A市長	〇〇郵便局		第二十八回特別給付金国庫債券	2	1,237
			第十回特別弔慰金国庫債券	1,234	
			第二十七回特別給付金国庫債券	1	
	□□郵便局		第二十八回特別給付金国庫債券	10	12
			第十回特別弔慰金国庫債券	2	
	△△郵便局		第二十八回特別給付金国庫債券	2	6
			第十回特別弔慰金国庫債券	3	
			第二十七回特別給付金国庫債券	1	
	合 計		第二十八回特別給付金国庫債券	14	1,255
			第十回特別弔慰金国庫債券	1,239	
			第二十七回特別給付金国庫債券	2	
B町長	××郵便局		第二十八回特別給付金国庫債券	5	21
			第十回特別弔慰金国庫債券	13	
			第二十七回特別給付金国庫債券	2	
			第二十二回特別給付金国庫債券	1	
	□〇郵便局		第十回特別弔慰金国庫債券	7	8
			第二十七回特別給付金国庫債券	1	
	〇×郵便局		第十回特別弔慰金国庫債券	4	4
			第十回特別弔慰金国庫債券	4	
	合 計		第二十八回特別給付金国庫債券	5	33
			第十回特別弔慰金国庫債券	24	
			第二十七回特別給付金国庫債券	3	
			第二十二回特別給付金国庫債券	1	
C町長	△〇郵便局		第二十八回特別給付金国庫債券	1	4
			第十回特別弔慰金国庫債券	3	
	×〇郵便局		第十回特別弔慰金国庫債券	3	3
	□△郵便局		第十回特別弔慰金国庫債券	2	2
	合 計		第二十八回特別給付金国庫債券	1	9
			第十回特別弔慰金国庫債券	8	

以 上

- 本一覧中「印鑑票」とあるのは、「印鑑票または氏名等届出書」と読み替える。
- 随時廃棄

②交付照合用の印鑑票・氏名等届出書の受入など

- 財務局（事務所）から、自店を交付取扱店とする記名国債証券印鑑票または氏名等届出書の送付を受けたときは、次のことを確かめ、交付照合用の印鑑票または氏名等届出書として受入れる。

- * 前記①による証券の受入後相当日数（おおむね10日）を経過しても印鑑票または氏名等届出書が到着しないときは、財務局（事務所）へ照会する。

- * 事務集中センター等において記名国債証券交付事務を行う場合であっても、印鑑票または氏名等届出書は、財務局（事務所）から代理店に送付される。

- 送付書（財務省で定められている様式のもの）に自店の店名が記載されているか

- 送付書に記載の国債名称・枚数と一致しているか

- 送付書に添付されている領収証書に受領日付を表示したうえ、速やかに財務局（事務所）へ送付する。

- * 送付書は随時廃棄してよい。

- 印鑑票または氏名等届出書が、交付内訳書に記載の国債名称、記号、券面種類、記名者（受取人）の氏名、支払場所と一致していることを確かめる。

- * 印鑑票または氏名等届出書の裁定通知書の記号及び番号欄に裁定通知書の記号・番号が記載されていても、交付内訳書に記載の裁定通知書の記号・番号との照合を要しない。

- * 氏名等届出書（第二十九回特別給付金国庫債券にかかるものを除く。）については、交付内訳書に記載の記名者（受取人）の氏名および支払場所との照合を要しない。

- ⇒ 記載事項が一致しないとき・323-1 参照

送付書・領収証書の例示

—財務省で定められている様式—

送 付 書				領 収 証 書			
番 号	第十一回 国庫債券印鑑票 2 枚			国庫債券印鑑票		2 枚	
1-6	特別弔慰金			訳			
				頁	枚	数	備 考
					2		
内 訳							
令 達 番 号 及 び 月 日	通 し 頁	枚 数	備 考				
〇 〇 3 年 1 0 月 4 日	7	2					
令和3年10月18日 日 本 銀 行 〇〇代理店 御中 △△財務局長 〇〇〇〇				3. 10. 19 年 月 日 財 務 局 御 中 日本銀行〇〇代理店			

● 随時廃棄

受領日付を表示する。

印鑑票にかかる送付書
と氏名等届出書にかか
る送付書は、別葉で作
成される。

送 付 書				領 収 証 書			
番 号	第二十九回 国庫債券氏名等届出書 2 枚			国庫債券氏名等届出書		2 枚	
1-6	特別給付金			訳			
				頁	枚	数	備 考
					2		
内 訳							
令 達 番 号 及 び 月 日	通 し 頁	枚 数	備 考				
〇 〇 3 年 1 0 月 4 日	7	2					
令和3年10月18日 日 本 銀 行 〇〇代理店 御中 △△財務局長 〇〇〇〇				3. 10. 19 年 月 日 財 務 局 御 中 日本銀行〇〇代理店			

● 随時廃棄

受領日付を表示する。

③印鑑票・氏名等届出書への証券番号の記載など

- 証券または交付内訳書により該当する印鑑票または氏名等届出書の番号欄に証券番号を記載する。
- 交付内訳書により印鑑票または氏名等届出書の番号欄に証券番号を記載する場合には、記載した証券番号が一致するかを証券により確かめる。
 - 遺族国庫債券の印鑑票など、印鑑票に証券の記号・額面金額・支払期日が記載されていないときは、これらを証券により記載する。
 - 証券の記号・支払期日と異なる印鑑票または氏名等届出書が使用されているときは、証券によりこれらの訂正を要することがある。

訂正方法

70	記 号
69 . 6. 15 渡	ろ
71	額面金額
70 . 6. 15 渡	30 万円
	番 号
	1 2 3 4 5 6 7
	1 2 3 4 5 6 6

④証券・印鑑票・氏名等届出書・交付内訳書の整理保管

- 証券は、他の証券類と区分して交付するまで自店において整理保管する。
- * 前記①において見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けたときは、当該見本証券（印鑑票等毎配付分）は、証券類の取扱いに準じ、容器に収容のうえ、金庫に格納保管する。このとき、袋表示の区分には、「見本国債証券類」と表示し、枚数を記載する。なお、前記②により財務局（事務所）から交付照合用の印鑑票等（見本証券添付分）の送付を受けたときは、当該見本証券（印鑑票等毎配付分）を当該印鑑票等（印鑑票等毎配付分）に添付して整理保管することができる。ただし、この方法によるときは、当該見本証券（印鑑票等毎配付分）の現在枚数を適宜の方法により明らかにしておくこと。
 - * 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において証券を整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の証券を整理保管するときは、代理店ごとに区分して整理保管する。
- ⇒ 1 4 4 参照・証券の整理保管

- 交付照合用の印鑑票または氏名等届出書は、自店備付けの印鑑票または氏名等届出書と区別して袋類に納めるなど散逸しないよう整理し、交付手続きが完了するまで適宜の方法により現在枚数を明らかにして自店において保管する。
 - 保管にあたっては、錠のかかるロッカーなどに保管する。
 - * 印鑑票または氏名等届出書は、証券交付後支払場所へ送付することとなる。送付する印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票または氏名等届出書と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も支払場所へ送付することとなる。
 - * 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において交付照合用の印鑑票または氏名等届出書を保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の交付照合用の印鑑票または氏名等届出書を保管するときは、代理店ごとに区分して保管する。
- 交付内訳書は、業務局からの付せん（国債名称、証券枚数などが記載された合計票）をつけたまま散逸しないよう整理し、交付手続きが完了するまで自店に保管する。

なお、交付内訳書は、証券を交付するまで証券と一緒に袋入れしてもよい。

 - * 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において交付内訳書を保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の交付内訳書を保管するときは、代理店ごとに区分して保管する。
 - * 事務集中センター等において交付内訳書を保管する場合にも、業務局からの付せんをつけたまま保管する。この場合、各付せんの交付内訳書にかかる一部の代理受領者（直接交付の場合には、記名者。以下３２１において「代理受領者等」という。）についてのみ事務集中センター等において郵送による証券の交付（以下３２１において「郵送交付」という。）を行い、他の代理受領者等については代理店の窓口における証券の交付（以下３２１において「窓口交付」という。）を行うときは、次のとおり取扱う。
 - ・ 郵送交付分または窓口交付分のいずれかの代理受領者等分の頁の写を作成したうえ、事務集中センター等または代理店のいずれかは当該写により記名国債証券交付事務を取扱う。この場合、交付内訳書の本書の当該頁（複数頁あるときは、最初の頁）の適宜の余白に、その旨（「事務集中センターで交付のため写を作成」など）を記載する。
 - ・ 当該写にかかる交付が完了した後、当該写は、交付内訳書の本書とともに事務集中センター等または代理店において保管する。
 - * 国債証券類送付書は、後記３２７（交付事務の月分取まとめ）の交付状況報告表の作成資料となるので、月分取まとめ事務を行うときまで自店において整理保管しておく。

* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、月分取まとめ事務を行うときまで当該事務集中センター等において国債証券類送付書を整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の国債証券類送付書を整理保管するときは、代理店ごとに区分して整理保管する。

3 2 2 証券の交付

証券の交付方法には、市区町村長などの一括代理受領による交付と受取人（記名者）に対する直接交付とがあるが、現在では、おおむね一括代理受領による交付方法をとっている。

3 2 2 - 1 一括代理受領のとき

3 2 2 - 1 - 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①受付	○ 代理受領する市区町村長（職務代理者を含む。）から証券の交付請求を受けた場合には、交付通知書の領収証欄に受領年月日、公職名（〇〇市長など）を記載して公印を押し、これに裁（認）定通知書を添えて提出させる。 交付通知書・ 裁（認）定通知書 記 載 例 参 照 ＊ 証券を代理受領する市区町村長には福祉事務所長を含む。 ＊ 市区町村長の印鑑届・使者届などを提出させる必要はない。 ＊ 代理受領分の交付通知書には、受取人明細表が添付されている。 なお、受取人明細表は、交付内訳書の（写）を使用してよいこととなっているほか、同写には、発行者の印が押されていない。 受取人明細表 例 示 参 照 ＊ 郵送による証券の交付請求を受けた場合（以下 3 2 2 において「郵送交付の場合」という。）には、交付通知書の領収証欄に、受領年月日および公職名の記載ならびに公印の押なつをせずに提出させる。また、証券の送付請求に関する取扱いを併せて行う。 ⇒ 4 1 4 参照・証券の送付請求 ○ 平和祈念事業特別基金理事長から証券の交付請求を受けたときは、平和祈念事業特別基金理事長の印鑑届（資格証明書および印鑑証明書を添付）を提出させる。
②交付内訳書との照合	○ 提出された交付通知書・受取人明細表・裁（認）定通知書について、次のことを確かめる。 ● 交付通知書の交付取扱店欄に自店の店名が記載されているか ● 交付通知書に記載されている通し頁、受取人氏名、証券の国債名称・記号・合計金額・券面種類・合計枚数、財務局（事務所）が交付内訳書と一致しているか

③「証券の交付年月日等」の表示

- 再交付された交付通知書には「再交付分」の表示があるか
⇒ 3 2 4 参照・交付通知書再交付の通知を受けたとき
- 裁（認）定通知書に記載されている同通知書の記号・番号、証券の国債名称・記号・券面種類が交付内訳書と一致しているか
⇒ 記載事項が一致しないとき・3 2 3－1 参照
- 受取人明細表に記載されている発行日、証券の国債名称・記号・券面種類、通し頁、財務局（事務所）、交付取扱店、代理受領者が交付内訳書と一致しているか
 - * 受取人明細表には、証券の券面種類が省略されているものがある。また、同表には、財務局（事務所）の印が押されていない。
 - * 受取人明細表に記載されているものの一部に誤りがあるときは、その交付通知書による証券のすべてが交付できない。（誤り分を除いた一部交付の取扱いはない。）
- 交付通知書の領収証欄に記載の公職名（慰労金国庫債券については平和祈念事業特別基金理事長）が交付内訳書の代理受領者名と一致しているか
 - * 郵送交付の場合を除く（この場合、4 1 4－1 ②・④により公職名の確認を行う。）。
 - * 市区町村名が改称・編入・合併などにより変更されているときは、官公報などによりその事実を確認したうえ、領収証欄の余白に確認済の旨を記載する。

○ 証券・領収証（交付通知書）の余白・交付内訳書の備考欄・交付照合用の印鑑票に、それぞれ「証券の交付年月日等」を表示する。

- * 領収証（交付通知書）の余白については、「証券の交付年月日等」の表示を省略してよい（郵送交付の場合を除く。）。
- * 郵送交付の場合には、「証券発送日」の文言も表示する。
⇒ 3 1 4 参照・証券の交付年月日等の表示
- 当該交付内訳書に記載の証券を一括交付するときは、その交付内訳書の上部欄外余白に「証券の交付年月日等」を表示する扱いとしてよい。
 - * 各代理受領者分の交付内訳書の最初の頁以外の「証券の交付年月日等」の表示を省略してよい。

交付内訳書
表示例参照

○ 裁（認）定通知書の余白に「〇年〇月〇日交付済 日本銀行〇〇代理店」と表示する。

④証券の交付および
裁（認）定通知書の
返付

○ 代理受領者へ証券を交付するとともに、裁（認）定通知書を返す。

＊ 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、郵送交付の場合に限り、当該事務集中センター等から証券を代理受領者に交付することができる。

＊ 受取人（記名者）が証券裏面の印鑑欄への届出印の押なつを忘れないよう、代理受領者に指導方を依頼する（郵送交付の場合には、その旨を414-1③により作成する国債証券類送付書の余白に記載するか、またはその旨を記載した付せんを当該証券類送付書に貼付することでもよい。）。

＊ 証券保存用ポリエチレン袋を証券枚数だけ交付する。この袋が不足するときは統轄店（本店管下代理店は業務局国債証券業務グループ）へ請求する。

＊ 郵送交付の場合には、414-1③により証券・裁（認）定通知書などの送付手続をする。

⑤印鑑票などの送付
など

○ 証券の交付が完了した交付照合用の印鑑票は、その現在枚数から払出し

● 他店を支払場所とするものは、速やかに支払場所へ送付する。

＊ 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等から支払場所へ送付することができる。

⇒ 313①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付

＊ 送付する印鑑票が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票等（見本証券添付分）と同枚数の見本証券（印鑑票等毎配付分）を現在枚数から払出し、印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に支払場所へ送付する。なお、見本証券（印鑑票等毎配付分）の受払については、見本国債証券類保管目録への記載を要しない。

⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときの取扱いは、312①参照

● 自店を支払場所とするものは、自店備付けの印鑑票として整理保管する。

＊ 整理保管する印鑑票が印鑑票（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票等（見本証券添付分）と同枚数の見本証券（印鑑票等毎配付分）を現在枚数から払出し、印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に他の印鑑票または見本証券とは別整理して保管する。

⇒ 231参照・自店備付けの記名国債証券印鑑票または氏名等届出書の取扱い

⇒ 見本証券（印鑑票毎配付分）を印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に整理保管するときの取扱いは、231参照

⑥領収証（交付通知書）の整理保管	○ 領収証（交付通知書）は、袋類に納めるなど散逸しないよう整理し、適宜の方法により現在枚数を明らかにして、後記３２７の交付事務の月分取まとめを行うときまで自店に保管する。 ＊ 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、３２７の交付事務の月分取まとめを行うときまで当該事務集中センター等において領収証（交付通知書）を整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の領収証（交付通知書）を整理保管するときは、代理店ごとに区分して整理保管する。
⑦証券交付済の交付内訳書の整理保管	○ 証券の交付が完了した交付内訳書は、用済分として自店に保管（保管期間１０年）する。 ＊ 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において証券交付済の交付内訳書を整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の証券交付済の交付内訳書を整理保管するときは、代理店ごとに区分して整理保管する。 以後の取扱いは「３２ ７ 交付事務の月分取 まとめ」参照

３２２－１－２ 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①受付	○ 代理受領する市区町村長（職務代理者を含む。）から証券の交付請求を受けた場合には、交付通知書の領収証欄に受領年月日、公職名（〇〇市長など）を記載し、これに裁定通知書を添えて提出させる。 交付通知書・ 裁（認）定通知書 記載例参照 ＊ 証券を代理受領する市区町村長には福祉事務所長を含む。 ＊ 市区町村長の使者届などを提出させる必要はない。 ＊ 代理受領分の交付通知書には、受取人明細表が添付されている。 なお、受取人明細表は、交付内訳書の（写）を使用してよいこととなっているほか、同写には、発行者の印が押されていない。 受取人明細表 例示参照

②交付内訳書との照合

＊ 郵送による証券の交付請求を受けた場合（以下３２２において「郵送交付の場合」という。）には、交付通知書の領収証欄に、受領年月日および公職名の記載をせずに提出させる。また、証券の送付請求に関する取扱いを併せて行う。

⇒ ４１４参照・証券の送付請求

○ 提出された交付通知書・受取人明細表・裁定通知書について、次のことを確かめる。

● 交付通知書の交付取扱店欄に自店の店名が記載されているか

● 交付通知書に記載されている通し頁、受取人氏名、証券の国債名称・記号・合計金額・券面種類・合計枚数、財務局（事務所）が交付内訳書と一致しているか

● 再交付された交付通知書には「再交付分」の表示があるか

⇒ ３２４参照・交付通知書再交付の通知を受けたとき

● 裁定通知書に記載されている同通知書の記号・番号、証券の国債名称・記号・券面種類が交付内訳書と一致しているか

⇒ 記載事項が一致しないとき・３２３－１ 参照

● 受取人明細表に記載されている発行日、証券の国債名称・記号・券面種類、通し頁、財務局（事務所）、交付取扱店、代理受領者が交付内訳書と一致しているか

＊ 受取人明細表には、証券の券面種類が省略されているものがある。また、同表には、財務局（事務所）の印が押されていない。

＊ 受取人明細表に記載されているものの一部に誤りがあるときは、その交付通知書による証券のすべてが交付できない（誤り分を除いた一部交付の取扱いはない。）。

● 交付通知書の領収証欄に記載の公職名が交付内訳書の代理受領者名と一致しているか

＊ 郵送交付の場合を除く（この場合、４１４－２②・④により公職名の確認を行う。）。

＊ 市区町村名が改称・編入・合併などにより変更されているときは、官公報などによりその事実を確認したうえ、領収証欄の余白に確認済の旨を記載する。

③「証券の交付年月日等」の表示

○ 証券・領収証（交付通知書）の余白・交付内訳書の備考欄・交付照合用の氏名等届出書に、それぞれ「証券の交付年月日等」を表示する。

＊ 領収証（交付通知書）の余白については、「証券の交付年月日等」の表示を省略してよい（郵送交付の場合を除く。）。

＊ 郵送交付の場合には、「証券発送日」の文言も表示する。

⇒ ３１４参照・証券の交付年月日等の表示

● 代理受領者に対し交付内訳書に記載の証券を一括交付するときは、当該交付内訳書の上部欄外余白に「証券の交付年月日等」を表示する扱いとしてよい。

* 各代理受領者分の交付内訳書の最初の頁以外の「証券の交付年月日等」の表示を省略してよい。

交付内訳書
表示例参照

④証券の交付および 裁定通知書の返付

○ 裁定通知書の余白に「○年○月○日交付済 日本銀行
○○代理店」と表示する。

○ 代理受領者へ証券を交付するとともに、裁定通知書を返す。

* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、郵送交付の場合に限り、当該事務集中センター等から証券を代理受領者に交付することができる。

* 証券保存用ポリエチレン袋を証券枚数だけ交付する。この袋が不足するときは統轄店（本店管下代理店は業務局国債証券業務グループ）へ請求する。

* 郵送交付の場合には、4 1 4 - 2 ③により証券・裁定通知書などの送付手続をする。

⑤氏名等届出書などの送付

○ 氏名等届出書は、現在枚数から払出し

● 他店を支払場所とするものは、速やかに支払場所へ送付する。

* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等から支払場所へ送付することができる。

⇒ 3 1 3 ①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付

* 送付する氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該氏名等届出書と同枚数の見本証券（印鑑票等毎配付分）を現在枚数から払出し、当該氏名等届出書と一緒に支払場所へ送付する。なお、見本証券（印鑑票等毎配付分）の受払については、見本国債証券類保管目録への記載を要しない。

⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときの取扱いは、3 1 2 ①参照

● 自店を支払場所とするものは、自店備付けの氏名等届出書として整理保管する。

* 整理保管する氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該氏名等届出書と同枚数の見本証券（印鑑票等毎配付分）を現在枚数から払出し、当該氏名等届出書と一緒に他の氏名等届出書または見本証券とは別整理して当該見本証券（印鑑票等毎配付分）を保管する。

⇒ 2 3 1 参照・自店備付けの記名国債証券印鑑票・氏名等届出書の取扱い

⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）を印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に整理保管するときの取扱いは、2 3 1 参照

⑥領収証（交付通知書）の整理保管

○ 領収証（交付通知書）は、袋類に納めるなど散逸しないよう整理し、適宜の方法により現在枚数を明らかにして、後記 3 2 7 の交付事務の月分取まとめを行うときまで自店に保管する。

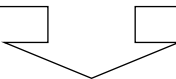
* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、3 2 7 の交付事務の月分取まとめを行うときまで当該事務集中センター等において領収証（交付通知書）を整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の領収証（交付通知書）を整理保管するときは、代理店ごとに区分して整理保管する。

⑦証券交付済の交付内訳書の整理保管

○ 証券の交付が完了した交付内訳書は、用済分として自店に保管（保管期間 1 0 年）する。

* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において証券交付済の交付内訳書を整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の証券交付済の交付内訳書を整理保管するときは、代理店ごとに区分して整理保管する。

以後の取扱いは「3 2
7 交付事務の月分取
まとめ」参照



交付通知書・裁（認）定通知書の記載例

第十一回特別弔慰金国庫債券交付通知書			通し頁	7
番 号	交 付 取 扱 店	受 取 人 氏 名		
第 1234 号	日本銀行〇〇代理店	〇 〇 市 長		
第十一回特別弔慰金国庫債券(い号)額面 1 2 5 万円 令和 2 年 発 行 分 この証券 25 万円券 5 枚 上記の証券を戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給 法第 5 条第 1 項の規定によって交付しますから、上記の 交付取扱店で受け取ってください。 令和 2 年 1 0 月 5 日 〇〇財務局長 〇 〇 〇 〇 				
→ 領 収 証 上記の証券を受け取りました。 令和 2 年 1 1 月 6 日 現住所 氏 名 〇 〇 市 長 				
証券 令 2.11.6 交付 和 注 受取人氏名欄には、市区町村長等が第十一回特別弔慰金 国庫債券の受領の委任を受けているときは、当該市区町村 長等の名を記入すること。				

郵送交付の場合には、領収証欄には、受付時には記載させず、
証券の交付後に記載させる。

交付内訳書と照合する。

届出印廃止分の場合には、
公印は押なつされない。

公職名のほか氏名が記載されていても
差支えない。

● 市区町村の長が欠けたときは、
副市区町村長が職務代理をす
ることになる。

(<例>
〇〇市長職務代理者 
〇〇市副市長)

「証券の交付年月日等」を表示する。

● 郵送交付の場合を除き、省略してよい。

● 「証券 〇年〇月〇日」形式のゴム印を
使用するときは、赤色で表示する。
また、郵送交付の場合には、「証券発送
日」の文言も赤色で表示する。

● 日付・店名の入っている「交付済印」・「払
渡済印」などを使用してよい。

公印の押なつに代えて、公印の印影が
黒色で印刷されていることもある。

裁 定 通 知 書 〇弔K裁定第 000001 号 下記のとおりに裁定したので通知します。 令和 2 年 1 0 月 1 日 〇 〇 県 知 事 			
根 拠 法 給付の種別	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 第十一回特別弔慰金国庫債券		
券 面 種 別	250,000 円券	国 債 の 記 号	い 号
死 亡 者	□□□□		
請 求 者	〇〇〇〇 昭和〇年〇月〇日生		
住 所	〇〇県△△市 1 - 2		
2.11.6 交付済 日本銀行〇〇代理店 注 1 国債を受領する際は、この通知書を提示して下さい。 なお、国債が交付されるまで、事務手続上多少時間がかかりますのでご承知下さい。 2 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か 月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。 3 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月 以内に、国が処分を行った場合には国を被告として（訴訟において国を代表する者は 法務大臣）、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として（訴訟にお いて都道府県を代表する者は都道府県知事）提起することができます（なお、処分の 通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取 消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日 の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、 その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起し なければならないこととされています			

交付内訳書と照合する。

交付日付・「交付済」の旨・代理店名を表示する。

受取人明細表の例示

* 交付内訳書の(写)を使用してよいこととなっている。

国 債 発 行 請 求 内 訳 書				第十一回特別弔慰金国庫債券		
発 行 日	記号	券面種類	通し頁	取扱財務局等の 名 称	交付取扱店 の 名 称	代 理 受 領 者 (市区町村長等名)
令和2年10月1日	い号	250,000円券	7	〇〇財務局	日本銀行 〇〇〇〇代理店	〇 〇 市 長

裁定通知書の 記号及び番号	受 取 人		債 還 金 支 払 場 所	※証券番号	備 考
	氏 名	居 住 地			
〇 弔 K 裁定 000153	丁 山 太 郎	〇〇県〇〇市	〇〇郵便局		
〇 弔 K 裁定 000025	甲 野 花 子	〃	〇〇郵便局		
〇 弔 K 裁定 000026	乙 田 一 郎	〃	ゆうちょ銀行〇〇支店		
〇 弔 K 裁定 000027	丙 野 太 郎	〃	ゆうちょ銀行〇〇支店		

注 ※印欄は、日本銀行で記載するものである。

枚数及び金額 4枚 1,000,000円

交付内訳書の内容と照合する。

交付内訳書への「証券の交付年月日等」の表示例

国 債 発 行 請 求 内 訳 書				証券 令 2.11.6 交付 和		
				第十一回特別弔慰金国庫債券		
発 行 日	記号	券面種類	通し頁	取扱財務局等の 名 称	交付取扱店 の 名 称	代 理 受 領 者 (市区町村長等名)
令和2年10月1日	い号	250,000円券	7	〇〇財務局	日本銀行 〇〇〇〇代理店	〇 〇 市 長

証券を一括交付したときは、「証券の交付年月日等」を表示する。

- 各代理受領者分の交付内訳書の最初の頁以外の「証券の交付年月日等」の表示を省略してよい。
- 「証券
交付 〇年〇月〇日」形式のゴム印を使用するときは、赤色で表示する。
また、郵送交付の場合には、「証券発送日」の文言も赤色で表示する。
- 日付・店名の入っている「交付済印」・「払渡済印」などを使用してよい。

322-2 直接交付のとき

322-2-1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い

事務手順	取 扱 要 領
①受付	○ 受取人から証券の交付請求を受けた場合には、交付通知書の領収証欄に受領年月日・請求者の住所・氏名を記載して届出印を押し、これに裁（認）定通知書を添えて提出させる。 交付通知書・ 裁（認）定通知書 記載例参照 ＊ 記名者の現住所不明などの理由により長期間交付できなかった証券は、財務局（事務所）が供託しているものもあるので、自店に該当する証券がないときがある。 供託した証券を受領するためには、その還付手続きをする必要があるので、自店の所在地を管轄する財務局（事務所）へ照会するよう請求者に伝える。 ＊ 郵送交付の場合には、交付通知書の領収証欄に、受領年月日および請求者の住所・氏名の記載ならびに届出印の押なつをせずに提出させる。また、証券の送付請求に関する取扱いを併せて行う。 ⇒ 414参照・証券の送付請求
②交付内訳書との照合	○ 提出された交付通知書・裁（認）定通知書について、次のことを確かめる。 ● 交付通知書の交付取扱店欄に自店の店名が記載されているか ● 交付通知書に記載されている通し頁、受取人氏名、証券の国債名称・記号・合計金額・券面種類・合計枚数、財務局（事務所）が交付内訳書と一致しているか ● 再交付された交付通知書には「再交付分」の表示があるか ⇒ 324参照・交付通知書再交付の通知を受けたとき ● 裁（認）定通知書に記載されている同通知書の記号・番号、証券の国債名称・記号・券面種類が交付内訳書と一致しているか ⇒ 記載事項が一致しないとき・323-1 参照 ● 交付通知書の領収証欄に記載・押印の受取人の住所・氏名・印影が交付照合用の印鑑票と一致しているか ＊ 郵送交付の場合を除く（この場合、414-1②・④により住所・氏名・印影の確認を行う。）。 ○ 受取人から次の申出を受けたときは、後記400により必要な手続をする。 ＊ 新規発行証券交付時の各種請求は、自店が支払場所でなくても交付取扱店において取扱うことができる。

③「証券の交付年月日等」の表示

④証券の交付および裁（認）定通知書の返付

⑤印鑑票などの送付など

- 元利金支払場所の変更
⇒ 4 2 1 参照・元利金支払場所変更の請求
 - 改氏名または記名変更
⇒ 4 2 2 参照・記名変更の請求
* この場合の戸籍謄（抄）本などは、後記 4 2 2 の規定にかかわらず、領収証（交付通知書）に添付して統轄店へ送付する。
⇒ 3 2 7 ④参照・領収証（交付通知書）などの送付
 - 改 印
⇒ 4 2 5 参照・改印の届出
 - 住所変更
⇒ 4 2 6 参照・住所の変更
- 証券・領収証（交付通知書）の余白・交付内訳書の備考欄・交付照合用の印鑑票に、それぞれ「証券の交付年月日等」を表示する。
* 領収証（交付通知書）の余白については、「証券の交付年月日等」の表示を省略してよい（郵送交付の場合を除く。）。
* 郵送交付の場合には、「証券発送日」の文言も表示する。
⇒ 3 1 4 参照・証券の交付年月日等の表示
- 裁（認）定通知書の余白に「○年○月○日交付済 日本銀行○○代理店」と表示する。
- 受取人へ証券を交付するとともに、裁（認）定通知書を返す。
* 証券裏面の印鑑欄に届出印を押しておくよう受取人に伝える（郵送交付の場合には、その旨を 4 1 4－1 ③により作成する国債証券類送付書の余白に記載するか、またはその旨を記載した付せんを当該証券類送付書に貼付することでもよい。）。
* 証券保存用ポリエチレン袋を証券枚数だけ交付する。この袋が不足するときは統轄店（本店管下代理店は業務局国債証券業務グループ）へ請求する。
* 郵送交付の場合には、4 1 4－1 ③により証券・裁（認）定通知書などの送付手続きをする。
* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、郵送交付の場合に限り、当該事務集中センター等から証券を記名者に交付することができる。
- 証券の交付が完了した交付照合用の印鑑票は、その現在枚数から払出し
- 他店を支払場所とするものは、速やかに支払場所へ送付する。
* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等から支払場所へ送付することができる。
⇒ 3 1 3 ①参照・印鑑票または氏名等届出書の送付
* 送付する印鑑票が印鑑票（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票と同枚数の見本証券（印鑑票等毎配付分）を現在枚数から払出し、当該印鑑票と一緒に当該見本証券（印鑑票

等毎配付分)を支払場所へ送付する。なお、見本証券(印鑑票等毎配付分)の受払については、見本国債証券類保管目録への記載を要しない。

⇒ 見本証券(印鑑票等毎配付分)を送付するときの取扱いは、3 1 2①参照

● 自店を支払場所とするものは、自店備付けの印鑑票として整理保管する。

* 整理保管する印鑑票が印鑑票等(見本証券添付分)であるときは、当該印鑑票と同枚数の見本証券(印鑑票等毎配付分)を現在枚数から払出し、当該印鑑票と一緒に他の印鑑票または見本証券とは別整理して当該見本証券(印鑑票等毎配付分)を保管する。

⇒ 2 3 1 参照・自店備付けの記名国債証券印鑑票または氏名等届出書の取扱い

⇒ 見本証券(印鑑票等毎配付分)を印鑑票等(見本証券添付分)と一緒に整理保管するときの取扱いは、2 3 1 参照

⑥領収証(交付通知書)の整理保管

○ 領収証(交付通知書)は、袋類に納めるなど散逸しないよう整理し、適宜の方法により現在枚数を明らかにして、後記3 2 7の交付事務の月分取まとめを行うときまで自店に保管する。

* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、3 2 7の交付事務の月分取まとめを行うときまで当該事務集中センター等において領収証(交付通知書)を整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の領収証(交付通知書)を整理保管するときは、代理店ごとに区分して整理保管する。

⑦証券交付済の交付内訳書の整理保管

○ 証券の交付が完了した交付内訳書は、用済分として自店に保管(保管期間10年)する。

* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において証券交付済の交付内訳書を整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の証券交付済の交付内訳書を整理保管するときは、代理店ごとに区分して整理保管する。

以後の取扱いは「3 2
7 交付事務の月分取
まとめ」参照

3 2 2 - 2 - 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①受付	○ 受取人から証券の交付請求を受けた場合には、交付通知書の領収証欄に受領年月日・請求者の住所・氏名を記載し、これに裁定通知書を添えて提出させるとともに、本人確認書類を呈示させる。 交付通知書・ 裁（認）定通知書 記載例参照 ＊ 郵送交付の場合には、交付通知書の領収証欄に、受領年月日および請求者の住所・氏名の記載をせずに提出させるほか、郵送による提出のときは、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。また、証券の送付請求に関する取扱いを併せて行う。 ⇒ 4 1 4 参照・証券の送付請求
②交付内訳書との照合	○ 提出された交付通知書・裁定通知書について、次のことを確かめる。 ● 交付通知書の交付取扱店欄に自店の店名が記載されているか ● 交付通知書に記載されている通し頁、受取人氏名、証券の国債名称・記号・合計金額・券面種類・合計枚数、財務局（事務所）が交付内訳書と一致しているか ● 再交付された交付通知書には「再交付分」の表示があるか ⇒ 3 2 4 参照・交付通知書再交付の通知を受けたとき ● 裁定通知書に記載されている同通知書の記号・番号、証券の国債名称・記号・券面種類が交付内訳書と一致しているか ⇒ 記載事項が一致しないとき・3 2 3 - 1 参照 ● 交付通知書の領収証欄に記載の受取人の住所・氏名が交付照合用の氏名等届出書および本人確認書類と一致しているか ＊ 郵送交付の場合を除く（この場合、4 1 4 - 2 ②・④により住所・氏名の確認を行う。）。 ○ 交付通知書の領収証欄の余白に本人確認書類の記録事項を記載する。 ⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項 ⇒ 委任状が提出された場合には、4 1 6 参照 ○ 本人確認書類を受取人に返す。 ○ 受取人から次の申出を受けたときは、後記4 0 0によ

③「証券の交付年月日等」の表示

④証券の交付および裁定通知書の返付

⑤氏名等届出書などの送付など

り必要な手続をする。

＊ 新規発行証券交付時の各種請求は、自店が支払場所でも取扱うことができる。

● 元利金支払場所の変更

⇒ 4 2 1 参照・元利金支払場所変更の請求

● 改氏名または記名変更

⇒ 4 2 2 参照・記名変更の請求

＊ この場合の戸籍謄（抄）本などは、後記 4 2 2 の規定にかかわらず、領収証（交付通知書）に添付して統轄店へ送付する。

⇒ 3 2 7 ④参照・領収証（交付通知書）などの送付

● 住所変更

⇒ 4 2 6 参照・住所の変更

○ 証券・領収証（交付通知書）の余白・交付内訳書の備考欄・交付照合用の氏名等届出書に、それぞれ「証券の交付年月日等」を表示する。

＊ 領収証（交付通知書）の余白については、「証券の交付年月日等」の表示を省略してよい（郵送交付の場合を除く。）。

＊ 郵送交付の場合には、「証券発送日」の文言も表示する。

⇒ 3 1 4 参照・証券の交付年月日等の表示

○ 裁定通知書の余白に「○年○月○日交付済 日本銀行 ○○代理店」と表示する。

○ 受取人へ証券を交付するとともに、裁定通知書を返す。

＊ 証券保存用ポリエチレン袋を証券枚数だけ交付する。この袋が不足するときは統轄店（本店管下代理店は業務局国債証券業務グループ）へ請求する。

＊ 郵送交付の場合には、4 1 4－2 ③により証券・裁定通知書などの送付手続きをする。

＊ 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、郵送交付の場合に限り、当該事務集中センター等から証券を記名者に交付することができる。

○ 証券の交付が完了した交付照合用の氏名等届出書は、その現在枚数から払出し

● 他店を支払場所とするものは、速やかに支払場所へ送付する。

＊ 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等から支払場所へ送付することができる。

⇒ 3 1 3 ①参照・印鑑票または氏名等届出書の送付

＊ 送付する氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該氏名等届出書と同枚数の見本証券（印鑑票等毎配付分）を現在枚数から払出し、当該氏名等届出書と一緒に当該見本証券（印鑑票等毎配付分）を支払場所へ送付する。なお、見本証券（印鑑票等毎配付分）の受払については、見本国債証券類保管目録への記載を要しない。

⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときの取扱いは、3 1 2 ①参照

● 自店を支払場所とするものは、自店備付けの氏名等届出書として整理保管する。

* 整理保管する氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該氏名等届出書と同枚数の見本証券（印鑑票等毎配付分）を現在枚数から払出し、当該氏名等届出書と一緒に他の氏名等届出書または見本証券とは別整理して当該見本証券（印鑑票等毎配付分）を保管する。

⇒ 2 3 1 参照・自店備付けの記名国債証券印鑑票・氏名等届出書の取扱い

⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）を印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に整理保管するときの取扱いは、2 3 1 参照

⑥領収証（交付通知書）の整理保管

○ 領収証（交付通知書）は、袋類に納めるなど散逸しないよう整理し、適宜の方法により現在枚数を明らかにして、後記 3 2 7 の交付事務の月分取まとめを行うときまで自店に保管する。

* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、3 2 7 の交付事務の月分取まとめを行うときまで当該事務集中センター等において領収証（交付通知書）を整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の領収証（交付通知書）を整理保管するときは、代理店ごとに区分して整理保管する。

⑦証券交付済の交付内訳書の整理保管

○ 証券の交付が完了した交付内訳書は、用済分として自店に保管（保管期間 1 0 年）する。

* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において証券交付済の交付内訳書を整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の証券交付済の交付内訳書を整理保管するときは、代理店ごとに区分して整理保管する。

以後の取扱いは「3 2
7 交付事務の月分取
まとめ」参照

交付通知書・裁（認）定通知書の記載例

第十一回特別弔慰金国庫債券交付通知書			通し頁
番 号	交 付 取 扱 店	受 取 人 氏 名	
第 1234 号	日本銀行〇〇代理店	甲 野 太 郎	
第十一回特別弔慰金国庫債券(い号)額面 25 万円 令和 2 年 発 行 分			
この証券 25 万円券 1 枚 上記の証券を戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給 法第 5 条第 1 項の規定によって交付しますから、上記の 交付取扱店で受け取ってください。 令和 2 年 1 0 月 5 日 〇〇財務局長 〇 〇 〇 〇			
領 収 証 上記の証券を受け取りました。 令和 2 年 1 1 月 6 日 現住所 〇〇県△△市 1-2 氏 名 甲 野 太 郎			
証券 令 2.11.6 交付 和			
注 受取人氏名欄には、市区町村長等が十一回特別弔慰金 国庫債券の受領の委任を受けているときは、当該市区町 村長等の名を記入すること。			

郵送交付の場合には、領収証欄には、受付時には記載させず、証券の交付後に記載させる。

交付内訳書と照合する。

届出印廃止分の場合には、公印は押なつされない。

受取人または法定代理人等の任意代理人から請求を受けたときは、受取人または法定代理人等が作成した委任状を添付する。

届出印廃止分の場合には、押印は要しない。
この場合、余白に本人確認書類の記録事項を記載する。

「証券の交付年月日等」を表示する。

- 郵送交付の場合を除き、省略してよい
- 「証券 〇年〇月〇日」形式のゴム印を使用するときは、赤色で表示する。
また、郵送交付の場合には、「証券発送日」の文言も赤色で表示する。
- 日付・店名の入っている「交付済印」・「払渡済印」などを使用してよい。

公印の押なつに代えて、公印の印影が黒色で印刷されていることもある。

裁 定 通 知 書			
〇弔K裁定第 000001 号			
下記のとおり裁定したので通知します。 令和 2 年 1 0 月 1 日			
〇 〇 県 知 事			
根 拠 法 給付の種別 国債の名称	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 第十一回特別弔慰金国庫債券		
券 面 種 別	250,000 円券	国 債 の 記 号	い 号
死 亡 者	□□□□		
請 求 者	甲 野 太 郎 昭和〇年〇月〇日生		
住 所	〇〇県△△市 1-2		
2.11.6 交付済 日本銀行〇〇代理店			

注 1 国債を受領する際は、この通知書を提示して下さい。
なお、国債が交付されるまで、事務手続上多少時間がかかりますのでご承知下さい。
2 この処分不服があるときは、この処分通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
3 この処分取消しの訴えは、この処分通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事）提起することができます（なお、処分通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、処分通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

交付内訳書と照合する。

交付日付・「交付済」の旨・代理店名を表示する。

3 2 3 証券・印鑑票・氏名等届出書・交付内訳書等の記載事項が相違している ときの取扱い

3 2 3 - 1 自店限りの訂正・関係先への連絡

証券・交付照合用の記名国債証券印鑑票・氏名等届出書・交付内訳書・その他関係書類に記載されている記名者・支払場所などが相違しているときは、次の区分に従い自店で訂正するか、または関係先に連絡のうえ、必要により訂正する。

区 分	処 理 方 法
① 印鑑票・氏名等届出書の氏名・支払場所が交付内訳書と相違しているとき	○ 下記③・④に該当するもの以外は、交付取扱店が財務局（事務所）に連絡し、印鑑票または氏名等届出書の訂正通知書の発出を依頼する。 * 上記の連絡は、令達日付・令達番号ならびに交付内訳書に記載されている通し頁および裁（認）定番号等を明らかにして行う。
② 交付通知書・裁（認）定通知書の記載事項が交付内訳書と相違しているとき	○ 下記③に該当するもの以外は、一括代理受領分については代理受領者から、直接交付分については受取人から、それぞれ次のところへ照会させる。 交付通知書……………財務局（事務所） 裁（認）定通知書………居住地の市区町村 （慰労金国庫債券については総務省）
③ 受取人氏名が明らかに相違していると認められるとき	○ 同一の文字とみなすことができる相違のときは、訂正しないでよい。 * 同一の文字とみなすことができるか否かの基準は、「記名国債証券等に記載の文字の照合時に同一の文字とみなすことができる文字の判断基準」（日本銀行ホームページ掲載）参照。 ⇒ 訂正方法記載例・3 2 3 - 2 参照 * 記名者から訂正方の申出があったときは、4 2 2 により取扱う。 ⇒ 4 2 2 参照・記名変更の請求 ○ 次の例のようにいずれが正しいか、誤りかわからないときは、上記①または②の方法により取扱う。 ハルーハルノ 木ー本 建ー健 治ー次 裕ー祐 紫ー柴 五ー伍 伊東ー伊藤

④ 支払場所が明らかに相違していると認められるとき	○ 次の理由による相違のときは、交付内訳書・印鑑票・氏名等届出書などの支払場所を訂正する。 ⇒ 訂正方法記載例・323-2 参照 ● 支払場所が受取人の住所などから推定して明らかに誤字・脱字であると認められるとき 例 <table style="margin-left: 100px;"> <tr> <td style="text-align: center;">(正)</td><td style="text-align: center;">(誤)</td></tr> <tr> <td>中野鷺宮駅前郵便局</td><td>鷺宮駅前郵便局 (脱字)</td></tr> <tr> <td>熱田郵便局</td><td>名古屋熱田郵便局 (誤記)</td></tr> <tr> <td>阿倍野郵便局</td><td>阿部野郵便局 (〃)</td></tr> <tr> <td>水沢代理店</td><td>小沢代理店 (〃)</td></tr> </table> ● 支払場所が改称されているとき * 改称の事実、官公報または支払場所への照会により確かめる。	(正)	(誤)	中野鷺宮駅前郵便局	鷺宮駅前郵便局 (脱字)	熱田郵便局	名古屋熱田郵便局 (誤記)	阿倍野郵便局	阿部野郵便局 (〃)	水沢代理店	小沢代理店 (〃)
(正)	(誤)										
中野鷺宮駅前郵便局	鷺宮駅前郵便局 (脱字)										
熱田郵便局	名古屋熱田郵便局 (誤記)										
阿倍野郵便局	阿部野郵便局 (〃)										
水沢代理店	小沢代理店 (〃)										

323-2 訂正通知書による訂正

財務局（事務所）・業務局から証券・交付内訳書の訂正通知書または印鑑票・氏名等届出書の訂正通知書の送付を受けたときは、次のとおり取扱う。

- * 証券・交付内訳書および印鑑票・氏名等届出書の両方に誤りがあったとき（慰労金国庫債券、特別葬祭給付金国庫債券または引揚者特別交付金国庫債券にかかる印鑑票の記載事項に誤りがあったときを除く。）は、証券・交付内訳書の訂正通知書と印鑑票・氏名等届出書の訂正通知書とは別葉で財務局（事務所）から送付される。
- * 印鑑票・氏名等届出書のみに誤りがあった場合（慰労金国庫債券、特別葬祭給付金国庫債券または引揚者特別交付金国庫債券にかかる印鑑票の記載事項に誤りがあった場合を除く。）において、当該印鑑票・氏名等届出書にかかる証券が交付済のときは、支払場所において429の2により取扱うため、交付取扱店における事務は発生しない。
⇒ 429の2参照・自店備付けの記名国債証券印鑑票・氏名等届出書または自店を支払場所とする記名国債証券の記載事項に誤りがあるときの取扱い
- * 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において取扱うことができる。
- * 事務集中センター等において記名国債証券交付事務を行う場合であっても、訂正通知書は、業務局・財務局（事務所）から代理店に送付される。
- * 財務局（事務所）からの訂正通知書には、訂正内容を記載した都道府県知事または厚生労働省の訂正依頼書の写1通が添付されている。

なお、慰労金国庫債券のときは、業務局から訂正通知書1通が送付されることとなっている。

訂正通知書
記載例参照

①証券・交付内訳書・
印鑑票・氏名等届
出書の訂正

訂正方法
記載例参照

イ. 証券が未交付
のとき

○ 訂正通知書により証券・交付内訳書・交付照合用の印
鑑票・氏名等届出書の記載事項を訂正する。

ロ. 証券が交付済
のとき

○ 訂正通知書により交付内訳書の記載事項を訂正する。

○ 自店を支払場所とするもののときは

- 自店備付けの印鑑票または氏名等届出書の記載事項
を訂正する。
- 証券の記載事項の訂正を要するときは、その旨を適
宜の方法により記名者へ通知する。
- 証券の提出を受けたときは、交付内訳書に基づき訂
正する。

○ 他店を支払場所とするもののときは

- 支払場所に対し、印鑑票または氏名等届出書を訂正
するよう通知する。
また、証券の記載事項の訂正を要するときは、その
旨を記名者に連絡するよう、あわせて通知する。
- 証券の提出を受けたときは、交付内訳書に基づき訂
正する。

②業務局への訂正済
通知など

○ 財務局（事務所）からの訂正通知書により、交付内訳書
の受取人氏名または支払場所を訂正したときは、訂正通知
書に添付されている都道府県知事または厚生労働省の訂
正依頼書の写に当該証券の番号、訂正日付、訂正の旨およ
び店名を記載し、業務局国債証券業務グループへ日本銀行
業務オンラインにより送付する。

訂正通知書
記載例参照

* 受取人の氏名または支払場所以外の記載事項について交付内
訳書を訂正したときは、業務局への報告を要しない。

○ 訂正通知書（証券の番号等を記載した訂正依頼書の写
添付）は、自店に保管（保管期間1年）する。

* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場
合には、当該事務集中センター等において訂正通知書（訂正依頼
書の写添付）を整理保管することができる。この場合、当該事務
集中センター等において複数の代理店分の訂正通知書（訂正依頼
書の写添付）を整理保管するときは、代理店ごとに区分して整理
保管する。

支払場所に対する訂正通知の記載例

● 印鑑票・氏名等届出書・記名国債証券の記載事項訂正にかかる通知の例

書式No.215 (A) (日付) 3. 1 1. 1 8

〇〇郵便局 御中 日本銀行〇〇代理店

印鑑票・氏名等届出書・記名国債証券の記載事項訂正について

店^(注)を償還金支払場所とする記名国債証券の印鑑票または氏名等届出書について、下記のとおり誤りがある旨通知がありましたから、貴店^(注)備付けの該当の印鑑票または氏名等届出書の訂正方
 ① ② ③ ④
 よろしくお願ひします。

また、記名国債証券については、すでに交付済のためまだ訂正してありませんが、正当なものとして、償還金をお支払い下さるようお願ひします。

なお、記名者に対しては、記名国債証券を当店へ提出して訂正を受けるようご連絡願ひます。

裁定通知書 記号番号	国債名称	記号	額面金額	記名者氏名	訂正事項	
					正	誤
〇特E裁定 0 0 0 0 2 5	第二十二回特別 給付金国庫債券	は	2 0 0 万円	甲野一郎	甲野一郎	甲野一朗

(注)該当するものに丸を付す。

以 上

あて先に応じて、「店」、「所」、「局」の文字を○で囲む。

該当しない場合には、2条の線で取消すか、記載しない。

● 記名国債証券のみの記載事項訂正にかかる通知の例

書式No.215 (B) (日付) 3. 1 1. 1 8

〇〇郵便局 御中 日本銀行〇〇代理店

記名国債証券の記載事項訂正について

店^(注)を償還金支払場所とする記名国債証券について、下記のとおり誤りがある旨通知がありましたので、ご連絡します。

また、記名国債証券については、すでに交付済のためまだ訂正してありませんが、正当なものとして、償還金をお支払い下さるようお願ひします。

なお、記名者に対しては、記名国債証券を当店へ提出して訂正を受けるようご連絡願ひます。

裁定通知書 記号番号	国債名称	記号	額面金額	記名者氏名	訂正事項	
					正	誤
〇特E裁定 0 0 0 0 2 5	第二十二回特別 給付金国庫債券	は	2 0 0 万円	甲野一郎	甲野一郎	甲野一朗

(注)該当するものに丸を付す。

以 上

あて先に応じて、「店」、「所」、「局」の文字を○で囲む。

訂正通知書（訂正依頼書の写添付）の記載例

● 証券・交付内訳書の訂正の場合 （訂正通知書）

○財理第××号
令和5年12月4日

日本銀行○○代理店 御中

○○財務局長 ○○○

国債発行請求内訳書記載事項の一部訂正について

→ 標記のことについて、○○都道府県知事から別添のとおり訂正依頼があったので通知します。

（訂正依頼書の写）

発かん番号 15
令和5年11月17日

〇〇都道府県知事 印

国債発行請求内訳書記載事項の一部訂正について（依頼）

標記のことについて、下記のとおり誤りがあったので訂正されたく依頼します。

交付取扱店名	通し頁	裁定通知書 記号番号	国債 名称	記号	額面 金額	受取人 氏名	訂正事項		※令達番号
							正	誤	
日本銀行 ○○代理店	5	○特E裁定 000025	第二十二回 特別給付金 国庫債券	は	200万円	甲野一郎	甲野一郎	甲野一郎	財理二十二給国 第123号 5.11.8

「注」 ※印欄は、裁定機関では記載しないこと。

5.12.11 訂正 日本銀行○○代理店

自店保管
(保管期間1年)

訂正日付・訂正の旨・店名を表示し、業務局国債証券業務グループへ日本銀行業務オンラインにより送付する。

適宜の個所に証券番号を記載する。

0741250 ←

● 印鑑票・氏名等届出書の訂正の場合

(訂正通知書)

〇財理第××号
令和3年12月2日

日本銀行〇〇代理店 御中

〇〇財務局長 〇〇〇

印鑑等届出書または氏名等届出書記載事項の一部訂正について

→ 標記のことについて、〇〇都道府県知事から別添のとおり訂正依頼があったので通知します。

(訂正依頼書の写)

発かん番号 15
令和3年11月18日

〇〇都道府県知事

印

印鑑等届出書または氏名等届出書記載事項の一部訂正について (依頼)

標記のことについて、下記のとおり誤りがあったので訂正されたく依頼します。

交付取扱店	裁定通知書 記号番号	国債 名称	記号	額面 金額	償還金 支払場所	記名者 氏名	訂正事項	
							正	誤
日本銀行 〇〇代理店	〇特E裁定 000025	第二十二回特別 給付金国庫債券	は	200万円	〇〇郵便局	甲野一郎	甲野一郎	甲野一朗

自店保管(保管期間1年)

証券・印鑑票・氏名等届出書・交付内訳書の訂正の記載例

- 証券・印鑑票・氏名等届出書の訂正方法は、証券・印鑑票・氏名等届出書の書換えの取扱いと異なるので注意すること。

⇒ 413参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え

証券（裏面）

証券の交付年月日等

2,000,000 円

印 ※

償還 19.11.9 訂正日本銀行 ○○代理店
△△ 郵便局

記 19.11.9 訂正日本銀行 ○○代理店
甲野太郎
~~甲野太朗~~

誤りの部分に2条の線を引き、その上部余白に正当事項を記載する。

● 氏名を訂正するときは、誤りの部分が一部でも氏名全部を訂正する。

余白に「○年○月○日訂正日本銀行○○代理店」と表示する。

届出印廃止分には、印鑑欄は設けられていない。

印 鑑 票

証券の交付年月日等

第二十二回特別給付金国庫債券印鑑等届出書

償還金支払場所	住 所	氏 名	印 鑑
※ 19.11.9 訂正 日本銀行 ○○代理店 △△ 郵便局	※ ○○市○○区○○○	※ 19.11.9 訂正 日本銀行 ○○代理店 甲 野 太 郎 甲 野 太 朗	※ (甲 野)

誤りの部分に2条の線を引き、その上部余白に正当事項を記載する。

● 氏名を訂正するときは、誤りの部分が一部でも氏名全部を訂正する。

余白に「○年○月○日訂正日本銀行○○代理店」と表示する。

氏名等届出書

証券の交付年月日等	第二十九回特別給付金国庫債券氏名等届出書		裁定通知書の記号及び番号 ○傷M裁定123
償還金支払場所 ※ () 〇 〇 都道府県 3.11.9 訂正 日本銀行 △△ 〇〇代理店 〇〇 郵便局	記名者住所 ※ 〇〇市〇〇町2-1-3	記名者氏名 ※ 3.11.9 訂正 日本銀行 〇〇代理店 甲野太郎 甲野太郎	

誤りの部分に2条の線を引き、その上部余白に正当事項を記載する。

● 氏名を訂正するときは、誤りの部分が一部でも氏名全部を訂正する。

余白に「〇年〇月〇日訂正日本銀行〇〇代理店」と表示する。

交付内訳書

国 債 発 行 請 求 内 訳 書						
第二十二回特別給付金国庫債券						
発 行 日	記号	券面種類	通し頁	取扱財務局等の名称	交付取扱店の名称	代理受領者(市区町村長等名)
平成19年11月1日	は号	2,000,000円券	5	〇〇財務局	日本銀行 〇〇代理店	〇〇市長

裁定通知書の記号及び番号	受 取 人		償還金支払場所	※ 証券番号	備 考
	氏 名	居 住 地			
北特E裁定 000025	甲野太郎 甲野太郎	〇〇県 〇〇市	△△ 〇〇 郵便局	0741250	19.11.2 〇財理第800号

誤りの部分に2条の線を引き、その上部余白に正当事項を記載する。

● 氏名を訂正するときは、誤りの部分が一部でも氏名全部を訂正する。

訂正通知書の日付・番号を表示する。

3 2 4 交付通知書再交付の通知を受けたとき

＊ 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において取扱うことができる。

交付通知書再発行

○ 財務局（事務所）から交付通知書再交付の通知書の送付を受けたときは、交付内訳書の該当備考欄に通知書日付を表示し、「交付通知書再発行」と記載する。

＊ 事務集中センター等において記名国債証券交付事務を行う場合であっても、交付通知書再発行の通知書は、財務局（事務所）から代理店に送付される。

○ 通知書は、自店に保管（保管期間 1 年）する。

＊ 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において通知書を整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の通知書を整理保管するときは、代理店ごとに区分して整理保管する。

交付内訳書の記載例

債 発 行 請 求 内 訳 書			
第二十二回特別給付金国庫債券			
	取扱財務局等の 名 称	交付取扱店 の 名 称	代理受領者 (市区町村長等名)
	〇〇財務事務所	日 本 銀 行 〇〇代理店	〇 〇 市 長
人	償 還 金	※証券番号	備 考
地	支 払 場 所		
〇〇市	〇〇 郵便局	0741407	19. 11. 1 交付通知書再発行
	〇〇 郵便局	0741408	

3 2 5 交付取扱店の変更

- * 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において取扱うことができる。

①旧交付取扱店の取扱い

○ 業務局から交付取扱店変更の通知書の送付を受けたときは

- * 事務集中センター等において記名国債証券交付事務を行う場合であっても、交付取扱店変更の通知書は、業務局から旧交付取扱店に送付される。

- 自店において保管中の交付内訳書の該当備考欄に通知書日付を表示し、「交付取扱店変更」と記載する。
- 該当する証券・交付照合用の記名国債証券印鑑票または氏名等届出書をそれぞれ現在高から払出し、速やかに新交付取扱店へ送付する。

⇒ 3 1 2 ①・3 1 3 ①参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の送付

- * 該当する証券の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであるときは、当該証券と同枚数の見本証券（印鑑票等毎配付分）を現在高から払出し、印鑑票等（見本証券添付分）等と一緒に当該見本証券（印鑑票等毎配付分）を新交付取扱店へ送付する。なお、見本証券（印鑑票等毎配付分）の受払については、見本国債証券類保管目録への記載を要しない。

⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときの取扱いは、3 1 2 ①参照

○ 通知書は、自店に保管（保管期間 1 年）する。

- * 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において通知書を整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の通知書を整理保管するときは、代理店ごとに区分して整理保管する。

交付内訳書の記載例

債 発 行 請 求 内 訳 書			
第二十二回特別給付金国庫債券			
	取扱財務局等の 名 称	交付取扱店 の 名 称	代 理 受 領 者 (市区町村長等名)
	〇〇財務事務所	日 本 銀 行 〇〇代理店	〇 〇 市 長
人	償 還 金	※証券番号	備 考
地	支 払 場 所		
〇〇市	〇〇 郵便局	0741407	19. 11. 1 交付取扱店変更
	〇〇 郵便局	0741408	

②新交付取扱店の取 扱い

- 業務局から交付取扱店変更の通知書と一緒に交付内訳書の送付を受けたときは、交付内訳書の交付取扱店欄に自店の店名が記載されていることを確かめる。
 - * 事務集中センター等において記名国債証券交付事務を行う場合であっても、交付取扱店変更の通知書および交付内訳書は、業務局から新交付取扱店に送付される。
- 通知書は、交付内訳書に添付して自店に保管する。
 - * 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において通知書を交付内訳書に添付して整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の通知書を整理保管するときは、代理店ごとに区分して整理保管する。
 - ⇒ 3 2 1 ④参照・交付内訳書の整理保管
- 旧交付取扱店から証券・交付照合用の印鑑票または氏名等届出書の送付を受けたときは、それぞれ交付内訳書の記載事項と照合し、前記 3 2 1 により受入手続きを行う。
 - * 送付を受けた証券の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであるときは、当該証券と同枚数の見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受ける。なお、見本証券（印鑑票等毎配付分）の受払については、見本国債証券類保管目録への記載を要しない。
 - * 送付を受けた証券の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであるときは、当該証券と一緒に同証券と同枚数の見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けていることを併せて確認する。

3 2 6 国債を受ける権利の差押えに伴う交付差止

対象となる 国債	引揚者国庫債券・引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券
-------------	------------------------------

＊ 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において取扱うことができる。

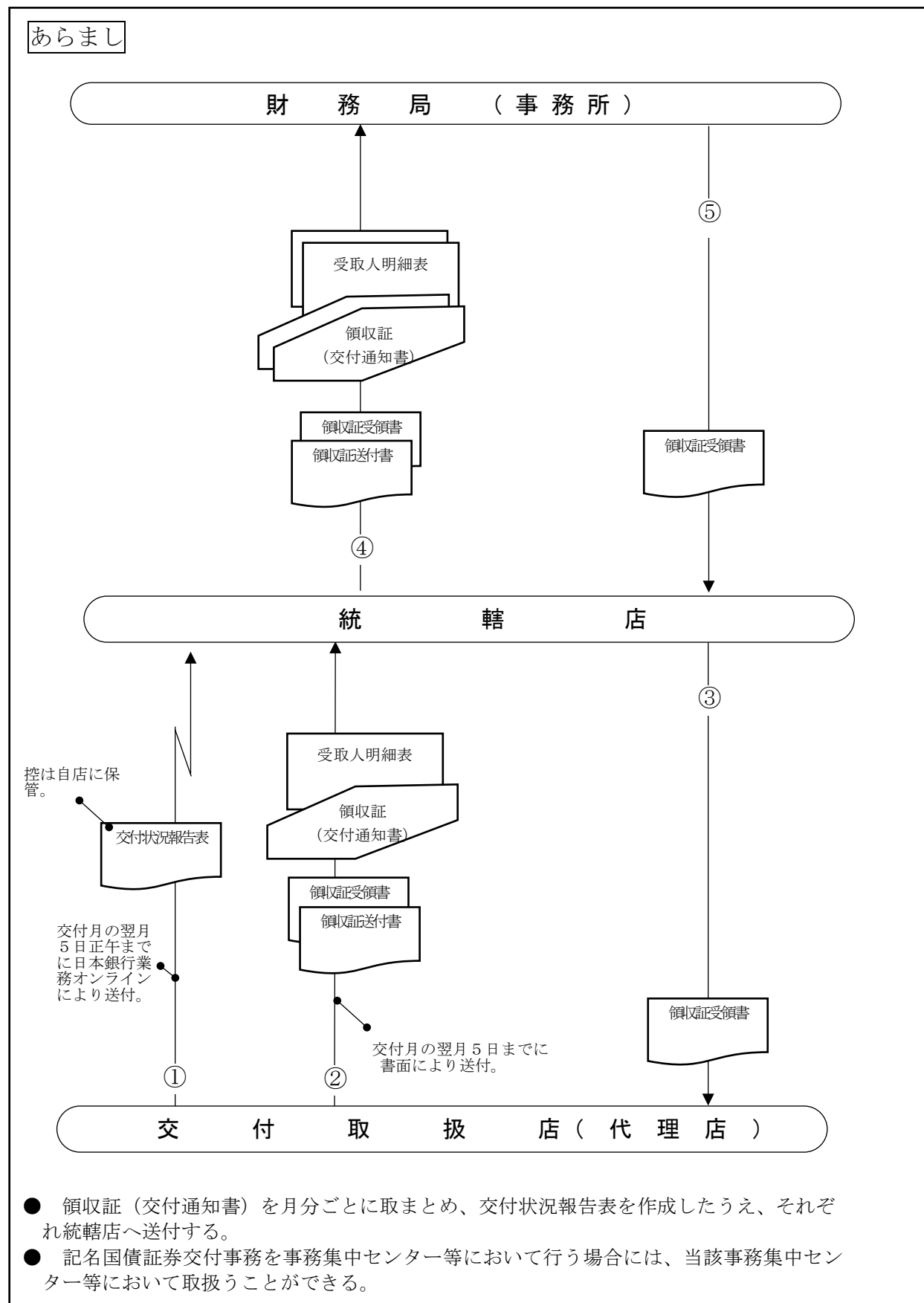
交付差止

- 財務局（事務所）から自店を交付取扱店とする上記記名国債について、国税徴収法の規定による滞納処分のため差押えがあった旨の通知を受けたときは、該当の証券が交付済かどうかを調べ、その結果を速やかに財務局（事務所）へ通知する。
 - ＊ 地方税法・各種の社会保険法による差押えなど、国税徴収法の例によって処分する旨定められている場合にも同様の取扱いがある。
 - ＊ 事務集中センター等において記名国債証券交付事務を行う場合であっても、差押えがあった旨の通知は、財務局（事務所）から代理店に送付される。
- 該当の証券をまだ交付していないときは
 - 自店において保管中の交付内訳書の該当備考欄に通知日付を表示し、「交付差止」と記載する。
 - 証券は、交付差止分である旨の付せんをつけるなど他のものと区別して保管し、別途財務局（事務所）から通知があるまで差押人に対しても交付しない。
- 交付差止後の取扱いについては、統轄店（本店管下代理店は業務局国債証券業務グループ）へ照会し、その指示により取扱う。

交付内訳書の記載例

債 発 行 請 求 内 訳 書			
第二十二回特別給付金国庫債券			
	取扱財務局等の 名 称	交付取扱店 の 名 称	代 理 受 領 者 (市区町村長等名)
	〇〇財務事務所	日 本 銀 行 〇〇代理店	〇 〇 市 長
人	償 還 金 支 払 場 所	※証券番号	備 考
地			
〇〇市	〇〇 郵便局	0741407	
	〇〇 郵便局	0741408	19.11.1 交付差止

3 2 7 交付事務の月分取まとめ



事 務 手 順	取 扱 要 領
①領収証（交付通知書）の取まとめ	○ 領収証（交付通知書）の1か月分を取まとめ、国債名称別に、領収証（交付通知書）の枚数・金額、証券の交付枚数および受取人明細表の枚数を集計する。 ＊ 郵送により交付した場合における領収証（交付通知書）は、証券発送日の属する月を交付月として取まとめを行う。
②領収証送付書の作成	○ 領収証（交付通知書）の上記集計高により、領収証送付書を作成する。 ＊ 領収証送付書原符および領収証受領書と併せて作成する（日本銀行ホームページ掲載書式を使用する場合には、領収証送付書との3枚複写となっている。）。 領収証送付書 記載例参照
③交付状況報告表の作成	○ 業務局から新規発行証券の送付を受けた国債証券類送付書・領収証（交付通知書）などにより交付状況報告表を作成する。 ＊ 交付状況報告表（控）との2枚複写となっている。 ＊ 交付状況報告表は、月中に新規発行証券の受入・交付があったとき、月末に未交付高があるときに作成する。 交付状況報告表 記載例参照 ＊ 交付状況報告表の月末未交付高は、新規発行証券の月末現在高の枚数・金額と照合すること。
④領収証（交付通知書）などの送付	○ 領収証（交付通知書）・領収証送付書を一括して封筒に納め書面により交付月の翌月5日までに、交付状況報告表を日本銀行業務オンラインにより交付月の翌月5日正午までに統轄店へ提出する。 ＊ 日本銀行ホームページに掲載されている交付状況報告表を使用する場合には、当該交付状況報告表は、本書と控が一つのファイルとなっているが、控を削除せずに日本銀行業務オンラインにより提出する。 なお、上記の期限までに提出が困難なときは、その旨を統轄店（本店管下代理店は業務局国債証券業務グループ）へ連絡する。 ○ 統轄店から領収証受領書の送付を受けたときは、領収証送付書原符に添付して自店に保管（保管期間1年）する。 ＊ 事務集中センター等において記名国債証券交付事務を行う場合であっても、領収証受領書は、統轄店から代理店に送付される。

* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において領収証送付書原符・同受領書を整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の領収証送付書原符・同受領書を保管するときは、代理店ごとに区分して整理保管する。

○ 交付状況報告表（控）は、自店に保管（保管期間1年）する。

* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において交付状況報告表（控）を整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の交付状況報告表（控）を整理保管するときは、代理店ごとに区分して保管する。

交付状況報告表の記載例

* 証券・利賦札の滅紛失および汚染き損証券引換による代証券の交付は記載しない。

2枚複写

交付状況報告表									
書式№210		(21 年 10 月分)		(日付) 21.11.6					
日本銀行〇〇支店 御中				日本銀行〇〇代理店				[] [] [] [] [] [] [] []	
国債名称	前月末未交付高 枚数 額面金額	月中受入高 枚数 額面金額	月中交付高 枚数 額面金額	月末未交付高 枚数 額面金額	備考				
遺族国庫債券	①	②	③						
引揚者特別交付金国庫債券	1 20			0	0				④
慰勞金国庫債券									
特別葬祭給付金国庫債券									
特別弔慰金国庫債券									
第八回特別弔慰金国庫債券	1 400			2	800				⑤
第九回特別弔慰金国庫債券	2 480		1 240	0	0				⑥
第十回特別弔慰金国庫債券									
第十一回特別弔慰金国庫債券									
第十二回特別弔慰金国庫債券									
特別給付金国庫債券									
第二十回特別給付金国庫債券	5 750		4 600	0	0				⑦
第二十一回特別給付金国庫債券	10 10,000	5 5,000	10 10,000	5 5,000					⑧
第二十二回特別給付金国庫債券	1 2,000			1 2,000					⑨
第二十三回特別給付金国庫債券	2 2,000	3 3,000	2 2,000	1 1,000					⑩
第二十四回特別給付金国庫債券									
第二十五回特別給付金国庫債券									
第二十六回特別給付金国庫債券									
第二十七回特別給付金国庫債券									
第二十八回特別給付金国庫債券									
第二十九回特別給付金国庫債券									
合計	23 15,650	8 8,000	17 12,840	9 8,800					

(注) 1. 交付前発行取消となった証券については、月中交付高に含めないで備考欄に枚数および金額を記入。〔交付前発行取消〕と付記すること。
2. 交付後発行取消となった証券については、月中受入高から差し引かない。
3. 証券（利賦札）の滅紛失および汚染き損証券引換による代証券については記入しない。
4. 月中に交付がなく、かつ未交付高のない場合には作成を要しない。

(1) 旧交付取扱店→新交付取扱店へ送付した証券は、月中交付高に含めないで備考欄に枚数および金額を記入。〔交付取扱店変更(旧)〕と付記すること。
(2) 新交付取扱店→旧交付取扱店へ送付した証券は、月中受入高に含めないで、備考欄に枚数および金額を記入。〔交付取扱店変更(新)〕と付記すること。
3. 証券（利賦札）の滅紛失および汚染き損証券引換による代証券については記入しない。
4. 月中に交付がなく、かつ未交付高のない場合には作成を要しない。

④ 長期未交付証券について、財務局（事務所）からの指図により供託が行われた場合には、記名国債供託状況報告表・供託記名国債証券明細表により備考欄に記載する（月中交付高には含めない）。＜例：供託 1枚 20千円＞
⇒ 記名国債証券供託関係事務取扱要領 参照

⑤ 交付取扱店変更により旧交付取扱店から送付を受けた証券については、交付取扱店変更の通知書により備考欄に記載する（月中受入高には含めない）。＜例：交付取扱店変更(受) 1枚 400千円＞
⇒ 325参照・交付取扱店の変更

● 自店保管（保管期間1年）

* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において交付状況報告表（控）を整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の交付状況報告表（控）を整理保管するときは、代理店ごとに区分して保管する。

- ① 前月分の交付状況報告表により記載する。
- ② 国債証券類送付書により記載する。
- ③ 領収証（交付通知書）により記載する。
- ④ 長期未交付証券について、財務局（事務所）からの指図により供託が行われた場合には、記名国債供託状況報告表・供託記名国債証券明細表により備考欄に記載する（月中交付高には含めない）。＜例：供託 1枚 20千円＞
⇒ 記名国債証券供託関係事務取扱要領 参照
- ⑤ 交付取扱店変更により旧交付取扱店から送付を受けた証券については、交付取扱店変更の通知書により備考欄に記載する（月中受入高には含めない）。＜例：交付取扱店変更(受) 1枚 400千円＞
⇒ 325参照・交付取扱店の変更

- ⑥ 交付取扱店変更により新交付取扱店へ送付した証券については、交付取扱店変更の通知書により備考欄に記載する（月中交付高には含めない）。＜例：交付取扱店変更（払）１枚 240千円＞
⇒ 325 参照・交付取扱店の変更
- ⑦ 交付前に発行取消となった証券については、発行取消の通知書により備考欄に記載する（月中交付高には含めない）。＜例：交付前発行取消 １枚 150千円＞
なお、交付後に発行取消となった証券は、月中交付高から差引かない。
⇒ 330 参照・証券の発行取消
- ⑧・⑨ 前月分の交付状況報告表の月中受入高の過剰または不足により補正の必要が生じた場合には、当月分の前月末未交付高欄に正当な枚数・金額を記載し、備考欄に補正事由等を記載する。＜⑧例：前月末未交付高のうち１枚 1,000千円は計上もれのため補正、⑨例：前月末未交付高のうち１枚 2,000千円は誤記入のため補正＞
- ⑩ ⑦により交付前に発行取消となった証券の枚数・金額を記載した場合には当該枚数・金額の合計を、④により供託が行われた証券の枚数・金額を記載した場合には当該枚数の合計を、合計行の備考欄に記載する。＜例：交付前発行取消 ３枚 2,150千円 供託 １枚＞
- ⑪ 国債名称の回号の数字を記載する。

330 証券の発行取消

331 交付差止

- * 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において取扱うことができる。
- * 事務集中センター等において記名国債証券交付事務を行う場合であっても、交付差止または交付差止取消の通知は、業務局または都道府県知事から代理店に送付される。

①交付差止の通知を受けたとき

- 業務局または都道府県知事から自店を交付取扱店とする証券について、交付差止の通知を受けたときは
 - 交付内訳書の該当備考欄に通知日付を表示し、「交付差止」と記載する。
 - 証券・交付照合用の記名国債証券印鑑票または氏名等届出書は、別途通知があるまで、交付差止分である旨の付せんをつけるなど他のものと区別して保管する。

②交付差止取消の通知を受けたとき

- 業務局または都道府県知事から交付差止取消の通知を受けたときは
 - 交付内訳書の該当備考欄に通知日付を表示し、「交付差止取消」と記載する。
 - 証券・交付照合用の印鑑票または氏名等届出書は、元どおりに整理して保管する。

交付内訳書の記載例

債 発 行 請 求 内 訳 書			
第二十二回特別給付金国庫債券			
	取扱財務局等の 名 称	交付取扱店 の 名 称	代 理 受 領 者 (市区町村長等名)
	〇〇財務事務所	日 本 銀 行 〇〇代理店	〇 〇 市 長
人	償 還 金	※証券番号	備 考
地	支 払 場 所		
〇〇市	〇〇 郵便局	0741407	
	〇〇 郵便局	0741408	19.10.30 交付差止 19.12.3 交付差止取消

3 3 2 発行取消

3 3 2 - 1 未交付の証券の発行取消

業務局から自店を交付取扱店とする証券について、日本銀行業務オンラインにより発行取消の通知書の送付を受けたときは、次のとおり取扱う。

- * 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において取扱うことができる。
- * 事務集中センター等において記名国債証券交付事務を行う場合であっても、発行取消の通知書は、業務局から代理店に送付される。

発行取消通知書
例 示 参 照

事 務 手 順	取 扱 要 領
①交付内訳書への表示	○ 交付内訳書の該当証券欄の記載事項に2条の線を引き、備考欄に通知書日付を表示し、「発行取消」と記載する。

交付内訳書の記載例

国 債 発 行 請 求 内 訳 書						
第二十二回特別給付金国庫債券						
発 行 日	記 号	券面種類	通し頁	取扱財務局等の 名 称	交付取扱店 の 名 称	代 理 受 領 者 (市区町村長等名)
平成 19 年 11 月 1 日	は 号	2,000,000 円 券	7	〇〇財務事務所	日本銀行 〇〇代理店	〇 〇 市 長
裁定通知書の 記号及び番号	受 取 人		償 還 金 支 払 場 所	※証券番号	備 考	
北特E裁定 000153	氏 名	居 住 地				
	甲 野 太 郎	〇〇県〇〇市	〇〇 郵便局	0741407	20.4.7 発行取消	
北特E裁定 000025	甲 野 花 子	〃	〇〇 郵便局	0741408		

②廃印の押なつ

○ 該当する証券に廃印を明りょうに押す。

〔廃印を押す箇所〕

- 全利賦札表面の中央部
 - 証券の額面金額等を記載した部分の金額の箇所
⇒ 142参照・廃印のひな形
- * 廃印に代え一般公社債用の「支払済印」は使用できない。

③印鑑票・氏名等届出書への表示

○ 該当する交付照合用の記名国債証券印鑑票または氏名等届出書の余白に「発行取消」と赤色で表示する。

印鑑票の記載例

証券の交付年月日等

第二十二回特別給付金国庫債券印鑑等届出書

発行取消

債還金支払場所	住 所	氏 名	印 鑑
※ ○ ○ 郵便局	※ ○ ○ 県 ○ ○ 市 10-1	※ 甲 野 太 郎	※ (甲 野)

「発行取消」と赤色で表示する。

氏名等届出書の記載例

証券の交付年月日等

第二十九回特別給付金国庫債券氏名等届出書

発行取消

届定通知書の記号及び番号
北傷M裁定 000100

債還金支払場所	記名者住所	記名者氏名
※ (○ ○ 都道府県) ○ ○ 郵便局	※ ○ ○ 県 ○ ○ 市 10-1	※ 甲 野 太 郎

「発行取消」と赤色で表示する。

④証券などの送付

○ 証券・交付照合用の印鑑票または氏名等届出書を、それぞれ現在高から払出し、速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。

なお、財務局（事務所）から交付照合用の印鑑票または氏名等届出書の送付を受けていないときは、その旨を国債証券類送付書に記載し、証券だけを送付する。後日、同印鑑票または氏名等届出書の送付を受けたときは、前記③の表示をし、速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。

＊ 送付する証券の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであるときは、当該証券等と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を業務局国債証券業務グループへ送付する。
なお、印鑑票等（見本証券添付分）の送付を受けていないときは、その旨をそれぞれの国債証券類送付書に記載し、当該証券と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）だけを送付する。後日、当該印鑑票等（見本証券添付分）の送付を受けたときは、前記③の表示をし、同印鑑票等（見本証券添付分）を送付する。なお、見本証券（印鑑票等毎配付分）の受払については、見本国債証券類保管目録への記載を要しない。

⇒ 3 1 2 ①・3 1 3 ①参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の送付

⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときの取扱いは、3 1 2 ①参照

⑤発行取消通知書の保管

○ 発行取消通知書は、自店に保管（保管期間1年）する。

発行取消通知書の例示

平成 20 年 4 月 7 日

日本銀行 ○○ 代理店 御中

日本銀行業務局

第二十二回特別給付金国庫債券の発行取消に関する件

昭和
平成 19 年 10 月 1 日付財理第××号にかかる交付内訳書
に記載された標題証券のうち、別紙国債発行請求内訳書「取消」に
該当する証券については、平成 20 年 4 月 3 日付財理二十二給国第
△△号をもって発行取消となりましたから、当該証券に廃印を押捺の
うえ、印鑑票を添えて当局国債証券業務グループあてご送付下さ
い。

なお、上記印鑑票が財務局(事務所)から送られてきていないと
きは、国債証券類送付書にその旨記入して下さい。

氏名等届出書の場合には、
「氏名等届出書」と記載。

(参 照)【日本銀行代理店国債事務取扱手続】

3 3 2 - 1 [未交付の証券の発行取消]

以 上

- 自店保管 (保管期間 1 年)

3 3 2 - 2 交付済の証券の発行取消

都道府県知事（慰労金国庫債券については総理大臣）から引渡書2通を添えて、発行取消となった証券の引渡しを受けたときは、次のとおり取扱う。

事 務 手 順	取 扱 要 領
①引渡書の確認	○ 引渡書に記載されている証券の要項が、証券と一致していることを確かめる。
②引渡書の返付	○ 引渡書2通のうち、1通に受領文言・受領年月日・代理店名を記載して引渡者に返し、他の1通に代理店名・受付日付を表示する。 ⇒ 1 4 1 参照・受付証票類への店名などの表示 引 渡 書 記載例参照
③廃印の押なつ	○ 引渡しを受けた証券には、受入後直ちに廃印を明りように押す。 〔廃印を押す箇所〕 ● 全利賦札表面の中央部 ● 証券の額面金額等を記載した部分の金額の箇所 ⇒ 1 4 2 参照・廃印のひな形 ＊ 廃印に代え一般公社債用の「支払済印」は使用できない。
④印鑑票・氏名等届出書への表示	○ 自店を支払場所とするもののときは、自店備付けの記名国債証券印鑑票または氏名等届出書から該当分を抜き出し、余白に「発行取消」と赤色で表示する。 印 鑑 票 記載例参照 氏名等届出書 記載例参照 ○ 他店を支払場所とするもののときは、その支払場所から印鑑票または氏名等届出書を取戻したうえ、余白に「発行取消」と赤色で表示する。 この場合の証券は、印鑑票または氏名等届出書が到着するまで他の証券と区別して整理保管する。 ⇒ 4 1 2 参照・印鑑票・氏名等届出書の取戻し ⇒ 1 4 4 参照・証券の整理保管 ＊ 他店から取戻す印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票または氏名等届出書と一

⑤証券などの送付

緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻す。

⇒ 4 1 2 の 2 参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。）

○ 証券・印鑑票・氏名等届出書・引渡書を速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。

⇒ 3 1 2 ①・3 1 3 ①参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の送付

* 送付する証券の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであるときは、当該証券等と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を業務局国債証券業務グループへ送付する。
なお、見本証券（印鑑票等毎配付分）の受払については、見本国債証券類保管目録への記載を要しない。

⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときの取扱いは、3 1 2 ①参照

引渡書の記載例

引 渡 書

第四回特別弔慰金国庫債券い号 30 万円券

この証券 1 枚

記 名 者	券面種類	証券番号	付属利賦札	備 考
甲 野 一 郎	円 券 300,000	1234567	66.6.15 ～70.6.15 5 枚	年金の受給 権を取得し た者がいた ことによる 裁定取消

上記証券は、発行取消となるため、記名者から返還を受けたので引渡します。

平成 6 年 8 月 2 日

〇〇都道府県知事

印

日本銀行〇〇代理店 御中

上記証券受領しました。

平成 6 年 8 月 2 日

日本銀行〇〇代理店

6 . 8 . 2

日本銀行〇〇代理店

引 渡 者 に 返 す。

業務局国債証券
業務グループに
送付する。

代理店名・受付日
付を表示する。

受領文言などの
表示

印鑑票の記載例

証券の交付年月日等
証券 平 1. 3. 15
交付 成

第四回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書

発行取消

償還金支払場所	住 所	氏 名	印 鑑
※ 〇〇郵便局	※ 〇〇市〇〇区〇〇	※ 甲 野 一 郎	※ 甲 野

「発行取消」と赤色で表示する。

氏名等届出書の記載例

証券の交付年月日等
証券 令 3. 11. 29
交付 和

第二十九回特別給付金国庫債券氏名等届出書

発行取消
裁定通知書の記号及び番号
〇傷M裁定123

償還金支払場所	記名者住所	記名者氏名
※ (〇〇 都道府県) 〇〇郵便局	※ 〇〇県〇〇市10-1	※ 甲 野 太 郎

「発行取消」と赤色で表示する。

第4編 記名国債証券各種請求事務

記名国債証券に関する各種の請求・届出ごとに項目を分け、
それごとの取扱要領を定めている。

目 次

ページ

400－

4 0 0	記名国債証券各種請求事務	1
4 1 0	この編のなかでの共通事項	1
4 1 1	国債証券受領書の交付・回収・保管	1
4 1 1－1	届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い	1
4 1 1－2	届出印廃止分の記名国債証券の取扱い	2
4 1 2	印鑑票・氏名等届出書の取戻し	5
4 1 2の2	印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の 取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。） ...	9
4 1 3	証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え（支払場所の改称に よる書換えを含む。）	11
4 1 4	証券の送付請求	16
4 1 4－1	届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い	16
4 1 4－2	届出印廃止分の記名国債証券の取扱い	20
4 1 5	本人確認書類の種類および記録事項	31
4 1 6	委任状	36
4 1 6－1	届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い	36
4 1 6－2	届出印廃止分の記名国債証券の取扱い	39
4 1 6の2	委任状等の代書	44
4 2 0	各種の請求	45
4 2 1	元利金支払場所変更の請求	45
4 2 1－1	自店が請求を受けたとき	48
4 2 1－1－1	届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い	48
4 2 1－1－2	届出印廃止分の記名国債証券の取扱い	53
4 2 1－2	他店が請求を受けたとき	62
4 2 1－2－1	届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い	62
4 2 1－2－2	届出印廃止分の記名国債証券の取扱い	64
4 2 2	記名変更の請求	66
4 2 2－1	記名変更請求の受理	67
4 2 2－1－1	届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い	67
4 2 2－1－2	届出印廃止分の記名国債証券の取扱い	74
4 2 2－2	相続による記名変更の審査基準	82

4 2 3	証券・利賦札滅紛失の届出	111
4 2 3 - 1	証券（利賦札）滅紛失届の受理	114
4 2 3 - 1 - 1	届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い	114
4 2 3 - 1 - 2	届出印廃止分の記名国債証券の取扱い	116
4 2 3 - 2	代証券交付請求などの案内	123
4 2 3 - 3	滅紛失利賦札元利金（償還金）支払請求書の受理	126
	代 証 券 交 付	
4 2 3 - 3 - 1	届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い	126
4 2 3 - 3 - 2	届出印廃止分の記名国債証券の取扱い	128
4 2 3 - 4	代証券の送付を受けたとき	134
4 2 3 - 4 - 1	届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い	134
4 2 3 - 4 - 2	届出印廃止分の記名国債証券の取扱い	136
4 2 3 - 5	滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書の送付を受けたとき	142
4 2 3 - 6	滅紛失証券（利賦札）発見届の受理	148
4 2 3 - 6 - 1	届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い	148
4 2 3 - 6 - 2	届出印廃止分の記名国債証券の取扱い	149
4 2 4	汚染き損証券引換の請求	154
4 2 4 - 1	届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い	155
4 2 4 - 2	届出印廃止分の記名国債証券の取扱い	160
4 2 5	改印の届出（届出印廃止分以外の記名国債証券のみ）	168
4 2 6	住所の変更	173
4 2 6 - 1	届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い	173
4 2 6 - 2	届出印廃止分の記名国債証券の取扱い	174
4 2 7	記名者の行為能力に関する届出	179
4 2 7 - 1	届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い	179
4 2 7 - 2	届出印廃止分の記名国債証券の取扱い	183
4 2 7 の 2	相続財産管理人または相続財産清算人の選任に関する申出	189
4 2 7 の 2 - 1	届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い	189
4 2 7 の 2 - 2	届出印廃止分の記名国債証券の取扱い	192
4 2 8	印鑑票・氏名等届出書の更新と再製	196
4 2 8 - 1	印鑑票の更新	196
4 2 8 - 2	氏名等届出書の更新	199
4 2 8 - 3	印鑑票の再製	202
4 2 8 - 4	氏名等届出書の再製	206
4 2 9	同時請求の取扱い	210

4 2 9 - 1	届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い.....	212
4 2 9 - 1 - 1	証券（利賦札）滅紛失届の受付時.....	212
4 2 9 - 1 - 2	滅紛失利賦札元利金（償還金）支払請求書の受付時... 215	
	代 証 券 交 付	
4 2 9 - 1 - 3	滅紛失代証券・滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知 書の受入時	218
4 2 9 - 1 - 4	発見届（支払（交付）請求書未提出分）の受付時.....	220
4 2 9 - 1 - 5	記名変更請求と支払場所変更請求の同時請求.....	223
4 2 9 - 2	届出印廃止分の記名国債証券の取扱い.....	224
4 2 9 - 2 - 1	証券（利賦札）滅紛失届の受付時.....	224
4 2 9 - 2 - 2	滅紛失利賦札元利金（償還金）支払請求書の受付時... 226	
	代 証 券 交 付	
4 2 9 - 2 - 3	滅紛失代証券・滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知 書の受入時	228
4 2 9 - 2 - 4	発見届（支払（交付）請求書未提出分）の受付時.....	230
4 2 9 - 2 - 5	記名変更請求と支払場所変更請求の同時請求.....	232
4 2 9 の 2	自店備付けの記名国債証券印鑑票・氏名等届出書または自店を 支払場所とする記名国債証券の記載事項に誤りがあるときの取扱 い.....	234

400 記名国債証券各種請求事務

410 この編のなかでの共通事項

411 国債証券受領書の交付・回収・保管

411-1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い

事務手順	取扱要領
①交付	○ 記名者などから各種の請求により証券の提出を受け、当日中に所要の手続がとれないときは、受入れた証券・請求書により国債証券受領書を作成し、請求者へ交付する。 ＊ 国債証券受領書原符と併せて作成する（日本銀行ホームページ掲載書式を使用する場合には、国債証券受領書原符との2枚複写となっている。）。 証券受領書 記載例参照
②回収	○ 代証券・手続済の証券を交付するときは、前記①により交付した証券受領書の受領証欄に受領年月日・住所・氏名を記載・押印して提出させ、その住所・氏名、受領印の印影が記名国債証券印鑑票と一致していることを確かめる。 ＊ 証券受領書を滅紛失した旨の申出を受けたときは、自店で保管中の証券受領書原符により証券受領書を再製して交付し、上記により取扱う。 ● 請求者が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。）である場合には、416または427の手続の要否を確認のうえ、必要なときはその手続も併せて行う。 ⇒ 416 参照・委任状 ⇒ 416 の2 参照・委任状等の代書 ⇒ 427 参照・記名者の行為能力に関する届出
③保管	○ 提出された受領証（証券受領書）は、証券受領書原符に添付して保管（保管期間10年）する。 なお、受領証欄に記載・押印のないもののときは、保管期間1年とする。 ＊ 受領証欄に記載・押印しないで回収する例 ● 各種の請求により証券を受入れ、証券受領書を交付した後に、

	当該請求者から証券の送付請求があったため、代証券・手続済証券に国債証券類送付書・受領書を添えて請求者に送付し、その受領書を回収する扱いとしたとき。 ● 滅紛失の請求により残存証券を受入れ、別途代証券を交付するとき この場合、残存証券受入時と代証券交付時の付属利賦札の状態<渡期>が異なるため、代証券交付時には、別の証券受領書を作成し提出させることとなる。
--	--

4 1 1 - 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①交付	○ 記名者などから各種の請求により証券の提出を受け、当日中に所要の手続がとれないときは、受入れた証券・請求書により国債証券受領書を作成し、請求者へ交付する。 ＊ 国債証券受領書原符と併せて作成する（日本銀行ホームページ掲載書式を使用する場合には、国債証券受領書原符との2枚複写となっている。）。 証券受領書 記載例参照
②回収	○ 代証券・手続済の証券を交付するときは、前記①により交付した証券受領書の受領証欄に受領年月日・住所・氏名を記載して提出させるとともに、請求者の本人確認書類を呈示させたいえ、次のとおり取扱う。 ⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項 ● 証券受領書の受領証欄の住所・氏名が氏名等届出書および本人確認書類と一致していることを確かめる。 ● 証券受領書の「本人確認書類等の記録」欄に本人確認書類の記録事項を記載する。 ⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項 ● 請求者が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。）である場合には、4 1 6 または 4 2 7 の手続の要否を確認のうえ、必要なときにはその手続も併せて行う。 ⇒ 4 1 6 参照・委任状 ⇒ 4 1 6 の 2 参照・委任状等の代書 ⇒ 4 2 7 参照・記名者の行為能力に関する届出

③保管

- 本人確認書類を請求者へ返す。

* 証券受領書を滅紛失した旨の申出を受けたときは、自店で保管中の証券受領書原符により証券受領書を再製して交付し、上記により取扱う。

- 提出された受領証（証券受領書）は、証券受領書原符に添付して保管（保管期間10年）する。

なお、受領証欄に記載のないもののときは、保管期間1年とする。

* 受領証欄に記載しないで回収する例

- 各種の請求により証券を受入れ、証券受領書を交付した後に、当該請求者から証券の送付請求があったため、代証券・手続済証券に国債証券類送付書・受領書を添えて請求者に送付し、その受領書を回収する扱いとしたとき。

- 滅紛失の請求により残存証券を受入れ、別途代証券を交付するとき。

この場合、残存証券受入時と代証券交付時の付属利賦札の状態<渡期>が異なるため、代証券交付時には、別の証券受領書を作成し提出させることとなる。

証券受領書の記載例 ――汚染き損証券引換請求を受けたとき

書式No. 103

国 債 証 券 受 領 書 原 符

(日 付) 3. 11. 10

請 求 者

住 所 〇〇市××

氏 名 甲野 太郎

(太枠内は複写記入してよい。)

国債名称 第四回特別弔慰金国庫債券	記 号 い
証券枚数 1	額面金額 300 千円
※記 名 甲野 太郎	請求事由 汚染き損証券引換
※付属利賦札の状態 ③ 68 年 6 月 15 日渡以降	
券面種類・枚数 千円券 枚	※証 券 番 号 1234567
備考 証券交付照合用印鑑 (無記名国債証券のときだけ)	
原証券 300-1	
代証券 300-1	

注意 無記名国債証券については、※印欄の記載を要しない。
ただし、「付属利賦札の状態」欄については、支払期日直前の利札を切取ったときだけ記載する。

No. _____

- ① 受入れた証券の枚数・合計額面金額を記載する。
- ② 受入れた証券の券面種類別枚数・番号を記載する。
- ③ 利賦札に表示された年月日どおりに記載する(改元後の年月日が改元前の元号により表示されている場合であっても書換える必要はない。)
- ④ 汚染き損証券引換請求のときだけ記載する。
- ⑤ 代理店名を表示し、請求者へ交付する。
- ⑥ 代証券・手続済の証券を交付するときに記載させる。
 - 代証券・手続済の証券の交付により提出されたものは、証券受領書原符に添付して保管(保管期間10年)する。
- ⑦ 印紙のちょう付を要しない。
- ⑧ いずれか一方を抹消する(抹消印は不要。)
- 汚染き損証券引換の請求により代証券を交付するときは、「証 券」を抹消し、下の行に代証券の枚数・合計額面金額を記載する。
- 上記以外のときは「証券の代証券 枚 千円」を抹消する。
- ⑨ 届出印廃止分以外の場合には、住所・氏名・印影を印鑑票と照合する。
届出印廃止分の場合には、住所・氏名を氏名等届出書と照合する。
- ⑩ 証券の払渡日付を表示する。
- ⑪ 届出印廃止分の場合には、押印は要しない。
- ⑫ 届出印廃止分以外の場合には、本人確認書類の記録事項を記載する。

書式No. 103

国 債 証 券 受 領 書

(日 付) 3. 11. 10

甲野 太郎 殿

日 本 銀 行 〇〇代理店 ⑤

下記証券を受領しました。

国債名称 第四回特別弔慰金国庫債券	記 号 い
証券枚数 1	額面金額 300 千円
※記 名 甲野 太郎	請求事由 汚染き損証券引換
※付属利賦札の状態 68 年 6 月 15 日渡以降	

⑧ 受 領 証

⑦ 紙 印 ※ 上記 証券の代証券 1 枚 300 千円 を受領しました。

(受領日付) 3. 11. 16 払渡日付印 ⑩ 3. 11. 16

住所 〇〇市×× ⑪ 印 甲野

氏名 甲野 太郎

【本人確認書類等の記録(届出印廃止国庫債券(氏名等届出書が発行されたもの)の場合のみ記入)】

・書類名称または番号: 発行番号等:
・発行体名称: 発行年月日:

注意 1. 証券の交付を受ける際には、下段の「受領証」欄の※印の箇所のいずれか一方を抹消し、記名・押印(届出印廃止国庫債券(氏名等届出書が発行されたもの)の場合には押印不要)のうえ提出して下さい。
2. 本書を滅失(紛失)したときは、ただちに取扱店に届け出て下さい。

No. _____

4 1 2 印鑑票・氏名等届出書の取戻し

⇒ 4 1 2 の 2 参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。）

事 務 手 順	取 扱 要 領
①取戻すとき	○ 記名国債証券印鑑票または氏名等届出書を他の支払場所から取戻す必要があるときは、記名国債証券印鑑票等取戻通知書を作成し、その支払場所へ送付する。 ＊ 取戻す印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票または当該氏名等届出書と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻すケースがある。これらのケースおよびこのときの取扱い、4 1 2 の 2 参照 ＊ 該当の印鑑票が日本銀行本店に移管した長期未払印鑑票（機械化以外分）であるときは、業務局国債証券業務グループの指示により取扱う。 ⇒ 特殊事例 7 3 2 参照・長期未払印鑑票（機械化以外分）の日本銀行本店移管等にかかる取扱い ＊ ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店あては、記名国債証券取戻印鑑票等受領書を併せて作成する（日本銀行ホームページ掲載書式を使用する場合には、記名国債証券印鑑票等取戻通知書との 2 枚複写となっている。）。 ＊ 印鑑票等取戻通知書を送付した後、郵便の往復所要日数を経過しても印鑑票または氏名等届出書が送付されないときは、電話などにより取戻先に確かめ、印鑑票または氏名等届出書の送付を受ける。 印鑑票等取戻通知書 記 載 例 参 照 ○ 上記の印鑑票または氏名等届出書の送付を受けたときは、次のことを確かめる。 ● 記名国債証券印鑑票等送付書に記載の国債名称・枚数と一致しているか ＊ ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から送付を受けたとき ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店では、上記印鑑票等取戻通知書に印鑑票または氏名等届出書を添付して送付し、印鑑票等送付書を使用しない取扱いとしているので、この場合は、印鑑票等取戻通知書と照合して該当の印鑑票または氏名等届出書であることを確かめる。 ● 請求書・届書に記載の証券の要項・記名者の住所・氏名などと一致しているか

特に、利賦札の状態が印鑑票または氏名等届出書の支払表示欄の表示と一致していることを確かめ、支払表示もれが判明したときは、送付元へ返送し、支払表示を行わせる。

⇒ 3 1 3 参照・取扱機関相互間の印鑑票・氏名等届出書の送付

○ 受入れた印鑑票または氏名等届出書のうち

- 自店が新たに支払場所となるものは、自店備付けの印鑑票または氏名等届出書として受入れ、現在枚数を明らかにして整理保管する。

⇒ 2 3 1 参照・自店備付けの記名国債証券印鑑票・氏名等届出書の
取扱い

- 上記以外のものは、各種の請求書・届書などの添付書類として取扱う。

○ 記名国債証券印鑑票等受領書に受領日付を表示し、速やかに印鑑票または氏名等届出書の送付元へ送付する。

- * ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から送付を受けたとき

ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から送付を受けたときは、自店に保管しておいた取戻印鑑票等受領書を送付する。

②取戻通知を受けたとき

○ 他店から印鑑票等取戻通知書の送付を受けたときは、自店備付けの印鑑票または氏名等届出書から該当分を抜き出し、現在枚数から払出したうえ、速やかに取戻通知元へ送付する。

⇒ 3 1 3 参照・取扱機関相互間の印鑑票・氏名等届出書の送付

- * 印鑑票等取戻通知書により取戻しを受けた印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票または氏名等届出書だけを速やかに取戻通知元へ送付する。

⇒ 送付する印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）の取扱いについては、2 3 1 ④参照

- * 該当の印鑑票が日本銀行本店に移管した長期未払印鑑票（機械化以外分）であるときは、業務局国債証券業務グループの指示により取扱う。

⇒ 特殊事例 7 3 2 参照・長期未払印鑑票（機械化以外分）の日本銀行本店移管等にかかる取扱い

- 印鑑票等取戻通知書は、自店に保管（保管期間 1 年）する。

印鑑票等取戻通知書の記載例 1 —通知先がゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店のとき

2枚複写

書式 No. 208 (B)

② 記名国債証券印鑑票等取戻受領書

(取戻通知書日付) 3. 11. 10

(日付) 3. 11. 16 ③

代理店

〇〇町 5

〇〇郵便局 御中

書式 No. 208 (B)

① 記名国債証券印鑑票等取戻通知書

(日付) 3. 11. 10

仕出 日本銀行〇〇代理店

〇〇市〇〇町 5

あて先 〇〇郵便局 御中

下記印鑑票または氏名等届出書をこの取戻通知書を添えて至急当店へ送付して下さい。

国債名称 第四回特別弔慰金国庫債券		取戻事由 支払場所変更	
記名 乙山 花子	番 号 1000201	印鑑票等枚数 1	

記号 し	券面種類 千円券 300	番 号 1000201	印鑑票等枚数 1

注意「取戻事由」が証券（利賦札）滅失のときは、元利金の支払を停止して下さい。
(印鑑票に「支払停止」等の表示は不要)

- ① 通知を出した店舗がゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から送付を受けて保管（保管期間 1 年）する。
 - ② ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から印鑑票または氏名等届出書の送付があるまで自店に保管しておく。
 - ③ ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から印鑑票または氏名等届出書の送付を受けたときは、受領日付を表示し、当該国債代理店または国債復代理店へ送付する。
- * 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻す必要があるときは、4 1 2 の 2 により当該印鑑票等（見本証券添付分）および当該見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻す。

印鑑票等取戻通知書の記載例 2

通知先が一般代理店・国債代理店（ゆうちょ銀行の国債代理店を除く。）・日本銀行のとき

書式 No. 208 (A)

記名国債証券印鑑票等取戻通知書

(日付) 3. 11. 10

仕 出 日本銀行〇〇代理店

〇〇市〇〇町 1-2

あて先

日 本 銀 行 △ △ 代 理 店

御 中

下記の印鑑票または氏名等届出書を至急当店へ送付して下さい。

国債名称 第四回特別弔慰金国庫債券		取戻事由 支払場所変更	
記 名	甲 野 太 郎		
記号	券 面 種 類	番 号	印鑑票等枚数
い	千円券 300	1234567	1

注意「取戻事由」が証券（利賦札）滅失のときは、元利金の支払を停止して下さい。
(印鑑票に「支払停止」等の表示は不要)

- * 通知を受けた店舗が保管（保管期間 1 年）する。
- * 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻す必要があるときは、4 1 2 の 2 により当該印鑑票等（見本証券添付分）および当該見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻す。

4 1 2 の 2 印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。）

⇒ 4 1 2 参照・印鑑票・氏名等届出書の取戻し

事 務 手 順	取 扱 要 領
①取戻すとき	○ 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を他の支払場所から取戻す必要があるときは、適宜の取戻通知書を作成し、その支払場所へ送付する。 ＊ 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻す必要があるときには、次のようなときがある。 ① 支払場所変更の請求を自店が新支払場所として受付けたとき ② 他店を支払場所とする各種の請求・届出と同時の支払場所変更の請求を受付けたとき ③ 他店を支払場所とする交付済証券の発行取消のとき 印鑑票等・見本証券取戻通知書の例示参照 ＊ 他の支払場所から印鑑票等（見本証券添付分）を取戻すときであって、かつ、取戻事由が支払場所変更請求以外の各種の請求・届出によるものであるときは、見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻しを要しない。 ⇒ 4 1 2 参照・印鑑票・氏名等届出書の取戻し ＊ 見本証券（印鑑票等毎配付分）のみを取戻すときも同様に取扱う。 ⇒ 4 2 9 参照・同時請求の取扱い ○ 上記印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けたときは、4 1 2 に準じて、国債証券類送付書および請求書・届書の記載内容を確認し、国債証券類受領書に受領日付を表示し、速やかに当該印鑑票等（見本証券添付分）および当該見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付元へ送付する。 ○ 受入れた印鑑票等（見本証券添付分）のうち、 ● 自店が新たに支払場所となるものは、当該印鑑票等（見本証券添付分）とともに取戻した見本証券（印鑑票等毎配付分）と一緒に他の印鑑票、氏名等届出書または見本証券とは別整理して保管する。 ⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）を印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に保管する方法は、2 3 1 参照 ● 上記以外のものは、当該印鑑票等（見本証券添付分）と

②適宜の取戻通知書の送付を受けたとき

ともに取戻した見本証券（印鑑票等毎配付分）と一緒に各種の請求書・届書などの添付書類として取扱う。

- 他店から印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書（書式適宜）の送付を受けたときは、自店で整理保管している印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）から該当分を抜き出し、当該印鑑票等（見本証券添付分）および当該見本証券（印鑑票等毎配付分）を速やかに取戻通知元へ送付する。

＊ 見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻通知書（書式適宜）の送付を受けたときは、自店で付せんを貼付して保管している当該見本証券（印鑑票等毎配付分）を抜き出し、当該見本証券（印鑑票等毎配付分）を速やかに取戻通知元へ送付する。
⇒ 312 参照・取扱機関相互間の証券の送付

印鑑票等・見本証券取戻通知書の例示

（日付） 3. 1 1. 1 0

印鑑票等・見本証券取戻通知書

〇〇郵便局 御中

日本銀行〇〇代理店

下記印鑑票または氏名等届出書および見本証券を国債証券類送付書・受領書を添えて至急当店へ送付してください。

記名		取戻事由		
甲野 太郎		支払場所変更		
名 称	記 号	券 面 種 類	番 号	枚 数
印鑑票（第二十四回特別 給付金国庫債券）	い	千円券 1, 0 0 0	1 2 3 4 5 6 7	1
見本証券（第二十四回特別 給付金国庫債券）				1
合 計				2

通知を受けた店舗が
保管（保管期間1年）
する。

- 見本証券（印鑑票等毎配付分）のみを取戻すときも、同様の取戻通知書を作成する。

4 1 3 証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え（支払場所の改称による書換えを含む。）

各種の請求・届出の手續に伴い、証券・記名国債証券印鑑票・氏名等届出書の記載事項を変更するときは、次の方法で書換える。

なお、各種の請求・届出の書類に記載された氏名が提出された戸籍謄(抄)本など必要書類の字体と相違しているときは、必要書類に記載された字体にて証券・記名国債証券印鑑票・氏名等届出書の記載事項を書換える。また、複数の戸籍謄(抄)本の提出を受けた場合において、戸籍謄(抄)本に新旧字体が混在しているときは、最新の戸籍謄(抄)本に記載された字体により書換える。

①証券（裏面）

- 旧記載事項に2条の線を引く。
- 予備欄（予備欄がないときは余白）に変更後の事項を記載する。
なお、遺族国庫債券のときは、旧記載事項と同じ欄の余白（旧記載事項欄に余白がないときは欄外余白）に記載する。
- 新記載事項の上部に「○年○月○日変更○○代理店」と表示する。
なお、遺族国庫債券のときは、欄外余白に表示する。
 - * 届出印廃止分以外の場合において、記名変更の請求・改印の届出などにより印章を変更したときは、その印を印鑑欄に押しておくよう請求者（届出人）に伝える。
 - * 証券に変更後の支払場所・記名を記載する予備欄・余白がないときは、自店が汚染き損証券引換の手續をすることとなる。
⇒ 4 2 4 参照・汚染き損証券引換の請求

証券裏面の記載例 ――記名変更のとき

証券の交付年月日等 証券 平 1.5.12 交付 成		300,000円	
印鑑欄	※	償還金支払場所欄	※
	甲野		日本銀行〇〇代理店
記名欄	甲 野 太 郎		
	6.5.10変更 日本銀行〇〇代理店		
	甲 野 花 子		

(遺族国庫債券)

6.5.10 変更日本銀行
〇〇代理店

甲 野 花 子	甲 野 太 郎	記 名 欄
甲野		印鑑欄

● 法定代理人等（427参照）から請求・届出を受けた場合にも、記名者の氏名以外は記載しない。

↑ 届出印廃止分の場合には、印鑑欄は設けられていない。

②印鑑票

- 旧記載事項に2条の線（印鑑のときは交差する線）を引く。
- 予備欄（予備欄がないときは余白）に変更後の事項を記載し、押印を受ける。
 なお、遺族国庫債券のときは、旧記載事項と同じ欄の余白（旧記載事項欄に余白がないときは欄外余白）に記載し、押印を受ける。
 ＊ 届出印に変更がないときは、押印を要しない。
 ＊ 印鑑票に変更後の事項を記載・押印する予備欄・余白がないときは、印鑑票の更新の手続きをすることとなる。
 ⇒ 428－1参照・印鑑票の更新
- 旧記載事項と同じ欄の余白に「〇年〇月〇日変更〇〇代理店」と表示する。
 なお、遺族国庫債券のときは、欄外余白に上記の表示を行うほか、変更事項が明らかになるようその旨を記載する。
 ＊ 引揚者特別交付金国庫債券の印鑑票には「事項変更等記入欄」が設けられているが、この欄は使用しない。

印鑑票の記載例

償還金支払場所	住 所	氏 名	印 鑑
※ 〇〇郵便局	※ 4.12.25 変更日本銀行〇〇代理店 東京都××区△△1-1-1	※ 甲 野 太 郎	※ 5.12.2 変更 日本銀行〇〇代理店 
日本銀行〇〇代理店	××市〇〇町2-1-3		

●住所、氏名、支払場所、印鑑を同時に消すときは次の表示例でもよい。

償還金支払場所	住 所	氏 名	印 鑑
※ 日本銀行〇〇代理店	※ 5.12.2 変更 〇〇市××町2-5	※ 日本銀行〇〇代理店 甲 野 花 子	※ 

●記名者が未成年者のときの記載方法

住 所	氏 名	印 鑑
〇〇〇〇〇〇〇〇 (親権者の住所)	甲野 一郎(未成年者の氏名) 甲野太郎(父) 親権者 甲野花子(母)	 

または

住 所	氏 名	印 鑑
〇〇〇〇〇〇〇〇 (未成年後見人の住所)	甲野 一郎(未成年者の氏名) 未成年後見人 乙山太郎	

●記名者が成年被後見人のときの記載方法(注2)

住 所	氏 名	印 鑑
〇〇〇〇〇〇〇〇 (成年後見人の住所)	甲野 一郎 成年後見人 乙山太郎	

●記名者が被保佐人で保佐人に代理権が付与されていないときの記載方法(注3)

住 所	氏 名	印 鑑
〇〇〇〇〇〇〇〇 (記名者の住所)	甲野 一郎	
〇〇〇〇〇〇〇〇 (保佐人の住所)	保佐人 乙野次郎	

(注2) 記名者が被保佐人または被補助人で保佐人または補助人に代理権が付与されているときはこの記載方法となり、保佐人または補助人の住所ならびに保佐人または補助人である旨およびその氏名を記載する。また、記名者が任意後見契約の委任者で任意後見監督人が選任されているときは、任意後見人の住所ならびに任意後見人である旨およびその氏名を記載する。

(注3) 記名者が被補助人で補助人に同意権のみが付与されているときはこの記載方法となり、補助人の住所ならびに補助人である旨およびその氏名を記載する。

(遺族国庫債券用)(注1)

印 鑑 票	
4 ・ 1 2 ・ 2 5	5 ・ 1 2 ・ 2
変更(住所・支払場所) 日本銀行〇〇代理店	変更(住所・氏名・印鑑) 日本銀行〇〇代理店
元利金支払場所 日本銀行〇〇郵便局	住所氏名 東京都××区△△1-1-1 甲野太郎 〇〇市××町2-1-5 甲野花子

(注1) 本様式のほか横型の様式のものが使用されることがある。

③氏名等届出書

- 旧記載事項に2条の線を引く。
- 予備欄（予備欄がないときは余白）に変更後の事項を記載する。
 - * 氏名等届出書に変更後の事項を記載する予備欄・余白がないときは、氏名等届出書の更新の手続をすることとなる。
 - ⇒ 428-2 参照・氏名等届出書の更新
- 旧記載事項と同じ欄の余白に「○年○月○日変更○○代理店」と表示する。

氏名等届出書の記載例

償還金支払場所	記 名 者 住 所	記 名 者 氏 名
※ 〇〇郵便局	※ 3.11.10 変更日本銀行〇〇代理店 東京都××区△△1-1-1	※ 甲 野 太 郎
日本銀行〇〇代理店	××市〇〇町2-1-3	

- 住所、氏名を同時に消すときは次の表示例でもよい。

償還金支払場所	記 名 者 住 所	記 名 者 氏 名
※ 日本銀行〇〇代理店	※ 3.11.10 変更 〇〇市××町2-5	※ 日本銀行〇〇代理店 甲 野 花 子

- 記名者が未成年者のときの記載方法

記名者住所	記 名 者 氏 名
〇〇〇〇〇〇〇〇 (親権者の住所)	甲野 一郎(未成年者の氏名) 甲野太郎(父) 親権者 甲野花子(母)

または

記名者住所	記 名 者 氏 名
〇〇〇〇〇〇〇〇 (未成年後見人の住所)	甲野 一郎(未成年者の氏名) 未成年後見人 乙山太郎

●記名者が成年被後見人のときの記載方法（注１）

記名者住所	記 名 者 氏 名
○ ○ ○ ○ ○ ○ (成年後見人の住所)	甲野 一郎 成年後見人 乙山太郎

●記名者が被保佐人で保佐人に代理権が付与されていないときの記載方法（注２）

記名者住所	記 名 者 氏 名
○ ○ ○ ○ ○ ○ (記名者の住所)	甲野 一郎
○ ○ ○ ○ ○ ○ (保佐人の住所)	保佐人 乙野次郎

（注１）記名者が被保佐人または被補助人で保佐人または補助人に代理権が付与されているときはこの記載方法となり、保佐人または補助人の住所ならびに保佐人または補助人である旨およびその氏名を記載する。また、記名者が任意後見契約の委任者で任意後見監督人が選任されているときは、任意後見人の住所ならびに任意後見人である旨およびその氏名を記載する。

（注２）記名者が被補助人で補助人に同意権のみが付与されているときはこの記載方法となり、補助人の住所ならびに補助人である旨およびその氏名を記載する。

支払場所の改称のとき

- 自店がその名称を変更したときは
 - 自店備付けの氏名等届出書の支払場所名を、前記②に準じて書換え、旧記載事項欄の余白に「○年○月○日改称」と表示する。
 - 証券の提出を受けたときは、前記①に準じて書換え、新名称の余白に「○年○月○日改称」と表示する。

4 1 4 証券の送付請求

- * 請求者が新規発行証券の代理受領者または記名者である場合において、記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行うときは、当該事務集中センター等において取扱うことができる。

4 1 4 - 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①国債証券送付請求書の受理など	○ 各種の請求・届出に伴う手続済の証券・代証券の受領者または新規発行証券の代理受領者もしくは記名者から、その証券を郵送されたい旨の申出を受けた場合には、国債証券送付請求書に、当該証券を書留郵便（一般書留）など請求者が指定した確実な方法により送付するのに必要な郵送料を添えて提出させる。 ● 請求者から書留郵便（一般書留）以外の方法により証券を郵送されたい旨の申出を受けたときは、確実な方法（送付物の現在地等の追跡機能（中継地点の追跡を省略するものを除く。）があり、かつ、送付物が送付先に手渡しされる方法（送付物の内容（個人情報・有価証券等）を踏まえ、当該送付物の取扱いが可能な方法に限る。）をいう。）であれば、その申出を受けてよい。この場合、請求者に送付請求書中「書留郵便（一般書留）」の文言を訂正させる。 * 以下 4 1 4 において、請求者が各種の請求・届出に伴う手続済の証券・代証券の受領者である場合を「各種請求証券・代証券の送付請求の場合」といい、請求者が新規発行証券の代理受領者または記名者である場合を「新規発行証券の送付請求の場合」という。 * 証券を送付されたい旨の文言および請求者の住所・氏名（新規発行証券の送付請求の場合において、請求者が代理受領者であるときは、公職名）が記載され、届出印の押なつ（新規発行証券の送付請求の場合において、請求者が代理受領者であるときは、押印不要。）がされている書面の提出を受けた場合には、当該書面を送付請求書と同様に取扱ってよい。 * 各種請求証券・代証券の送付請求の場合において、郵送料のみが送付されてきたときは、自店で送付請求書を作成し、これにより取扱うこととしてよい。この場合、届出印の押なつは不要。 * 新規発行証券の送付請求の場合には、交付通知書・受取人明細表（請求者が代理受領者であるときのみ）・裁（認）定通知書を併せて提出させる。この場合、郵送による提出のときは、書留郵便（簡易書留でよい。）など確実な方法による。 ⇒ 3 2 2 参照・証券の交付

②印鑑票との照合など

- 送付請求書の余白に代理店名・受付日付を表示する。

⇒ 141②参照・代理店名などの表示

送付請求書
記載例参照

- 送付請求書について、それぞれ次のことを確かめる。

〔各種請求証券・代証券の送付請求の場合〕

- 送付請求書に記載・押印されている請求者の住所・氏名・印影などが記名国債証券印鑑票と一致しているか

〔新規発行証券の送付請求の場合において、請求者が代理受領者であるとき〕

- 送付請求書に記載されている公職名が交付内訳書の代理受領者名と一致しているか

* 市区町村名が改称・編入・合併などにより変更されているときは、官公報などによりその事実を確認したうえ、余白に確認済の旨を記載する。

〔新規発行証券の送付請求の場合において、請求者が記名者であるとき〕

- 送付請求書に記載・押印されている請求者の住所・氏名・印影が印鑑票と一致しているか

③送付

- 送付する証券・送付請求書により、国債証券類送付書を作成する。

* 国債証券類送付書原符および国債証券類受領書と併せて作成する（日本銀行ホームページ掲載書式を使用する場合には、国債証券類送付書との3枚複写となっている。）。

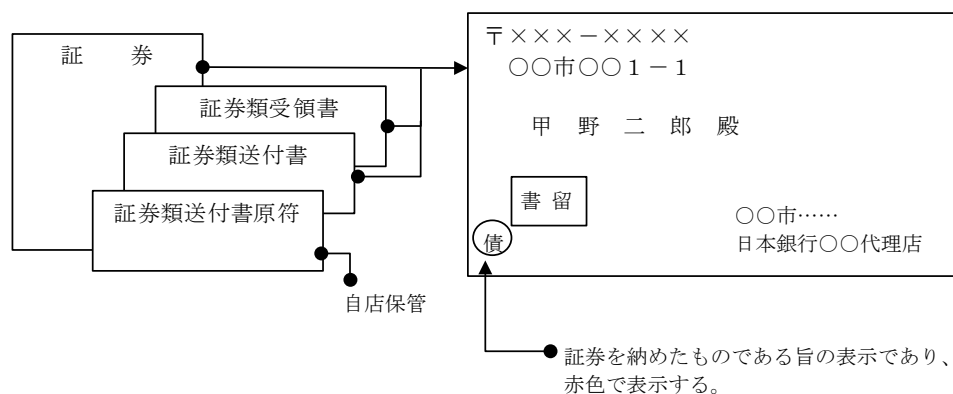
* 新規発行証券の送付請求の場合には、交付通知書の写を作成し、当該写を証券類送付書原符に添付する。

証券類送付書
記載例参照

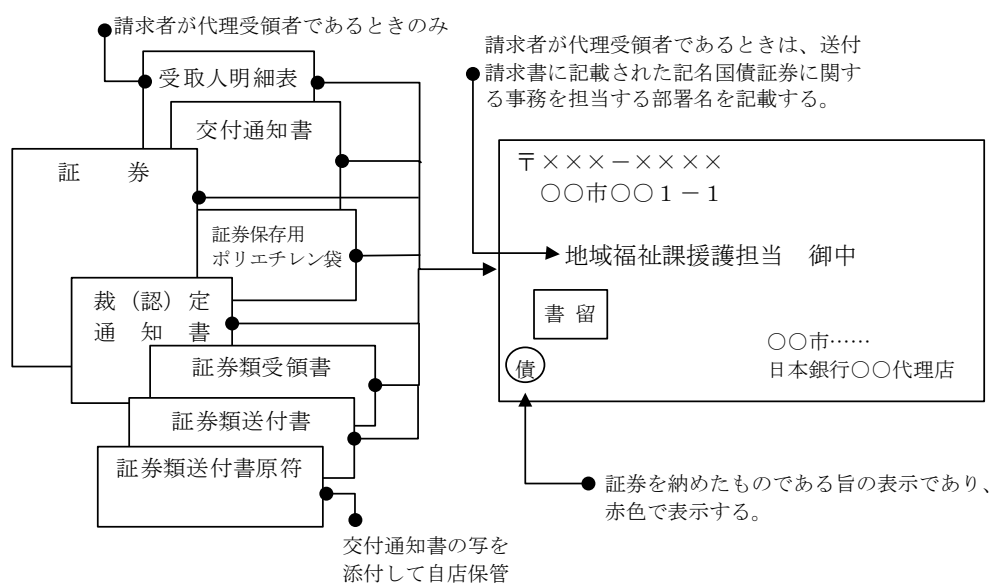
- 証券・証券類送付書・証券類受領書用紙を、次のとおり一括して封筒に納め、書留郵便（一般書留）など請求者が指定した確実な方法により請求者へ送付する。

* 新規発行証券の送付請求の場合には、交付通知書・受取人明細表（請求者が代理受領者であるときのみ）・裁（認）定通知書・証券保存用ポリエチレン袋を同封する。

〔各種請求証券・代証券の送付請求の場合〕



〔新規発行証券の送付請求の場合〕



④国債証券類受領書の受理など

[各種請求証券・代証券の送付請求の場合]

- 請求者から証券類受領書・証券受領書の送付を受けたときは、次のとおり取扱う。
 - 証券類受領書は、証券類送付書原符とともに送付請求書に添付して保管（保管期間10年）する。
 - 証券受領書は、証券受領書原符に添付して保管（保管期間1年）する。
- ⇒ 411-1③参照・証券受領書の保管

- 請求者から証券類受領書・証券受領書の送付がないときは、次のいずれかにより取扱う。
 - 証券類送付書原符に書留番号を記載し、これを送付請求書に添付して保管（保管期間10年）する。
 - 書留郵便物受領証を証券類送付書原符とともに送付請求書に添付して保管（保管期間10年）する。

[新規発行証券の送付請求の場合]

- 請求者から証券類受領書・領収証（交付通知書）・受取人明細表（請求者が代理受領者であるときのみ）の送付を受けたときは、次のとおり取扱う。
 - * 送付は、書留郵便（簡易書留でよい。）など確実な方法による。
 - 証券類受領書は、証券類送付書原符とともに送付請求書に添付して保管（保管期間10年）する。
 - 領収証（交付通知書）は、それぞれ次のことを確かめる。

（請求者が代理受領者であるとき）

- ① 受領年月日・公職名の記載および公印の押なつがされているか
- ② 記載されている公職名が送付請求書の請求者名と一致しているか

* ②により、市区町村名の変更の事実を確認し、送付請求書の余白に確認済の旨が記載されているときは、領収証欄の余白にも確認済の旨を記載する。

（請求者が記名者であるとき）

- ① 受領年月日・受取人の住所・氏名の記載および押印がされているか

- ② 記載されている受取人の住所・氏名および押印されている印影が送付請求書の請求者の住所・氏名・印影と一致しているか

4 1 4 - 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①国債証券送付請求書の受理など	○ 各種の請求・届出に伴う手続済の証券・代証券の受領者または新規発行証券の代理受領者もしくは記名者から、その証券を郵送されたい旨の申出を受けた場合には、国債証券送付請求書に、当該証券を書留郵便（一般書留）など請求者が指定した確実な方法により送付するのに必要な郵送料を添えて提出させるとともに、請求者（新規発行証券の代理受領者を除く。）の本人確認書類を呈示させる。 ⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項 * 郵送による提出の場合（新規発行証券の送付請求の場合において、請求者が代理受領者であるときを除く。）には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写を提出させる。 この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を請求者に伝える。 ・ 個人番号カード 当該写は表面のみとし、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）記載部分が表示されたものを提出してはならないこと。 ・ 国民年金手帳 基礎年金番号（国民年金法第14条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）部分をマスキングしたものを提出すること。 ・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証 被保険者等記号・番号等（国民健康保険法第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等、健康保険法第194条の2第1項に規定する被保険者等記号・番号等、船員保険法第143条の2第1項に規定する被保険者等記号・番号等、高齢者の医療の確保に関する法律第161条の2第1項に規定する被保険者番号等、国家公務員共済組合法第112条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等、地方公務員等共済組合法第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等または私立学校教職員共済法第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等をいう。以下同じ。）部分（QRコードを含む。）をマスキングしたものを提出すること。

- ・ 生活保護受給証明書
受給者番号等（生活保護法第80条の2に規定する受給者番号等をいう。以下同じ。）部分をマスキングしたものを提出すること。

- 請求者から書留郵便（一般書留）以外の方法により証券を郵送されたい旨の申出を受けたときは、確実な方法（送付物の現在地等の追跡機能（中継地点の追跡を省略するものを除く。）があり、かつ、送付物が送付先に手渡しされる方法（送付物の内容（個人情報・有価証券等）を踏まえ、当該送付物の取扱いが可能な方法に限る。）をいう。）であれば、その申出を受けてよい。この場合、請求者に送付請求書中「書留郵便（一般書留）」の文言を訂正させる。

* 証券を送付されたい旨の文言および請求者の住所・氏名（新規発行証券の送付請求の場合において、請求者が代理受領者であるときは、公職名）が記載されている書面の提出を受けた場合には、当該書面を送付請求書と同様に取扱ってよい。

* 各種請求証券・代証券の送付請求の場合において、郵送料のみが送付されてきたときは、自店で送付請求書を作成し、これにより取扱うこととしてよい。この場合、本人確認書類の呈示（写の提出を含む。）および本人確認書類の記録事項の記載を要しない。

* 新規発行証券の送付請求の場合には、交付通知書・受取人明細表（請求者が代理受領者であるときのみ）・裁定通知書を併せて提出させる。この場合、郵送による提出のときは、書留郵便（簡易書留でよい。）など確実な方法による。

⇒ 322 参照・証券の交付

- 送付請求書の余白に代理店名・受付日付を表示する。

⇒ 141 ②参照・代理店名などの表示

送付請求書 記載例参照

②氏名等届出書との 照合など

- 送付請求書について、それぞれ次のとおり取扱う。

〔各種請求証券・代証券の送付請求の場合〕

- 送付請求書に記載されている請求者の住所・氏名などが氏名等届出書および本人確認書類と一致していることを確かめる。

- 本人確認書類により、送付請求書の余白に本人確認書類の記録事項を記載する。

⇒ 415 参照・本人確認書類の種類および記録事項

〔新規発行証券の送付請求の場合において、請求者が代理受領者であるとき〕

- 送付請求書に記載されている公職名が交付内訳書の代理受領者名と一致していることを確かめる。
 - * 市区町村名が改称・編入・合併などにより変更されているときは、官公報などによりその事実を確認したうえ、余白に確認済の旨を記載する。

〔新規発行証券の送付請求の場合において、請求者が記名者であるとき〕

- 送付請求書に記載されている請求者の住所・氏名が氏名等届出書および本人確認書類と一致していることを確かめる。
- 送付請求書に本人確認書類の記録事項を記載する。
 - ⇒ 415 参照・本人確認書類の種類および記録事項

○ 前記①で本人確認書類の呈示を受けている場合には、本人確認書類を請求者へ返す。

- * 郵送による提出のときは、本人確認書類の写を廃棄する。

③送付

○ 送付する証券・送付請求書により、国債証券類送付書を作成する。

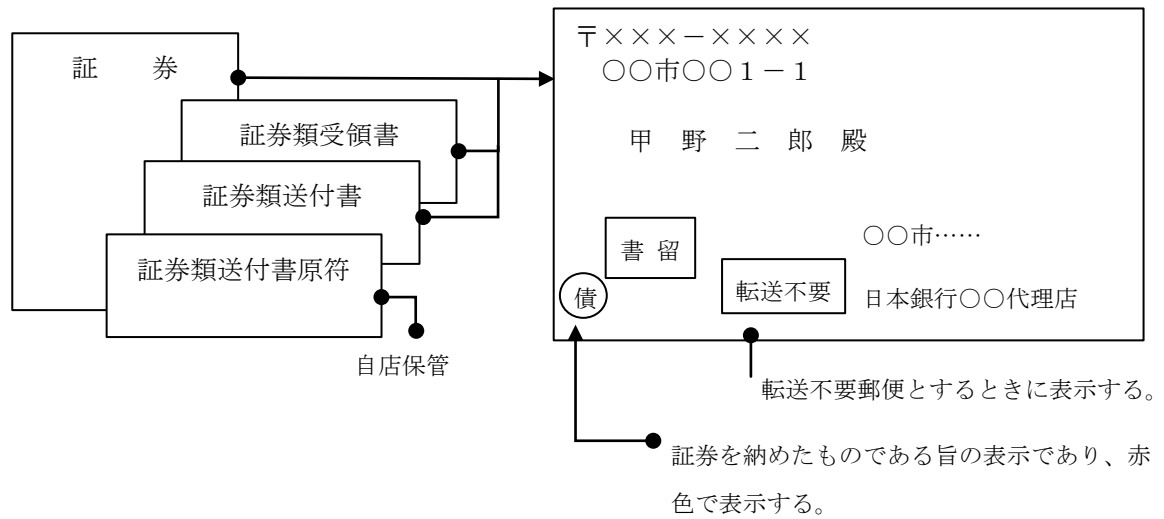
- * 国債証券類送付書原符および国債証券類受領書と併せて作成する（日本銀行ホームページ掲載書式を使用する場合には、国債証券類送付書との3枚複写となっている。）。
- * 新規発行証券の送付請求の場合には、交付通知書の写を作成し、当該写を証券類送付書原符に添付する。

証券類送付書 記載例参照

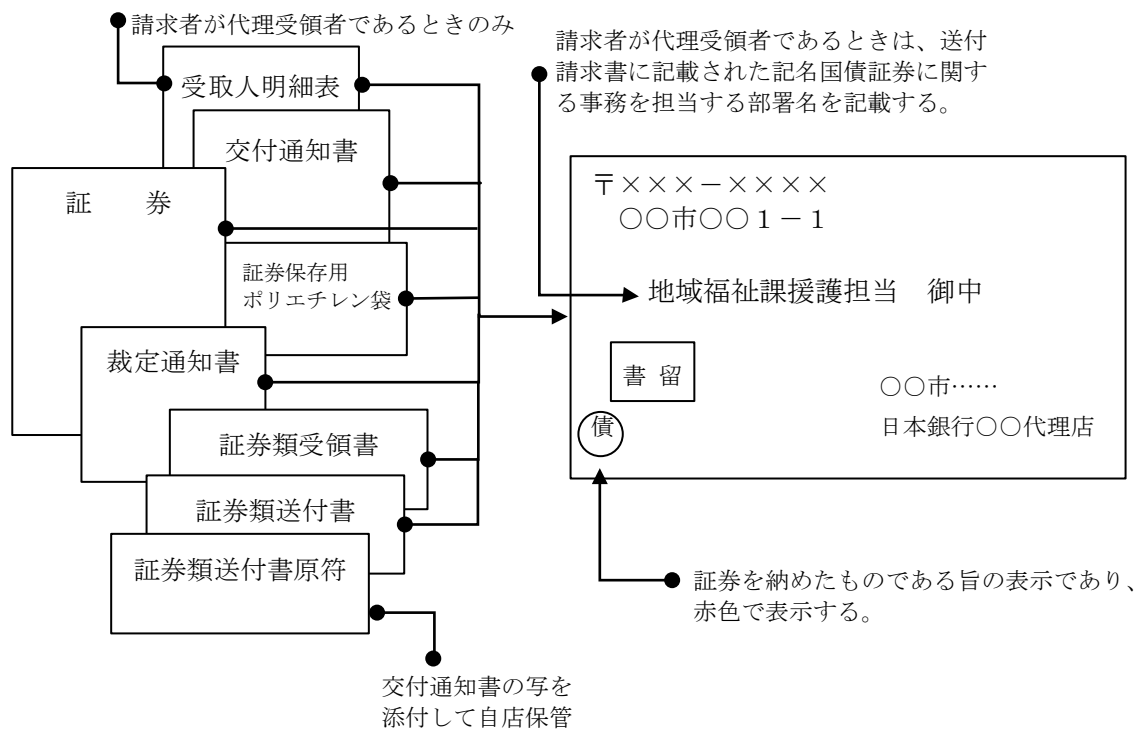
○ 証券・証券類送付書・証券類受領書用紙を、次のとおり一括して封筒に納め、書留郵便（一般書留）など請求者が指定した確実な方法により請求者へ送付する。

- * 郵送による提出の場合（新規発行証券の送付請求の場合において、請求者が代理受領者であるときを除く。）には、当該方法によるとともに、転送不要郵便で送付する。
- * 新規発行証券の送付請求の場合には、交付通知書・受取人明細表（請求者が代理受領者であるときのみ）・裁定通知書・証券保存用ポリエチレン袋を同封する。

〔各種請求証券・代証券の送付請求の場合〕



〔新規発行証券の送付請求の場合〕



④国債証券類受領書の受理など

[各種請求証券・代証券の送付請求の場合]

- 請求者から証券類受領書・証券受領書の送付を受けたときは、次のとおり取扱う。
 - 証券類受領書は、証券類送付書原符とともに送付請求書に添付して保管（保管期間10年）する。
 - 証券受領書は、証券受領書原符に添付して保管（保管期間1年）する。
⇒ 411-2③参照・証券受領書の保管
- 請求者から証券類受領書・証券受領書の送付がないときは、次のいずれかにより取扱う。
 - 証券類送付書原符に書留番号を記載し、これを送付請求書に添付して保管（保管期間10年）する。
 - 書留郵便物受領証を証券類送付書原符とともに送付請求書に添付して保管（保管期間10年）する。

[新規発行証券の送付請求の場合]

- 請求者から証券類受領書・領収証（交付通知書）・受取人明細表（請求者が代理受領者であるときのみ）の送付を受けたときは、次のとおり取扱う。
 - * 送付は、書留郵便（簡易書留でよい。）など確実な方法による。
 - 証券類受領書は、証券類送付書原符とともに送付請求書に添付して保管（保管期間10年）する。
 - 領収証（交付通知書）は、それぞれ次のことを確かめる。

（請求者が代理受領者であるとき）

- ① 受領年月日・公職名が記載されているか
- ② 記載されている公職名が送付請求書の請求者名と一致しているか

* ②により、市区町村名の変更の事実を確認し、送付請求書の余白に確認済の旨が記載されているときは、領収証欄の余白にも確認済の旨を記載する。

（請求者が記名者であるとき）

- ① 受領年月日・受取人の住所・氏名が記載されているか
- ② 記載されている受取人の住所・氏名が送付請求書の請求者の住所・氏名と一致しているか

送付請求書の記載例 1 — 各種請求証券・代証券の送付請求の場合

書式 No. 105

注意 郵送途中の危険は請求者の負担とする。

国 債 証 券 送 付 請 求 書

(日付) 3. 10. 19

日 本 銀 行 ○○代理店 御中

〒 000-0000

住所 ○○市○○1-1

印※

氏名 甲野 二郎

①

※ 届出印廃止国庫債券（氏名等届出書が発行されたもの）について請求する場合および市区町村（代理受領者）が請求する場合には押印不要です。

(郵便切手等)

郵送料として郵便切手×××円添付しますから、下記証券を書留郵便（一般書留）により上記住所に送付して下さい。

国 債 名 称	記 号	枚 数	額 面 金 額	備 考
第四回特別弔慰金 国 庫 債 券	い	1	300,000 ^円	減紛失代証券請求
合 計		1	300,000	

② 3. 10. 19 日本銀行○○代理店 ③

● 自店保管（保管期間10年）

- ① 届出印が押される。ただし、届出印廃止分の場合には、押印は要しない。
- ② 代理店名・受付日付を表示する。
- ③ 届出印廃止分の場合には、請求者の本人確認書類の記録事項を余白に記載する。

（請求者が記名者のときの記載例）

- ・書類名称または番号：19
- ・発行番号等：第 012345678900 号
- ・発行体名称：○○公安委員会
- ・発行年月日：令和 3 年 4 月 1 日

（請求者が法定代理人（親権者）2名（父母）のときの記載例）

- ・書類名称または番号：甲野太郎 19
- ・発行番号等：甲野太郎 第 012345678900 号
- 甲野花子 19
- 甲野花子 第 123456789010 号
- ・発行体名称：甲野太郎 ○○公安委員会
- ・発行年月日：甲野太郎 平成 30 年 10 月 1 日
- 甲野花子 ○○公安委員会
- 甲野花子 令和 3 年 4 月 1 日

送付請求書の記載例 2

— 新規発行証券の送付請求の場合において、請求者が代理受領者であるとき

書式 No. 105
注意 郵送途中の危険は請求者の負担とする。

国債証券送付請求書

(日付) 3.10.19

日本銀行〇〇代理店
御中

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇1-1
① 住所 地域福祉課援護担当 印※

② 氏名 〇〇市長

※ 届出印廃止国庫債券（氏名等届出書が発行されたもの）について請求する場合および市区町村（代理受領者）が請求する場合には押印不要です。

(郵便切手等)

郵送料として郵便切手×××円添付しますから、下記証券を書留郵便(一般書留)により上記住所に送付して下さい。

国債名称	記号	枚数	額面金額	備考
③ 国債名称等は交付通知書記載のとおり			円	
④ 合計				

⑤ 3.10.19 日本銀行〇〇代理店

● 自店保管（保管期間10年）

* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において送付請求書を整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の送付請求書を整理保管するときは、代理店ごとに区分して整理保管する。

- ① 所在地および記名国債証券に関する事務を担当する部署名が記載される。
- ② 公職名が記載される。
- ③ 国債名称・記号・枚数・額面金額の記載に代えて、「国債名称等は交付通知書記載のとおり」と記載される。
- ④ 証券の枚数・額面金額の合計を記載させることとしてよい。
- ⑤ 代理店名・受付日付を表示する。

送付請求書の記載例 3

— 新規発行証券の送付請求の場合において、請求者が記名者であるとき

書式 No. 105
注意 郵送途中の危険は請求者の負担とする。

国債証券送付請求書

(日付) 3.10.19

日本銀行〇〇代理店
御中

〒〇〇〇-〇〇〇〇
住所 〇〇市〇〇1-1
氏名 甲野 二郎

印※ ①


※ 届出印廃止国庫債券（氏名等届出書が発行されたもの）について請求する場合および市区町村（代理受領者）が請求する場合には押印不要です。

(郵便切手等)

郵送料として郵便切手×××円添付しますから、下記証券を書留郵便（一般書留）により上記住所に送付して下さい。

国債名称	記号	枚数	額面金額	備考
② 国債名称等は交付通知書記載のとおり				
③ 合計				

④ 3.10.19 日本銀行〇〇代理店 ⑤

● 自店保管（保管期間10年）

* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において送付請求書を整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の送付請求書を整理保管するときは、代理店ごとに区分して整理保管する。

- ① 届出印が押される。ただし、届出印廃止分の場合には、押印は要しない。
- ② 国債名称・記号・枚数・額面金額の記載に代えて、「国債名称等は交付通知書記載のとおり」と記載される。
- ③ 証券の枚数・額面金額の合計を記載させることとしてよい。
- ④ 代理店名・受付日付を表示する。
- ⑤ 届出印廃止分の場合には、請求者の本人確認書類の記録事項を余白に記載する。

(請求者が記名者のときの記載例)

- ・書類名称または番号：19
- ・発行番号等：第 012345678900 号
- ・発行体名称：〇〇公安委員会
- ・発行年月日：令和 3 年 4 月 1 日

(請求者が法定代理人（親権者）2名（父母）のときの記載例)

- ・書類名称または番号：甲野太郎 19
- ・発行番号等：甲野太郎 第 012345678900 号
- 甲野花子 19
- 甲野花子 第 123456789010 号
- ・発行体名称：甲野太郎 〇〇公安委員会
- ・発行年月日：甲野太郎 平成 30 年 10 月 1 日
- 甲野花子 〇〇公安委員会
- 甲野花子 令和 3 年 4 月 1 日

証券類送付書の記載例 1 — 各種請求証券・代証券の送付請求の場合

3 枚複写

書式No. 104

注意 1. 無記名国債証券および利賦札を送付する場合、捺印を押したものは国債名称、記号、券面種類および番号の記載を要しない。
2. 記名国債証券を送付するときは、記号および番号の記載を要しない。
3. 基本証券類を送付するときは、1.に準ずるほか金額の記載を要しない。
4. 受領書の送付を受けたときは照符に添付して別添送すること。

国債証券類送付書原符

(日付) 3.10.28

仕出 日本銀行 ○○代理店
あて先 ○○市○○1-1
甲野 二郎 殿

摘要(送付事由等)					
国債名称	記号	券面種類	番号	枚数	金額
第四回特別引当金 国庫債券		300,000 円券		1	300,000 円
合 計				1	300,000

(添付書類) 記名国債証券の印鑑票等
添付書類 枚括

書式No. 104

備考 無記名国債証券および利賦札を送付するときは、本表は証券および利賦札と同封しないこと。

国債証券類送付書

(日付) 3.10.28

仕出 日本銀行 ○○代理店
あて先 ○○市○○1-1
甲野 二郎 殿

同封の国債証券受領書に受領日付を記載してご返送下さい。
なお、さきにお渡しした国債証券受領書も一緒にご返送下さい。

摘要(送付事由等)					
国債名称	記号	券面種類	番号	枚数	金額
第四回特別引当金 国庫債券		300,000 円券		1	300,000 円
合 計				1	300,000

(添付書類) 記名国債証券の印鑑票等
添付書類 枚括

書式No. 104

国債証券類受領書

(送付書日付) 3.10.28
(日付)

あて先 日本銀行 ○○代理店 御中
仕出 ○○市○○1-1
甲野 二郎 殿

摘要(送付事由等)					
国債名称	記号	券面種類	番号	枚数	金額
第四回特別引当金 国庫債券		300,000 円券		1	300,000 円
合 計				1	300,000

(添付書類) 記名国債証券の印鑑票等
添付書類 枚括

- ① 国債名称は、略称で記載してよい。
⇒ 120 参照・用語の解説・略称
- ② 記号・番号の記載を要しない。
- ③ 証券に付属している利賦札の枚数に関係なく証券1枚として額面金額を記載する（付属利賦札の状態を付記してもよい。）。
- ④ 証券類受領書を（証券受領書を交付しているときは、証券受領書も）返送されたい旨の文言を証券類送付書に記載するか、またはこの文言を記載した付せんを証券類送付書に貼付する。
⇒ 411 参照・証券受領書の回収
- ⑤ 証券に同封して請求者に送付する。
- ⑥ 受領日付が記載されたものが返送される。
- 請求者から返送された証券類受領書は、証券類送付書原符とともに送付請求書に添付して保管（保管期間10年）する。
なお、証券受領書が同封されてきたときは、証券受領書原符に添付して保管（保管期間1年）する。

証券類送付書の記載例 2

新規発行証券の送付請求の場合において、
請求者が代理受領者であるとき

3枚複写

書式No. 104
注意 1. 無記名国債証券および利賦札を送付する場合、捺印を押したもののについては国債名称、記号、券面種類および番号欄の記載を要しない。
2. 記名国債証券を送付するときは、記号および番号欄の記載を要しない。
3. 原本証券類を送付するときは、1. に準ずるほか捺印欄の記載を要しない。
4. 受領書を送付したときは原封に添付して別添付すること。

国債証券類送付書原符 (日付) 3.10.28

仕出 日本銀行 ○○代理店
あて先 ○○市長 殿

御中

摘要(送付事由等)					
国債名称	記号	券面種類	番号	枚数	金額
国債名称等は交付通知書記載のとおり 円券					
合 計					

(添付書類) 記名国債証券の印鑑票等 枚括
添付書類

書式No. 104
備考 無記名国債証券および利賦札を送付するときは、本表は証券および利賦札と同時しないこと。

国債証券類送付書 (日付) 3.10.28

仕出 日本銀行 ○○代理店
あて先 ○○市長 殿

御中

同封の国債証券類受領書に受領日付を記載するとともに、
交付通知書に受領日付および公職名を記載し、公印を押
なつ(届出印廃止国庫債券(氏名等届出書が発行された
もの)にかかる交付通知書を除く。)のうえ、同受領書、
交付通知書および受取人明細表をご返送下さい。

摘要(送付事由等)					
国債名称	記号	券面種類	番号	枚数	金額
国債名称等は交付通知書記載のとおり 円券					
合 計					

(添付書類) 記名国債証券の印鑑票等 枚括
添付書類

書式No. 104

国債証券類受領書 (日付) 3.10.28

あて先 日本銀行 ○○代理店 御中
仕出 ○○市長 殿

摘要(送付事由等)					
国債名称	記号	券面種類	番号	枚数	金額
国債名称等は交付通知書記載のとおり 円券					
合 計					

(添付書類) 記名国債証券の印鑑票等 枚括
添付書類

- ① 国債名称・記号・券面種類・番号・枚数・金額の記載に代えて、「国債名称等は交付通知書記載のとおり」と記載する。
 - ② 証券の枚数・金額の合計を記載することとしてよい。
 - ③ この文言を証券類送付書に記載するか、またはこの文言を記載した付せんを証券類送付書に貼付する。
 - ④ 証券・交付通知書・受取人明細表・裁(認)定通知書・証券保存用ポリエチレン袋に同封して請求者に送付する。
 - ⑤ 受領日付が記載されたものが返送される。
- 請求者から返送された証券類受領書は、証券類送付書原符とともに送付請求書に添付して保管(保管期間10年)する。
- ＊ 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において証券類受領書(証券類送付書原符とともに送付請求書に添付)を整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の証券類受領書(証券類送付書原符とともに送付請求書に添付)を整理保管するときは、代理店ごとに区分して整理保管する。

証券類送付書の記載例 3

新規発行証券の送付請求の場合において、
請求者が記名者であるとき

3枚複写

書式No. 104

注意 1.無記名国債証券および利賦札を送付する場合、捺印を押したものについては国債名称、記号、券面種類および番号欄の記載を要しない。
2.記名国債証券を送付するときは、記号および番号欄の記載を要しない。
3.見本証券を送付するときは、1.に準ずるほか全欄の記載を要しない。
4.受領書の送付を受けたときは原封に添付して別添付すること。

国債証券類送付書原符 (日付) 3.10.28

仕出 日本銀行 ○○代理店
あて先 ○○市○○1-1
甲野 二郎 殿

摘要(送付事由等)					
国債名称	記号	券面種類	番号	枚数	金額
国債名称等は交付通知書記載のとおり 円券					
合 計					

(添付書類) 記名国債証券の印鑑票等 枚括
添付書類

書式No. 104

備考 無記名国債証券および利賦札を送付するときは、本表は証券および利賦札と同封しないこと。

国債証券類送付書 (日付) 3.10.28

仕出 日本銀行 ○○代理店
あて先 ○○市○○1-1
甲野 二郎 殿

同封の国債証券受領書に受領日付を記載するとともに、交付通知書に受領日付、住所および氏名を記載し、届出印を押す(届出印廃止国庫債券(氏名等届出書が発行されたもの)にかかる交付通知書を除く。)のうえ、同受領書および交付通知書をご返送下さい。

摘要(送付事由等)					
国債名称	記号	券面種類	番号	枚数	金額
国債名称等は交付通知書記載のとおり 円券					
合 計					

(添付書類) 記名国債証券の印鑑票等 枚括
添付書類

書式No. 104

国債証券類受領書 (日付) 3.10.28

あて先 日本銀行 ○○代理店 御中
仕出 ○○市○○1-1
甲野 二郎 殿

摘要(送付事由等)					
国債名称	記号	券面種類	番号	枚数	金額
国債名称等は交付通知書記載のとおり 円券					
合 計					

(添付書類) 記名国債証券の印鑑票等 枚括
添付書類

- ① 国債名称・記号・券面種類・番号・枚数・金額の記載に代えて、「国債名称等は交付通知書記載のとおり」と記載する。
 - ② 証券の枚数・金額の合計を記載することとしてよい。
 - ③ この文言を証券類送付書に記載するか、またはこの文言を記載した付せんを証券類送付書に貼付する。
 - ④ 証券・交付通知書・裁(認)定通知書・証券保存用ポリエチレン袋に同封して請求者に送付する。
 - ⑤ 受領日付が記載されたものが返送される。
- 請求者から返送された証券類受領書は、証券類送付書原符とともに送付請求書に添付して保管(保管期間10年)する。
- * 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において証券類受領書(証券類送付書原符とともに送付請求書に添付)を整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の証券類受領書(証券類送付書原符とともに送付請求書に添付)を整理保管するときは、代理店ごとに区分して整理保管する。

4 1 5 本人確認書類の種類および記録事項

- 記名国債証券に関する手続において用いる本人確認書類の種類は、下表の「本人確認書類の種類・名称」欄に掲げるものとする。この場合、有効期限の定めのあるものについては有効期限内のもの、有効期限の定めのないものについては呈示を受けた日前6か月以内に作成・発行されたものまたは確認日現在で有効なものに限る。

＊ 本人確認書類による本人確認方法は、各種の請求・届出の項を参照すること。

- 記名国債証券に関する手続において、本人確認書類の記録を要する場合における記録事項は、下表の「本人確認書類の種類・名称」欄に掲げる区分に応じ、同表の「本人確認書類の記録事項」欄に掲げるものとする。

＊ 記録事項の具体的な記録方法は、各種の請求・届出の項を参照すること。

本人確認書類の種類・名称	本人確認書類の記録事項			
	書類番号 (注1)	発行番号等 (注2)	発行体の 名称 (注2)	発行年月日 (注2)
＜個人＞（当該個人の氏名および住所の記載があるものに限る。）				
印鑑登録証明書	1	番号が付番 されている 場合には、 その番号	発行体の名 称が記載さ れている場 合には、その 名称	発行年月日 が記載され ている場合 には、その 発行年月日
資格確認書 (注3)	2	「番号不可」 の文言		
国民健康保険の被保険者証 (注4)	3			
健康保険の被保険者証 (注4)	4			
船員保険の被保険者証 (注4)	5			
後期高齢者医療の被保険者 証 (注4)	6			
介護保険の被保険者証	7	番号が付番 されている 場合には、 その番号		
健康保険日雇特例被保険者 手帳	8	「番号不可」 の文言		
国家公務員共済組合の組合 員証 (注4)	9			
地方公務員共済組合の組合 員証 (注4)	1 0			
私立学校教職員共済制度の	1 1			

加入者証 (注4)				
国民年金手帳 (注5)	1 2			
児童扶養手当証書	1 3			
特別児童扶養手当受給証明書	1 4			
母子健康手帳	1 5			
身体障害者手帳	1 6			
精神障害者保健福祉手帳	1 7			
療育手帳	1 8			
戦傷病者手帳	1 9			
運転免許証	2 0			
運転経歴証明書	2 1			
在留カード	2 2			
特別永住者証明書	2 3			
外国人登録証明書	2 4			
旅券	2 5			
乗員手帳	2 6			
住民基本台帳カード	2 7			
個人番号カード	2 8			
生活保護受給証明書	2 9			
裁判所・弁護士会・司法書士会が発行した証明書（職印証明書等）	3 0			
官公庁から発行され、または発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居および生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁により当該自然人の写真が貼られているもの	3 1			
<法人>（当該法人の名称および本店または主たる事務所の所在地の記載があるものに限り。）				
印鑑登録証明書	1 0 0	番号が付番されている場合には、その番号	発行体の名称が記載されている場合には、その名称	発行年月日が記載されている場合には、その発行年月日

（注1）書類番号に代え、本人確認書類の名称を記録しても差し支えない。

（注2）発行番号・発行体の名称・発行年月日が記載されていない場合には、blankとする。また、「番号不可」の文言は記載を省略しても差し支えない。

- (注3) 国民健康保険法第9条第2項(同法第22条において準用する場合を含む。)、健康保険法第51条の3第1項、船員保険法第28条の2第1項、高齢者の医療の確保に関する法律第54条第3項、国家公務員共済組合法第53条の2第1項(私立学校教職員共済法第25条において同項の規定を読み替えて準用する場合を含む。)または地方公務員等共済組合法第55条の2第1項に規定する書面をいう。
- (注4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律等(以下「一部改正法律等」という。)による改正前の国民健康保険法第9条第2項、健康保険法施行規則第47条第1項および第2項、船員保険法施行規則第35条第1項もしくは高齢者の医療の確保に関する法律第54条第3項に規定する被保険者証、一部改正法律等による改正前の国家公務員共済組合法施行規則第89条もしくは地方公務員等共済組合法施行規程第93条に規定する組合員証または一部改正法律等による改正前の私立学校教職員共済法施行規則第1条の7に規定する加入者証をいう。
- (注5) 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の国民年金法第13条第1項に規定する国民年金手帳をいう。

(参考)

代理人等にかかる本人確認の要否・方法

任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。以下４１５において同じ。）から、記名国債証券に関する支払や各種の請求・届出を受けた場合における本人確認の要否・方法をまとめると、次表のとおり。

区 分		任意代理 (単発)	任意代理（継続）			法定代理等				
			裁（認）定 時選任分	それ以外		裁（認）定時 選任分 ^(注)	それ以外			
							代理権のある場合		代理権のない場合	
記名国債証券 届出印廃止分以外の	記名者	印影照合 (毎回)	不要 ^{*1}	印影照合 (初回) ^{*2}		不要 ^{*1}	不要 ^{*3}		印影照合 (毎回)	
	代理人等	不要 ^{*4}	印影照合 (毎回)	不要 (初回) ^{*4}	印影照合 (2回目以降 ^{*5} 毎回)	印影照合 (毎回)	本人確認 書類 (初回) ^{*5}	印影照合 (2回目以降 ^{*5} 毎回)	本人確認 書類 (初回) ^{*5}	印影照合 (2回目以降 ^{*5} 毎回)
記名国債証券 届出印廃止分の	記名者	本人確認 書類 (毎回)	不要 ^{*1}	本人確認 書類 (初回) ^{*2}		不要 ^{*1}	不要 ^{*3}		本人確認 書類 (毎回)	
	代理人等	本人確認書類（毎回）								

（注）裁（認）定時に選任される法定代理人等は、代理権のある者に限られる。

*1 裁（認）定時に、印鑑票または氏名等届出書への代理人の氏名（法定代理人等の区分を含む。）・住所・印鑑（印鑑票のみ）の記載・押なつ等を行っていることから、記名者の本人確認が不要。

*2 継続的な委任の場合には、初回時（委任状提出時）に記名者の本人確認、および印鑑票または氏名等届出書への任意代理人の氏名・住所・

印鑑（印鑑票のみ）の記載・押なつ等を行っていることから、2回目以降は記名者の本人確認が不要。

- ＊3 登記事項証明書等により、代理権の確認ができることから、記名者の本人確認が不要。
- ＊4 委任状の提出を受けることをもって、その者が当該委任状の任意代理人であることの確認とする。
- ＊5 初回時（委任状や登記事項証明書等の提出時）に印鑑票への代理人の氏名・住所・印鑑の記載・押なつ等を行っていることから、2回目以降は代理人の印影照合により代理人等の本人確認を行う。

4 1 6 委任状

記名者または記名者の相続人・包括受遺者・特別縁故者・法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。以下4 1 6において同じ。）の任意代理人を通じて記名国債証券に関する支払や各種の請求・届出を受けた場合には、委任状を提出させたいえ、次のとおり取扱う。

＊ 株式会社日本政策金融公庫・地方公共団体など法令の規定により記名国債証券を担保に融資することができる機関から、その証券の元利金代理受領などについて申出を受けた場合には、業務局国債業務企画担当部署へ照会し、その指示により取扱う。

4 1 6－1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①委任状の記載内容等の確認	○ 委任状の記載内容等について、次のことを確かめる。 ● 「委任状」の文言の記載があるか ● 委任状を作成した年月日の記載があるか ● 委任者の住所・氏名が記載され、委任者の印が押なつされているか ● 任意代理人の住所・氏名が記載されているか ● 対象の記名国債証券の国債名称・記号・額面金額・証券番号が記載されているか ● 委任者が委任する内容が明確に記載されているか ● 委任者が委任する内容の中に、任意代理人から請求・届出のあった内容が含まれているか 委任状の 例示参照 ○ 委任状に押なつする委任者の印は、委任者の届出印とする。ただし、次の場合には、委任者の印鑑登録証明書（6か月以内に作成・発行されたもの）の印とし、その印鑑登録証明書を提出させる。 ● 委任者が記名者であって、届出印を紛失している場合 ● 委任者が記名者の相続人・包括受遺者・特別縁故者・法定代理人等である場合

②印鑑票との照合など

〔委任者が記名者である場合（届出印を紛失している場合を除く。）〕

- 委任状と印鑑票との照合を行い、次のことを確かめる。
 - 委任状に記載・押なつされた委任者の住所・氏名・印影が印鑑票と一致しているか
 - 委任状に記載された国債名称・記号・額面金額・証券番号が印鑑票と一致しているか

〔上記以外の場合〕

- 委任状と印鑑票および印鑑登録証明書との照合を行い、それぞれ次のことを確かめる。

＊ 記名者または記名者の相続人・包括受遺者・特別縁故者・法定代理人等が任意代理人とともに支払場所等の窓口に来店し、印鑑登録証明書以外の本人確認書類の呈示を受けた場合には、印鑑登録証明書の提出は不要。この場合、委任状の余白に「委任者来店」の文言を補記し、委任者の住所・氏名が当該本人確認書類と一致していることを確認する。

（委任者が記名者であつて、届出印を紛失しているとき）

- 委任状に記載された委任者の住所・氏名が印鑑票と一致しているか
- 委任状に記載された国債名称・記号・額面金額・証券番号が印鑑票と一致しているか
- 委任状に記載・押なつされた委任者の住所・氏名・印影が印鑑登録証明書と一致しているか

（委任者が記名者の相続人・包括受遺者・特別縁故者・法定代理人等であるとき）

- 委任状に記載された国債名称・記号・額面金額・証券番号が印鑑票と一致しているか
- 委任状に記載・押なつされた委任者の住所・氏名・印影が印鑑登録証明書と一致しているか

③印鑑票への記載など

- 委任状に将来にわたる元利金（償還金）の受領が委任されているなど継続的な委任内容が記載されている場合には、印鑑票の予備欄（予備欄がないときは余白）に「代理人」の文言および任意代理人の住所・氏名を記載し、任意代理人の印の押なつを受ける。

④委任状の整理保管

○ 提出を受けた委任状は、それぞれ次のとおり整理保管する。

[単発の委任内容が記載されている委任状]

- 元利金（償還金）の受領にかかる委任状については、利賦札、減紛失利賦札元利金（償還金）領収証書または買上代金領収証書（以下 4 1 6 において「利賦札等」という。）に添付し、保管する。

- 上記以外の委任状については、請求書・届書・国債証券受領書に添付し、保管する。

- * 各種の請求・届出の他に、元利金（償還金）の受領が同時に委任されている委任状については、当該委任状の写を作成のうえ、当該委任状の本書を利賦札等に添付するとともに、当該委任状の写を請求書・届書・証券受領書に添付し、保管する。

- * 複数の請求・届出が同時に委任されている委任状については、当該委任状の写を作成のうえ、いずれの請求書・届書・証券受領書にも委任状の本書または写を添付し、保管する。

[継続的な委任内容が記載されている委任状]

- 印鑑票に添付し、保管する。

- * 記名変更等により用済みとなった委任状については、用済み後も印鑑票に添付しておく。

4 1 6 - 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①委任状の記載内容の確認	○ 委任状の記載内容について、次のことを確かめる。 ● 「委任状」の文言の記載があるか ● 委任状を作成した年月日の記載があるか ● 委任者の住所・氏名が記載されているか ● 任意代理人の住所・氏名が記載されているか ● 対象の記名国債証券の国債名称・記号・額面金額・証券番号が記載されているか ● 委任者が委任する内容が明確に記載されているか ● 委任者が委任する内容の中に、任意代理人から請求・届出のあった内容が含まれているか 委任状の 例示参照
②氏名等届出書との照合など	○ 委任者および任意代理人の本人確認書類を呈示させたいえ、委任状と氏名等届出書および本人確認書類との照合を行い、それぞれ次のことを確かめる。 ⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項 ＊ 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。 この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を任意代理人に伝える。 ・ 個人番号カード 当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。 ・ 国民年金手帳 基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。 ・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証 被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングしたものを提出すること。 ・ 生活保護受給証明書 受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。 〔委任者が記名者である場合〕 ● 委任状に記載された委任者の住所・氏名が氏名等届出書および委任者の本人確認書類と一致しているか

③氏名等届出書への
記載など

- 委任状に記載された任意代理人の住所・氏名が任意代理人の本人確認書類と一致しているか
- 委任状に記載された国債名称・記号・額面金額・証券番号が氏名等届出書と一致しているか

[委任者が記名者の相続人・包括受遺者・特別縁故者・法定代理人等である場合]

- 委任状に記載された国債名称・記号・額面金額・証券番号が氏名等届出書と一致しているか
- 委任状に記載された委任者の住所・氏名が委任者の本人確認書類と一致しているか
- 委任状に記載された任意代理人の住所・氏名が任意代理人の本人確認書類と一致しているか

- 委任状に将来にわたる元金（償還金）の受領が委任されているなど継続的な委任内容が委任されている場合には、氏名等届出書の予備欄（予備欄がないときは余白）に「代理人」の文言および任意代理人の住所・氏名を記載する。

- 委任状の余白に委任者の本人確認書類の記録事項を記載する。

⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項

＊ 委任者が被保佐人または被補助人で保佐人または補助人に代理権が付与されていない場合（補助人にあっては、同意権が付与されている場合に限る。）において、保佐人または補助人以外の者を任意代理人とする委任状が提出されたときは、委任者および保佐人または補助人の本人確認書類を呈示させ、当該委任状の余白に委任者および保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項を記載する。この場合、どちらの記載が保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項か分かるように「保佐人」等の文言を併せて記載する。

- 任意代理人の本人確認書類の記録事項は、各種の請求・届出の項の取扱いに従って記載する。

- 本人確認書類を任意代理人へ返す。

＊ 郵送による提出の場合には、本人確認書類の写を廃棄する。この場合、適宜の書面を委任者および任意代理人に転送不要郵便で送付する（同時に行われた請求・届出により、証券または当該請求・届出にかかる書類がその者に転送不要郵便で送付される場合を除く。）。

④委任状の整理保管

○ 委任状は、それぞれ次のとおり整理保管する。

[単発の委任内容が記載されている委任状]

- 元金（償還金）の受領にかかる委任状については、賦札等に添付し、保管する。
- 上記以外の委任状については、請求書・届書・国債証券受領書に添付し、保管する。
 - * 各種の請求・届出の他に、元金（償還金）の受領が同時に委任されている委任状については、当該委任状の写を作成のうえ、当該委任状の本書を利賦札等に添付するとともに、当該委任状の写を請求書・届書・証券受領書に添付し、保管する。
 - * 複数の請求・届出が同時に委任されている委任状については、当該委任状の写を作成のうえ、いずれの請求書・届書・証券受領書にも委任状の本書または写を添付し、保管する。

[継続的な委任内容が記載されている委任状]

- 氏名等届出書に添付し、保管する。
 - * 記名変更等により用済みとなった委任状については、用済み後も氏名等届出書に添付しておく。

委任状の例示

(委任の対象となる記名国債証券が届出印廃止分以外するとき)

委 任 状

令和3年10月22日

日本銀行〇〇代理店 御中

私は次の代理人に下記の取扱いを委任します。

代理人住所：東京都〇〇区〇〇町1-1-1

代理人氏名：日銀 花子

記

国債名称	第八回特別弔慰金国庫債券
記号・番号	い号・1234567
額面金額	40万円
委任する内容	証券(利賦札)滅紛失届の提出から 代証券受領までの一切の手續

委任者住所：東京都△△区△△町2-3-4

委任者氏名：日銀 太郎 日銀

以上

国債名称・記号・額面金額・証券番号以外の事項も記載されている場合には、それらの記載内容が正しいことも確認する。

委 任 状

私は甲野次郎を代理人と定め、下記の国債にかかる記名変更請求に関する一切の権限を付与します。

記

- ・国債名称 第八回特別弔慰金国庫債券
- ・記号・番号 い号・1234567
- ・額面金額 40万円
- ・付属利賦札の状態 平成21年6月15日渡以降
- ・支払場所 日本銀行〇〇代理店

令和3年10月22日

新記名者(日銀太郎相続人)

住所：東京都△△区△△町2-3-4

氏名：日銀 花子 日銀

代理人

住所：東京都〇〇区□□町1-2-3

氏名：甲野 次郎

(委任の対象となる記名国債証券が届出印廃止分のとき)

委 任 状	
令和4年2月22日	
日本銀行〇〇代理店 御中	
私は次の代理人に下記の取扱いを委任します。	
代理人住所：東京都〇〇区〇〇町1-1-1	
代理人氏名：日銀 花子	
記	
国債名称	第二十九回特別給付金国庫債券
記号・番号	い号・0000123
額面金額	50万円
委任する内容	証券(利賦札)滅紛失届の提出から 代証券受領までの一切の手續
委任者住所：東京都△△区△△町2-3-4	
委任者氏名：日銀 太郎	
以上	
19 第01234567P00号 〇〇公安委員会 令和3年10月1日	

委任者の本人
確認書類の記
録事項を余白
に記載する。

国債名称・記号・額面
金額・証券番号以外
の事項も記載されて
いる場合には、それ
らの記載内容が正し
いことも確認する。

委 任 状	
私は甲野次郎を代理人と定め、下記の国債にかかる 記名変更請求に関する一切の権限を付与します。	
記	
・国債名称	第二十九回特別給付金国庫債券
・記号・番号	い号・0000123
・額面金額	50万円
・付属利賦札の状態	令和4年4月15日渡以降
・支払場所	日本銀行〇〇代理店
令和4年2月22日	
新記名者(日銀太郎相続人)	
住所：東京都△△区△△町2-3-4	
氏名：日銀 花子	
代理人	
住所：東京都〇〇区□□町1-2-3	
氏名：甲野 次郎	
19 第01234567P00号 〇〇公安委員会 令和3年10月1日	

委任者の本人
確認書類の記
録事項を余白
に記載する。

4 1 6 の 2 委任状等の代書

記名国債証券に関する支払や各種の請求・届出にあたり、記名者(記名者の相続人・包括受遺者・特別縁故者を含む。以下4 1 6 の2において同じ。)の手が不自由であるなど真にやむを得ない事由により、委任状、国債元利金支払票、滅紛失利賦札元利金(償還金)領収証書または各種の請求書・届書(以下4 1 6 の2において「委任状等」という。)について、代理人または第三者が記名者の意思にもとづき代書を行う場合には、次のとおり取扱う。

代書の旨の記載など

- 代書を行った者に、委任状等の余白に、次の事項を記載させる。
 - 代書の旨(代書を行った者が記名者に代わって押印するときは、代書・押印の旨)
 - 代書を行った者の住所・氏名・記名者との関係
 - 代書事由(例:記名者は手が不自由で記入および押印が困難であるため)
- 記名者の目が不自由であるなどの事由により、記名者が委任状等の記載内容を確認することができないときは、上記により取扱うとともに、委任状等の記載内容について、証券の利害関係人以外の者により記名者への読み聞かせを行わせたうえ、読み聞かせを行った者に、委任状等の余白に、次の事項を記載させる。
 - 読み聞かせを行った旨
 - 読み聞かせを行った者の住所・氏名・記名者との関係
 - * 取扱機関の職員が代書または読み聞かせを行ったときは、当該職員の住所の記載に代えて、当該取扱機関の名称およびその職員である旨を記載することができる。
 - * 代書を行った者と読み聞かせを行った者が同一であるときは、読み聞かせを行った者の住所・氏名・記名者との関係の記載は要しない。

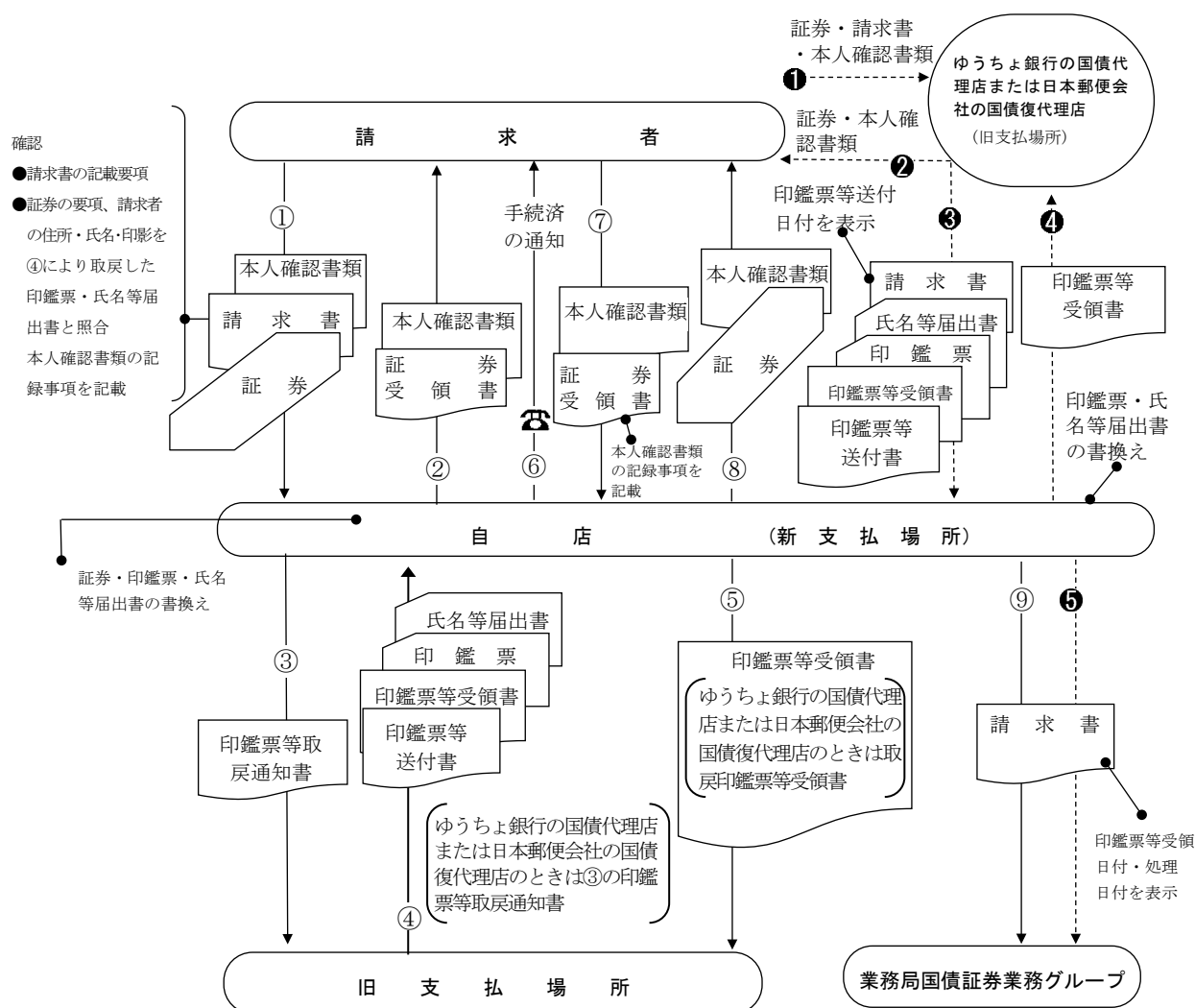
4 2 0 各種の請求

4 2 1 元利金支払場所変更の請求

あらまし

1. 支払場所を他店から自店に変更のとき（自店が請求を受けたときの例）

＊ 点線はゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店受付分の流れ。



- 証券・請求書・本人確認書類を提出または呈示させ、印鑑票・氏名等届出書を旧支払場所から取戻したうえ、証券・印鑑票・氏名等届出書に記載の支払場所を書換える。

同時請求

同時に他の請求・届出を受けたときは、旧支払場所から印鑑票・氏名等届出書を取戻したうえ、それぞれの手続をする。

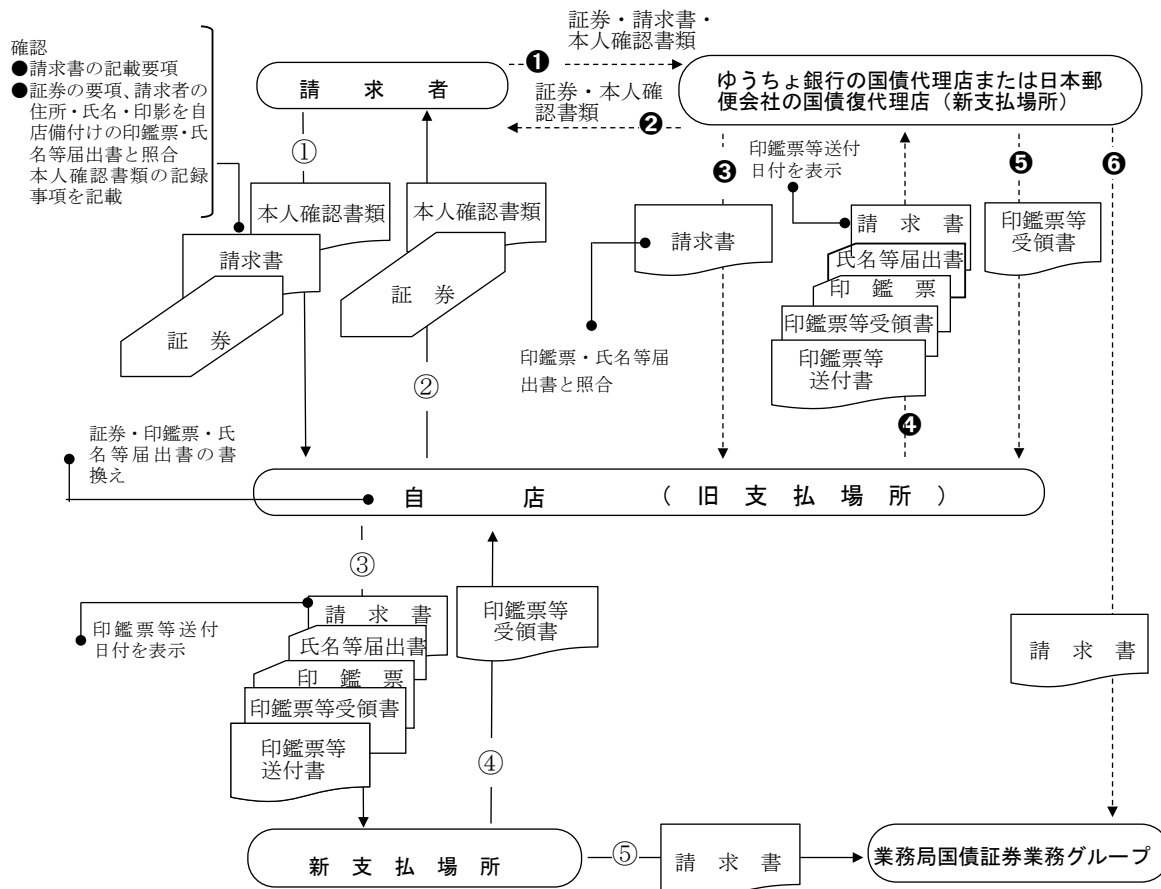
⇒ 4 2 9 参照・同時請求の取扱い

- ＊ 届出印廃止分以外の記名国債証券については、①、②、⑦、⑧、①および②の本人確認書類の授受、①および⑦の本人確認書類の記録事項の記載ならびに④および③の氏名等届出書の送付は要しない。

- * 届出印廃止分の記名国債証券については、①の印影照合ならびに④および③の印鑑票の送付は要しない。
- 印鑑票等が長期未払印鑑票等（機械化分）であるときは、旧支払場所から取戻しを行わず、自店で印鑑票等の再製手続きを行う。
 - ⇒ 特殊事例 7 3 1 参照・長期未払印鑑票等（機械化分）の取扱い
- 支払場所が変更される証券の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであるときは、次の点に留意する。
 - * 自店は、上図中③において旧支払場所から印鑑票等（見本証券添付分）を取戻すときは、当該印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も取戻す。
 - ⇒ 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻すときの取扱いは、4 1 6 の 2 参照
 - * 自店は、上図中④において旧支払場所から印鑑票等送付書・印鑑票等受領書または印鑑票等取戻通知書に代えて証券類送付書・証券類受領書の送付を受ける。
 - * 自店は、上図中⑤において旧支払場所へ印鑑票等受領書または取戻印鑑票等受領書に代えて証券類受領書を送付する。
 - * 自店は、上図中③において旧支払場所から請求書・印鑑票等（見本証券添付分）の送付を受けるときは、当該印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受ける。このとき、自店は旧支払場所から印鑑票等送付書・印鑑票等受領書に代えて証券類送付書・証券類受領書の送付を受ける。
 - * 自店は、上図中④において旧支払場所へ印鑑票等受領書に代えて証券類受領書を送付する。

2. 支払場所を自店から他店に変更のとき（自店が請求を受けたときの例）

- * 点線はゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店受付分の流れ。



- 証券・請求書・本人確認書類を提出または呈示させ、証券・印鑑票・氏名等届出書に記載の支払場所を書換え、印鑑票・氏名等届出書・請求書を新支払場所へ送付する。

同時請求 同時に他の請求・届出を受けたときは、それぞれの手続をする。

⇒ 429 参照・同時請求の取扱い

- * 届出印廃止分以外の記名国債証券については、①、②、①および②の本人確認書類の授受、①の本人確認書類の記録事項の記載ならびに③および④の氏名等届出書の送付は要しない。
- * 届出印廃止分の記名国債証券については、①の印影照合ならびに③および④の印鑑票の送付は要しない。
- 印鑑票等が長期未払印鑑票等（機械化分）であるときは、印鑑票等の再製手続を行う。
⇒ 特殊事例 731 参照・長期未払印鑑票等（機械化分）の取扱い
- 印鑑票が日本銀行本店で保管する長期未払印鑑票（機械化以外分）に該当するときは、業務局国債証券業務グループの指示により取扱う。
⇒ 特殊事例 732 参照・長期未払印鑑票（機械化以外分）の日本銀行本店移管等にかかる取扱い
- 支払場所が変更される証券の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであるときは、次の点に留意する。
 - * 自店は、上図中③および④において新支払場所へ請求書・印鑑票等（見本証券添付分）を送付するときは、当該印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も送付する。このとき、自店は、新支払場所へ印鑑票等送付書・印鑑票等受領書に代えて証券類送付書・証券類受領書を送付する。
 - * 自店は、上図中④および⑤において新支払場所から印鑑票等受領書に代えて証券類受領書の送付を受ける。

4 2 1 - 1 自店が請求を受けたとき

4 2 1 - 1 - 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領	
	支払場所を他店から 自店に変更のとき	支払場所を自店から 他店に変更のとき
	他 店 ⇒ 自 店 (受付店)	自 店 ⇒ 他 店 (受付店)
①受付	○ 元利金支払場所変更の請求を受けたときは、証券・記名国債証券元利金（償還金）支払場所変更請求書を提出させる。 請求書 記載例参照 ● 請求者が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。）である場合には、4 1 6 または 4 2 7 の手続の可否を確認のうえ、必要なときはその手続も併せて行う。 ⇒ 4 1 6 参照・委任状 ⇒ 4 1 6 の 2 参照・委任状等の代書 ⇒ 4 2 7 参照・記名者の行為能力に関する届出 * 証券保管証書による請求を受けたとき ゆうちょ銀行が発行した「証券保管証書」による請求は、受け付けることができない。 ● 「証券保管証書」は、ゆうちょ銀行の貯金口座へ振替預入する方法により元利金の支払を行うため、証券を保管しているゆうちょ銀行が発行するもの。 この証券に関する請求・届出は、ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店で受け付けることとなっている。 引揚者特別交付金国庫債券 慰 労 金 国 庫 債 券 の 時 刻 特別葬祭給付金国庫債券 引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金国庫債券は、他の記名国債証券と異なり、消滅時効（時効期間 1 0 年）の適用があるので、特殊事例 7 1 0 を参照のうえ取扱うこと。	

	他 店 ⇒ 自 店 (受付店)	自 店 ⇒ 他 店 (受付店)
②審査	○ 請求書に必要事項が明りょうに記載されており、証券の要項と一致していることを確かめる。 ⇒ 支払場所名は、日本銀行ホームページの代理店等の一覧参照 ● 廃印（ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店の場合には、日附印）が押されている証券については、請求を受付けることができない。 ⇒ 142②参照・廃印の取消方法 * 証券に支払期日が到来している利賦札がついていても、そのまま請求を受付けてよい。	○ 自店備付けの記名国債証券印鑑票から該当分を抜き出す。 * 印鑑票が長期未払印鑑票等に該当するときは、特殊事例731または732を参照のうえ取扱うこと。 * 支払期日到来分の利賦札があるときは、同時に元利金の支払を行うこととなる。 ⇒ 230参照・記名国債証券の元利払
③国債証券受領書の作成・交付	○ 受入れた証券により証券受領書を作成し、請求者へ交付する。 ⇒ 411-1①参照・証券受領書の交付	○ 請求書の処理欄に代理店名・受付日付を表示する。 ⇒ 141②参照・代理店名など表示
④印鑑票の取戻しなど	○ 旧支払場所から印鑑票を取戻す。ただし、当該印鑑票が長期未払印鑑票等（機械化分）であるときは、旧支払場所から取戻しを行わず、自店で再製手続きを行う。 ⇒ 412①参照・印鑑票・氏名等届出書の取戻し	

	他 店 ⇒ 自 店 (受付店)	自 店 ⇒ 他 店 (受付店)
	* 取戻す印鑑票が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻す。 ⇒ 4 1 2 の 2 ①参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。） ⇒ 特殊事例 7 3 1 参照・長期未払印鑑票等（機械化分）の取扱い ○ 請求書の処理欄に「印鑑票等取戻日付」を表示する。 * 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻すときは、請求書の処理欄には上記の印鑑票等取戻日付」を表示するほか、同欄の余白に「見本証券取戻日付」と記載し、その日付を表示する。 * 印鑑票が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当し、印鑑票の再製手続きを行った場合には、請求書の処理欄に「再製確認依頼日付」と記載し、その日付を表示する。	
⑤証券・請求書の整理保管	○ 証券・請求書は、後記⑦～⑨の手続をするまで自店に保管する。 ⇒ 1 4 4 参照・証券の整理保管	
⑥印鑑票との照合確認など	○ 印鑑票の送付を受けたときは、請求書の処理欄に「印鑑票等受領日付」を表示する。 * 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を受領したと	

	他 店 ⇒ 自 店 (受付店)	自 店 ⇒ 他 店 (受付店)
	きは、請求書の処理欄に上記の「印鑑票等受領日付」を表示するほか、同欄の余白に「見本証券受領日付」と記載し、その日付を表示する。 ＊ 印鑑票が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当し、印鑑票の再製手続きを行った場合には、請求書の処理欄に「再製確認済の印鑑票の受領日付」と記載し、その日付を表示する。	
⑦証券・印鑑票の書換え	○ 請求書に記載・押なつされている証券の要項、請求者の住所・氏名・印影が印鑑票と一致していることを確かめる。 ＊ 請求書の記載事項が印鑑票と相違するときは、所要の手続をする。 ⇒ 4 2 9 参照・同時請求の取扱い	○ 証券・印鑑票に記載されている支払場所を書換える。 ＊ 印鑑票の支払場所欄に（ 都道府県）が印刷されていても、新支払場所の所在する都道府県名を（ 都道府県）に記載する必要はない。 ⇒ 4 1 3 参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え
⑧請求者への通知	○ 請求書の処理欄に「処理日付」を表示する。 ○ 請求者へ手続済の旨を電話などにより通知する。 ＊ 前記③により交付している証券受領書を持参するよう伝える。 ＊ 請求に際し、手続済の証券を郵送されたい旨の申出を受けているときは、上記受領方通知を省略し、速やかに証券の送付手続をする。 ⇒ 4 1 4 参照・証券の送付請求	

	他 店 ⇒ 自 店 (受付店)	自 店 ⇒ 他 店 (受付店)
⑨証券の返付	○ 証券受領書と引換えに証券を請求者へ返す。 ⇒ 4 1 1 - 1 ②参照・証券受領書の回収	○ 証券を請求者へ返す。
⑩請求書などの送付	○ 請求書は、前記⑦の手続完了後、速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。	○ 請求書の処理欄に「印鑑票等送付日付」を表示のうえ、印鑑票・請求書の新支払場所へ送付する。 ⇒ 3 1 3 ①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付 ＊ 送付する印鑑票が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を新支払場所へ送付する。このとき、請求書の処理欄に上記の「印鑑票等送付日付」を表示するほか、同欄の余白に「見本証券送付日付」と記載し、その日付を表示する。 ⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときの取扱いは、3 1 2 ①参照

4 2 1 - 1 - 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い

事務手順	取 扱	要 領
	支払場所を他店から 自店に変更のとき	支払場所を自店から 他店に変更のとき
	他 店 ⇒ 自 店 (受付店)	自 店 ⇒ 他 店 (受付店)
①受付	○ 元利金支払場所変更の請求を受けたときは、証券・記名国債証券元利金（償還金）支払場所変更請求書を提出させるとともに、請求者の本人確認書類を呈示させる。 ⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項 * 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。 この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を請求者に伝える。 ・ 個人番号カード 当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。 ・ 国民年金手帳 基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。 ・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証 被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングしたものを提出すること。 ・ 生活保護受給証明書 受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。 請 求 書 記載例参照 ● 請求者が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意代理人をいう。）である場合には、4 1 6 または 4 2 7 の手続の要否を確認のうえ、必要なときにはその手続も併せて行う。 ⇒ 4 1 6 参照・委任状 ⇒ 4 1 6 の 2 参照・委任状等の代書 ⇒ 4 2 7 参照・記名者の行為能力に関する届出 * 証券保管証書による請求を受けたとき ゆうちょ銀行が発行した「証券保管証書」による請求は、受け付けることができない。	

②審査

他 店 ⇒ 自 店 (受付店)	自 店 ⇒ 他 店 (受付店)
● 「証券保管証書」は、ゆうちょ銀行の貯金口座へ振替預入する方法により元利金の支払を行うため、証券を保管しているゆうちょ銀行が発行するもの。 この証券に関する請求・届出は、ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店で受付けることとなっている。	
	○ 自店備付けの氏名等届出書から該当分を抜き出す。 * 氏名等届出書が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合には、特殊事例 7 3 1 を参照のうえ取扱うこと。
○ 請求書に必要事項が明りょうに記載されており、証券の要項と一致していることを確かめる。 ⇒ 支払場所名は、日本銀行のホームページの代理店等の一覧参照 ● 廃印（ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店の場合には、日附印）が押されている証券については、請求を受付けることができない。 ⇒ 1 4 2 ②参照・廃印の取消方法 * 証券に支払期日が到来している賦札が付属していても、そのまま請求を受付けてよい。	
	* 支払期日到来分の賦札があるときは、同時に元金の支払を行うこととなる。 ⇒ 2 3 0 参照・記名国債証券の元利払
○ 請求書に記載された住所・氏名が請求者の本人確認書類と一致することを確認する。	
○ 請求書の処理欄に代理店名・受付日付を表示する。 ⇒ 1 4 1 ②参照・代理店名などの表示	
○ 請求書の「本人確認書類等の記録」欄に本人確認書類の記録事項を記載する。	

	他 店 ⇒ 自 店 (受付店)	自 店 ⇒ 他 店 (受付店)
	⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項 * 請求者である記名者が被保佐人または被補助人で保佐人または補助人に代理権が付与されていない場合（補助人にあっては、同意権が付与されている場合に限る。）には、記名者および保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項を記載する。この場合、どちらの記載が保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項か分かるように「保佐人」等の文言を併せて記載する。	
③国債証券受領書の作成・交付など	○ 受入れた証券により証券受領書を作成し、請求者へ交付する。 ⇒ 4 1 1 - 2 ①参照・証券受領書の交付 ○ 本人確認書類を請求者へ返す。 * 郵送による提出の場合には、本人確認書類の写を廃棄する。この場合、適宜の書面を請求者に転送不要郵便で送付する（同時に行われた他の請求・届出により、証券または当該請求・届出にかかる書類が請求者に転送不要郵便で送付される場合を除く。）。	
④氏名等届出書の取戻しなど	○ 旧支払場所から氏名等届出書を取戻す。ただし、当該氏名等届出書が長期未払印鑑票等（機械化分）であるときは、旧支払場所から取戻しを行わず、自店で再製手	

⑤証券・請求書の整理保管

他 店 ⇒ 自 店 (受付店)	自 店 ⇒ 他 店 (受付店)
続きを行う。 ⇒ 4 1 2 ①参照・印鑑票・氏名等届出書の取戻し ＊ 取戻す氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該氏名等届出書と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も取戻す。 ⇒ 4 1 2 の 2 ①参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。） ⇒ 特殊事例 7 3 1 参照・長期未払印鑑票等（機械化分）の取扱い ○ 請求書の処理欄に「印鑑票等取戻日付」を表示する。 ＊ 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻すときは、請求書の処理欄には上記の「印鑑票等取戻日付」を表示するほか、同欄の余白に「見本証券取戻日付」と記載し、その日付を表示する。 ＊ 氏名等届出書が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当し、氏名等届出書の再製手続きを行った場合には、請求書の処理欄に「再製確認依頼日付」と記載し、その日付を表示する。 ○ 証券・請求書は、後記⑦～⑨の手続をするまで自店に保管する。 ⇒ 1 4 4 参照・証券の整理保管	▼

	他 店 ⇒ 自 店 (受付店)	自 店 ⇒ 他 店 (受付店)
⑥氏名等届出書との 照合確認など	○ 氏名等届出書の送付を受けたときは、請求書の処理欄に「印鑑票等受領日付」を表示する。 ＊ 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を受領したときは、請求書の処理欄に上記の「印鑑票等受領日付」を表示するほか、同欄の余白に「見本証券受領日付」と記載し、その日付を表示する。 ＊ 氏名等届出書が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当し、氏名等届出書の再製手続きを行った場合には、請求書の処理欄に「再製確認済の氏名等届出書の受領日付」と記載し、その日付を表示する。	○ 請求書に記載されている証券の要項、請求者の住所・氏名が氏名等届出書と一致していることを確かめる。 ＊ 請求書の記載事項が氏名等届出書と相違するときは、所要の手続をする。 ⇒ ４２９参照・同時請求の取扱い ⇒ ４２９の２参照・自店備付けの記名国債証券印鑑票・氏名等届出書または自店を支払場所とする記名国債証券の記載事項に誤りがあるときの取扱い
		○ 請求書の「本人確認書類等の記録」欄に本人確認書類の記録事項を記載する。 ⇒ ４１５参照・本人確認書類の種類および記録事項 ＊ 請求者である記名者が被保佐人または被補助人で保佐人または補助人に代理権が付与されていない場合（補助人にあつては、同意権が付与されている場合に限る。）には、記名者および保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項を記載する。この

	他 店 ⇒ 自 店 (受付店)	自 店 ⇒ 他 店 (受付店)
⑦証券・氏名等届出書 の書換え	○ 証券・氏名等届出書に記載されている支払場所を書換える。 * 氏名等届出書の支払場所欄に（ 都道府県）が印刷されていても、新支払場所の所在する都道府県名を（ 都道府県）に記載する必要はない。 ⇒ 4 1 3 参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え	場合、どちらの記載が保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項か分かるように「保佐人」等の文言を併せて記載する。
⑧請求者への通知	○ 請求書の処理欄に「処理日付」を表示する。 ○ 請求者へ手続済の旨を電話などにより通知する。 * 前記③により交付した証券受領書および本人確認書類を持参するよう伝える。 * あらかじめ手続済の証券の送付請求を受けているときは、上記の通知を省略し、速やかに証券の送付手続をする。 ⇒ 4 1 4 参照・証券の送付請求	
⑨証券の返付など	○ 証券受領書と引換えに証券を請求者へ返す。 ⇒ 4 1 1 - 2 ②参照・証券受領書の回収	○ 証券および本人確認書類を請求者へ返す。 * 郵送による提出の場合には、本人確認書類の写を廃棄する。この場合、適宜の書面を請求者に転送不要郵便で送付する（同時に行われた他の請求・届出により、証券または当該請求・届出にかかる書類が請求者に転送不要郵便で送付される場合を除く。）。

	他 店 ⇒ 自 店 (受付店)	自 店 ⇒ 他 店 (受付店)
⑩請求書などの送付	○ 請求書は、前記⑦の手続完了後、速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。	○ 請求書の処理欄に「印鑑票等送付日付」を表示のうえ、氏名等届出書・請求書を送付する。 ⇒ 3 1 3 ①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付 * 送付する氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該氏名等届出書と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付する。このとき、請求書の処理欄に上記の「印鑑票等送付日付」を表示するほか、同欄の余白に「見本証券送付日付」と記載し、その日付を表示する。 ⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときの取扱いは、3 1 2 ①参照

請求書の記載例

——支払場所を他店から自店に変更のとき（自店が請求を受けたときの例）

宛先（日本銀行本支店名または代理店名）および太枠の欄にご記入下さい。										支	
書式 No. 200											
記名国債証券元利金（償還金）支払場所変更請求書											
日 本 銀 行					〇〇代理店 御 中		日 付		3. 1 0. 1		
郵便番号					〒		× × × × ×		× × × × ×		
住 所					〇〇市△△町1丁目2-5						
電 話 番 号					× × × × ×		— × ×		— × × × × ×		
捨印* ② 甲野		氏 名		甲 野 太 郎					印* ② 甲野		
※届出印廃止国庫債券（氏名等届出書が発行されたもの）の場合には押印不要です（捨印欄を含む）。											
旧 支 払 場 所					△△郵便局						
新 支 払 場 所					日本銀行〇〇代理店						
下記記名国債証券の元利金（償還金）の支払場所を下記利賦札の払渡期から上記のとおり変更して下さい。											
国債名称		第十一回特別弔慰金国庫債券				記 名 (記名変更時は 現記名)		甲 野 太 郎			
記 号		額 面 金 額		証券の番号（右詰で記入）				利賦札の払渡期 (元号を含め利賦札記載のとおり記入)			
い		2 5 0 千円		1 2 3 4 5 6 7				③ 令和4年4月15日渡			
合 計 枚 数 (日本銀行記入欄)					枚		合計額面金額 (日本銀行記入欄)			千円	
(取扱機関処理欄)											
受 付 印 (当初受付けた郵便局名 または受付店および日付)		印鑑票等取戻日付 (新支払場所) または 送付日付 (旧支払場所)		印鑑票等 受領日付 (新支払場所)		処 理 日 付 (新支払場所)		業 務 局			
④ 3. 1 0. 1 日本銀行 〇〇代理店		3. 1 0. 1		3. 1 0. 8		3. 1 0. 8		受 付 印			
⑤ 同時請求（各請求書等はそれぞれ同時に提出すること） 記名変更 減紛失 改印 住所変更 汚損引換 行為能力変更								⑥ 証券交付時変更（日本銀行本支店・代理店だけの取扱） 新規発行証券 減紛失代証券 汚損引換代証券			
⑥ 本人確認書類等の記録【届出印廃止国庫債券（氏名等届出書が発行されたもの）の場合のみ記入】											
・書類名称または番号：				・発行番号等：				⑦ ・発行年月日： 年 月 日			
・発行体名称：				・発行年月日：							
支											

- 親権者のとき (住所) 親権者の住所
(氏名) 「甲野一郎 (未成年者の氏名)」
親権者 甲野 太郎 (父) 印
甲野 花子 (母) 印

③ 利賦札に表示された年月日どおりに記載する（改元後の年月日が改元前の元号により表示されている場合であっても書換える必要はない。）。

⑤ } 同時に受けた他の請求・届出の種類を表示する。
⑥ }

⑦ 届出印廃止分の場合には、請求者の本人確認書類の記録事項を記載する。

- 請求者が記名者のときの記載例
- ・書類名称または番号：19
 - ・発行番号等：第 012345678900 号
 - ・発行体名称：〇〇公安委員会
 - ・発行年月日：令和 3 年 4 月 1 日
- 請求者が法定代理人（親権者）2 名（父母）のときの記載例
- ・書類名称または番号：甲野太郎 19
 - ・発行番号等：甲野太郎 第 012345678900 号
 - 甲野花子 19
 - 甲野花子 第 123456789010 号
 - ・発行体名称：甲野太郎 〇〇公安委員会
 - ・発行年月日：甲野太郎 平成 30 年 10 月 1 日
 - 甲野花子 〇〇公安委員会
 - 甲野花子 令和 3 年 4 月 1 日

4 2 1 - 2 他店が請求を受けたとき

4 2 1 - 2 - 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①支払場所が自店になるとき 他店 → 自店 (受付店)	○ 旧支払場所から、記名国債証券元利金（償還金）支払場所変更請求書と一緒に記名国債証券印鑑票の送付を受けたときは、これを自店備付けの印鑑票として受入れる。 * 支払場所が変更される証券の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであるときは、旧支払場所から請求書および該当の印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受ける。 ⇒ 2 3 1 参照・自店備付けの記名国債証券印鑑票・氏名等届出書の取扱い * ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から請求書・印鑑票の送付を受けたとき 請求書により、印鑑票に記載の支払場所を書換える。 ⇒ 4 1 3 ②参照・印鑑票の書換え ○ 請求書は、処理欄に「印鑑票等受領日付」および「処理日付」を表示し、業務局国債証券業務グループへ送付する。 * 請求書および該当の印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を受領したときは、請求書の処理欄に上記の「印鑑票等受領日付」等を表示するほか、同欄の余白に「見本証券受領日付」と記載し、その日付を表示する。
②支払場所が他店になるとき 自店 → 他店 (受付店)	○ 新支払場所から記名国債証券印鑑票等取戻通知書の送付を受けたときは、自店備付けの印鑑票から該当分を抜き出し、現在枚数から払出したうえ、速やかに新支払場所へ送付する。 ⇒ 3 1 3 ①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付 * 新支払場所から印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書の送付を受けたときは、自店で整理保管している印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）から該当分を抜き出し、それぞれ現在枚数から払出したうえ、速やかに新支払場所へ送付する。 ⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときの取扱いは、3 1 2 ①参照 ⇒ 4 1 2 の 2 ②参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。） * 取戻通知書に記載された印鑑票が、日本銀行本店に移管した長期未払印鑑票（機械化以外分）に該当する場合には、特殊事例 7 3 2 を参照のうえ取扱うこと。

*** ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から請求書の送付を受けたとき**

新支払場所…ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の
国債復代理店

- ❶ 請求書に記載・押なつされている証券の要項、請求者の住所・氏名・印影が該当の印鑑票と一致していることを確かめる。
- ❷ 請求書の住所、氏名または印影が印鑑票と相違しているときは、その旨を記載した適宜の書面を印鑑票に添付する。
- ❸ 請求書の処理欄に「印鑑票等送付日付」を表示する。
 - * 送付する印鑑票が印鑑票等（見本証券添付分）であり、かつ、当該印鑑票と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときは、請求書の処理欄に上記の「印鑑票等送付日付」を表示するほか、同欄の余白に「見本証券送付日付」と記載し、その日付を表示する。
- ❹ 印鑑票・請求書をそのゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店へ送付する。
 - * 送付する印鑑票が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も送付する。

書面の例示

○年○月○日

○○郵便局
御中

日本銀行○○代理店

記名国債証券元利金（償還金）支払場所変更
請求書について

貴局から標記請求書の送付を受けましたが、これに記載・押なつされた住所・印影が印鑑票のものと相違しています。
については、請求書に届出印の押なつを受けたうえ、支払場所変更および住所変更の手続を行って下さい。

以 上

4 2 1－2－2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①支払場所が自店 になるとき 他店 → 自店 (受付店)	○ 旧支払場所から、記名国債証券元利金（償還金）支払場所 変更請求書と一緒に氏名等届出書の送付を受けたときは、 これを自店備付けの氏名等届出書として受入れる。 ＊ 支払場所が変更される証券の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎 配付分）にかかるものであるときは、旧支払場所から請求書および 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分） の送付を受ける。 ⇒ 2 3 1 参照・自店備付けの記名国債証券印鑑票・氏名等届出書 の取扱い ＊ ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理 店から請求書・氏名等届出書の送付を受けたとき 請求書により、氏名等届出書に記載の支払場所を書換える。 ⇒ 4 1 3 ③参照・氏名等届出書の書換え ○ 請求書は、処理欄に「印鑑票等受領日付」および「処理日 付」を表示し、業務局国債証券業務グループへ送付する。 ＊ 請求書および該当の印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券 （印鑑票等毎配付分）を受領したときは、請求書の処理欄に上記の「印 鑑票等受領日付」等を表示するほか、同欄の余白に「見本証券受領日 付」と記載し、その日付を表示する。
②支払場所が他店 になるとき 自店 → 他店 (受付店)	○ 新支払場所から記名国債証券印鑑票等取戻通知書の送付 を受けたときは、自店備付けの氏名等届出書から該当分を 抜き出し、現在枚数から払出したうえ、速やかに新支払場所 へ送付する。 ⇒ 3 1 3 ①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付 ＊ 新支払場所から印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印 鑑票等毎配付分）の取戻通知書の送付を受けたときは、自店で整理 保管している印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票 等毎配付分）から該当分を抜き出し、それぞれ現在枚数から払出し たうえ、速やかに新支払場所へ送付する。 ⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときの取扱いは、 3 1 2 ①参照 ⇒ 4 1 2 の 2 ②参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印 鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみ の取戻しを含む。）

*** ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から請求書の送付を受けたとき**

新支払場所…ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店

- ① 請求書に記載されている証券の要項、請求者の住所・氏名が該当の氏名等届出書と一致していることを確かめる。
- 請求書の住所または氏名が氏名等届出書と相違しているときは、その旨を記載した適宜の書面を氏名等届出書に添付する。
- ② 請求書の処理欄に「印鑑票等送付日付」を表示する。
 - * 送付する氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であり、かつ、当該氏名等届出書と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときは、請求書の処理欄に上記の「印鑑票等送付日付」を表示するほか、同欄の余白に「見本証券送付日付」と記載し、その日付を表示する。
- ③ 氏名等届出書・請求書をそのゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店へ送付する。
 - * 送付する氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該氏名等届出書と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も送付する。

書面の例示

〇〇郵便局

〇年〇月〇日

御中

日本銀行〇〇代理店

記名国債証券元利金（償還金）支払場所変更
請求書について

貴局から標記請求書の送付を受けましたが、これに記載された住所が氏名等届出書のものと相違しています。

ついては、支払場所変更および住所変更の手続を行って下さい。

ただし、記名者の住所変更による相違ではなく、氏名等届出書の住所の誤りによる相違の場合には、裁定機関に訂正依頼書の発出を依頼し、氏名等届出書の住所の訂正を行って下さい。

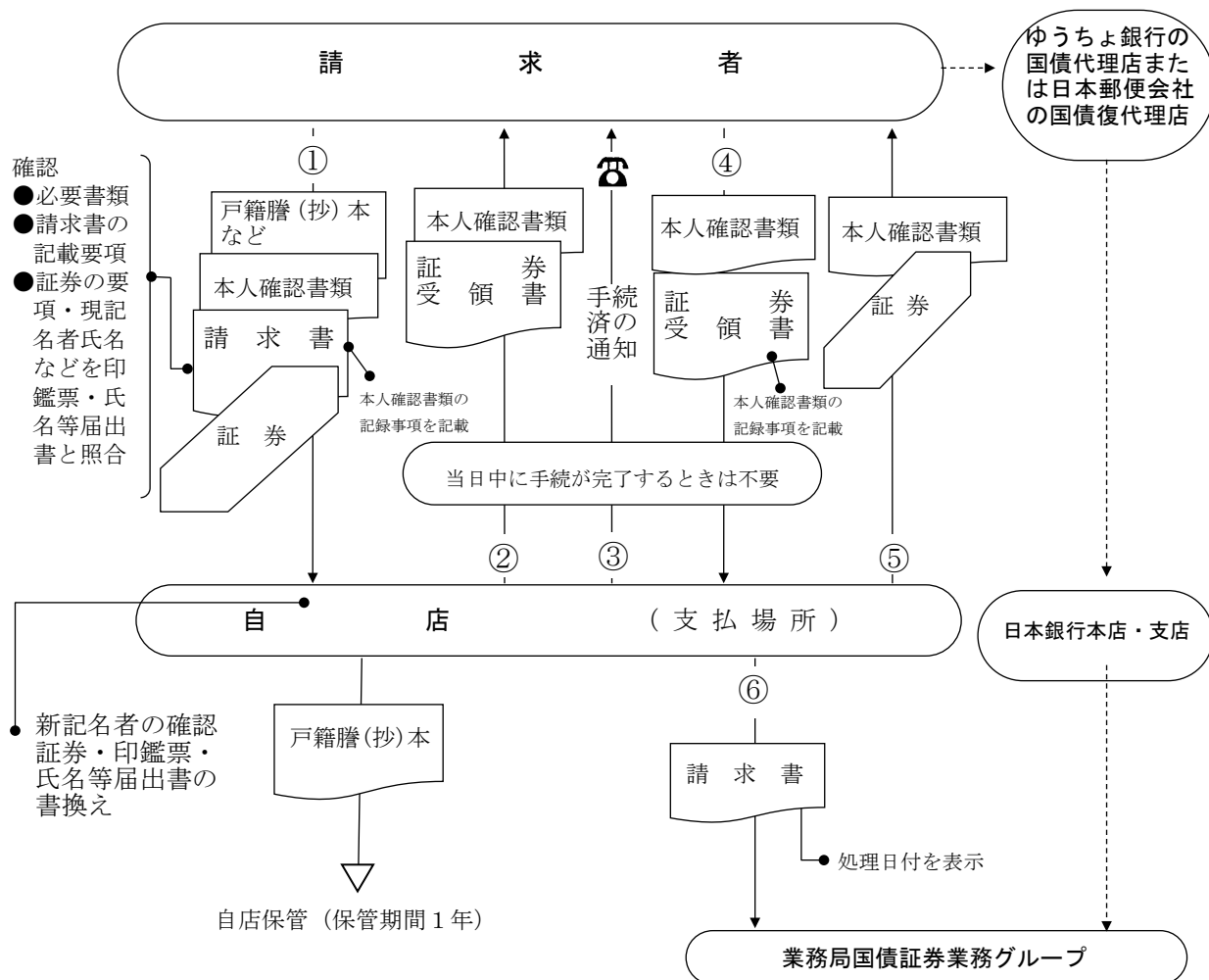
以 上

4 2 2 記名変更の請求

⇒ 記名者の行為能力に関する届出・4 2 7 参照

あらまし

* 点線はゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店受付分の流れ。



同時請求

記名変更の請求と同時に他の請求・届出を受けたときは、記名変更手続を先にすることとなる。

⇒ 4 2 9 参照・同時請求の取扱い

* 届出印廃止分以外の記名国債証券については、④および⑤の本人確認書類の授受、①および④の本人確認書類の記録事項の記載は要しない。

4 2 2 - 1 記名変更請求の受理

4 2 2 - 1 - 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①受付	○ 記名変更の請求を受けたときは、証券・記名国債証券記名変更請求書に次の必要書類を添えて提出（本人確認書類にあつては呈示）させる。 なお、必要書類のうち戸籍（除籍）謄（抄）本については、電子情報処理組織により作成される次の書類でもよい。 ・ 戸籍謄本……………戸籍の全部事項証明書 ・ 戸籍抄本……………戸籍の個人事項証明書 ・ 除籍謄本……………除かれた戸籍の全部事項証明書 ・ 除籍抄本……………除かれた戸籍の個人事項証明書 請 求 書 記載例参照 ＊ ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から、当該国債代理店または国債復代理店を支払場所とする記名国債証券の記名変更請求にかかる書類・証券の送付を受けたときは、業務局国債証券業務グループへ送付する。 ＊ 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。 この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を請求者に伝える。 ・ 個人番号カード 当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。 ・ 国民年金手帳 基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。 ・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証 被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングしたものを提出すること。 ・ 生活保護受給証明書 受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。 ● 請求者に本人確認書類の写を作成する旨を伝える。 ＊ 郵送による提出の場合を除く。 ● 請求者から戸籍謄（抄）本などの返却希望があった場合には、正本の写を作成し、これに「正本と照合済」の旨お

よび日付を表示し、取扱者が押印したうえで写を保管する。

- 請求者が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。以下４２２－１－１において同じ。）である場合には、４１６または４２７の手の続の要否を確認のうゑ、必要なときはその手続も併せて行ふ。

⇒ ４１６参照・委任状

⇒ ４１６の２参照・委任状等の代書

⇒ ４２７参照・記名者の行為能力に関する届出

＊ 相続財産管理人または相続財産清算人への記名変更請求には応じることができない。

請求の理由	必 要 書 類	
	本人確認書類 ⇒ ４１５参照・本人確認書類の種類および記録事項	戸籍謄（抄）本など
① 相続	○ 新記名者のもの（請求者が任意代理人である場合を除く。）	○ 現記名者の死亡を確認できる戸籍（除籍）謄（抄）本または住民票（写） ＊ 住民票（写）については、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）が記載されていないものを提出させる。ただし、個人番号が記載された住民票（写）が提出された場合は、個人番号部分を復元できない程度にマスキング（以下単に「マスキング」という。）すれば受け取することは可能。 ○ 新記名者が先順位の相続人であることが確認できる戸籍（除籍）謄（抄）本 ＊ 昭和３２年法務省令第２７号により改製の旨が表示されている戸籍謄本には、改製日前に除籍された者の記載がなく、また在籍者でも身分事項の一部が省略されているので、先順位の相続人の有無を確認かめるときは、改製前の除籍謄本（「改製原戸籍」の表示がある。）が必要なきもある。 ○ 現記名者の法定相続情報一覧図（写）

		＊ この場合、上記の戸籍謄（抄）本などの提出を要しない。 ○ 同順位の相続人が複数存在する場合で、かつ、相続財産の分割を家庭裁判所の審判で決定し、同決定に基づく相続人から記名変更の請求を受けたときは、次の書類を提出させる。 この場合、上記の戸籍謄（抄）本などの提出を要しない。 ・ 相続財産の分与に関する家庭裁判所の審判書の謄本 ・ 家庭裁判所の発行した審判の確定証明書
② 改氏名 ＊ 婚姻・養子縁組・離婚・離縁などによる改氏名 〔未成年者の養子縁組による改氏名など、法定代理人の変更手続を伴うときがある。〕 ⇒ ４２７参照・記名者の行為能力に関する届出	○ 改氏名後の記名者のもの（請求者が任意代理人または法定代理人等（代理権のある者に限る。）である場合を除く。）	○ 改氏名が確認できる記名者の戸籍抄本
③ 字体等訂正 ＊ 記名者氏名を同一の文字とみなすことができる他の文字（旧字・俗字等）に変更したい旨の申出を受けたときの訂正。 ＊ 同一の文字とみなすことができるか否かの基準は、「記名国債証券等に記載の文字の照合時に同一の文字とみなすことができる文字の判断基準」（日本銀行ホームページ掲載）参照。 ＊ 記名者が当初氏名を誤記して手続したか、証券交付までの手続で証券の記名が誤記されたため、戸籍上の氏名と相違しているとき（同一の文字とみなすことができるものを除く。）の訂正については、４２９の２により取扱う。 ⇒ ４２９の２参照・自店備付けの記名国債証券印鑑票・氏名等届出	○ 記名者のもの（変更を希望する文字が記載されているもの）	—

書または自店を支払場所とする記名国債証券の記載事項に誤りがあるときの取扱い	
---------------------------------------	--

**引揚者特別交付金国庫債券
慰 労 金 国 庫 債 券 の と き
特別葬祭給付金国庫債券**

引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金国庫債券は、他の記名国債証券と異なり、消滅時効（時効期間10年）の適用があるので、特殊事例710を参照のうえ取扱うこと。

- 自店備付けの記名国債証券印鑑票から該当分を抜き出す。
- 印鑑票が長期未払印鑑票等に該当する場合には、特殊事例731または732を参照のうえ取扱うこと。

照会を要する事例

- 次のような請求・届出を受けたときは、業務局国債証券業務グループへ照会し、その指示により取扱う。
 - 相続に伴い未成年者または成年被後見人(民法第7条)・被保佐人(民法第11条)・被補助人(民法第15条。補助人に請求行為についての同意権または代理権が付与されている場合に限る。)・任意後見契約の委任者(任意後見契約に関する法律。任意後見監督人が選任されており、かつ、任意後見人に請求行為についての代理権が付与されている場合に限る。)として知れている者を新記名者とする請求
 - 包括受遺者(民法第990条)を新記名者とする請求
 - 特別縁故者(民法第958条の3)を新記名者とする請求
- 請求者から次の申し出を受けたときは、業務局営業・国債業務企画グループへ照会し、その指示により取扱う。
 - 現記名者の相続人による限定承認の申述が家庭裁判所に受理された旨
 - 現記名者の相続人の財産の中から、現記名者の相続財産

を分離することを家庭裁判所が命じた旨

②審査など

- 証券・請求書・必要書類について、次のことを確かめる。
 - 請求の理由ごとに必要書類が整っているか
 - 請求書に必要事項が明りょうに記載されており、証券の要項、現記名者の氏名が証券・印鑑票と一致しているか
なお、廃印（ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店の場合には、日附印）が押されている証券については、請求を受付けることができない。
 - ⇒ 142②参照・廃印の取消方法
 - * 証券に支払期日が到来している利賦札がついていても、そのまま請求を受付けてよい。
 - 請求書の「新記名」欄に記載されている者が正当な権利者であり、新記名者（改氏名または字体等訂正の場合には、記名者。以下422-1-1において同じ。）の本人確認書類・戸籍謄（抄）本などと一致しているか
 - ⇒ 相続の場合の審査基準は、422-2参照
 - * 審査にあたり疑義があるとき、または特に内容が複雑なときは、業務局国債証券業務グループへ照会のうえ、その審査を依頼する扱いとして差支えない。
 - * 審査の結果、相続人のあることが明らかでないとき（民法第897条の2または第951条）は、家庭裁判所で選任された相続財産管理人または相続財産清算人が証券を管理することとなるので、請求者へ証券・請求書・その他の書類を返す。
 - ⇒ 相続財産管理人または相続財産清算人から元利金の支払請求を受けたとき・427の2相続財産管理人または相続財産清算人の選任に関する申出 参照
 - ⇒ 232参照・照会を要する事例
- 本人確認書類の写を1部作成する。
 - * 郵送による提出の場合を除く。
 - * 当該本人確認書類が次に掲げるものである場合には、それぞれに掲げるとおり取扱う。
 - ・ 個人番号カード
当該写は表面のみとし、裏面に記載されている個人番号の書き写しや、個人番号部分のコピーをしてはならない。
 - ・ 国民年金手帳
基礎年金番号部分をマスキングする。
 - ・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証
被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマス

キングする。

- ・ 生活保護受給証明書
受給者番号等部分をマスキングする。

○ 当日中に手続が完了しないものについては、受入れた証券・請求書により国債証券受領書を作成して請求者に交付するとともに、本人確認書類を返す。証券・請求書・その他書類は手続が完了するまで自店において保管する。

- ⇒ 411-1 ①参照・証券受領書の交付
- ⇒ 144 参照・証券の整理保管

○ 請求書の処理欄に代理店名・受付日付を表示する。

- ⇒ 141 ②参照・代理店名などの表示

③証券・印鑑票の書換え

○ 証券・印鑑票の記載事項を書換え、印鑑票の印鑑欄に届出印の押印を受ける。

- ⇒ 413 参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え
- * 汚損証券の引換請求、証券・利賦札滅紛失の届出を同時に受けたときは、印鑑票だけ書換えを行う。
- * 印鑑票に記載されている支払場所を書換える場合において、印鑑票の支払場所欄に（ ）都道府県）が印刷されていても、新支払場所の所在する都道府県名を（ ）都道府県）に記載する必要はない。

他店を支払場所とするものの印鑑票の取扱い

他店を支払場所とするものについて、証券・利賦札滅紛失の届出または汚損証券引換の請求と同時に記名変更の請求を受けたときは、請求者の住所が遠隔地のときに限り、印鑑票更新の方法をとってよい。

- ⇒ 428-1 参照・印鑑票・氏名等届出書の更新
- 新印鑑票用紙に住所・氏名その他必要事項を記載し、印鑑欄に新届出印を押させる。
- 支払場所から印鑑票を取戻したうえ、旧印鑑票の書換え・新印鑑票への表示など所要の更新手続をする。
- ⇒ 412 ①参照・印鑑票・氏名等届出書の取戻し
- * 本来は支払場所から印鑑票を取戻したうえ手続を進めることとなるので、請求者に再度来店を求める必要があるが、請求者の便宜を図るため請求時に新印鑑票を調製しておき、書換え・更新手続は印鑑票を取戻した後完結させるもの。

○ 請求書の処理欄に「記名変更日付」を表示する。

④証券の返付

- 手続済の証券および本人確認書類を請求者に返す。
- 前記②により証券受領書を交付しているときは、請求者へ手続済の旨を電話などにより通知し、証券受領書と引換えに証券を返す。
 - ⇒ 4 1 1 - 1 ②参照・証券受領書の回収
 - * 上記の通知の際に、証券受領書を持参するよう伝える。
 - * あらかじめ手続済の証券の送付請求を受けているときは、上記の通知を省略し、速やかに証券の送付手続をする。
 - ⇒ 4 1 4 参照・証券の送付請求
 - * 郵送による提出の場合には、適宜の書面を新記名者（本人確認書類の写が提出された者に限る。）に転送不要郵便で送付する（同時に行われた他の請求・届出により、証券または当該請求・届出にかかる書類が新記名者に転送不要郵便で送付される場合を除く。）。

⑤請求書などの送付

- 前記③の手続完了後、請求書を速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。
- 本人確認書類の写および戸籍謄（抄）本などは、自店に保管（保管期間1年）する。

4 2 2 - 1 - 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①受付	○ 記名変更の請求を受けたときは、証券・記名国債証券記名変更請求書に次の必要書類を添えて提出（本人確認書類にあっては、呈示）させる。 なお、必要書類のうち戸籍（除籍）謄（抄）本については、電子情報処理組織により作成される次の書類でもよい。 ・ 戸籍謄本……………戸籍の全部事項証明書 ・ 戸籍抄本……………戸籍の個人事項証明書 ・ 除籍謄本……………除かれた戸籍の全部事項証明書 ・ 除籍抄本……………除かれた戸籍の個人事項証明書 請 求 書 記載例参照 ＊ ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から、当該国債代理店または国債復代理店を支払場所とする記名国債証券の記名変更請求にかかる書類・証券の送付を受けたときは、業務局国債証券業務グループへ送付する。 ＊ 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。 この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を請求者に伝える。 ・ 個人番号カード 当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。 ・ 国民年金手帳 基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。 ・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証 被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングしたものを提出すること。 ・ 生活保護受給証明書 受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。 ● 請求者から戸籍謄（抄）本などの返却希望があった場合には、正本の写を作成し、これに「正本と照合済」の旨および日付を表示し、取扱者が押印したうえで写を保管する。

- 請求者が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。以下４２２－１－２において同じ。）である場合（**照会を要する事例**に該当する場合を除く。）には、４１６または４２７の手續の要否を確認のうえ、必要なときはその手續も併せて行う。
 - ⇒ ４１６参照・委任状
 - ⇒ ４１６の２参照・委任状等の代書
 - ⇒ ４２７参照・記名者の行為能力に関する届出
 - * 相続財産管理人または相続財産清算人への記名変更請求には応じることができない。

請求の理由	必 要 書 類	
	本人確認書類 ⇒ ４１５参照・本人確認書類の種類および記録事項	戸籍謄（抄）本など
① 相続	○ 新記名者のもの ○ 請求者が新記名者以外の者である場合には、請求者のもの	○ 現記名者の死亡を確認できる戸籍（除籍）謄（抄）本または住民票（写） * 住民票（写）については、個人番号が記載されていないものを提出させる。ただし、個人番号が記載された住民票（写）が提出された場合には、個人番号部分をマスキングすれば受け取ることは可能。 ○ 新記名者が先順位の相続人であることが確認できる戸籍（除籍）謄（抄）本 * 昭和３２年法務省令第２７号により改製の旨が表示されている戸籍謄本には、改製日前に除籍された者の記載がなく、また在籍者でも身分事項の一部が省略されているので、先順位の相続人の有無を確かめるときは、改製前の除籍謄本（「改製原戸籍」の表示がある。）が必要なきもある。 ○ 現記名者の法定相続情報一覧図（写） * この場合、上記の戸籍謄（抄）本などの提出を要しない。 ○ 同順位の相続人が複数存在する場合で、かつ、相続財産の分割を家庭裁判所の審判で決定し、同決定に基づく相続人から記名変更の請求を受けたとき

		は、次の書類を提出させる。 この場合、上記の戸籍謄（抄）本などの提出を要しない。 ・ 相続財産の分与に関する家庭裁判所の審判書の謄本 ・ 家庭裁判所の発行した審判の確定証明書
② 改氏名 ＊ 婚姻・養子縁組・離婚・離縁などによる改氏名 〔未成年者の養子縁組による改氏名など、法定代理人の変更手続を伴うときがある。〕 ⇒ ４２７参照・記名者の行為能力に関する届出	○ 改氏名後の記名者のもの（請求者が記名者から既に継続的な委任を受けている任意代理人または法定代理人等（代理権のある者に限る。）である場合を除く。） ○ 請求者が新記名者以外の者である場合には、請求者のもの	○ 改氏名が確認できる記名者の戸籍抄本
③ 字体等訂正 ＊ 記名者氏名を同一の文字とみなすことができる他の文字（旧字・俗字等）に変更したい旨の申出を受けたときの訂正。 ＊ 同一の文字とみなすことができるか否かの基準は、「記名国債証券等に記載の文字の照合時に同一の文字とみなすことができる文字の判断基準」（日本銀行ホームページ掲載）参照。 ＊ 記名者が当初氏名を誤記して手続したか、証券交付までの手続で証券の記名が誤記されたため、戸籍上の氏名と相違しているとき（同一の文字とみなすことができるときを除く。）の訂正については、４２９の２により取扱う。 ⇒ ４２９の２参照・自店備付けの記名国債証券印鑑票・氏名等届出書または自店を支払場所とする記名国債証券の記載事項に誤りがあるときの取扱い	○ 記名者のもの（変更を希望する文字が記載されているもの） ○ 請求者が記名者以外の者である場合には、請求者のもの	—

- 自店備付けの氏名等届出書から該当分を抜き出す。
 - 氏名等届出書が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合には、特殊事例 7 3 1 を参照のうえ取扱うこと。

照会を要する事例

- 次のような請求・届出を受けたときは、業務局国債証券業務グループへ照会し、その指示により取扱う。
 - 相続に伴う未成年者または成年被後見人（民法第 7 条）・被保佐人（民法第 1 1 条）・被補助人（民法第 1 5 条。補助人に請求行為についての同意権または代理権が付与されている場合に限る。）・任意後見契約の委任者（任意後見契約に関する法律。任意後見監督人が選任されており、かつ、任意後見人に請求行為についての代理権が付与されている場合に限る。）として知れている者を新記名者とする請求
 - 包括受遺者（民法第 9 9 0 条）を新記名者とする請求
 - 特別縁故者（民法第 9 5 8 条の 3）を新記名者とする請求
- 請求者から次の申出を受けたときは、業務局営業・国債業務企画グループへ照会し、その指示により取扱う。
 - 現記名者の相続人による限定承認の申述が家庭裁判所に受理された旨
 - 現記名者の相続人の財産の中から、現記名者の相続財産を分離することを家庭裁判所が命じた旨
- 証券・請求書・必要書類について、次のことを確かめる。
 - 請求の理由ごとに必要書類が整っているか
 - 請求書に必要事項が明りょうに記載されており、証券の要項、現記名者の氏名が証券・氏名等届出書と一致しているか

なお、廃印（ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店の場合には、日附印）が押されている証券については、請求を受付けることができない。

⇒ 1 4 2 ②参照・廃印の取消方法

* 証券に支払期日が到来している賦札がついていても、そのまま請

②審査など

求を受付けてよい。

- 請求書に記載されている請求者の住所・氏名が請求者の本人確認書類と一致しているか
- 請求書の「新記名」欄に記載されている者が正当な権利者であり、新記名者（改氏名または字体等訂正の場合には、記名者。以下422-1-2において同じ。）の本人確認書類・戸籍謄（抄）本などと一致しているか
 - ⇒ 相続の場合の審査基準は、422-2 参照
 - * 審査にあたり疑義があるとき、または特に内容が複雑なときは、業務局国債証券業務グループへ照会のうえ、その審査を依頼する扱いとして差支えない。
 - * 審査の結果、相続人のあることが明らかでないとき（民法第897条の2または第951条）は、家庭裁判所で選任された相続財産管理人または相続財産清算人が証券を管理することとなるので、請求者へ証券・請求書・その他の書類を返す。
 - ⇒ 相続財産管理人または相続財産清算人から元利金の支払請求を受けたとき・427の2相続財産管理人または相続財産清算人の選任に関する申出 参照
 - ⇒ 232 参照・照会を要する事例

- 請求書の「本人確認書類等の記録」欄に請求者の本人確認書類の記録事項を記載する。

⇒ 415 参照・本人確認書類の種類および記録事項

- * 請求者である新記名者が被保佐人または被補助人で保佐人または補助人に代理権が付与されていない場合（補助人にあつては、同意権が付与されている場合に限る。）には、新記名者および保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項を記載する。この場合、どちらの記載が保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項か分かるように「保佐人」等の文言を併せて記載する。

- 当日中に手続が完了しないものについては、受入れた証券・請求書により国債証券受領書を作成して請求者に交付するとともに、本人確認書類を返す。証券・請求書・その他書類は手続が完了するまで自店において保管する。

⇒ 411-2①参照・証券受領書の交付

⇒ 144 参照・証券の整理保管

- 請求書の処理欄に代理店名・受付日付を表示する。

⇒ 141②参照・代理店名などの表示

③証券・氏名等届出書の書換え

- 証券・氏名等届出書の記載事項を書換える。

⇒ 413 参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え

- * 汚染き損証券の引換請求、証券・利賦札滅紛失の届出を同時に受けたときは、氏名等届出書だけ書換えを行う。

* 氏名等届出書に記載されている支払場所を書換える場合において、氏名等届出書の支払場所欄に（　　都道府県）が印刷されていても、新支払場所の所在する都道府県名を（　　都道府県）に記載する必要はない。

○ 請求書の処理欄に「記名変更日付」を表示する。

④証券の返付など

○ 手続済の証券および本人確認書類を請求者に返す。

- なお、②により証券受領書を交付しているときは、請求者へ手続済の旨を電話などにより通知し、証券受領書と引換えに証券を返す。

⇒ 4 1 1 - 2 ②参照・証券受領書の回収

* 上記の通知の際に、証券受領書および本人確認書類を持参するよう伝える。

* あらかじめ手続済の証券の送付請求を受けているときは、上記の通知を省略し、速やかに証券の送付手続をする。

⇒ 4 1 4 参照・証券の送付請求

* 郵送による提出の場合には、本人確認書類の写を廃棄する。この場合、適宜の書面を請求者（請求者が新記名者以外の者である場合には、請求者および新記名者（本人確認書類の写が提出された者に限る。））に転送不要郵便で送付する（同時に行われた他の請求・届出により、証券または当該請求・届出にかかる書類がその者に転送不要郵便で送付される場合を除く。）。

⑤請求書などの送付

○ 前記③の手続完了後、請求書を速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。

- 戸籍謄（抄）本などは、自店に保管（保管期間1年）する。

請求書の記載例

宛先（日本銀行本支店名または代理店名）および太枠の欄にご記入下さい。

書式 No. 201

記 名 国 債 証 券 記 名 変 更 請 求 書

日 本 銀 行

〇〇代理店 御 中

日 付 3. 1 0. 1

郵便番号	〒 × × × × - × × × ×
住 所	〇〇市△△町2-5
電 話 番 号	× × × × - × × - × × × ×

捨印* ②

甲 野

氏 名

④ 甲 野 花 子

印* ②

甲 野

※届出印廃止国庫債券（氏名等届出書が発行されたもの）の場合には押印不要です（捨印欄を含む）。

現 記 名	氏 ③ 甲 野	名 ③ 太 郎
フリガナ	コウ ノ	ハナ コ
新 記 名	④ 甲 野	④ 花 子

記名変更の理由

相 続

改 氏 名

字体等訂正

包括受遺

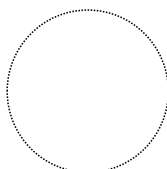
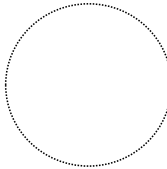
()

下記記名国債証券に記載された氏名を上記のとおり変更して下さい。

国債名称	第十一回特別甲慰金国庫債券		
記 号	額 面 金 額 千円	証券の番号（右詰で記入）	付属利賦札の状態 (元号を含め利賦札記載のとおり記入)
い	2 5 0	1 2 3 4 5 6 7	⑤ 令和3年4月15日 渡以降

合 計 枚 数 (日本銀行記入欄)	枚	合 計 額 面 金 額 (日本銀行記入欄)	千円
----------------------	---	--------------------------	----

(取扱機関処理欄)

郵 便 局	日本銀行本支店または代理店	業 務 局
日 付 印	受 付 印 (店名・日付)	記帳済印
	⑥  ⑧	

⑦ 同時請求

〔各請求書等はそれぞれ同時に提出すること〕

支払場所変更 減 紛 失 汚損引換

証券交付時変更

〔日本銀行本支店・代理店だけの取扱〕

新規発行証券 減紛失代証券 汚損引換代証券

記名変更日付

⑨ 3. 1 0. 1 2

本人確認書類等の記録【届出印廃止国庫債券（氏名等届出書が発行されたもの）の場合のみ記入】

・書類名称または番号：

・発行体名称：

・発行番号等：

・発行年月日： 年 月 日

① 新記名者が未成年者のときの記載方法

(住所) 親権者または未成年後見人の住所
(氏名) 「甲野一郎 (未成年者の氏名)

「甲野一郎 (未成年者の氏名)

親権者 甲野太郎(父) ㊞

または 未成年後見人 乙山太郎 ㊞」

甲野花子(母) ㊞」

② 届出印廃止分の場合には、押印は要しない。

③ 証券に記載の氏名を記載する。

④ 戸籍謄(抄)本などに記載の氏名を記載する。

⑤ 利賦札に表示された年月日どおりに記載する(改元後の年月日が改元前の元号により表示されている場合であっても書換える必要はない。)

⑥ 代理店名・受付日付を表示する。

⑦ } 同時に受けた他の請求・届出の種類を表示する。

⑧

⇒ 429 参照・同時請求の取扱い

⑨ 証券・印鑑票・氏名等届出書の書換え日付を記載する。

⑩ 届出印廃止分の場合には、請求者の本人確認書類の記録事項を記載する。

● 請求者が新記名者のときの記載例

・書類名称または番号：19 ・発行番号等：第 012345678900 号

・発行体名称：〇〇公安委員会 ・発行年月日：令和 3 年 4 月 1 日

● 請求者が法定代理人(親権者) 2 名(父母)のときの記載例

・書類名称または番号：甲野太郎 19 ・発行番号等：甲野太郎 第 012345678900 号

甲野花子 19 甲野花子 第 123456789010 号

・発行体名称：甲野太郎 〇〇公安委員会 ・発行年月日：甲野太郎 平成 30 年 10 月 1 日

甲野花子 〇〇公安委員会 甲野花子 令和 3 年 4 月 1 日

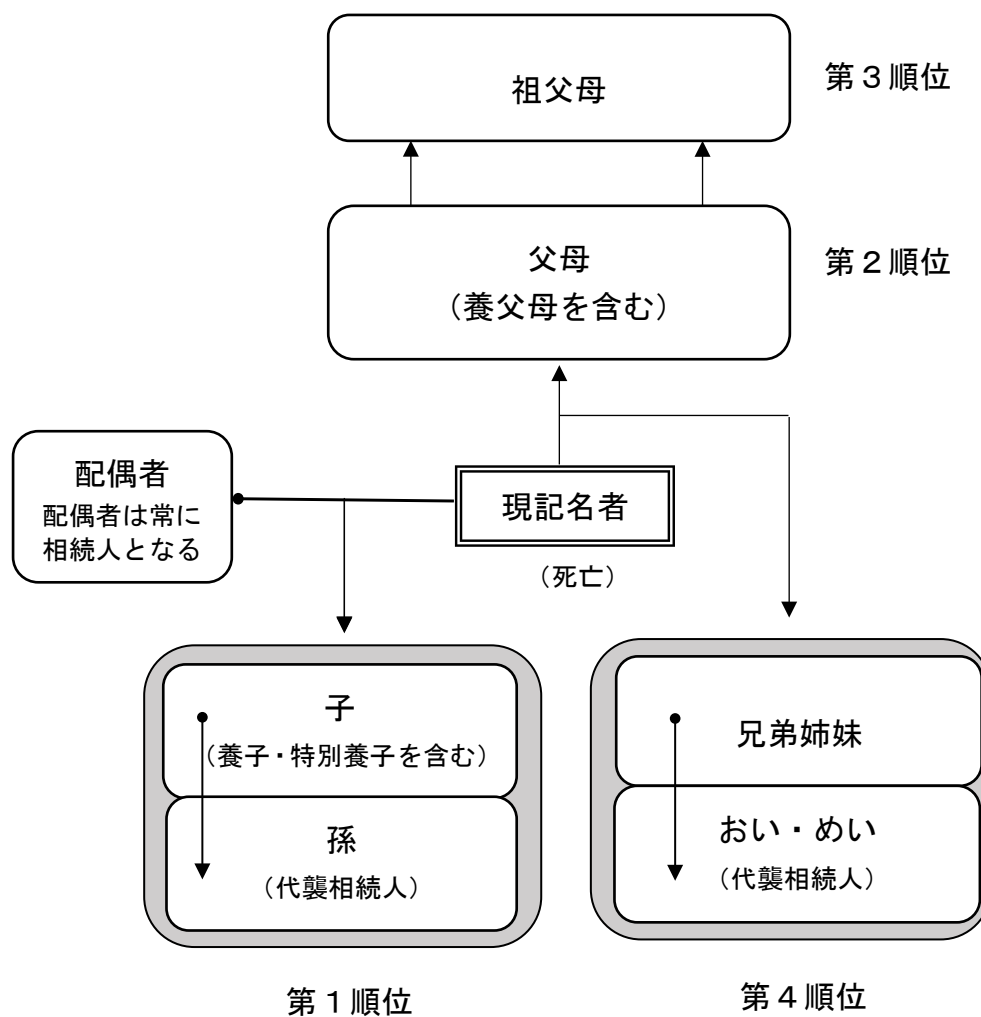
4 2 2 - 2 相続による記名変更の審査基準

新記名者が正当な権利者であるかどうかは、民法（第887～890条）に定められている相続順位により確かめることとなるが、その概略・相続権の有無の確かめ方は次のとおりである。

＊ 同順位の相続人が数人あっても、そのうちの1名がした記名変更の請求は、全員のためにしたものとみなされる（「戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法」など発行根拠法）ので、新記名者以外の同順位の相続人から同意書または相続放棄をした旨の書類を提出させる必要はない。

① 相続順位の概略

相続順位の略図



相 続 人 の 状 況	新記名者となることができる者
○ 子（代襲相続人を含む。）がいるとき 代襲相続人 親（被相続人）の死亡以前に死亡している子の子（被相続人の孫にあたる）は、本来の相続人である子に代って相続する。このような者を代襲相続人という。さらに孫が被相続人の死亡以前に死亡しているときは、その孫の子（被相続人のひ孫にあたる）が代襲相続人となる。	● 子（代襲相続人を含む。）と配偶者
○ 子（代襲相続人を含む。）がいなくて父母がいるとき	● 父母と配偶者
○ 子（代襲相続人を含む。）・父母ともいなくて祖父母がいるとき	● 祖父母と配偶者
○ 子（代襲相続人を含む。）・父母・祖父母のいずれもいなくて兄弟姉妹（代襲相続人を含む。）がいるとき	● 兄弟姉妹（代襲相続人を含む。）と配偶者
兄弟姉妹の代襲相続人の範囲（昭和55年法律第51号による民法の一部改正に関連） ① 現記名者が昭和55年12月31日以前に死亡しているときは、その兄弟姉妹の直系卑属（兄弟姉妹の子、またはその子の子等）。 ② 現記名者が昭和56年1月1日以降に死亡しているときは、その兄弟姉妹の子まで。	
● 現記名者の配偶者は、いつでも相続人となる。（民法第890条） ● 現記名者の「おじ」「おば」「いそこ」は相続人とならない。 ● 現記名者が家庭裁判所の審判を得て、相続人となるはずの者の相続権をとりあげたとき（推定相続人の廃除 民法第892条）は、そのとりあげられた者は相続権を失う。 ● 現記名者が失踪の宣告を受けたときは、死亡したものとみなされ（民法第31条）、相続が開始する。 ● 養子には、特別養子縁組による養子（以下特別養子という。）とそれ以外の養子とがあり、特別養子は、父母およびその血族との親族関係が終了する縁組であるため、実方の相続権はない。（民法第817条の9）	

戸籍（除籍）謄（抄）本の例示

「昭和32年法務省令第27号により昭和〇年〇月〇日あらたに戸籍を編製したため本戸籍消除」と記載されている。

改製新戸籍にも同様編
製の旨記載

改製原戸籍の表示

除籍謄(抄) 本の表示

除籍事由の記載

未成年後見人、親権
に関する事項など
の記載

末尾または裏面に記載されている証明

続柄

死亡の事実の記載

(例)

この膳（抄）本は、戸籍（除籍）の原本と相違ないことを認証する。

● この膳本は、戸籍（除籍）の原本と相違ないことを認証する。但し、請求により、除籍者に関する記載の膳写を省略した。

平成何年何月何日

● この謄本は、戸籍（除籍）の原本と相違なく、かつ、戸籍（除籍）の全員を記載したものであることを認証する。

平成何年何月何日

何市町村長氏名

印職

何市町村長氏名

印

何市町村長氏名

印職

戸籍の全部事項証明書の例示

(2の1)

全 部 事 項 証 明

本 氏 籍 名	東京都豊島区池袋中西町五丁目111番地 甲野 太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成7年7月5日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者	【名】太郎 【生年月日】昭和17年8月21日 【配偶者区分】夫 【父】甲野一郎 【母】甲野A子 【続柄】長男
身分事項 出 生	【出生日】昭和17年8月21日 【出生地】東京都浅草区 【届出日】昭和17年10月26日 【届出人】父 【送付を受けた日】昭和17年11月8日 【受理者】東京都××区長
婚 姻	【婚姻日】昭和41年12月9日 【配偶者氏名】乙山花子 【従前戸籍】豊島区池袋中西町五丁目111番地 甲野一郎
戸籍に記録されている者	【名】花子 【生年月日】昭和17年1月8日 【配偶者区分】妻 【父】乙山X雄 【母】乙山Y子 【続柄】長女
身分事項 出 生	【出生日】昭和17年1月8日 【出生地】東京都深川区 【届出日】昭和17年2月6日 【届出人】父
婚 姻	【婚姻日】昭和41年12月9日 【配偶者氏名】甲野太郎 【従前戸籍】東京都江東区深川清水町一丁目12番地10 乙山X雄

全 部 事 項 証 明 書 の 表 示

(2の2)

全 部 事 項 証 明

戸籍に記録されている者	【名】B男 【生年月日】昭和45年11月5日 【父】甲野太郎 【母】甲野花子 【続柄】長男
身分事項 出 生	【出生日】昭和45年11月5日 【出生地】埼玉県朝霞市 【届出日】昭和45年11月10日 【届出人】父 【送付を受けた日】昭和45年11月16日 【受理者】埼玉県〇〇市長

発行番号 86001115

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成7年9月20日

東京都△△区長 ○○○○



末尾に記載されている証明

法定相続情報一覧図(写)の例示

法定相続情報番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

被相続人甲野太郎法定相続情報

最後の住所 〇〇県〇〇市〇〇町
〇丁目〇番地

出生 昭和19年6月21日

死亡 平成29年5月3日

(被相続人)

甲 野 太 郎

住所 〇〇県〇〇市〇〇町
〇丁目〇番地

出生 昭和45年11月5日

(子)

甲 野 B 男 (申出人)

住所 〇〇県〇〇市〇〇町
〇丁目〇番地

出生 昭和20年1月8日

(配偶者)

甲 野 花 子

住所 〇〇県〇〇市〇〇町
〇丁目〇番〇号

出生 昭和48年2月15日

(子)

甲 野 B 子

以下余白

作成日：平成〇年〇月〇日

作成者：司法書士 乙田 Y子

(事務所：〇〇県〇〇市〇町

〇丁目〇番〇号 〇〇ビル)

これは、平成〇年〇月〇日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

平成〇年〇月〇日

〇〇法務局〇〇出張所

登記官 〇〇 〇〇

印

注) 本書面は、提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。

整理番号 S00000 1 / 1

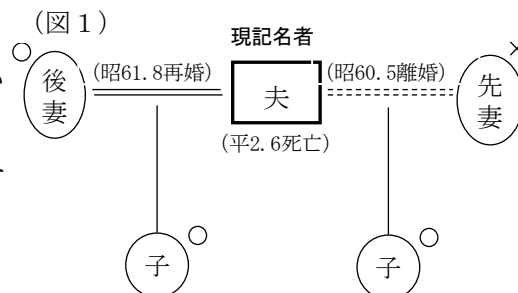
末尾に記載されている証明

- * 一覧図（写）の用紙は、「地紋紙」が使用されている。
- * 一覧図（写）には、被相続人の氏名、生年月日、最後の住所および死亡の年月日のほかに、相続開始の時ににおける同順位の相続人の氏名、生年月日および被相続人との続柄が記載される。
- * 相続人の住所は、任意記載のため、一覧図（写）に記載されない場合もある。
- * 系図以外の形式（被相続人および相続人を単に列挙する記載等）で作成される場合もある。
- * 相続人が多い場合には、2枚以上にわたる場合もある。
- * 作成者の署名または記名押印がされている。

① 新記名者が配偶者のとき—民法第890条

×印—相続権がない者

- 内縁関係の者（正式な婚姻届が出されていなければ夫婦とは認められない。）
- 現記名者死亡当時すでに離婚している者（民法第728条）（図1）



例 現記名者 甲野 太郎（夫） → 新記名者 甲野 花子（妻）

略										略		本 籍 栃木県宇都宮市御幸町十八番地	
略										略		氏 名	
昭和三拾五年七月五日甲野太郎と婚姻届出： 乙山X雄戸籍より同日入籍 ^印 昭和三拾参年八月式日夫死亡 ^印										同日親族〇〇届出除籍 ^印		甲 野 太 郎	
大正拾参年参月壹日										大正参年参月壹日			
妻 花 子										夫 太 郎			
母 Y 子										母 A 子			
父 亡 乙山X雄										父 亡 甲野 一郎			
女 二										男 長			

・現記名者の死亡を確認

- ・証明文言
- ・日付
- ・市町村長名
- ・官印

② 新記名者が子るとき—民法第887条

⇒ 新記名者が未成年者のとき・後記⑨参照

○ 戸籍上、現記名者の**実子**（他家の特別養子となった者を除く。以下同じ。）または**養子**（特別養子を含む。以下同じ。）であること。

- 父母が離婚し、その一方がもとの戸籍に戻ったとき（復籍）も、子は父母両方の相続人となる。（図1）
- 実子は、他家の養子となり、また婚姻により親と姓が異なっても相続人となる。（図2-1）
- 婚姻外の子は、母の相続人となる。また父に認知されると父の相続人ともなる。（図2-2）

⇒ 現記名者死亡後にその実子・養子が死亡または相続権を失っているとき・⑧再転相続のとき参照

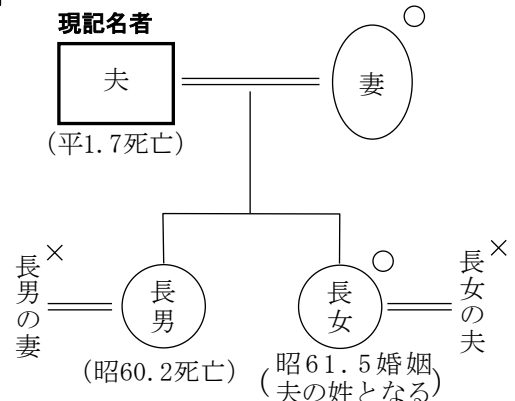
<次の者は該当しない>

- 継親子関係の子（図2-3）
- 現記名者死亡当時すでに養子縁組を解消している者（民法第729条）（図2-3）
- 嫡母庶子関係の子（図2-4）
- 現記名者の実子で、他家の特別養子となった者（民法第817条の9）

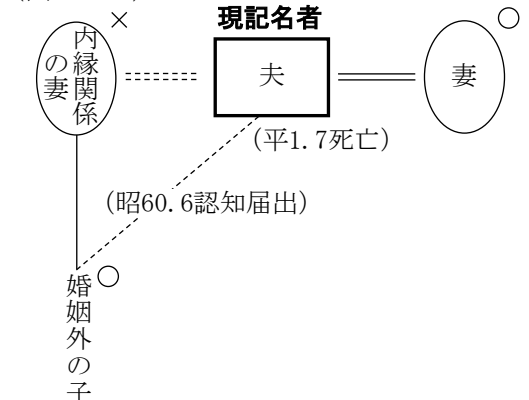
* 子の配偶者は子を代襲しない（図2-1）。

○印—相続権がある者
×印—相続権がない者

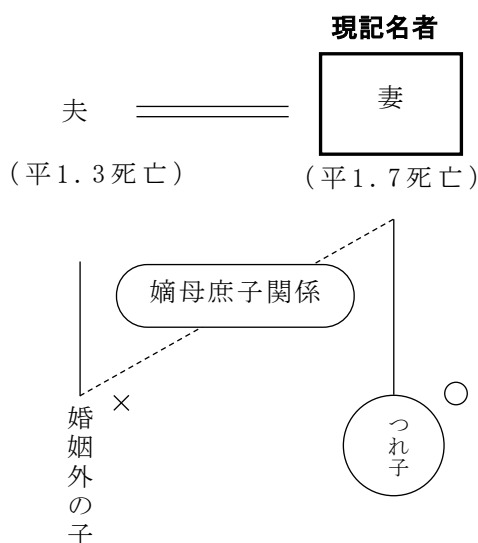
（図2-1）



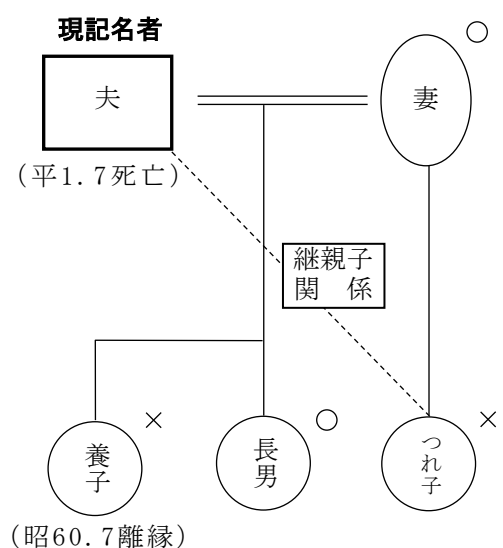
（図2-2）



（図2-4）



（図2-3）



例 現記名者 甲野 花子（母） → 新記名者 甲野 太郎（子）

現記名者の死亡を確認

除籍									
本籍 大分県大分市〇〇町参番地拾九									
氏名 甲野 花子									
略 平成元年七月老日消除 ㊦									
届出除籍 ㊦ 平成元年七月老日午前零時五分大分市で死亡同日親族〇〇〇									
父 乙山 X 雄									
母 Y 子 女 四									
生出 大正参年老月式日									
花子									
父 甲野 一郎 長									
母 花子 男									
生出 昭和拾貳年参月七日									
太郎									
略 丙田 A 子と婚姻夫の氏を称する旨届出昭和〇年〇月〇日受附 大分市〇〇町参番地拾九に新戸籍編製につき除籍 ㊦									

証明欄を確認

- ・証明文言
- ・日付
- ・市町村長名
- ・官印

現記名者と新記名者の
続柄（母・子）を確認

新記名者の生存、未成年
者か否かを確認

本籍 大分県大分市〇〇町参番地拾九									
氏名 甲野 太郎									
略 婚姻の届出により昭和〇年〇月〇日 夫婦につき本戸籍編製 ㊦									
参番地拾九甲野花子戸籍より入籍 ㊦ 丙田 A 子と婚姻届出昭和〇年〇月〇日受附 大分市〇〇町									
父 甲野 一郎 長									
母 花子 男									
生出 昭和拾貳年参月七日									
太郎									

③ 新記名者が孫のとき—民法第887条

⇒ 新記名者が未成年者のとき・後記⑨参照

○ 戸籍上、現記名者死亡以前に死亡しているか、または相続権を失っている現記名者の実子・養子の子（現記名者の孫）であること。（図3-1）

⇒ 現記名者死亡後にその実子・養子が死亡または相続権を失っているとき（再転相続）・⑧再転相続のとき参照

- 孫が現記名者死亡以前に死亡しているときは、さらに孫の子（現記名者のひ孫）が代襲により相続人となる。（図3-2）

＜養子の子のとき＞

養子との親族関係は縁組により始まり、離縁により終了するため、現記名者の養子が現記名者死亡以前に死亡しているときの代襲相続人は、次のとおり異なる。

（民法729条）

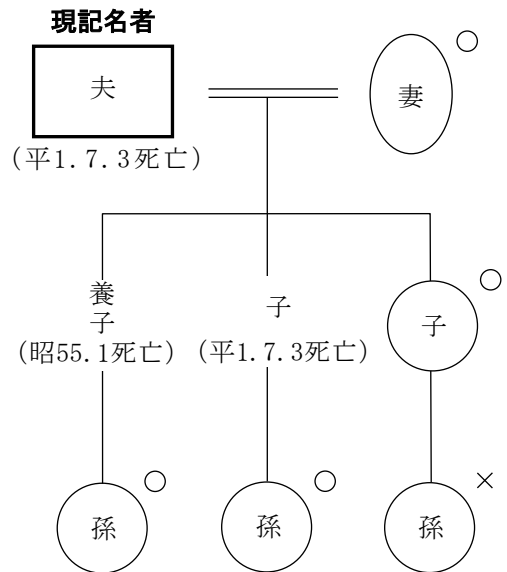
- 養子縁組後の子は代襲相続人となる。（図3-2）

ただし、養子縁組を解消しているときは、養子縁組後の子でも相続人とならない。

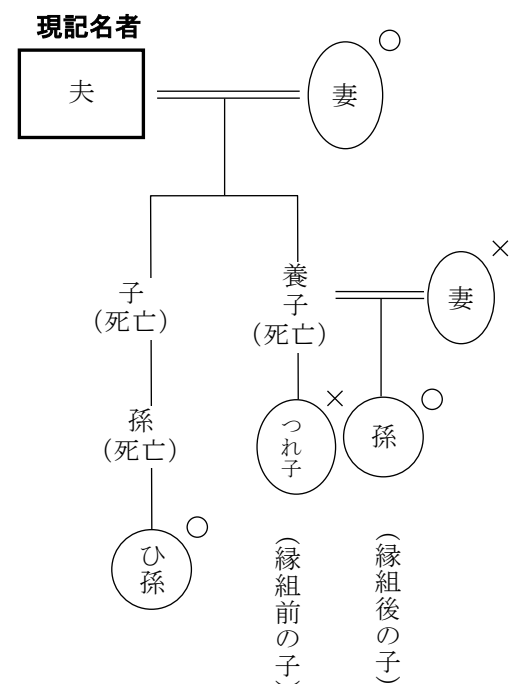
- 養子縁組前の子（養子のつれ子）は代襲相続人とならない。（図3-2）

○印—相続権がある者
×印—相続権がない者

（図3-1）

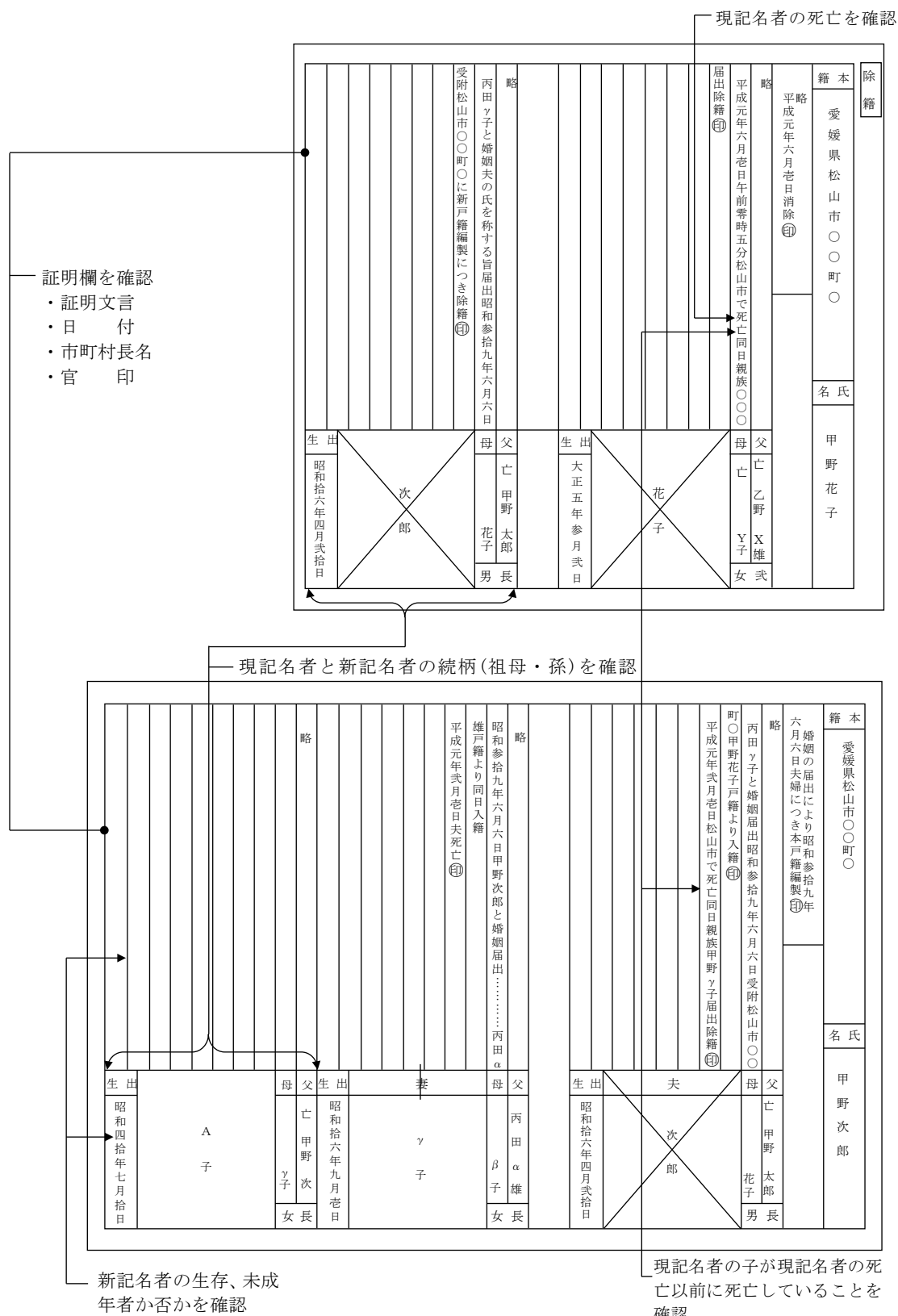


（図3-2）



(戸籍例)

現記名者 甲野 花子（祖母）→ 新記名者 甲野 A子（孫）



例－2

(法定相続情報一覧図(写)例)

現記名者 甲野 太郎(祖父) → 新記名者 甲野 C男(孫)

- ・ 現記名者の法定相続情報一覧図(写)に、代襲者、被代襲者および被代襲者の死亡日が記載されている。

法定相続情報番号 0000-00-00000	
被相続人甲野太郎法定相続情報	
最後の住所 ○○県○○市○○町 ○丁目○番地 出生 昭和8年6月21日 死亡 平成29年5月3日 (被相続人) 甲 野 太 郎	住所 ○○県○○市○○町 ○丁目○番地 出生 平成5年5月5日 (孫・代襲者) 甲 野 C 男(申出人)
↑ 現記名者の死亡を確認	被代襲者 (平成25年3月5日死亡)
住所 ○○県○○市○○町 ○丁目○番地 出生 昭和8年4月1日 (配偶者) 甲 野 花 子 以下余白	↑ 現記名者の子が現記名者の死亡以前に死亡していることを確認
現記名者(祖父)と新記名者(孫)の続柄(祖父・孫)および新記名者の生存、未成年者か否かを確認	
作成日：平成○年○月○日 作成者：司法書士 乙田 Y子 (印) (事務所：○○県○○市○○町 ○丁目○番○号 ○○ビル)	
これは、平成○年○月○日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。 平成○年○月○日 ○○法務局○○出張所 登記官 ○○ ○○ (印) 注) 本書面は、提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。 整理番号 S00000 1 / 1	

証明欄を確認

- ・ 証明文言
- ・ 日 付
- ・ 登記官名
- ・ 官 印

④ 新記名者が父母のとき—民法第889条

○ 戸籍上、先順位となる次の相続人がいない現記名者の実父母・養父母であること。

- 現記名者の実子・養子
- 現記名者の実子・養子の代襲相続人

⇒ 現記名者死亡後に先順位の相続人が死亡または相続権を失っているとき・⑧再転相続のとき参照

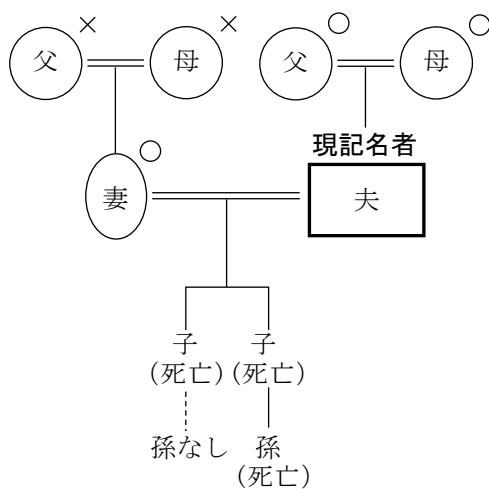
<次の者は該当しない>

- 継親子関係の父母 (図6-1)
- 配偶者の父母 (図4-1)
- 嫡母庶子関係の母 (図4-2)
- 現記名者が特別養子のときの実父母

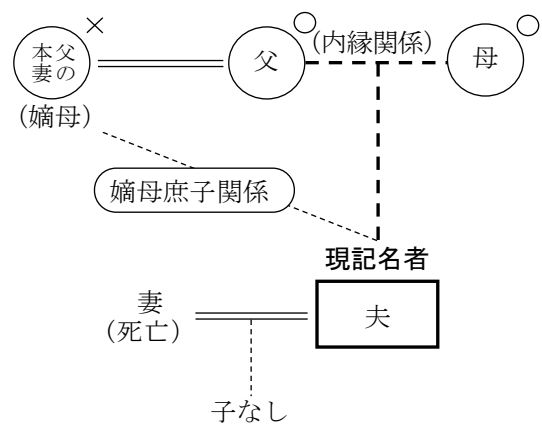
○印—相続権がある者

×印—相続権がない者

(図4-1)



(図4-2)



例 現記名者 甲野 花子 → 新記名者 乙山 B子 (母)

[illegible]

上記の謄本は昭和34年以降のものであるため、それ以前のもので現記名者に子供がいなかったことを確認。なお本例では「乙山A雄」を戸主とする改製原戸籍を徴求し、昭和15年以前にも子供がいなかったことを確認する必要があるが、掲載を省略。

者に子供がいなかったことを確認。なお本例では「乙山A雄」を戸主とする改製原戸籍を徴求し、昭和15年以前にも子供がいなかったことを確認する必要があるが、掲載を省略。

証明欄を確認
 ・ 証明文言
 ・ 日付
 ・ 市町村長名
 ・ 官印

現記名者と新記名者の続柄（子・母）を確認

改製原戸籍									
本籍 茨城県日立市〇〇町××××									
略									
昭和参拾貳年法務省令第二十七号により昭和参拾四年貳月拾四日あらたに……本戸籍消除									
主戸前									
甲野〇〇									
前戸主ト前戸主									
母 父 亡 亡 甲野 甲野 亡 亡 男 長									
昭和拾五年参月老日甲野太郎ト婚姻届出横浜市中区 中村町…乙山A雄戸籍ヨリ同日入籍 昭和拾七年拾月五日夫太郎戦死									
三男 妻 花子 大正拾年拾月五日									
三男 太一郎 大正五年五月五日									
略 乙山花子ト婚姻届出昭和拾五年参月老日受附 昭和拾七年八月拾四日午後七時頃……二於テ戦死… ……報告同年拾月五日受附									
母 父 甲野 甲野 男 参 × × × ×									

⑤ 新記名者が祖父母のとき—民法第889条

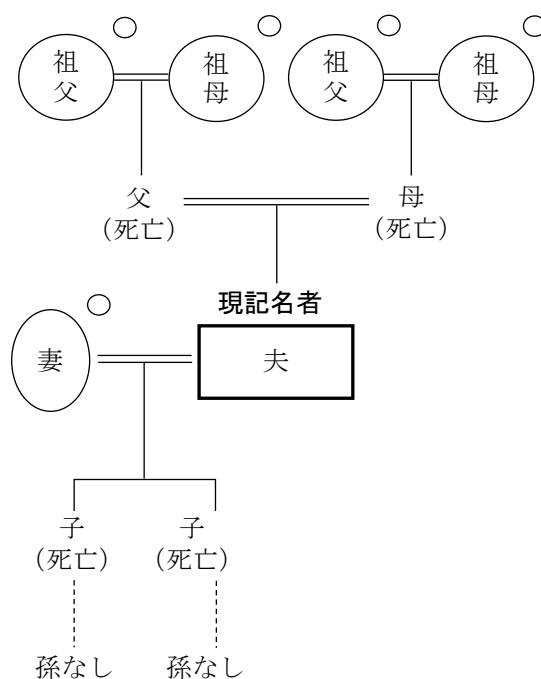
- 戸籍上、先順位となる次の相続人がいない現記名者の祖父母（現記名者の実父母・養父母の実父母または養父母）であること。
- 現記名者の実子・養子
 - 現記名者の実子・養子の代襲相続人
 - 現記名者の実父母・養父母

⇒ 現記名者死亡後に先順位の相続人が死亡または相続権を失っているとき・⑧再転相続のとき参照

<次の者は該当しない>

- 現記名者の配偶者の祖父母
- 現記名者が特別養子のときの実祖父母

○印—相続権がある者



例 現記名者 甲野 花子 → 新記名者 乙山 A子（祖母）

除 籍		本 籍		名 氏	
佐賀県佐賀郡△△町…番地 婚姻の届出により昭和参拾八年八月九日夫婦につき本戸籍編製に平成参年九月四日消除		甲野 太郎			
昭和六拾参年五月式拾七日午前七時参拾分佐賀県〇〇郡で死亡同月式拾九日親族花子届出除籍		父 亡 甲野 〇〇 男 長 母 亡 ×× 女		夫 太 郎 生 出 昭和参年拾月七日	
昭和六拾参年五月式拾七日夫死亡 平成参年九月四日午前五時福岡市西区で死亡同月九日親族×××届出同月拾日同区長から送付除籍		父 亡 乙山 X雄 長 母 亡 Y子 女		妻 花 子 生 出 昭和拾八年六月六日	

現記名者に子供がいないことを確認

証明欄を確認
・証明文言
・日 付
・市町村長名
・官 印

現記名者の死亡を確認

新記名者の生存を確認

本 籍		名 氏	
佐賀県佐賀郡〇〇町××× 昭和参拾参年法務省令第二十七号により昭和参拾五年六月六日本戸籍編製 大正九年八月老日乙山一郎と婚姻届出佐賀県佐賀郡△△町〇 丙田〇〇戸籍より同日入籍 昭和四拾八年拾月八日夫一郎死亡		乙山 一郎	
父 亡 丙田 〇〇 男 長 母 ×× 女		妻 A 子 生 出 明治参拾五年七月九日	
昭和拾八年六月六日佐賀県佐賀郡〇〇町×××で出生父乙山X雄届出同月六日受附入籍 甲野太郎と婚姻夫の氏を称する旨届出昭和参拾八年八月九日…町長受附佐賀県佐賀郡△△町…番地に新戸籍編製につき除籍		父 亡 乙山 X雄 長 母 亡 Y子 女	
花 子 生 出 昭和拾八年六月六日			

現記名者の父母の死亡を確認

改製原戸籍									
本籍									
佐賀県佐賀市〇〇町××××									
略									
丙田A子ト婚姻届出大正九年八月老日受附㊟									
昭和参拾貳年法務省令第二十七号により昭和参拾五年六月六日あらたに戸籍を編製したため本戸籍消除㊟									
略									
大正九年八月老日乙山一郎ト婚姻届出佐賀県佐賀郡△町〇丙田〇〇戸籍ヨリ同日入籍㊟									
略									
丁川Y子ト婚姻届出昭和拾七年貳月貳日受附㊟									
昭和拾九年八月老日妻Y子死亡ニ因リ婚姻解消㊟									
昭和貳拾年貳月拾九日……ニ於テ戦死㊟									
略									
主戸前									
乙山〇〇									
トノ続柄主									
乙山〇〇長男									
母									
乙山〇〇									
父									
乙山〇〇									
母									
×									
父									
×									
母									
乙山一郎									
父									
亡									
母									
亡									
父									
丙田〇〇									
母									
×									
父									
×									
母									
A子									
父									
亡									
母									
亡									
父									
明治参拾五年七月九日									
出生									
男									
長									
父									
乙山一郎									
母									
A子									
父									
男									
出生									
大正参拾参年七月貳拾九日									
男									

現記名者の父母の死亡を確認

証明欄を確認

- ・証明文言
- ・日付
- ・市町村長名
- ・官印

現記名者に子供がいないことを確認

「A子」が「花子」の祖母であることを確認

佐賀県佐賀郡△△町〇〇戸主……姉昭和拾七年貳月貳日乙山X雄ト婚姻届出同日入籍㊟									
昭和拾九年八月老日午後老時……ニ於テ死亡同居者一郎届出同月拾日……送付㊟									
略									
佐賀県佐賀郡〇〇町×××ニ於テ出生父X雄届出昭和拾八年六月六日受附入籍㊟									
略									
孫									
妻ノ男長									
出生									
大正参拾参年貳月六日									
父									
亡									
母									
亡									
父									
乙山X雄									
母									
Y子									
女									
出生									
昭和拾八年六月六日									
父									
亡									
母									
亡									
父									
丁川									
母									
・									
父									
・									
母									
Y子									
女									

⑥ 新記名者が兄弟姉妹のとき—民法第889条

⇒新記名者が未成年者のとき・後記⑨参照

○ 戸籍上、先順位となる次の相続人がいない現記名者の兄弟姉妹で、新記名者の父母（養父母を含む。）またはその一方が現記名者の父母と同じであること。（図6－1）

- 現記名者の実子・養子（代襲相続人を含む。）
- 現記名者の実父母・養父母
- 現記名者の祖父母

⇒ 現記名者死亡後に先順位の相続人が死亡または相続権を失っているとき・⑧再転相続のとき参照

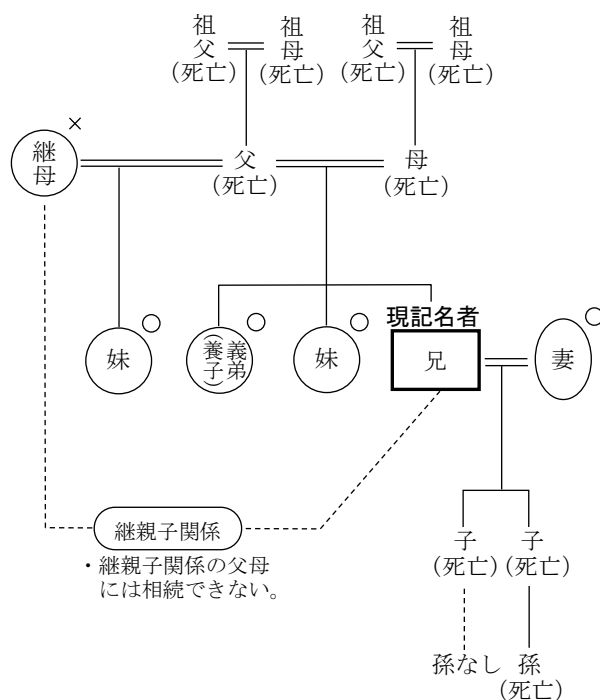
* 現記名者の実父母の養子・養父母の実子は、兄弟姉妹として同順位の相続人となる。（図6－1）

<次の者は該当しない>

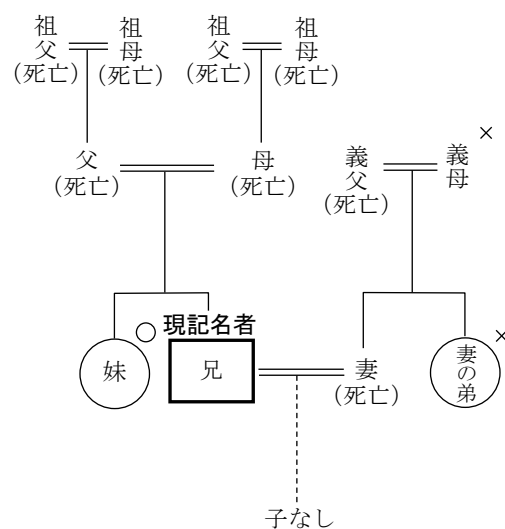
- 配偶者の兄弟姉妹（図6－2）
- 現記名者が特別養子のときの実方の兄弟姉妹

○印—相続権がある者
×印—相続権がない者

（図6－1）



（図6－2）



例

現記名者

甲野 花子（姉）

→

新記名者

乙山 次郎（弟）

現記名者の父母の
死亡を確認

改製原戸籍									
本 籍 宮崎縣〇〇町〇									
略									
昭和六年七月四日前戸主X雄死亡ニ因リ家督相続届出 昭和六年七月式拾日受附④									
……………本戸籍消除④									
略									
昭和六年七月四日夫X雄死亡ニ因リ婚姻解消④ 昭和拾四年七月八日午後六時本籍ニ於テ死亡戸主乙山一郎 届出受附④									
略									
宮崎縣X町△△甲野A男ト婚姻届出昭和拾参年 九月拾日X町長〇受附……………送付除籍④									
略									
改製により新戸籍編製……………除籍④									
弟 妹 母									
次郎 花子 Y子									
出生 昭和貳年八月八日									
母 父 出生 明治貳拾年参月貳日									
死亡 乙山 X雄 長男									
Y子 男									
主 戸 主戸前									
乙山 一郎 乙山 X雄									
出生 明治四拾参年参月 参日									
母 父 前戸主 乙山 X雄 長男									
死亡 乙山 X雄 長男									
Y子 男									

続柄（弟）を確認

現記名者「甲野花子」に子供がいないことを確認。
なお本例では「X雄」を戸主とする改製原戸籍または
それ以前のものを徴求する必要があるが、掲載を省略。

（注）現記名者の祖父母の死亡も確認。なお、
本例では、戸籍の掲載を省略。

証明欄を確認

- ・証明文言
- ・日 付
- ・市町村長名
- ・官 印

改製原戸籍									
本 籍 宮崎縣X町△△									
略									
昭和拾参年五月五日前戸主甲野〇死亡ニ因リ家督相続 届出同月七日受附④									
乙山花子ト婚姻届出昭和拾参年九月拾日受附④									
昭和参拾貳年法務省令……………昭和参拾九年四月拾四日 あらたに……………本戸籍消除④									
宮崎縣〇〇町〇戸主乙山一郎妹昭和拾参年九月拾日 甲野A男ト婚姻届出同日入籍④									
妻 主 戸 主戸前									
花子 甲野 A 男 甲野 〇									
出生 明治四拾四年六月 六日									
母 父 前戸主 甲野 〇 長男									
死亡 乙山 X雄 長男									
Y子 女									

⑦ 新記名者が「おい」または「めい」のとき—民法第889条

⇒ 新記名者が未成年者のとき・後記⑨参照

- 戸籍上、先順位となる次の相続人がなく、かつ、その父母（現記名者の兄弟姉妹）が現記名者死亡以前に死亡している現記名者の「おい」・「めい」であること。
- 現記名者の実子・養子（代襲相続人を含む。）
 - 現記名者の実父母・養父母
 - 現記名者の祖父母

⇒ 現記名者死亡後に先順位の相続人が死亡または相続権を失っているとき・⑧再転相続のとき参照

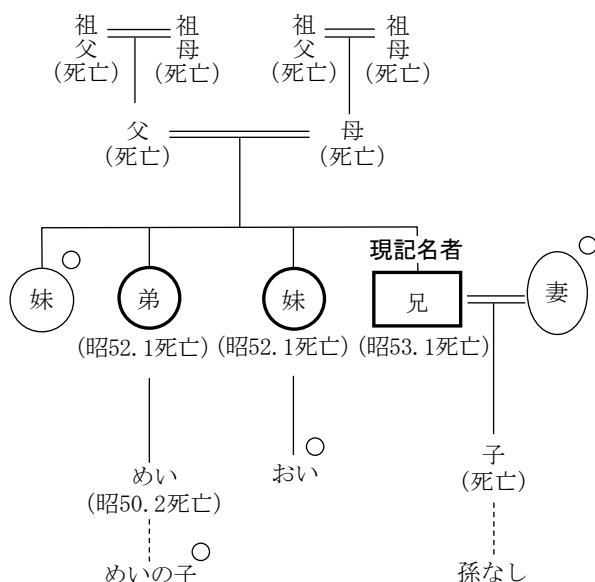
○印—相続権がある者

×印—相続権がない者

（図7－1）

〈 現記名者が昭和55年12月31日以前に死亡している場合 〉

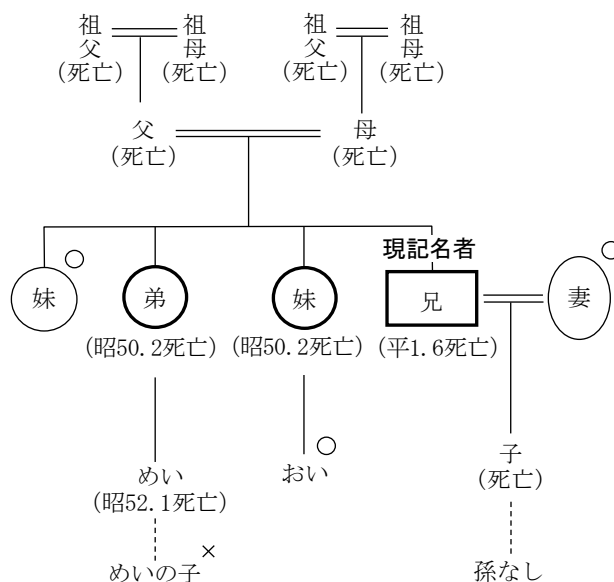
・「おい」・「めい」が現記名者死亡以前に死亡しているときは、さらに「おい」・「めい」の子が代襲の代襲によって相続人となる。



（図7－2）

〈 現記名者が昭和56年1月1日以降に死亡している場合 〉

・現記名者の「おい」・「めい」の子は、代襲の代襲による相続人となることはできない。



甲野 A男 (おい)

現記名者の祖父母の死亡を確認

- ・証明文言
- ・日付
- ・市町村長名
- ・官印

改製原戸籍									
籍 戸 長野県〇〇市△△ 略 大正拾参年七月参日前戸主甲野〇〇死亡ニ因リ家督相続 届出同月七日受附㊦ 乙山Y子ト婚姻届出昭和貳年九月八日受附㊦ 昭和参拾貳年法務省令第二十七号により…………… 本戸籍消除㊦									
主 戸									
主戸前									
甲 野 〇 〇 父 甲 野 〇 〇 長男 母 甲 野 〇 〇 長男 甲 野 X 雄 明治参拾六年参月六日									
妻									
父 亡 乙山 〇 〇 長女 母 亡 乙山 〇 〇 長女 Y 子 明治四拾年拾月七日									
男 長									
父 甲 野 X 雄 長 母 Y 子 男 太郎 昭和参年九月七日									
男 次									
父 甲 野 X 雄 次 母 Y 子 男 次郎 昭和五年拾月六日									
略									
改製により新戸籍編製につき……………除籍㊦									

現記名者和新記名者の父が兄弟であることを確認

現記名者に子供がいないことを確認

証明欄を確認

- ・証明文言
- ・日 付
- ・市町村長名
- ・官 印

本 籍									
長野県〇〇市△△ 婚姻届出により昭和四拾年八月貳日夫婦につき新戸籍編製㊦ 略 丙田花子と婚姻届出昭和四拾年八月貳日受附〇〇市△△ 甲野X雄戸籍より入籍㊦ 昭和六拾貳年参月拾参日午前零時拾分〇〇市で死亡同日親族 甲野花子届出除籍㊦									
名 氏									
甲 野 次 郎									
夫									
父 亡 甲 野 X 雄 長男 母 亡 甲 野 Y 子 男 次郎 昭和五年拾月六日									
妻									
父 亡 甲 野 次郎 長男 母 花子 男 A 男 昭和四拾貳年八月九日									
略									
改製により新戸籍編製につき……………除籍㊦									

現記名者の弟の子(おい)であることを確認

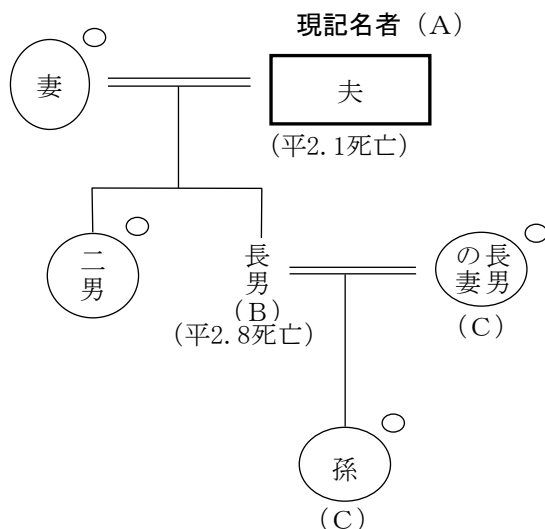
新記名者の生存、未成年者か否かを確認

⑧ 再転相続のとき—民法第916条

- 現記名者Aの死亡後その相続人Bが記名変更の請求をしないうちに死亡し、Bの相続人Cから請求があったときは、CはAの財産について直接の相続人でないが、Bの相続権を承継するのでCからの記名変更の請求を受理して差支えない。

(図8)

○印—相続権がある者



例ー1

(戸籍例)

現記名者 甲野 花子 → 新記名者 甲野 A子 (長男の妻)

証明欄を確認 ・証明文言 ・日付 ・市町村長名 ・官印	除籍 石川県○○郡△△町○丁目○番地 平成元年参月式拾参日消除④ 昭和参年式月拾七日甲野太郎と婚姻届出……乙山X雄戸籍 昭和三十九年六月参日夫死亡④ 平成元年参月式拾日午後六時拾分○○市で死亡同日親族甲野 一郎届出同月式拾参日同市長から送付除籍④										本籍 甲野 太郎	
	生 明治参拾九年五月九日										妻 花子	母 亡 乙山 Y子 女

現記名者の死亡を確認

略 昭 和 参 拾 壹 年 五 月 九 日 甲 野 一 郎 と 婚 姻 届 出 ○ ○ 郡 △ △ 町 …… 丙 田 ○ ○ 戸 籍 より 同 月 拾 日 入 籍 ㊟ 平 成 貳 年 八 月 貳 日 夫 死 亡 ㊟										略 丙 田 A 子 と 婚 姻 届 出 昭 和 参 拾 壹 年 五 月 九 日 ○ ○ 郡 △ △ 町 長 受 附 同 月 拾 日 送 付 ○ ○ 郡 △ △ 町 …… 甲 野 太 郎 戸 籍 より 入 籍 ㊟ 平 成 貳 年 八 月 貳 日 午 後 八 時 拾 五 分 ○ ○ 郡 △ △ 町 で 死 亡 同 日 親 族 甲 野 A 子 届 出 除 籍 ㊟										本 籍 石 川 県 ○ ○ 郡 △ △ 町 ○ 丁 目 ○ 番 地		氏 名 甲 野 一 郎	
生 出 昭 和 九 年 四 月 壹 日		妻 A 子		母 丙 田 △ △ 女		父 丙 田 ○ ○ 長		生 出 昭 和 参 年 七 月 九 日		夫 一 郎		母 亡 甲 野 花 子 男		父 亡 甲 野 太 郎 長									

証明欄を確認
 ・ 証明文言
 ・ 日 付
 ・ 市町村長名
 ・ 官 印

新記名者の生存を確認

新記名者が現記名者の子と婚姻関係にあったことを確認

現記名者が死亡した後に死亡したことを確認

現記名者との続柄（母・子）を確認

例-2

(法定相続情報一覧図(写)例)

現記名者 甲野 太郎 → 新記名者 甲野 A子(長男の妻)

- 現記名者の法定相続情報一覧図(写)と、現記名者の死亡後に死亡した相続人(甲野B男)の法定相続情報一覧図(写)が提出される。

法定相続情報番号 0000-00-00000

被相続人甲野太郎法定相続情報

最後の住所 ○○県○○市○○町
○丁目○番地
出生 昭和19年6月21日
死亡 平成27年5月3日
(被相続人)
甲野 太郎

住所 ○○県○○市○○町
○丁目○番地
出生 昭和45年11月5日
(子)
甲野 B 男

同一人物であること、現記名者との続柄(父・子)および現記名者が死亡した後に死亡したことを確認

現記名者の死亡を確認

住所 ○○県○○市○○町
○丁目○番地
出生 昭和20年1月8日
(配偶者)
甲野 花子

以下余白

これは、平成○年○月○日に
平成○年○月○日
○○法務局○○出張所

注)本書面は、提出された戸除籍
関しては、本書面に記載されない

法定相続情報番号 0000-00-11111

被相続人甲野B男法定相続情報

最後の住所 ○○県○○市○○町
○丁目○番地
出生 昭和45年11月5日
死亡 平成29年1月1日
(被相続人)
甲野 B 男

住所 ○○県○○市○○町
○丁目○番地
出生 平成12年5月5日
(子)
甲野 D 郎

住所 ○○県○○市○○町
○丁目○番地
出生 昭和50年4月1日
(配偶者)
甲野 A 子(申出人)

以下余白

住所 ○○県○○市○○町
○丁目○番地
出生 平成15年10月10日
(子)
甲野 E 美

作成日：平成○年○月○日
作成者：司法書士 乙田 Y子 印
(事務所：○○県○○市○○町
○丁目○番○号 ○○ビル)

証明欄を確認

- ・ 証明文言
- ・ 日付
- ・ 登記官名
- ・ 官印

これは、平成○年○月○日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

平成○年○月○日
○○法務局○○出張所

登記官 ○○ ○○ 印

注)本書面は、提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に
関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。

整理番号 S00000 1/1

新記名者の生存および現記名者の子と婚姻関係に
あったことを確認

⑨ 新記名者が未成年者のとき

- 年令の計算は、「年令ノ計算ニ関スル法律」により出生の日から起算する。
- 親権は父母（養子のときは養父母）が共同して行う。（民法第818条）
 - 戸籍謄（抄）本には、未成年後見人は記載されているが、親権者は特別な場合を除き、特に記載されていないので父母欄で確かめる。
- 養子の親権者は養親で実親には親権はない。ただし、養子縁組を解消したときは、養親の親権は消滅し実親の親権が復活する。

なお、養親が死亡したときは、実親の親権は復活しないので、未成年後見人が選任される。
- 継父母または嫡母庶子関係の母は、親権者とならない。なお、父が認知した婚姻外の子（庶子）については、父母の協議で父を親権者と定めたときに限り父が親権者となる。
- 父母が離婚するときはその一方を親権者と定めるが、その親権者が死亡したときは、他の一方の親権は復活しないので、未成年後見人が選任される。

証券・利賦札滅紛失の届出

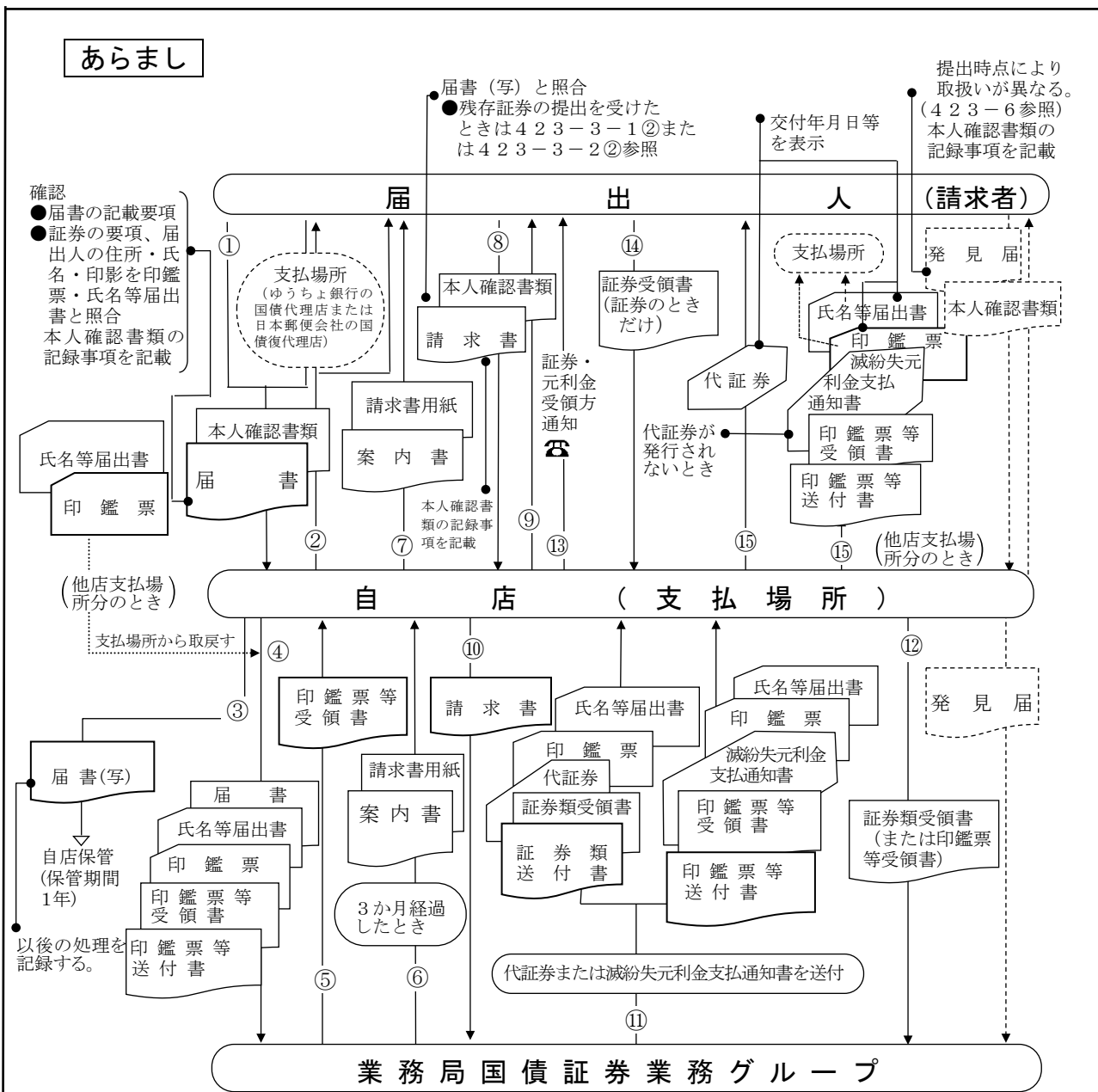
記名国債証券を滅紛失した者に対する救済方法には、滅紛失届に基づき代証券を交付する方法と、滅紛失元利金支払通知書を発行しこれにより元利金を支払う方法とがある。

いずれの方法をとるかは、証券についている利賦札の無くしている状態等によることとなるが、原則として次のように区別される。

- 利賦札の全部を無くしているときは、未払分の利賦札をつけた代証券を交付する。
- 支払期日が到来していない利賦札の一部を無くしているときは、残りの利賦札を回収したうえ、未払分の利賦札をつけた代証券を交付する。
- 支払期日が到来している利賦札だけを無くしているときは、その利賦札分の滅紛失元利金支払通知書を発行する。

4 2 3 証券・利賦札減紛失の届出

⇒ 同時に他の請求・届出を受けたとき・429 同時請求の取扱い 参照



- 届書・本人確認書類を提出または呈示させ、これに印鑑票・氏名等届出書を添えて業務局へ送付する。
- ＊ 届出印廃止分以外の記名国債証券については、①および②の本人確認書類の授受、①の本人確認書類の記録事項の記載ならびに④の氏名等届出書の送付は要しない。
- ＊ 届出印廃止分の記名国債証券については、①の印影照合および③の印鑑票の送付は要しない。

- 届書受付後3か月を経過してなお届出の証券・利賦札が発見されないときは、業務局から送付を受けた案内書に基づき、改めて代証券交付または元利金支払のための請求書を提出させ、これを業務局へ送付する。なお、支払期日の到来していない利賦札の一部を滅紛失したときは、残りの証券を提出させ、これを請求書と一緒に業務局へ送付する。

* 届出印廃止分以外の記名国債証券については、⑧および⑨の本人確認書類の授受、⑧の本人確認書類の記録事項の記載、⑪および⑮の氏名等届出書の送付、ならびに発見届にかかる本人確認書類の授受および本人確認書類の記録事項の記載は要しない。

* 届出印廃止分の記名国債証券については、⑪および⑮の印鑑票の送付は要しない。

- 業務局から代証券または滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書の送付を受けたときは、その旨を請求者に通知し

① 代証券請求分……………証券受領書と引換えに証券を交付する。（送付請求を受けているものは請求者あてに送付する。）

② 支払請求分 {
・ 自店支払場所分……………滅紛失元利金支払通知書により元利金を支払う。
・ 他店支払場所分……………滅紛失元利金支払通知書および印鑑票・氏名等届出書を支払場所へ送付する。

代証券発行・滅紛失元利金支払通知書発行の区別

滅紛失した証券・利賦札に対しては、次のとおり、請求者に代証券が交付されるときと、支払場所あての滅紛失元利金支払通知書が発行されるときがある。

代証券が交付されるとき	① 支払期日が到来していない利賦札だけを滅紛失したとき ② 支払期日が到来していない利賦札と到来している利賦札を同時に滅紛失したとき この場合、支払期日が到来している利賦札には、その表面に「日本銀行 支払通知書代用 業務局」と赤色で表示されているが、通常の利賦札と同様に取扱う。
滅紛失元利金支払通知書が発行されるとき	支払期日が到来している利賦札だけを滅紛失したとき

4 2 3 - 1 証券（利賦札）滅紛失届の受理

4 2 3 - 1 - 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①受付	○ 証券・利賦札を滅紛失した旨の申出を受けたときは、証券（利賦札）滅紛失届を提出させる。 ● 届出人が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。）である場合には、4 1 6 または 4 2 7 の手続の要否を確認のうえ、必要なときはその手続も併せて行う。 ⇒ 4 1 6 参照・委任状 ⇒ 4 1 6 の 2 参照・委任状等の代書 ⇒ 4 2 7 参照・記名者の行為能力に関する届出 滅 紛 失 届 記載例参照 * 滅失または紛失した証券（利賦札）の要項について記名者から照会を受けた場合には、本人確認書類の呈示を受け、当該本人確認書類の住所および氏名が印鑑票のものと一致することを確認のうえ、当該要項を回答する。 * 上述の対応が難しい場合には、業務局国債証券業務グループに連絡し、その指示に基づき対応する。 * 支払場所をゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店としている記名者分について、ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店が記名者の利便をはかるため滅紛失届を受付け、これを代理店へ送付してことがある。この場合、ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店が受付時に滅紛失届の取扱機関処理欄に日附印の押なつ等の方法により店名・受付日付を表示する扱いとしている。 * 滅紛失届と同時に残存証券が提出されたときは、これを請求者に返し、支払（交付）請求書提出時まで保管するよう伝える。 ○ 滅紛失届に必要事項が明りように記載されていることを確かめる。 ○ 自店を支払場所とするものについては、自店備付けの記名国債証券印鑑票から該当分を抜き出す。 ● 該当の印鑑票が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合には、他店を支払場所とするものであっても自店において印鑑票を再製する。この場合、業務局への再製確認依頼を後記⑤のタイミングとすることによい。

- 該当の印鑑票が日本銀行本店に移管済みの長期未払印鑑票（機械化以外分）に該当する場合には、特殊事例 7 3 2 を参照のうえ取扱うこと。
- 滅紛失の申出だけで即日滅紛失届が提出されないときは、印鑑票の余白に「支払停止〇年〇月〇日滅紛失申出」と赤色で表示する。

引揚者特別交付金国庫債券
慰 労 金 国 庫 債 券 の と き
特別葬祭給付金国庫債券

引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金国庫債券は、他の記名国債証券と異なり、消滅時効（時効期間 1 0 年）の適用があるので、特殊事例 7 1 0 を参照のうえ取扱うこと。

他店を支払場所とするときだけ②

②印鑑票の取戻し

- 他店を支払場所とするもの（該当の印鑑票が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合を除く。）について届出を受けたときは、滅紛失届の記載事項を確認のうえ、支払場所から速やかに印鑑票を取戻す。

この場合、後記④の滅紛失届（写）を作成し、その処理欄に「印鑑票等取戻通知書送付日付」を表示する。

⇒ 4 1 2 ①参照・印鑑票・氏名等届出書の取戻し

* ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から送付を受けたもので印鑑票が同封されているときは、記名国債証券取戻印鑑票等受領書の送付を要しない。

③審査など

- 滅紛失届に記載されている証券の要項、届出人の住所・氏名・印影が印鑑票と一致していることを確かめる。

* 滅紛失届の記載事項が印鑑票と相違するときは、所要の手続をする。

⇒ 4 2 9 参照・同時請求の取扱い

⇒ 4 2 9 の 2 参照・自店備付けの記名国債証券印鑑票・氏名等届出書または自店を支払場所とする記名国債証券の記載事項に誤りがあるときの取扱い

- 印鑑票の該当支払期欄に支払表示があるにもかかわらず滅紛失の届出があったときは、届出人に対し元利金を受領していないかどうかを確かめ

④証券(利賦札)滅紛失届(写)の作成など	● 受領済の回答があったときは、滅紛失届を訂正または取下げさせる。 ● 未受領または不明の回答があったときは、滅紛失届の下部余白にその回答の内容を記載する。 ○ 滅紛失届の処理欄に代理店名・受付日付を表示する。 ⇒ 141②参照・代理店名などの表示 ○ 滅紛失届の(写)を作成する。 ● 届出印が鮮明に写らないときは、滅紛失届(写)に押印を受ける。 * 滅紛失届が郵送されてきた場合など、滅紛失届(写)に上記の押印が受けられないときは、印鑑票のコピーを添付する方法でよい。 ○ 滅紛失届(写)は、受付日付順に整理し、以後結末までの必要事項を記録する。 ● 結末のついた滅紛失届(写)は、用済分として保管(保管期間1年)する。
⑤滅紛失届などの送付	○ 滅紛失届・印鑑票を、速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒ 313①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付 印鑑票等送付書 記載例参照 ⇒ 送付する印鑑票等(見本証券添付分)と一緒に保管していた見本証券(印鑑票等毎配付分)の取扱いについては、231④参照 ● 滅紛失届(写)の処理欄に「印鑑照合・滅紛失届送付日付」を表示する。

423-1-2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い

事務手順	取扱要領
①受付	○ 証券・利賦札を滅紛失した旨の申出を受けたときは、証券(利賦札)滅紛失届を提出させるとともに、届出人の本人確認書類を呈示させる。 ⇒ 415参照・本人確認書類の種類および記録事項 * 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。

この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を届出人に伝える。

- ・ 個人番号カード

当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。

- ・ 国民年金手帳

基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。

- ・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証

被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングしたものを提出すること。

- ・ 生活保護受給証明書

受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。

- 届出人が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。）である場合には、4 1 6 または 4 2 7 の手続の可否を確認のうえ、必要なときはその手続も併せて行う。

⇒ 4 1 6 参照・委任状

⇒ 4 1 6 の 2 参照・委任状等の代書

⇒ 4 2 7 参照・記名者の行為能力に関する届出

滅紛失届 記載例参照

* 滅失または紛失した証券（賦札）の要項について記名者から照会を受けた場合には、本人確認書類の呈示を受け、当該本人確認書類の住所および氏名が氏名等届出書のものと一致することを確認のうえ、当該要項を回答する。

* 上述の対応が難しい場合には、業務局国債証券業務グループに連絡し、その指示に基づき対応する。

* 支払場所をゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店としている記名者分について、ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店が記名者の利便をはかるため滅紛失届を受付け、これを代理店へ送付してことがある。この場合、ゆうちょ銀行の国債代理店および日本郵便会社の国債復代理店が受付時に正当な権利者であることの確認および本人確認書類の記録事項の記載をして、滅紛失届の取扱機関処理欄に日附印の押なつ等の方法により店名・受付日付を表示する扱いとしている。

* 滅紛失届と同時に残存証券が提出されたときは、これを請求者に返し、支払（交付）請求書提出時まで保管するよう伝える。

- 滅紛失届に必要な事項が明りょうに記載されており、記載されている届出人の住所・氏名が届出人の本人確認書類と

一致していることを確かめる。

- 滅紛失届の「本人確認書類等の記録」欄に届出人の本人確認書類の記録事項を記載する。

⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項

＊ 届出人である記名者が被保佐人または被補助人で保佐人または補助人に代理権が付与されていない場合（補助人にあつては、同意権が付与されている場合に限る。）には、記名者および保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項を記載する。この場合、どちらの記載が保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項か分かるように「保佐人」等の文言を併せて記載する。

- 本人確認書類を届出人に返す。

＊ 郵送による提出の場合には、本人確認書類の写を廃棄する。

- 自店を支払場所とするものについては、自店備付けの氏名等届出書から該当分を抜き出す。

- 該当の氏名等届出書が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合には、他店を支払場所とするものであつても自店において氏名等届出書を再製する。この場合、業務局への再製確認依頼を後記⑤のタイミングとすることにより。

- 滅紛失の申出だけで即日滅紛失届が提出されないときは、氏名等届出書の余白に「支払停止○年○月○日滅紛失申出」と赤色で表示する。

他店を支払場所とするときだけ②

②氏名等届出書の取戻し

- 他店を支払場所とするもの（該当の氏名等届出書が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合を除く。）について届出を受けたときは、滅紛失届の記載事項を確認のうえ、支払場所から速やかに氏名等届出書を取戻す。

この場合、後記④の滅紛失届（写）を作成し、その処理欄に「印鑑票等取戻通知書送付日付」を表示する。

⇒ 4 1 2 ①参照・印鑑票・氏名等届出書の取戻し

＊ ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から送付を受けたもので氏名等届出書が同封されているときは、記名国債証券取戻印鑑票等受領書の送付を要しない。

③審査など

- 滅紛失届に記載されている証券の要項、届出人の住所・氏名が氏名等届出書と一致していることを確かめる。

＊ 滅紛失届の記載事項が氏名等届出書と相違するときは、所要の手続をする。

⇒ 429 参照・同時請求の取扱い

⇒ 429 の 2 参照・自店備付けの記名国債証券印鑑票・氏名等届出書または自店を支払場所とする記名国債証券の記載内容に誤りがあるときの取扱い

- 氏名等届出書の該当支払期欄に支払表示があるにもかかわらず滅紛失の届出があったときは、届出人に対し元金を受領していないかどうかを確かめ

- 受領済の回答があったときは、滅紛失届の訂正または取下げをさせる。

- 未受領または不明の回答があったときは、滅紛失届の下部余白にその回答の内容を記載する。

- 滅紛失届の処理欄に代理店名・受付日付を表示する。

⇒ 141 ②参照・代理店名などの表示

④証券(利賦札)滅紛失届(写)の作成など

- 滅紛失届の(写)を作成する。

- 滅紛失届(写)は、受付日付順に整理し、以後結末までの必要事項を記録する。

- 結末のついた滅紛失届(写)は、用済分として保管(保管期間1年)する。

⑤滅紛失届などの送付

- 滅紛失届・氏名等届出書を、速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。

⇒ 313 ①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付

印鑑票等送付書 記載例参照

⇒ 送付する印鑑票等(見本証券添付分)と一緒に保管していた見本証券(印鑑票等毎配付分)の取扱いについては、231 ④参照

- 滅紛失届(写)の処理欄に「滅紛失届送付日付」を表示する。

滅紛失届の記載例

減

減

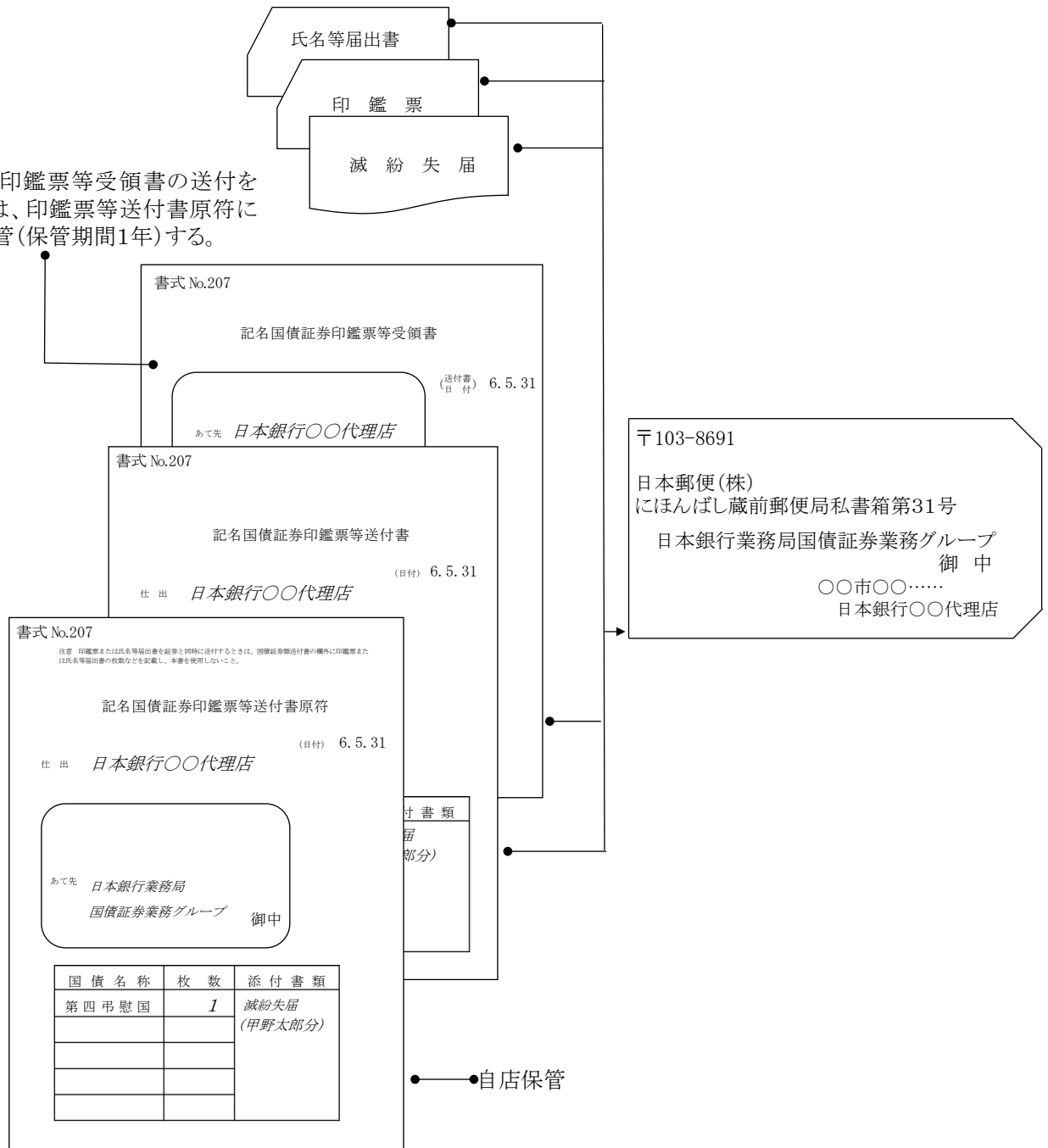
減紛失届（写）の記載例

記名変更

- ① 届出印廃止分の場合には、押印は要しない。
- ② 新記名を記載する。
 - 相続のときは、相続人の旨を記載する。
- ③ 現記名を記載する。
- ④ 一部の利賦札を滅紛失したもののときは、「〇年〇月〇日渡～
〇年〇月〇日渡」または「〇年〇月〇日渡」とする。
 - 印鑑票・氏名等届出書に表示された年月日どおりに記載する（改元後の年月日が改元前の元号により表示されている場合であっても書換える必要はない。）。
- ⑤ ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店が請求を受付けた場合には、受付時に正当な権利者であることを確認して、取扱機関処理欄に日附印の押なつ等の方法により店名・受付日付を表示するとともに、届出印廃止分のときは「本人確認書類等の記録」欄に届出人の本人確認書類の記録事項を記載する扱いとしている。
- ⑥ 代理店名・受付日付を表示する。
- ⑦ 同時に受けた他の請求・届出の種類を表示する。
⇒ 429 参照・同時請求の取扱い
- ⑧ 届出印廃止分の場合には、届出人の本人確認書類の記録事項を記載する。
 - 届出人が記名者のときの記載例
 - ・書類名称または番号：19 ・発行番号等：第 012345678900 号
 - ・発行体名称：〇〇公安委員会 ・発行年月日：令和 3 年 4 月 1 日
 - 届出人が法定代理人（親権者）2 名（父母）のときの記載例
 - ・書類名称または番号：甲野太郎 19 ・発行番号等：甲野太郎 第 012345678900 号
甲野花子 19 甲野花子 第 123456789010 号
 - ・発行体名称：甲野太郎 〇〇公安委員会 ・発行年月日：甲野太郎 平成 30 年 10 月 1 日
甲野花子 〇〇公安委員会 甲野花子 令和 3 年 4 月 1 日

印鑑票等送付書の記載例

業務局から印鑑票等受領書の送付を受けたときは、印鑑票等送付書原符に添付して保管(保管期間1年)する。



国債名称は略称で記載してよい。
⇒ 120参照・用語の解説・略称

4 2 3 - 2 代証券交付請求などの案内

事 務 手 順	取 扱 要 領
①案内書などの送付を受けたとき	○ 自店が受付けた証券（利賦札）滅紛失届について、業務局から案内書（「記名国債証券の代証券等ご請求について」） 利 賦 札 元 利 金 （ 償 還 金 ） 支 払 ・ 滅 紛 失 代 証 券 交 付 請 求 書 用 紙 の送付を受けたときは ● 案内書・請求書用紙の記載事項を滅紛失届（写）と照合する。 ● 案内書に送付日付を表示する。 * 業務局では、滅紛失届受付から3か月経過後に案内書・請求書用紙を作成し、滅紛失届受付店あてに送付することとしている。 案 内 書 例 示 参 照 ○ 滅紛失届（写）などにより、国債証券送付請求書用紙に必要事項を記載する。 ● 請求者の住所・氏名・押印欄および請求日付については、請求者に記載・押印させることとし、代理店では記載しない。 * 代証券を郵送しないことが明らかなときは、送付請求書用紙は不要。 ⇒ 4 1 4 参照・証券の送付請求 * 支払期日が接近しているため手続中に支払期日の到来が予想される場合など、代証券が交付されるか、滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書が発行されるか、その区別が明確でないときは、とりあえず送付請求書用紙を送付して郵便切手とともに徴求しておく、不要となったときはこれを返すこととしてよい。
②案内書などの送付	○ 案内書、請求書用紙および送付請求書用紙を、速やかに届出人あて送付する。 * 届書が届出印廃止分にかかるものであり、かつ、郵送による提出分である場合には、転送不要郵便で送付する。 ● 滅紛失届（写）の処理欄に「案内書送付日付」を表示する。 * 届出人から証券・利賦札を発見した旨の申出を受けたときは、滅紛失証券（利賦札）発見届を提出させることとなる。 ⇒ 4 2 3 - 6 参照・滅紛失証券（利賦札）発見届の受理

代証券交付請求等の案内書の例示

届出印廃止分以外の場合

書式 No.218

備考 1 郵便切手代は、書留郵便等確実な方法による郵送料実費を請求すること。
2 支払期到来の利賦札のみを滅紛失しているときは2を抹消すること。

〒×××-××××

〇〇市〇〇町2-5

甲野 花子 殿

(日付) 4. 3. 31 ← ①

日本銀行〇〇代理店

記名国債証券の代証券等ご請求について

3年12月30日届出の証券（利賦札）滅紛失届については、届出後3か月を経過しましたので、同封の下記書類により当店あてに代証券等をご請求下さい。

② ③
もし、届出の証券（利賦札）を発見された場合は、発見届を提出していただくこととなりますからその旨至急ご連絡願います。

記

1. 滅紛失 利賦札元利金（償還金）支払 請求書
代 証 券 交 付

④ 2. 国債証券送付請求書

（代証券の郵送を希望される場合に限る。郵便切手 × × × 円封入のこと。）

（注意）提出書類には必ず届出の印（先にご提出の証券（利賦札）滅紛失届に押なつの印と同じ印）を押すこと。

- ① 送付日付を表示する。
- ② 支払期日の到来していない利賦札の一部を滅紛失したもののときは、「お手持ちの支払期日の到来していない残りの証券も併せてご提出下さい。」の文言を付け加える。
- ③ 必要に応じ、「代証券の発行・送付手続は、ご請求いただいてから順次行っておりますが、請求が集中した場合などには、代証券がお手元に届くまでに日数を要することもありますので、あらかじめお知らせします。」の文言を付け加える。
- ④ 代証券を郵送しないことが明らかなときは、2. を抹消する。

届出印廃止分の場合

書式 No.218

備考1 郵便切手代は、書留郵便等確実な方法による郵送料実費を請求すること。
2 支払期到来の利賦札のみを滅紛失しているときは2を抹消すること。

〒×××-××××

〇〇市△△町2-5

甲野 花子 殿

(日付) 4. 8. 31 ← ①

日本銀行〇〇代理店

記 名 国 債 証 券 の 代 証 券 等 ご 請 求 に つ い て

4年 5月 31日届出の証券（利賦札）滅紛失届については、届出後3か月を
経過しましたので、同封の下記請求書に本人確認書類を添えて当店あてに代証券等
をご請求下さい。 ② ③

もし、届出の証券（利賦札）を発見された場合は、発見届を提出していただくこと
となりますからその旨至急ご連絡願います。

記

1. 滅紛失 利賦札元利金（償還金）支払 請求書
代 証 券 交 付

④ 2. 国債証券送付請求書

(代証券の郵送を希望される場合に限る。郵便切手 ×××円封入のこと。)

3. 本人確認書類

郵送によりご請求される場合には、本人確認書類の写を同封して下さい。

- ① 送付日付を表示する。
- ② 支払期日の到来していない利賦札の一部を滅紛失したもののときは、「お手持ちの支払期日の到来していない残りの証券も併せてご提出下さい。」の文言を付け加える。
- ③ 必要に応じ、「代証券の発行・送付手続は、ご請求いただいてから順次行っておりますが、請求が集中した場合などには、代証券がお手元に届くまでに日数を要することもありますので、あらかじめお知らせします。」の文言を付け加える。
- ④ 代証券を郵送しないことが明らかなときは、2. を抹消する。

4 2 3 - 3 減紛失 利賦札元利金（償還金）支払 請求書の受理 代 証 券 交 付

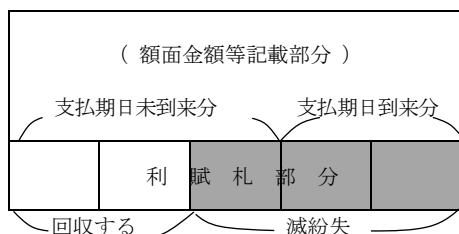
4 2 3 - 3 - 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①受付・審査	○ 減紛失 利賦札元利金（償還金）支払 請求書が提出されたときは、請求書に記載・押印されている届出人の住所・氏名・印影が証券（利賦札）減紛失届（写）と一致していることを確かめる。 ＊ 請求書に記載・押印されている住所・氏名・印影が記名変更等のため減紛失届（写）と相違しているときは、所要の手続をする。 ⇒ 4 2 9 参照・同時請求の取扱い 請 求 書 記載例参照 ＊ 請求書を減紛失した旨の申出を受けたときは、自店において減紛失届（写）により請求書を再製し、交付する。 ● 請求者が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。）である場合には、4 1 6 または 4 2 7 の手続の可否を確認のうえ、必要なときはその手続も併せて行う。 ⇒ 4 1 6 参照・委任状 ⇒ 4 1 6 の 2 参照・委任状等の代書 ⇒ 4 2 7 参照・記名者の行為能力に関する届出 ○ 請求書の処理欄に代理店名・受付日付を表示する。 ⇒ 1 4 1 ②参照・代理店名などの表示 ● 減紛失届（写）の処理欄に「支払（交付）請求書受付日付」を表示する。
回収する残存証券があるときだけ② ②残存証券の回収	○ 支払期日の到来していない利賦札の一部を減紛失したもののときは、残りの証券を提出させ、次のとおり取扱う。 ＊ 減紛失した利賦札の部分だけを交付することができないので、残りの証券を回収し代証券を交付する扱いとしている。 なお、支払期日の到来した利賦札だけを減紛失しているときの残りの証券は、残存証券として回収しないこと。

(例 示)

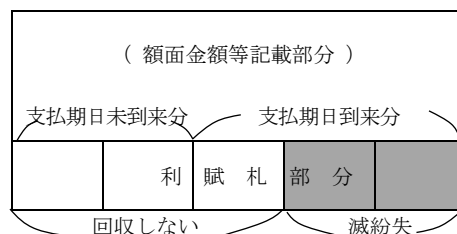
回収するもの

〔支払期日の到来していない利賦札を〕
〔滅紛失しているとき〕



回収しないもの

〔支払期日の到来した利賦札の全部ま〕
〔たは一部だけを滅紛失しているとき〕



- 証券の要項を滅紛失届（写）により確かめる。
 - 受入れた証券・滅紛失届（写）により国債証券受領書を作成し、請求者へ交付する。
- ⇒ 4 1 1 - 1 ①参照・証票受領書の交付

証券受領書の記載例——残存証券を回収したとき

書 式 No. 103

国 債 証 券 受 領 書 (日付) 6. 9. 6

〇〇市〇〇町〇〇
甲野 二郎 殿

日本銀行 〇〇代理店

下記証券を受領しました。

国債名称 第四回特別弔慰金国庫債券	記 号 い
証券枚数 1	額面金額 300 千円
※ 記 名 甲 野 二 郎	請求事由 滅紛失
※ 付属利賦札の状態	7 0 年 6 月 1 5 日渡以降

受入れた証券についている
利賦札の状態を記載する。

利賦札だけを滅紛失しているときも
証券の額面金額を記載する。

③請求書などの送付	● 受入れた証券には、受入後直ちに廃印を明りょうに押す。 〔廃印を押す箇所〕 ・ 全利賦札表面の中央部 ・ 証券の額面金額等を記載した部分の金額の個所 ⇒ 1 4 2 ①参照・回収証券類への廃印の押なつ * 廃印に代え一般公社債用の「支払済印」は使用できない。 ● 請求書の上部余白に「残存証券付属利賦札〇年〇月〇日渡～〇年〇月〇日渡〇枚」と記載する。 ○ 請求書・証券（残存証券を回収したとき）を、速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒ 3 1 2 ①参照・証券の送付
------------------	--

4 2 3 - 3 - 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①受付・審査	○ 滅紛失 利賦札元利金（償還金）支払 請求書が提出されたときは、請求者の本人確認書類を呈示させるとともに、次のとおり取扱う。 ⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項 * 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。 この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を請求者に伝える。 ・ 個人番号カード 当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。 ・ 国民年金手帳 基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。 ・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証 被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングしたものを提出すること。 ・ 生活保護受給証明書 受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。 ● 請求者が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに

任意後見人をいう。)である場合には、4 1 6 または 4 2 7 の手続の可否を確認のうえ、必要なときはその手続も併せて行う。

⇒ 4 1 6 参照・委任状

⇒ 4 1 6 の 2 参照・委任状等の代書

⇒ 4 2 7 参照・記名者の行為能力に関する届出

- 請求書に記載されている請求者の住所・氏名が証券(利賦札)滅紛失届と一致していることを確かめる。

* 請求書に記載されている住所・氏名が記名変更等のため届書と相違しているときは、所要の手続をする。

⇒ 4 2 9 参照・同時請求の取扱い

- 請求書に記載されている請求者の住所・氏名が請求者の本人確認書類と一致していることを確かめる。

請 求 書
記載例参照

* 請求書を滅紛失した旨の申出を受けたときは、届書により請求書を再製し、交付する。

- 請求書の処理欄に代理店名・受付日付を表示するとともに、請求書の余白に請求者の本人確認書類の記録事項を記載する。

⇒ 1 4 1 ②参照・代理店名などの表示

⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項

* 請求者である記名者が被保佐人または被補助人で保佐人または補助人に代理権が付与されていない場合(補助人にあつては、同意権が付与されている場合に限る。)には、記名者および保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項を記載する。この場合、どちらの記載が保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項か分かるように「保佐人」等の文言を併せて記載する。

- 滅紛失届(写)の処理欄に「支払(交付)請求書受付日付」を表示する。

- 本人確認書類を請求者に返す。

* 郵送による提出の場合には、本人確認書類の写を廃棄する。この場合、適宜の書面を請求者に転送不要郵便で送付する(同時に行われた他の請求・届出により、証券または当該請求・届出にかかる書類が請求者に転送不要郵便で送付される場合を除く。))。

回収する残存証券があるときだけ②

②残存証券の回収

- 支払期日の到来していない賦札の一部を滅紛失したもののときは、残りの証券を提出させ、次のとおり取扱う。

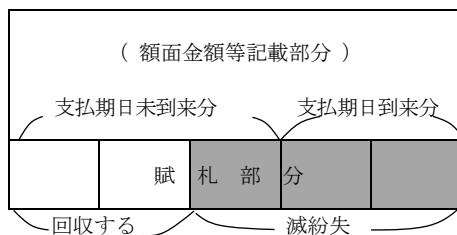
＊ 滅紛失した賦札の部分だけを交付することができないので、残りの証券を回収し、代証券を交付する扱いとしている。

なお、支払期日の到来した賦札だけを滅紛失しているときの残りの証券は、残存証券として回収しないこと。

(例 示)

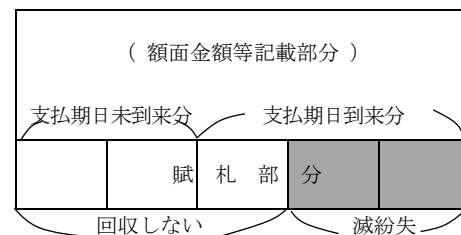
回収するもの

〔支払期日の到来していない賦札を滅紛失しているとき〕



回収しないもの

〔支払期日の到来した賦札の全部または一部だけを滅紛失しているとき〕



- 証券の要項を滅紛失届（写）により確かめる。
- 受入れた証券・滅紛失届（写）により、国債証券受領書を作成し、請求者へ交付する。

⇒ 4 1 1 - 2 ①参照・証券受領書の交付

証券受領書の記載例——残存証券を回収したとき

書式 No. 103 国債証券受領書

〇〇市〇〇町1-2
甲野 二郎 殿 (日付) 6.9.6

日本銀行〇〇代理店
下記証券を受領しました。

国債名称 第二十九回特別給付金国庫債券	記号 い
証券枚数 1	額面金額 300 千円
※記名 甲野 二郎	請求事由 滅紛失
※付属利賦札の状態	7年4月15日渡以降

※ 受領証

受入れた証券について
賦札の状態を記載する。

賦札だけを滅紛失しているときも
証券の額面金額を記載する。

③請求書などの送付

- 受入れた証券には、受入後直ちに廃印を明りょうに押す。

〔廃印を押す個所〕

- ・ 全賦札表面の中央部
- ・ 証券の額面金額等を記載した部分の金額の個所

⇒ 1 4 2 ①参照・回収証券類への廃印の押なつ

* 廃印に代え一般公社債用の「支払済印」は使用できない。

- 請求書の上部余白に「残存証券付属利賦札〇年〇月〇日渡～〇年〇月〇日渡〇枚」と記載する。

- 請求書・証券（残存証券を回収したとき）を、速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。

⇒ 3 1 2 ①参照・証券の送付

請求書の記入例

書式 No. 204

- 注 意 1. 支払期日の到来していない利賦札の一部を滅紛失したときは、上部余白に残存証券の要項を記載したうえ、その証券（利賦札）を本書とともに提出して下さい。
2. < > 内は、日本銀行が使用するコード

① 滅紛失 利賦札元利金(償還金)支払 請求書 代 証 券 交 付

(日付) 3. 9. 6

日本銀行〇〇代理店

御 中

住所 〒××××-××××

〇〇市〇〇町〇-〇

電話 (〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

③ 捺印



氏名 ②

甲 野 花 子



④

下記証券（利賦札）は滅紛失届出後3か月を過ぎても発見しないので、これに対し支払期日の到来した利賦札については元利金（償還金）の支払を、支払期日の到来していない証券（利賦札）については代証券の交付を請求します。

国債名称 第八回特別弔慰金国庫債券	<74> 記 号 い号	<01> 記 名 甲 野 花 子
元利金（償還金）支払場所 日本銀行〇〇代理店	滅紛失届出日付 3 年 5 月 31 日	

（この欄は支払期日の到来した利賦札
だけをなくしたときに記載する）

（日本銀行記載欄）

証券の 券面種類	番 号	滅紛失した利賦札の内訳 (支払期日)	利賦札 枚 数	合計券面金額	代証券番号
<40> 400 千円券	1234567	<09> 平成 26. 06. 15 以降	2	⑥ 80,000 円	
< >		⑤ < > < >			
< >		< > < >			
< >		< > < >			

（取扱機関処理欄）

受 付 店	業 務 局
滅紛失届受付日付 令和 03. 05. 31 受付印（店名・日付） ⑧ 3. 9. 6 日本銀行〇〇代理店 同時請求（各請求書等はそれぞれ同時に提出すること） ⑨ 支払場所変更 記名変更 改印 住所変更 行為能力変更	受付印 ⑩ 19 第 012345678900 号 〇〇公安委員会 令和 3 年 4 月 1 日

- ① いずれか一方の請求のときでも、そのままにしておく。
- ② 届書を提出した後に記名者が死亡し、その相続人が記名変更の請求と同時に代証券交付または元利金支払の請求をするときは、「甲野太郎 相続人 甲野花子(新記名)」と記載する。
⇒ 429 参照・同時請求の取扱い
- ③ 捨印を押す。ただし、届出印廃止分の場合には、押印は要しない。
- ④ 届出印廃止分の場合には、押印は要しない。
「〇年〇月〇日渡～
- ⑤ 一部の利賦札を滅紛失したもののときは、〇年〇月〇日渡」または「〇年〇月〇日渡」と記載する。
 - 印鑑票または氏名等届出書に表示された年月日どおりに記載する(改元後の年月日が改元前の元号により表示されている場合であっても書換える必要はない。)
- ⑥ 支払期日の到来した利賦札だけを無くしたもののときに、国債便覧を参考にして記載する。
- ⑦ 残存証券があるときは、上部余白に、「残存証券付属利賦札〇年〇月〇日渡～〇年〇月〇日渡〇枚」または「残存証券付属利賦札〇年〇月〇日渡 1 枚」と記載する。
- ⑧ 代理店名・受付日付を表示する。
- ⑨ 同時に受けた他の請求・届出の種類を表示する。
⇒ 429 参照・同時請求の取扱い
- ⑩ 届出印廃止分の場合には、請求者の本人確認書類の記録事項を余白に記載する。
 - 請求者が記名者のときの記載例
 - ・書類名称または番号：19
 - ・発行番号等：第 012345678900 号
 - ・発行体名称：〇〇公安委員会
 - ・発行年月日：令和 3 年 4 月 1 日
 - 請求者が法定代理人(親権者) 2 名(父母)のときの記載例
 - ・書類名称または番号：甲野太郎 19
 - ・発行番号等：甲野太郎 第 012345678900 号
 - 甲野花子 19
 - 甲野花子 第 123456789010 号
 - ・発行体名称：甲野太郎 〇〇公安委員会
 - ・発行年月日：甲野太郎 平成 30 年 10 月 1 日
 - 甲野花子 〇〇公安委員会
 - 甲野花子 令和 3 年 4 月 1 日

4 2 3 - 4 代証券の送付を受けたとき

4 2 3 - 4 - 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い

事務手順	取扱要領
①代証券などの受入	○ 業務局から代証券・記名国債証券印鑑票の送付を受けたときは、これらを証券（利賦札）滅紛失届（写）と照合し、証券の要項・記名などがそれぞれ一致していることを確かめ、証券・印鑑票の受入手続をする。 ⇒ 3 1 2 ②・3 1 3 ②参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の受入 * 支払期日が到来している利賦札には、その表面に「日本銀行 支払通知書代用 業務局」と赤色で押印されているが、通常の利賦札と同様に取扱う。 利賦札面への支払通知書代用の表示例  ● 滅紛失届（写）の処理欄に「代証券受入日付」を表示する。
②証券・印鑑票の整理保管	○ 証券は、請求者に交付するまで自店に保管する。 ⇒ 1 4 4 参照・証券の整理保管 ● 他店を支払場所とする印鑑票は、後記⑤により支払場所に送付するまで証券に添付して自店に保管しておく扱いとしてよい。
③代証券受領方の通知	○ 請求者へ代証券の受領方を電話などにより通知する。 * 4 2 3 - 3 - 1 ②により交付した国債証券受領書および届出印を持参するよう伝える。 * あらかじめ代証券の送付請求を受けているときは、上記の受領方通知を省略し、速やかに証券の送付手続をする。 ⇒ 4 1 4 参照・証券の送付請求
④代証券の交付	○ 代証券の交付請求を受けたときは、国債証券受領書に証券の要項・受領年月日・住所・氏名を記載・押印して提出させ、その住所・氏名、受領印の印影が印鑑票と一致している

ことを確かめる。

- 423-3-1②により残存証券に対する証券受領書を交付しているときは、これを回収し、国債証券受領書原符に添付して保管（保管期間1年）する。

⇒ 411-1②参照・証券受領書の回収

* 証券受領書を滅紛失した旨の申出を受けたときは、証券受領書原符にその旨を記載する。

証券受領書
記載例参照

- 代証券・印鑑票に「証券の交付年月日等」を表示したうえ、代証券を請求者へ交付する。

⇒ 314参照・証券の交付年月日等の表示

印 鑑 票
例示参照

- 滅紛失届（写）の処理欄に「代証券交付（送付）日付」を表示する。

- 滅紛失届（写）は、用済分として保管（保管期間1年）する。

- 提出された証券受領書は、払渡日付印欄に「代証券交付日付」を表示し、自店に保管（保管期間10年）する。

他店を支払場所と
するときだけ

⑤印鑑票の送付

- 他店を支払場所とする代証券を交付したときは、印鑑票を支払場所へ送付する。

⇒ 313①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付

4 2 3 - 4 - 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①代証券などの受入	○ 業務局から代証券・氏名等届出書の送付を受けたときは、これらを証券（利賦札）滅紛失届（写）と照合し、証券の要項・記名などがそれぞれ一致していることを確かめ、証券・氏名等届出書の受入手続をする。 ⇒ 3 1 2 ②・3 1 3 ②参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の受入 * 支払期日が到来している賦札には、その表面に「日本銀行 支払通知書代用 業務局」と赤色で表示されているが、通常の賦札と同様に取扱う。 賦札表面への支払通知書代用の表示例  ● 滅紛失届（写）の処理欄に「代証券受入日付」を表示する。
②証券・氏名等届出書の整理保管	○ 証券は、請求者に交付するまで自店に保管する。 ⇒ 1 4 4 参照・証券の整理保管 ● 他店を支払場所とする氏名等届出書は、後記⑤により支払場所に送付するまで証券に添付して自店に保管しておく扱いとしてよい。
③代証券受領方の通知	○ 請求者へ代証券の受領方を電話などにより通知する。 * 4 2 3 - 3 - 2 ②により交付した国債証券受領書および本人確認書類を持参するよう伝える。 * あらかじめ代証券の送付請求を受けているときは、上記の受領方通知を省略し、速やかに証券の送付手続をする。 ⇒ 4 1 4 参照・証券の送付請求
④代証券の交付	○ 代証券の交付請求を受けたときは、国債証券受領書に証券の要項・受領年月日・住所・氏名を記載のうえ提出させるとともに、請求者の本人確認書類を呈示させる。 ⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項

- 4 2 3－3－2②により残存証券に対する証券受領書を交付しているときは、これを回収し、国債証券受領書原符に添付して保管（保管期間1年）する。

⇒ 4 1 1－2②参照・証券受領書の回収

＊ 証券受領書を滅紛失した旨の申出を受けたときは、証券受領書原符にその旨を記載する。

- 証券受領書の受領証欄に記載されている請求者の住所・氏名が氏名等届出書および請求者の本人確認書類と一致していることを確かめる。

- 証券受領書の「本人確認書類等の記録」欄に請求者の本人確認書類の記録事項を記載する。

⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項

＊ 請求者である記名者が被保佐人または被補助人で保佐人または補助人に代理権が付与されていない場合（補助人にあっては、同意権が付与されている場合に限る。）には、記名者および保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項を記載する。この場合、どちらの記載が保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項か分かるように「保佐人」等の文言を併せて記載する。

証券受領書
記載例参照

- 代証券・氏名等届出書に「証券の交付年月日等」を表示したうえ、代証券を請求者へ交付する。

⇒ 3 1 4 参照・証券の交付年月日等の表示

氏名等届出書
例 示 参 照

- 本人確認書類を請求者に返す。

- 滅紛失届（写）の処理欄に「代証券交付（送付）日付」を表示する。

- 滅紛失届（写）は、用済分として保管（保管期間1年）する。

- 提出された証券受領書は、払渡日付印欄に「代証券交付日付」を表示し、自店に保管（保管期間10年）する。

他店を支払場所と
するときだけ

⑤氏名等届出書の送
付

○ 他店を支払場所とする代証券を交付したときは、氏名等
届出書を支払場所へ送付する。

⇒ 313①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付

証券受領書の記載例

書式 No. 103

国債証券受領書
(日付)

日本銀行〇〇代理店 御中 殿 日本銀行

下記証券を受領しました。

国債名称 第四回特別弔慰金国庫債券	記号 い
証券枚数 1	額面金額 300 千円
※記名 甲野花子	請求事由 滅紛失代証券
※付属利賦札の状態 68年6月15日渡以降	

④ ※ 受領証

印紙 (記名国債および営業に關しないものは不要)

上記証券の代証券 枚 券 を受領しました。
(受領日付) 6.9.14 払渡日付印

住所 〇〇市△△町2-5

氏名 甲野花子

印 甲野

⑤ 6.9.14

⑥

【本人確認書類等の記録 (届出印廃止国庫債券 (氏名等届出書が発行されたもの) の場合のみ記入)】

・書類名称または番号: 発行番号等:

・発行体名称: 発行年月日: 年 月 日

注意 1. 証券の交付を受ける際には、下段の「受領証」欄の※印の箇所のいずれか一方を抹消し、記名・押印 (届出印廃止国庫債券 (氏名等届出書が発行されたもの) の場合には押印不要) のうえ提出して下さい。
2. 本書を滅失 (紛失) したときは、ただちに取扱店に届け出て下さい。

③ No. _____

●自店保管 (保管期間10年)

印鑑票の例示

②

①

証券の交付年月日等
証券 昭 63. 2. 18 交付
交付 和 63. 2. 18 交付
(証券発送日)

第四回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書

償還金支払場所	住 所	氏 名	印 鑑
※ 〇〇郵便局	※ 〇〇市□□町 2-5	※ 2. 5. 30 変更 業務局 甲野 太郎	甲野
		甲野 花子	甲野

支 払 表 示 欄

61. 6. 15 渡 証券 昭 63. 2. 18 交付 和 63. 2. 18 交付	63. 6. 15 渡	65. 6. 15 渡	67. 6. 15 渡	69. 6. 15 渡
62. 6. 15 渡 証券 昭 63. 2. 18 交付 和 63. 2. 18 交付	64. 6. 15 渡	66. 6. 15 渡	68. 6. 15 渡	70. 6. 15 渡

注意 ※印は、特別弔慰金請求者が記入し又は印を押すこと。

記 号

い

額 面 金 額

30 万円

番 号

7 6 5 4 3 2 1
~~1 2 3 4 5 6 7~~

平成 2 年 6 月 7 日

① 交付年月日等抹消業務局

2. 6. 7 代証券発行業務局

③

- ① 印鑑票に滅紛失した証券の交付年月日等の表示があったときは、その表示を業務局が抹消し、印鑑票の余白に「〇年〇月〇日交付年月日等抹消業務局」と表示されている。
また、交付年月日等を抹消した未払の支払期欄があるときは、あわせて「未払分〇期」と表示されている。
- ② 代証券にかかる「証券の交付年月日等」を表示する。
⇒ 3 1 4 参照・証券の交付年月日等の表示
- ③ 印鑑票の証券番号は、業務局が代証券の番号に書換え、その余白に「〇年〇月〇日代証券発行業務局」と表示されている。

氏名等届出書の例示

①	②	第二十九回特別給付金国庫債券氏名等届出書					裁定通知書の記号及び番号 〇傷M裁定123
証券の交付年月日等 証券令 令和 3.11.29 交付 和 4.4.12 交付 和 (証券発送日)							
償還金支払場所		記名者住所			記名者氏名		
※ (〇〇 都道府県) 〇〇郵便局		※ 〇〇市〇〇町 1-2-3			※ 甲野 太郎		
(都道府県)							
(都道府県)							
(都道府県)							

4.4.5 代証券発行業務局

支 払 表 示 欄	令和4年4月15日渡	令和5年4月15日渡	令和6年4月15日渡	令和7年4月15日渡	令和8年4月15日渡	記号	い
						額面金額	50万円
						番号	0000345 0000123

注意 ※欄は、印字されていない場合は、請求者等が記入すること。
 ① 令和4年4月5日
交付年月日等抹消業務局

- ① 氏名等届出書に、滅紛失した証券の交付年月日等の表示があったときは、その表示を業務局が抹消し、氏名等届出書の余白に「〇年〇月〇日交付年月日等抹消業務局」と表示されている。
- ② 代証券にかかる「証券の交付年月日等」を表示する。
⇒ 314参照・証券の交付年月日等の表示
- ③ 氏名等届出書の証券番号は、業務局が代証券の番号に書換え、その余白に「〇年〇月〇日代証券発行業務局」と表示されている。

4 2 3 - 5 減紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書の送付を受けたとき

事 務 手 順	取 扱 要 領
①減紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書などの受入	○ 業務局から減紛失元利金支払通知書・記名国債証券印鑑票・氏名等届出書の送付を受けたときは、これらを証券（利賦札）減紛失届（写）と照合し、証券の要項・記名などがそれぞれ一致していることを確かめる。 ● 減紛失届（写）の処理欄に「支払通知書受入日付」を表示する。 印 鑑 票 例 示 参 照 氏 名 等 届 出 書 例 示 参 照
②元利金の受領方通知など	○ 請求者へ元利金の受領方を次の方法により通知する。 ● 自店支払場所分については、電話などにより通知する。 ● 他店支払場所分については、適宜の書面により通知する。 受領方通知 例 示 参 照 ○ 減紛失元利金支払通知書の受領方通知日欄に「通知日付」を表示する。 ● 通知日付の表示を誤ったときは、誤りの表示に2条の線を引き、正当日付を表示する。 減紛失元利金 支 払 通 知 者 例 示 参 照
③減紛失元利金支払通知書の整理など	○ 減紛失元利金支払通知書・印鑑票・氏名等届出書のうち ● 自店支払場所分は、印鑑票または氏名等届出書に減紛失元利金支払通知書を添付し、これを自店備付け印鑑票・氏名等届出書として整理保管する。 ⇒ 2 3 1 参照・自店備付けの記名国債証券印鑑票・氏名等届出書の取扱い ● 他店支払場所分は、減紛失元利金支払通知書・印鑑票・氏名等届出書を速やかに支払場所へ送付する。 ⇒ 3 1 3 ①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付

- 滅紛失届（写）の処理欄に「支払通知書送付日付」（他店支払場所分るとき）を表示する。
 - 滅紛失届（写）は、用済分として保管（保管期間1年）する。
-

印鑑票の例示

証券の交付年月日等
 証券 平 4.11.10
 交付 成

第四回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書

①

償還金支払場所	住 所	氏 名	印 鑑
※ 〇〇郵便局	※ 〇〇市〇〇町3-3	※ 甲 野 花 子	※ 甲 野

	61. 6. 15 渡	63. 6. 15 渡	65. 6. 15 渡	67. 6. 15 渡	69. 6. 15 渡
① 支 払 表 示 欄	証券 平 4.11.10 交付 成 支払通知書発行	証券 平 4.11.10 交付 成 支払通知書発行	証券 平 4.11.10 交付 成 支払通知書発行	証券 平 4.11.10 交付 成 支払通知書発行	
	↑	↑	↑	↑	
	62. 6. 15 渡	64. 6. 15 渡	66. 6. 15 渡	68. 6. 15 渡	70. 6. 15 渡
	証券 平 4.11.10 交付 成 支払通知書発行	証券 平 4.11.10 交付 成 支払通知書発行	証券 平 4.11.10 交付 成 支払通知書発行		
	↑	↑			

記 号
い
額 面 金 額
30 万円
番 号
2 3 4 5 6 7 8

注意 ※印は、特別弔慰金請求者が記入し又は印を押すこと。

① 平成 5 年 3 月 12 日
交付年月日等抹消業務局 未払分 7 期

① 印鑑票に、滅紛失した証券の交付年月日等の表示があったときは、その表示を業務局が抹消し、印鑑票の余白に「〇年〇月〇日交付年月日等抹消業務局」と表示されている。また、交付年月日等を抹消した未払の支払期欄があったときは、併せて「未払分〇期」と表示されている。

② 印鑑票の該当支払期欄に「支払通知書発行」と赤色で表示されている。

400-144

氏名等届出書の例示

①

証券の交付年月日等
証券令
交付和 1128

第二十九回特別給付金国庫債券氏名等届出書

裁定通知書の記号及び番号
〇傷M裁定123

償還金支払場所	記名者住所	記名者氏名
※ (〇〇 都道府県) 〇〇郵便局	※ 〇〇市〇〇町 1-2-3	※ 甲野 太郎
(都道府県)		
(都道府県)		
(都道府県)		

	令和4年4月15日渡	令和5年4月15日渡	令和6年4月15日渡	令和7年4月15日渡	令和8年4月15日渡
支払表示欄	支払通知書発行 ②				

記号	い
額面金額	50万円
番号	0000123

注意 ※欄は、印字されていない場合は、請求者等が記入すること。

① 令和4年12月22日
交付年月日等抹消業務局

- 氏名等届出書に、滅紛失した証券の交付年月日等の表示があったときは、その表示を業務局が抹消し、氏名等届出書の余白に「〇年〇月〇日交付年月日等抹消業務局」と表示されている。
- 氏名等届出書の該当支払期欄に「支払通知書発行」と赤色で表示されている。

減紛失元利金支払通知書の例示

書式 No. 350

減紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書

日本銀行〇〇代理店

御 中

（日付）令和 03.03.12

日本銀行業務局

下記のとおり支払って下さい。

国債名称 第四回特別弔慰金国庫債券		記号 い号	
券面種類 300千円券	証券番号 2345678	記名 甲 野 花 子	
支払期 番 号	支 払 期 日	元金（償還金） 円	利 金 円
01	昭和 61.06.15	30,000	
02	昭和 62.06.15	30,000	
03	昭和 63.06.15	30,000	
04	昭和 64.06.15	30,000	
05	昭和 65.06.15	30,000	
06	昭和 66.06.15	30,000	
07	昭和 67.06.15	30,000	
計		210,000	
合 計 金 額		210,000	

（日本銀行使用欄）

460130171 2345678
460130261 2345678
460130351 2345678
460130441 2345678
460130531 2345678
460130621 2345678
460130711 2345678

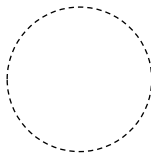
受領方通知日

3. 3. 15

（注意） 本通知書は受取人へ送付しないこと。

減紛失利賦札元利金（償還金）領収証書

支払済印



上記支払通知書記載の国債元利金（償還金）を領収しました。

（領収日付） _____

住 所 _____ 印

氏 名 _____



通知日付を表示する。

元利金受領方通知の例示

(日付) 17. 4. 1

甲野 花子 殿

日本銀行〇〇代理店

**滅紛失した記名国債証券利賦札に対する
元利金（償還金）の支払について**

貴殿からご請求のありました標記の元利金（償還金）について、本日、支払場所である〇〇郵便局あて「滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書」を発送いたしましたから、かねて届出の**印章**およびこの**通知書**をご持参のうえ、上記支払場所でお受取り下さい。

以 上

届出印廃止分の場合には、「かねて届出の印章」に代えて「本人確認書類」と記載する。

4 2 3 - 6 滅紛失証券（利賦札）発見届の受理

4 2 3 - 6 - 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①受付	○ 証券（利賦札）滅紛失届が提出された証券・利賦札について、これを発見した旨の申出を受けたときは、滅紛失証券（利賦札）発見届を提出させる。 ● 届出人が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。）である場合には、4 1 6 または 4 2 7 の手続の可否を確認のうえ、必要なときはその手続も併せて行う。 ⇒ 4 1 6 参照・委任状 ⇒ 4 1 6 の 2 参照・委任状等の代書 ⇒ 4 2 7 参照・記名者の行為能力に関する届出 発 見 届 記載例参照 * ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店が届出を受付けた場合には、受付時に発見届の取扱機関処理欄に日附印の押なつ等の方法により店名・受付日付を表示する扱いとしている。
②証券（利賦札）滅紛失届（写）との照合など	○ 発見届に記載・押印されている証券の要項、届出人の住所・氏名・印影が、滅紛失届（写）と一致していることを確かめる。 ● 後記③③のときは、発見届の印影が相違していても差支えない。 * 発見届に記載の住所・氏名（記名）が滅紛失届（写）と相違するときは、所要の手続をする。 ⇒ 4 2 9 参照・同時請求の取扱い ○ 発見届の処理欄に代理店名・受付日付のほか、滅紛失届（写）により「滅紛失届受付日付」を表示する。 ● 滅紛失届（写）の処理欄に「発見届受付日付」を表示する。 ⇒ 1 4 1 ②参照・代理店名などの表示
③発見届の送付など	○ 次の区分に従って取扱う。

① 滅紛失 利賦札元利金（償還金）支払 請求書 代 証 券 交 付 が提出されていないとき	● 発見届の欄外下部余白に「支払（交付）請求書未提出分」と記載し、業務局国債証券業務グループへ送付する。 ● 滅紛失の取扱いが中止され、業務局から印鑑票が返送されてくるので、前記3 1 3 ②に準じて取扱う。
② 提出された請求書を業務局へ送付しているが、代証券または滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書の送付を受けていないとき	● 直ちに業務局国債証券業務グループへ連絡し、その指示により上記①または下記③により取扱う。
③ 業務局から代証券または滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書の送付を受けているとき	● 発見された証券・利賦札を提出させ、失効証券類として取扱い、発見届と一緒に業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒ 8 1 0 参照・失効証券類の取扱い

○ 滅紛失届（写）は、用済分として保管（保管期間1年）する。

4 2 3 - 6 - 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
① 受付	○ 証券（利賦札）滅紛失届が提出された証券・利賦札について、これを発見した旨の申出を受けたときは、滅紛失証券（利賦札）発見届を提出させるとともに、届出人の本人確認書類を呈示させる。 ⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項 ● 届出人が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。）である場合には、4 1 6 または4 2 7 の手続の要否を確認のうえ、必要なときはその手続も併せて行う。 ⇒ 4 1 6 参照・委任状 ⇒ 4 1 6 の2 参照・委任状の代書 ⇒ 4 2 7 参照・記名者の行為能力に関する届出 発 見 届 記載例参照 * ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店が届出を受付けた場合には、受付時に正当な権利者であ

	ることの確認および本人確認書類の記録事項の記載をして、 発見届の取扱機関処理欄に日附印の押なつ等の方法により店 名・受付日付を表示する扱いとしている。
②証券(利賦札)滅紛 失届(写)との照合 など	○ 発見届に記載されている証券の要項、届出人の住所・氏名 が、滅紛失届(写)と一致していることを確かめる。 * 発見届の記載事項が滅紛失届(写)と相違するときは、所要の手 続をする。 ⇒ 4 2 9 参照・同時請求の取扱い ○ 発見届に記載されている届出人の住所・氏名が届出人の 本人確認書類と一致していることを確かめる。 ○ 発見届の処理欄に代理店名・受付日付のほか、滅紛失届 (写)により「滅紛失届受付日付」を表示する。 ● 滅紛失届(写)の処理欄に「発見届受付日付」を表示す る。 ⇒ 1 4 1 ②参照・代理店名などの表示 ○ 発見届の「本人確認書類等の記録」欄に届出人の本人確認 書類の記録事項を記載する。 ⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項 * 届出人である記名者が被保佐人または被補助人で保佐人また は補助人に代理権が付与されていない場合(補助人にあつては、 同意権が付与されている場合に限る。)には、記名者および保佐 人または補助人の本人確認書類の記録事項を記載する。この場 合、どちらの記載が保佐人または補助人の本人確認書類の記録 事項か分かるように「保佐人」等の文言を併せて記載する。 ○ 本人確認書類を届出人に返す。 * 郵送による提出の場合には、本人確認書類の写を廃棄する。この 場合、適宜の書面を届出人に転送不要郵便で送付する(同時に行わ れた他の請求・届出により、証券または当該請求・届出にかかる書 類が届出人に転送不要郵便で送付される場合を除く。)
③発見届の送付など	○ 次の区分に従って取扱う。

① 滅紛失 利賦札元利金(償還金)支払 証券 交付 請求書 が提出されていないとき	● 発見届の欄外下部余白に「支払(交付)請求書未提出分」と記載し、業務局国債証券業務グループへ送付する。 ● 滅紛失の取扱いが中止され、業務局から氏名等届出書が返送されてくるので、前記 3 1 3 ②に準じて取扱う。
--	---

② 提出された請求書を業務局へ送付しているが、代証券または減紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書の送付を受けていないとき	● 直ちに業務局国債証券業務グループへ連絡し、その指示により上記①または下記③により取扱う。
③ 業務局から代証券または減紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書の送付を受けているとき	● 発見された証券・賦札を提出させ、失効証券類として取扱い、発見届と一緒に業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒ ８１０参照・失効証券類の取扱い

○ 減紛失届（写）は、用済分として保管（保管期間１年）する。

発見届の記載例

宛先（日本銀行本支店名または代理店名）および太枠の欄にご記入下さい。

発

書 式 No. 205

注意

1. 支払期日欄は

①最終支払期日分までの利賦札を連続して発見したときは、「 年 月 日渡以降」と記載して下さい。

②一部の利賦札を発見したときは、当該利賦札の支払期日を「 年 月 日渡」または「 年 月 日渡～ 年 月 日 渡」と記載して下さい。

2. 既に代証券の交付または元利金（償還金）の支払を受けているときは、発見した原証券（利賦札）を本届出書に添付して返還して下さい。

減紛失証券（利賦札）発見届

日 本 銀 行 ○○代理店

御 中

日 付

3. 1 2. 6

郵便番号

〒 × × × × × × × ×

住 所

〇〇市△△町2-3-4

電 話 番 号

× × × × × × × × × ×

捨印*

甲 野

②

氏 名

甲 野 花 子

印*

甲 野

②

※届出印廃止国庫債券（氏名等届出書が発行されたもの）の場合には押印不要です（捨印欄を含む）。

下記証券（利賦札）を発見しましたから届けます。

国債名称	第四回特別弔慰金国庫債券			記 名	甲 野 花 子		
記 号	い	証券の 券面種類	300 千円券	元 利 金 (償還金) 支払場所	日本銀行○○代理店		
証券の番号（右詰で記入）				発見した利賦札の内訳 (元号を含め利賦札記載のとおり記入)			
1	2	3	4	5	6	7	支払期日 昭和65年6月15日渡以降 ③
							枚 6

合 計 枚 数

(日本銀行記入欄)

枚

合 計 額 面 金 額

(日本銀行記入欄)

千円

(取扱機関処理欄)

郵便局	日本銀行本支店または代理店		業 務 局
日 付 印	受付印 (店名・日付) 受入済印 (統轄店)		受付印
	⑤ 3.12.6 日本銀行○○代理店		
減紛失届受付日付 ④ 3. 1 0. 5	同時請求 記名変更	住所変更 改 印	
本人確認書類等の記録【届出印廃止国庫債券（氏名等届出書が発行されたもの）の場合のみ記入】			
・書類名称または番号:		・発行番号等:	
・発行体名称:		・発行年月日: 年 月 日	

⑥ 「支払（交付）請求書未提出分」

発

① 法定代理人等から請求を受けた場合の記載例

- 親権者のとき (住所) 親権者の住所
(氏名) 「甲野一郎 (未成年者の氏名)
親権者 甲野 太郎 (父) ㊤
甲野 花子 (母) ㊤ 」

② 届出印廃止分の場合には、押印は要しない。

③ 一部の利賦札を滅紛失したものときは、「〇年〇月〇日渡～
〇年〇月〇日渡」 または「〇年〇月〇日渡」とする。

利賦札に表示された年月日どおりに記載する (改元後の年月日が改元前の元号により表示されている場合であっても書換える必要はない。)

④ 「滅紛失届受付日付」を表示する。

⑤ 代理店名・受付日付を表示する。

⑥ 利賦札元利金 (償還金) 支払
滅紛失 代 証 券 交 付 請求書が提出されていないときに表示する。

⑦ 届出印廃止分の場合には、届出人の本人確認書類の記録事項を記載する。

● 届出人が記名者のときの記載例

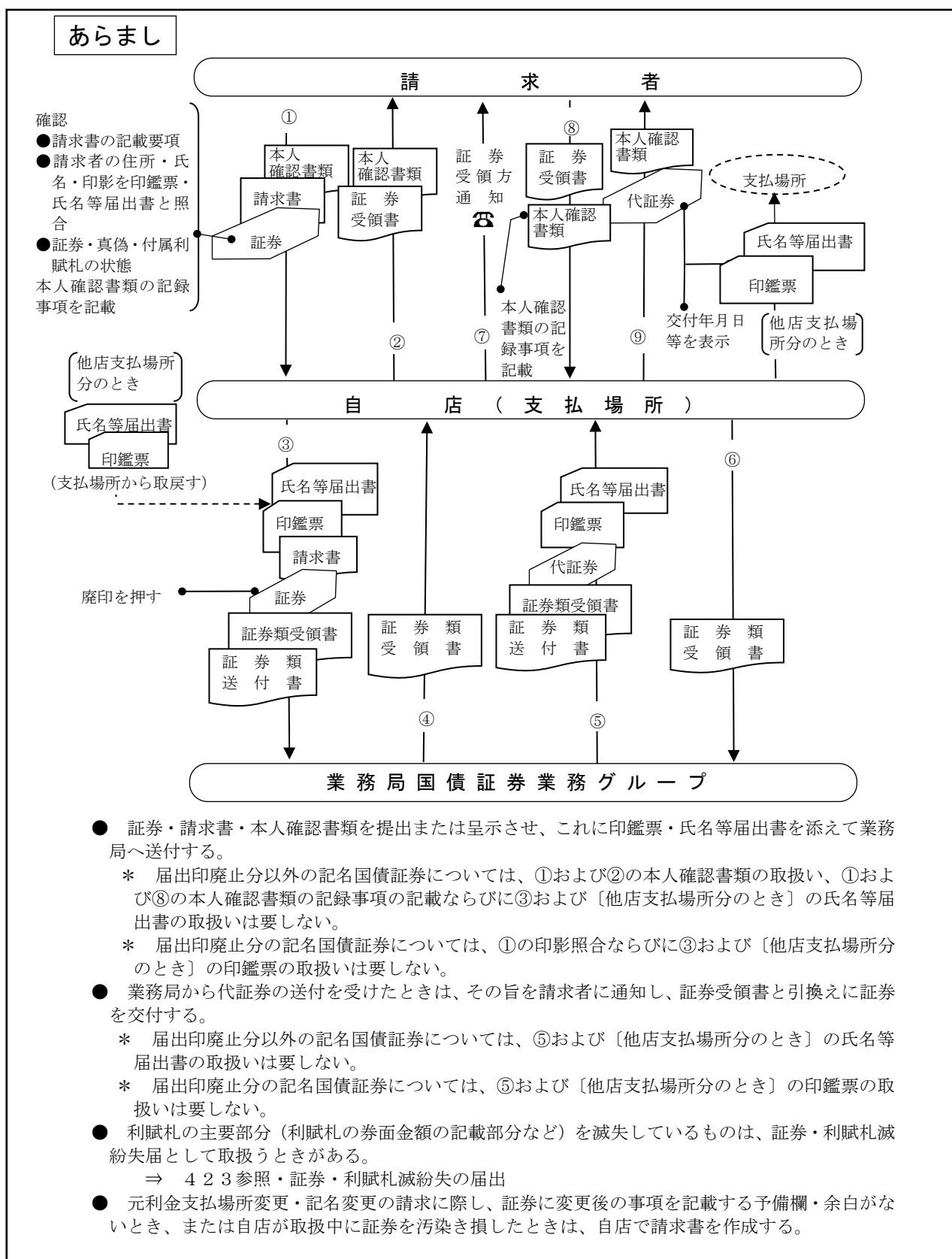
- ・書類名称または番号：19
- ・発行番号等：第 012345678900 号
- ・発行体名称：〇〇公安委員会
- ・発行年月日：令和 3 年 4 月 1 日

● 届出人が法定代理人 (親権者) 2 名 (父母) のときの記載例

- ・書類名称または番号：甲野太郎 19
- ・発行番号等：甲野太郎 第 012345678900 号
甲野花子 19 甲野花子 第 123456789010 号
- ・発行体名称：甲野太郎 〇〇公安委員会
- ・発行年月日：甲野太郎 平成 30 年 10 月 1 日
甲野花子 〇〇公安委員会 甲野花子 令和 3 年 4 月 1 日

4 2 4 汚染き損証券引換の請求

⇒ 同時に他の請求・届出を受けたとき・4 2 9 同時請求の取扱い 参照



4 2 4 - 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①受付	○ 汚染き損した証券の引換請求を受けたときは、証券・汚染き損証券引換請求書を提出させる。 ● 請求者が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。）である場合には、4 1 6 または 4 2 7 の手続の可否を確認のうえ、必要なときはその手続も併せて行う。 ⇒ 4 1 6 参照・委任状 ⇒ 4 1 6 の 2 参照・委任状の代書 ⇒ 4 2 7 参照・記名者の行為能力に関する届出 請 求 書 記載例参照 * ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店が請求を受付けた場合には、受付時に請求書の取扱機関処理欄に日附印の押なつ等の方法により店名・受付日付を表示する扱いとしている。 引揚者特別交付金国庫債券 慰 労 金 国 庫 債 券 の と き 特別葬祭給付金国庫債券 引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金国庫債券は、他の記名国債証券と異なり、消滅時効（時効期間 1 0 年）の適用があるので、特殊事例 7 1 0 を参照のうえ取扱うこと。 ○ 自店を支払場所とするもののときは、自店備付けの記名国債証券印鑑票から該当分を抜き出す。 ● 該当の印鑑票が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合には、他店を支払場所とするものであっても自店において印鑑票を再製する。この場合、業務局への再製確認依頼を後記⑧のタイミングとすることによい。 ● 該当の印鑑票が日本銀行本店に移管済みの長期未払印鑑票（機械化以外分）に該当する場合には、特殊事例 7 3 2 を参照のうえ取扱うこと。

②審査

- 提出された証券・請求書について、次のことを確かめる。

(証券)

- 真正で所要の要項を満たしているか

要 項
国債名称・記号・番号・金額・支払期日・財務大臣（平成12年12月以前発行のものは大蔵大臣）の印影
〔見本証券類参照 — 証券用紙には、「財務省印（平成12年12月以前発行のものは大蔵省印）」・「財務省（平成12年12月以前発行のものは大蔵省）」の文字などのすかしが入っている。〕
● 上記の要項が欠けているもの・偽造・変造・真偽不明のものは、業務局国債証券業務グループへ照会し、その指示により取扱う。

- 廃印（ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店の場合には、日附印）が押されている証券については、請求を受付けることができない。

⇒ 142②参照・廃印の取消方法

(請求書)

- 請求書に必要事項が明りょうに記載されており、証券の要項と一致しているか

＊ 一部の付属利賦札を滅紛失しているときは、証券・利賦札滅紛失の届出をさせることとなる。

⇒ 423参照・証券・利賦札滅紛失の届出

- 請求書の処理欄に代理店名・受付日付を表示する。

⇒ 141②参照・代理店名などの表示

③国債証券受領書の作成・交付など

- 受入れた証券・請求書により証券受領書を作成し、請求者へ交付する。

⇒ 411-1①参照・証券受領書の交付

他店を支払場所とするときだけ④～⑤

④証券・請求書の整理保管

- 証券は、次の⑤により印鑑票の送付を受けるときまで自店において整理保管する。

なお、請求書は、証券に添付して自店に保管する扱いとしてよい。

⇒ 144参照・証券の整理保管

- | | |
|------------------|---|
| ⑤印鑑票の取戻し | <p>○ 支払場所から印鑑票を取戻す（該当の印鑑票が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合を除く。）。</p> <p>⇒ 4 1 2 参照・印鑑票・氏名等届出書の取戻し</p> |
| ⑥印鑑票との照合
確認など | <p>○ 請求書に記載・押印されている証券の要項、請求者の氏名・印影が印鑑票と一致していることを確かめる。</p> <p>* 請求書の記載事項が印鑑票と相違するときは、所要の手続をする。</p> <p>⇒ 4 2 9 参照・同時請求の取扱い</p> <p>⇒ 4 2 9 の 2 参照・自店備付けの記名国債印鑑票・氏名等届出書または自店を支払場所とする記名国債証券の記載事項に誤りがあるときの取扱い</p> |
| ⑦廃印の押なつ | <p>○ 受入れた証券には、受入後直ちに廃印を明りょうに押す。</p> <p>〔廃印を押す個所〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全利賦札表面の中央部 ● 証券の額面金額等を記載した部分の金額の個所 <p>⇒ 1 4 2 ①参照・回収証券類への廃印の押なつ</p> <p>* 廃印に代え一般公社債用の「支払済印」は使用できない。</p> |
| ⑧証券などの送付 | <p>○ 証券・請求書・印鑑票を、速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。</p> <p>⇒ 3 1 2 ①・3 1 3 ① 参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の送付</p> <p>⇒ 送付する印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）の取扱いについては、2 3 1 ④参照</p> |
| ⑨代証券などの受
入 | <p>○ 業務局から代証券・印鑑票の送付を受けたときは、代証券の要項が印鑑票と一致していることを確かめ、証券・印鑑票の受入手続をする。</p> <p>* 印鑑票の証券番号は、業務局が代証券の番号に書換え、その余白に「〇年〇月〇日代証券発行業務局」と表示されている。</p> <p>⇒ 3 1 2 ②・3 1 3 ② 参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の受入</p> <p>○ 証券は、請求者に交付するまで自店において整理保管する。</p> <p>⇒ 1 4 4 参照・証券の整理保管</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 他店を支払場所とする印鑑票は、後記⑫により支払場所に送付するまで証券に添付して自店に保管しておく扱いとしてよい。 |

⑩代証券受領方の通知

- 請求者へ代証券の受領方を電話などにより通知する。
 - * 前記③により交付した証券受領書および届出印を持参するよう伝える。
 - * あらかじめ代証券の送付請求を受けているときは、上記の受領方通知を省略し、速やかに証券の送付手続をする。
 - ⇒ 414 参照・証券の送付請求

⑪代証券の交付

- 代証券の交付請求を受けたときは、前記③により交付した証券受領書の受領証欄に受領年月日・住所・氏名を記載・押印のうえ提出させ、その住所・氏名、受領印の印影が印鑑票と一致していることを確かめる。
 - ⇒ 411-1 ②参照・証券受領書の回収
- 代証券・印鑑票に「証券の交付年月日等」を表示したうえ、代証券を請求者へ交付する。
 - ⇒ 314 参照・証券の交付年月日等の表示
 - * 印鑑票に汚染き損証券の交付年月日等の表示があったときは、その表示を業務局が抹消し、印鑑票の余白に「○年○月○日交付年月日等抹消業務局」と表示されている。
 - また、支払表示欄にも交付年月日等の表示があったときは、そのうち未払の支払期欄にある同表示を抹消したうえ、上記印鑑票余白への表示とあわせて「未払分○期」と表示されている。
- 提出された証券受領書は、払渡日付印欄に「代証券交付日付」を表示し、自店に保管（保管期間10年）する。

他店を支払場所とするときだけ

⑫印鑑票の送付

- 他店を支払場所とする代証券を交付したときは、印鑑票を支払場所へ送付する。
 - ⇒ 313 ①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付

自店が請求書を作成する事例

- 次のときは、自店が請求書を作成し、前記と同様の手順で証券引換えの手続を行う。
 - 元利金支払場所変更・記名変更の手続に際し、証券に変更後の支払場所・記名を記載する予備欄・余白がないとき

● 自店が取扱中に証券を汚染き損したとき

- ＊ 上記の取扱いをするときは、請求者の同意を得ること。
請求書には自店の店名を記載し、元利金支払場所変更・記名変更の手続のときは、支払場所欄・記名欄には、新支払場所・新記名を記載する。

請求書の記載例

宛先（日本銀行本支店名または代理店名）および太枠の欄にご記入下さい。

書式 No. 〇〇〇

(汚)

汚 染 き 損 証 券 引 換 請 求 書

日 本 銀 行

御 中

日 付	3 . 1 0 . 1									
郵便番号	〒	×	×	×	—	×	×	×	×	×
住 所										
電 話 番 号	— —									
捨印*	氏 名	① 日本銀行〇〇代理店								② 印*

※届出印廃止国庫債券（氏名等届出書が発行されたもの）の場合には押印不要です（捨印欄を含む）。

下記証券を新証券と引き換えて下さい。

国債名称	第十一回特別弔慰金国庫債券		記 名	③ 甲 野 太 郎	
記 号	い		元 利 金 (償還金) 支払場所	④ 日本銀行〇〇代理店	
券 面 種 類	証券の番号（右詰で記入）		付属利賦札の状態 (元号を含め利賦札記載のとおり記入)		代証券番号

(業務局記入欄)

- ① 自店名を記載する。
② 押印は要しない。
③ 記名変更の手続により作成するときは、新記名を記載する。
④ 元利金支払場所変更の手続により作成するときは、新支払場所を記載する。

4 2 4 - 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①受付	○ 汚染き損した証券の引換請求を受けたときは、証券・汚染き損証券引換請求書を提出させるとともに、請求者の本人確認書類を呈示させる。 ⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項 ＊ 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。 この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を請求者に伝える。 ・ 個人番号カード 当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。 ・ 国民年金手帳 基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。 ・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証 被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングしたものを提出すること。 ・ 生活保護受給証明書 受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。 ● 請求者が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。）である場合には、4 1 6 または 4 2 7 の手続の要否を確認のうえ、必要なときはその手続も併せて行う。 ⇒ 4 1 6 参照・委任状 ⇒ 4 1 6 の 2 参照・委任状の代書 ⇒ 4 2 7 参照・記名者の行為能力に関する届出 請 求 書 記載例参照 ＊ ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店が請求を受付けた場合には、受付時に正当な権利者であることの確認および本人確認書類の記録事項の記載をして、請求書の取扱機関処理欄に日附印の押なつ等の方法により店名・受付日付を表示する扱いとしている。 ○ 自店を支払場所とするもののときは、自店備付けの氏名等届出書から該当分を抜き出す。

②審査

- 該当の氏名等届出書が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合には、他店を支払場所とするものであっても自店において氏名等届出書を再製する。この場合、業務局への再製確認依頼を後記⑧のタイミングとすることにより。

- 提出された証券・請求書について、次のことを確かめる。

（証券）

- 真正で所要の要項を満たしているか

要 項

国債名称・記号・番号・金額・支払期日・財務大臣の印影

見本証券類参照 — 証券用紙には、「財務省印」・「財務省
の文字などのすかしが入っている。

- 上記の要項が欠けているもの・偽造・変造・真偽不明のものは、業務局国債証券業務グループへ照会し、その指示により取扱う。

- 廃印（ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店の場合には、日附印）が押されている証券については、請求を受付けることができない。

⇒ 142②参照・廃印の取消方法

（請求書）

- 請求書に必要事項が明りょうに記載されており、証券の要項と一致しているか

＊ 一部の付属利賦札を滅紛失しているときは、証券・利賦札滅紛失の届出をさせることとなる。

⇒ 423参照・証券・利賦札滅紛失の届出

- 請求書に記載されている請求者の住所・氏名が請求者の本人確認書類と一致しているか

- 請求書の「本人確認書類等の記録」欄に請求者の本人確認書類の記録事項を記載する。

⇒ 415参照・本人確認書類の種類および記録事項

＊ 請求者である記名者が被保佐人または被補助人で保佐人または補助人に代理権が付与されていない場合（補助人にあつては、同意権が付与されている場合に限る。）には、記名者および保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項を記載する。この場合、どちらの記載が保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項か分かるように「保佐人」等の文言を併せて記載する。

③国債証券受領書の作成・交付など

他店を支払場所とするときだけ④～⑤

④証券・請求書の整理保管

⑤氏名等届出書の取戻し

⑥氏名等届出書との照合確認など

⑦廃印の押なつ

- 請求書の処理欄に代理店名・受付日付を表示する。
⇒ 141②参照・代理店名などの表示
- 受入れた証券・請求書により証券受領書を作成し、請求者へ交付する。
⇒ 411-2①参照・証券受領書の交付
- 本人確認書類を請求者へ返す。
* 郵送による提出の場合には、本人確認書類の写を廃棄する。この場合、適宜の書面を請求者に転送不要郵便で送付する（同時に行われた他の請求・届出により、証券または当該請求・届出にかかる書類が請求者に転送不要郵便で送付される場合を除く。）。
- 証券は、次の⑤により氏名等届出書の送付を受けるときまで自店において整理保管する。
なお、請求書は、証券に添付して自店に保管する扱いとしてよい。
⇒ 144参照・証券の整理保管
- 支払場所から氏名等届出書を取戻す（該当の氏名等届出書が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合を除く。）。
⇒ 412参照・印鑑票・氏名等届出書の取戻し
- 請求書に記載されている証券の要項、請求者の住所・氏名が氏名等届出書と一致していることを確かめる。
* 請求書の記載事項が氏名等届出書と相違するときは、所要の手続をする。
⇒ 429参照・同時請求の取扱い
⇒ 429の2参照・自店備付けの記名国債印鑑票・氏名等届出書または自店を支払場所とする記名国債証券の記載事項に誤りがあるときの取扱い
- 受入れた証券には、受入後直ちに廃印を明りょうに押す。
〔廃印を押す個所〕
 - 全利賦札表面の中央部
 - 証券の額面金額等を記載した部分の金額の個所

⇒ 1 4 2①参照・回収証券類への廃印の押なつ

* 廃印に代え一般公社債用の「支払済印」は使用できない。

⑧証券などの送付

○ 証券・請求書・氏名等届出書を、速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。

⇒ 3 1 2①・3 1 3① 参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の送付

⇒ 送付する印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）の取扱いについては、2 3 1④参照

⑨代証券などの受入

○ 業務局から代証券・氏名等届出書の送付を受けたときは、代証券の要項が氏名等届出書と一致していることを確かめ、証券・氏名等届出書の受入手続をする。

* 氏名等届出書の証券番号は、業務局が代証券の番号に書換え、その余白に「〇年〇月〇日代証券発行業務局」と表示されている。

⇒ 3 1 2②・3 1 3② 参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の受入

○ 証券は、請求者に交付するまで自店において整理保管する。

⇒ 1 4 4参照・証券の整理保管

● 他店を支払場所とする氏名等届出書は、後記⑫により支払場所に送付するまで証券に添付して自店に保管しておく扱いとしてよい。

⑩代証券受領方の通知

○ 請求者へ代証券の受領方を電話などにより通知する。

* 前記③により交付した証券受領書および本人確認書類を持参するよう伝える。

* あらかじめ代証券の送付請求を受けているときは、上記の受領方通知を省略し、速やかに証券の送付手続をする。

⇒ 4 1 4参照・証券の送付請求

⑪代証券の交付

○ 代証券の交付請求を受けたときは、前記③により交付した証券受領書の受領証欄に受領年月日・住所・氏名を記載のうえ提出させるとともに、本人確認書類を呈示させる。

⇒ 4 1 1－2②参照・証券受領書の回収

⇒ 4 1 5参照・本人確認書類の種類および記録事項

○ 代証券・氏名等届出書に「証券の交付年月日等」を表示したうえ、代証券を請求者へ交付する。

⇒ 3 1 4参照・証券の交付年月日等の表示

* 氏名等届出書に汚染き損証券の交付年月日等の表示があつ

たときは、その表示を業務局が抹消し、氏名等届出書の余白に「〇年〇月〇日交付年月日等抹消業務局」と表示されている。

- 本人確認書類を請求者に返す。
- 提出された証券受領書は、払渡日付印欄に「代証券交付日付」を表示し、自店に保管（保管期間１０年）する。

他店を支払場所とするときだけ

⑫氏名等届出書の送付

- 他店を支払場所とする代証券を交付したときは、氏名等届出書を支払場所へ送付する。

⇒ 3 1 3 ①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付

自店が請求書を作成する事例

- 次のときは、自店が請求書を作成し、前記と同様の手順で証券引換えの手続を行う。
- 元利金支払場所変更・記名変更の手続に際し、証券に変更後の支払場所・記名を記載する予備欄・余白がないとき
- 自店が取扱中に証券を汚染き損したとき
 - * 上記の取扱いをするときは、請求者の同意を得ること。
 - 請求書には自店の店名を記載し、元利金支払場所変更・記名変更の手続のときは、支払場所欄・記名欄には、新支払場所・新記名を記載する。

請求書の記載例

宛先（日本銀行本支店名または代理店名）および太枠の欄にご記入下さい。

書式 No. 〇〇〇

汚 染 き 損 証 券 引 換 請 求 書

日 本 銀 行

御 中

日 付	3. 1 0. 1									
郵便番号	〒	×	×	×	×	×	×	×	×	×
住 所										
電 話 番 号	— —									
捺印*	氏 名	① 日本銀行〇〇代理店								② 印*

※届出印廃止国庫債券（氏名等届出書が発行されたもの）の場合には押印不要です（捺印欄を含む）。

下記証券を新証券と引き換えて下さい。

国債名称	第十一回特別弔慰金国庫債券		記 名	③ 甲 野 太 郎		(業務局記入欄) 代証券番号
記 号	い		元 利 金 (償還金) 支払場所	④ 日本銀行〇〇代理店		
券 面 種 類	証券の番号（右詰で記入）		付属利賦札の状態 (元号を含め利賦札記載のとおりに記入)			

- ① 自店名を記載する。
- ② 押印は要しない。
- ③ 記名変更の手続により作成するときは、新記名を記載する。
- ④ 元利金支払場所変更の手続により作成するときは、新支払場所を記載する。

請求書の記載例

宛先（日本銀行本支店名または代理店名）および太枠の欄にご記入下さい。

書式 No. 202 汚 染 き 損 証 券 引 換 請 求 書

日 本 銀 行 ○○代理店 御 中

日 付 3 . 1 0 . 1

郵便番号 〒 × × × × × × × × × ×

住 所 ○○市△△町2-3-4

電 話 番 号 × × × × × × × × × ×

氏 名 甲 野 花 子

※届出印廃止国庫債券（氏名等届出書が発行されたもの）の場合には押印不要です（捺印欄を含む）。

下記証券を新証券と引き換えて下さい。

国債名称	第十一回特別弔慰金国庫債券	記 名	甲 野 花 子
記 号	い	元 利 金 (償還金) 支払場所	日本銀行○○代理店
券 面 種 類	証券の番号（右詰で記入）	付属利賦札の状況 (元号を含め利賦札記載のとおりに記入)	
千円券	2 5 0	1 2 3 4 5 6 7	③ 令和3年 4 月 1 5 日 渡以降

合 計 枚 数 (日本銀行記入欄)	枚	合計額面金額 (日本銀行記入欄)	千円
----------------------	---	---------------------	----

(取扱機関処理欄)

郵便局	日本銀行本支店または代理店	業 務 局
日付印	受付印 (店印・日付) 3 1 0 1 日本銀行○○代理店	受入済印 (統轄店)
同時請求 (各請求書等はそれぞれ同時に提出すること)		
支払場所変更 記 名 変 更		
改 印 住 所 変 更		

本人確認書類等の記録【届出印廃止国庫債券（氏名等届出書が発行されたもの）の場合のみ記入】

・書類名称または番号： 発行番号等：

・発行体名称： 発行年月日： 年 月 日

① 法定代理人等から請求を受けた場合の記載例

- 親権者のとき (住所) 親権者の住所
(氏名) 「甲野一郎 (未成年者の氏名)」
親権者 甲野 太郎 (父) ④
甲野 花子 (母) ④

② 届出印廃止分の場合には、押印は要しない。

③ 利賦札に表示された年月日どおりに記載する（改元後の年月日が改元前の元号により表示されている場合であっても書換える必要はない。）。

④ 代理店名・受付日付を表示する。

⑤ 同時に受けた他の請求・届出の種類を表示する。

⇒ 429 参照・同時請求の取扱い

⑥ 届出印廃止分の場合には、請求者の本人確認書類の記録事項を記載する。

● 請求者が記名者のときの記載例

・書類名称または番号：19 ・発行番号等：第 012345678900 号

・発行体名称：〇〇公安委員会 ・発行年月日：令和 3 年 4 月 1 日

● 請求者が法定代理人（親権者）2 名（父母）のときの記載例

・書類名称または番号：甲野太郎 19 ・発行番号等：甲野太郎 第 012345678900 号

甲野花子 19 甲野花子 第 123456789010 号

・発行体名称：甲野太郎 〇〇公安委員会 ・発行年月日：甲野太郎 平成 30 年 10 月 1 日

甲野花子 〇〇公安委員会 甲野花子 令和 3 年 4 月 1 日

4 2 5 改印の届出（届出印廃止分以外の記名国債証券のみ）

⇒ 同時に他の請求・届出を受けたとき・4 2 9 同時請求の取扱い 参照

＊ 改印の届出を受けた証券の印鑑票を滅紛失または汚染き損したときまたは当該印鑑票が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当するときは、本項目によらず、印鑑票の再製手続のみ行う。

⇒ 印鑑票・氏名等届出書の更新と再製・4 2 8 参照

⇒ 特殊事例 7 3 1 参照・長期未払印鑑票等（機械化分）の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①受付	○ 改印の旨の申出を受けた場合には、証券・改印届を提出させるとともに、新印による届出のときは記名者の本人確認書類を呈示させる。 ⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項 改 印 届 記載例参照 引揚者特別交付金国庫債券 慰 労 金 国 庫 債 券のとき 特別葬祭給付金国庫債券 引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金国庫債券は、他の記名国債証券と異なり、消滅時効（時効期間 1 0 年）の適用があるので、特殊事例 7 1 0 を参照のうえ取扱うこと。 ＊ 郵送による提出の場合において、新印による届出のときは、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。 この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を届出人に伝える。 ・ 個人番号カード 当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。 ・ 国民年金手帳 基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。 ・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証 被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングしたものを提出すること。 ・ 生活保護受給証明書 受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。

- 新印による届出のときは、届出人に本人確認書類の写を作成する旨を伝える。

＊ 郵送による提出の場合を除く。

- 届出人が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。）である場合には、416または427の手続の可否を確認のうえ、必要なときはその手続も併せて行う。

⇒ 416 参照・委任状

⇒ 416 の2 参照・委任状等の代書

⇒ 427 参照・記名者の行為能力に関する届出

- 自店備付けの記名国債証券印鑑票から該当分を抜き出す。

他店を支払場所とするものの印鑑票の取扱い

他店を支払場所とするものについて、証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求と同時に改印の届出を受けたときは、届出人の住所が遠隔地のときに限り、印鑑票更新の方法をとってよい。

- 新印鑑票用紙に住所・氏名その他必要事項を記載し、印鑑欄に届出印（新印）を押させる。

- 支払場所から印鑑票を取戻したうえ、旧印鑑票の書換え・新印鑑票への表示など所要の更新手続をする。

⇒ 428-1 参照・印鑑票の更新

⇒ 412①参照・印鑑票・氏名等届出書の取戻し

＊ 本来は支払場所から印鑑票を取戻したうえ手続を進めることとなるので、届出人に再度来店を求める必要があるが、届出人の便宜を図るため届出時に新印鑑票を調整しておき、書換え・更新手続は印鑑票を取戻した後に完結させるもの。

②審査

- 証券・改印届・本人確認書類について、次のことを確かめる。

- 改印届に必要事項が明りょうに記載されており、証券の要項、届出人の住所・氏名が証券・印鑑票と一致しているか

なお、廃印（ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店の場合には、日附印）が押されている証券については、届出を受付けることができない。

⇒ 142②参照・廃印の取消方法

- 旧印による届出の場合には、改印届の印影が印鑑票と一致しているか
- 新印による届出の場合には、本人確認書類に記載されている住所・氏名が印鑑票と一致しているか
 - * 本人確認書類の住所が、印鑑票の住所と相違するときは、4 2 6 により住所変更の手続をとる。
 - ⇒ 4 2 6 参照・住所の変更

○ 新印による届出の場合には、本人確認書類の写を 1 部作成する。

- * 郵送による提出の場合を除く。
- * 当該本人確認書類が次に掲げるものである場合には、それぞれに掲げるとおり取扱う。
 - ・ 個人番号カード

当該写は表面のみとし、裏面に記載されている個人番号の書き写しや、個人番号部分のコピーをしてはならない。
 - ・ 国民年金手帳

基礎年金番号部分をマスキングする。
 - ・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証

被保険者等記号・番号等部分（QR コードを含む。）をマスキングする。
 - ・ 生活保護受給証明書

受給者番号等部分をマスキングする。

○ 改印届の受付印欄に代理店名・受付日付を表示する。

⇒ 1 4 1 ②参照・代理店名などの表示

③印鑑票への押印 など

○ 印鑑票の印鑑欄に新印を押させ、旧印を消す。

⇒ 4 1 3 ②参照・印鑑票の書換え

○ 改印届の処理日付欄に「処理日付」を表示する。

- 受付当日に手続が完了したときは、この表示を省略してよい。

④証券などの返付

○ 証券および本人確認書類を届出人に返す。

- * 証券の印鑑欄に新印を押しておくよう届出人に伝える。
- * 郵送による提出の場合において、新印による届出のときは、適宜の書面を記名者に転送不要郵便で送付する（同時に行われた他の請求・届出により、証券または当該請求・届出にかかる書類が記名者

に転送不要郵便で送付される場合を除く。）。

⑤改印届などの保管

- 改印届は、自店に保管（保管期間10年）する。
- 新印による届出の場合には、本人確認書類の写を届書に添付して保管する。

改印届の記載例

宛先（日本銀行本支店名または代理店名）および太枠の欄にご記入下さい。

改

書式 No. 206

注意 新印により届け出るときは、本人確認書類を添付するとともに必ず新印を持参して下さい。

改 印 届

日 本 銀 行 ○○代理店 御 中

新印鑑 甲 野	日 付	3. 1 0. 1									
	郵便番号	〒	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	住 所	○○市△△町1丁目2-5									
	電 話 番 号	×××× — ×× — ××××									
	氏 名	甲 野 一 郎 ① 甲 野									

下記記名国債証券に関しては、今後上欄に押捺の印章を使用しますから届けます。

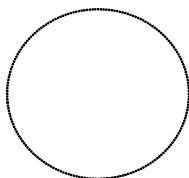
国債名称	第十一回特別弔慰金国庫債券						記 名	甲 野 一 郎				
記 号	証券の券面種類	証券の番号（右詰で記入）							付属利賦札の状態 （元号を含め利賦札記載のとおりに記入）			
い	250 千円券	1	2	3	4	5	6	7	② 令和4 年 4 月 15日 渡以降			
同時請求（各請求書等はそれぞれ同時に提出すること）												
滅 紛 失			支払場所変更				住 所 変 更					

合 計 枚 数 （日本銀行記入欄）	枚	合計額面金額 （日本銀行記入欄）	千円
----------------------	---	---------------------	----

受付印（店名・日付）

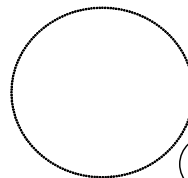
受入済印（統轄店）

払渡済印（統轄店）



処理日付

④



改

- ① 旧印による届出の場合には、印鑑票と照合する。
- ② 利賦札に表示された年月日どおりに記載する（改元後の年月日が改元前の元号により表示されている場合であっても書換える必要はない。）。
- ③ 代理店名・受付日付を表示する。
- ④ 受付日当日に手続が完了した場合には、処理日付の表示を省略してよい。
 - 自店保管（保管期間10年）

4 2 6 住所の変更

- ⇒ 同時に他の請求・届出を受けたとき・4 2 9 同時請求の取扱い 参照
- * 住所を変更した旨の申出を受けた証券の印鑑票または氏名等届出書を滅紛失または汚染き損したときまたは当該印鑑票等が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当するときは、本項目によらず、印鑑票または氏名等届出書の再製手続のみ行う。
 - ⇒ 印鑑票・氏名等届出書の更新と再製・4 2 8 参照
 - ⇒ 特殊事例 7 3 1 参照・長期未払印鑑票等（機械化分）の取扱い

4 2 6 - 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
印鑑票の書換え	○ 住所を変更した旨の申出を受けたときは、自店備付けの記名国債証券印鑑票から該当分を抜き出し、印鑑票の住所欄を申出の住所に書換える。 ⇒ 4 1 3 ②参照・印鑑票の書換え * 記名国債証券住所変更請求書など住所を変更した旨の書面が提出されたときは、これに代理店名・受付日付を表示したうえ、自店に保管（保管期間 1 0 年）する。 引揚者特別交付金国庫債券 慰 労 金 国 庫 債 券 の と き 特別葬祭給付金国庫債券 引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金国庫債券は、他の記名国債証券と異なり、消滅時効（時効期間 1 0 年）の適用があるので、特殊事例 7 1 0 を参照のうえ取扱うこと。 ○ 各種の請求・届出に際し、その請求書・届書に記載されている住所が印鑑票の住所と相違していることが判明したときは、上記と同様に取扱う。 ○ 新印による改印の届出に際し提出された本人確認書類の住所が印鑑票の住所と相違するときは、住民票（写）など住所の関連を確認できる書類を提出させる。 ● 住民票（写）などの書類は、改印届に添付して保管（保管期間 1 0 年）する。 ⇒ 4 2 5 参照・改印の届出（届出印廃止分以外の記名国債証券のみ） * 住民票（写）については、個人番号が記載されていないものを提出させる。ただし、個人番号が記載された住民票（写）が提出された場合は、個人番号部分をマスキングすれば受け取ることは可能。

4 2 6 - 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い

- * 各種の請求・届出に際し、その請求書・届書に記載されている住所が氏名等届出書の住所と相違していることが判明した場合など、他の請求・届出と同時に住所の変更を行う場合には、記名国債証券住所変更請求書の提出を要しないが、同請求書の取扱いを除き、下記のとおり取扱う。

事 務 手 順	取 扱 要 領
①受付	○ 住所を変更した旨の申出を受けたときは、住民票（写）または戸籍の附票（写）など変更前後の住所の関連を確認できる書類（以下「住所証明書類」という。）および記名国債証券住所変更請求書を提出させるとともに、請求者の本人確認書類を呈示させる。 ⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項 請 求 書 記載例参照 * 住民票（写）については、個人番号が記載されていないものを提出させる。ただし、個人番号が記載された住民票（写）が提出された場合には、個人番号部分をマスキングすれば受け取るとは可能。 * 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。 この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を請求者に伝える。 ・ 個人番号カード 当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。 ・ 国民年金手帳 基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。 ・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証 被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングしたものを提出すること。 ・ 生活保護受給証明書 受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。 ● 請求者から住所証明書類の返却希望があった場合には、正本の写を作成し、これに「正本と照合済」の旨および日付を表示し、取扱者が押印したうえで写を保管する。 ● 請求者が任意代理人または法定代理人等である場合には、4 1 6 または 4 2 7 の手続の要否を確認のうえ、必要なときはその手続も併せて行う。 ⇒ 4 1 6 参照・委任状

②審査

- ⇒ 4 1 6 の 2 参照・委任状等の代書
- ⇒ 4 2 7 参照・記名者の行為能力に関する届出

- 自店備付けの氏名等届出書から該当分を抜き出す。
- 請求書に必要事項が明りょうに記載されており、証券の要項・記名者の氏名が氏名等届出書と一致していることを確かめる。
- 請求書に記載されている請求者の住所・氏名が請求者の本人確認書類と一致していることを確かめる。
- 住所証明書類に記載されている氏名・旧住所が氏名等届出書と一致していることを確かめる。
 - * 請求書の記載事項が氏名等届出書と相違するときは、所要の手続をする。
 - ⇒ 4 2 9 参照・同時請求の取扱い
 - ⇒ 4 2 9 の 2 参照・自店備付けの記名国債印鑑票・氏名等届出書または自店を支払場所とする記名国債証券の記載事項に誤りがあるときの取扱い
 - * 提出を受けた住所証明書類に記載されている旧住所が氏名等届出書の住所と一致しない場合（複数回の住所変更が行われたことにより、氏名等届出書の住所が新住所の直前の住所ではない場合等）には、氏名等届出書の住所が記載されている住所証明書類の追加提出を依頼する。
- 請求書の「本人確認書類等の記録」欄に請求者の本人確認書類の記録事項を記載する。
 - ⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項
 - * 請求者である記名者が被保佐人または被補助人で保佐人または補助人に代理権が付与されていない場合（補助人にあっては、同意権が付与されている場合に限る。）には、記名者および保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項を記載する。この場合、どちらの記載が保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項か分かるように「保佐人」等の文言を併せて記載する。
- 請求書の受付印欄に代理店名・受付日付を表示する。
 - ⇒ 1 4 1 参照・受付証票類への店名などの表示
- 本人確認書類（旧住所および新住所が記載されたもの）を住所証明書類として使用する場合には、請求者に本人確認

書類の写を作成する旨を伝え、その写を1部作成するとともに、これに「正本と照合済」の旨および日付を表示し、取扱者が押印する。

- * 郵送による提出の場合を除く。
- * 当該本人確認書類が次に掲げるものである場合には、それぞれに掲げるとおり取扱う。
 - ・ 個人番号カード
当該写は表面のみとし、裏面に記載されている個人番号の書き写しや、個人番号部分のコピーをしてはならない。
 - ・ 国民年金手帳
基礎年金番号部分をマスキングする。
 - ・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証
被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングする。
 - ・ 生活保護受給証明書
受給者番号等部分をマスキングする。

③氏名等届出書の書換え

- 氏名等届出書に記載されている住所を書換える。
⇒ 4 1 3 ③参照・氏名等届出書の書換え
- 本人確認書類を請求者に返す。
 - * 郵送による提出の場合には、本人確認書類の写（住所証明書類として使用するものを除く。）を廃棄する。この場合、適宜の書面を請求者に転送不要郵便で送付する（同時に行われた他の請求・届出により、証券または当該請求・届出にかかる書類が請求者に転送不要郵便で送付される場合を除く。）。
- 請求書の処理欄に「処理日付」を表示する。
 - 受付当日に手続きが完了したときは、この表示を省略してよい。

④請求書などの保管

- 請求書は、自店に保管（保管期間10年）する。
- 住所証明書類は、自店に保管（保管期間1年）する。

請求書の記載例

宛先（日本銀行本支店名または代理店名）および太枠の欄にご記入下さい。

書式 No. 220

住

記名国債証券住所変更請求書

日本銀行〇〇代理店

御中

日付 4. 10. 1

郵便番号 〒 × × × × × × × ×

住所 〇〇市△△町1丁目2-5

電話番号 ×××× ×× ××××

捨印*② 氏名 甲野太郎 印*②

※届出印廃止国庫債券（氏名等届出書が発行されたもの）の場合には押印不要です（捨印欄を含む）。

下記記名国債証券の記名者の住所を住所変更を証する書類に記載の新住所に変更して下さい。

国債名称	第二十九回特別給付金国庫債券	記名	甲野太郎
記号	証券の券面種類	証券の番号（右詰で記入）	付属利賦札の状態 （元号を含め利賦札記載のとおり記入）
い	150 千円券	1 2 3 4 5 6 7	③ 令和4年4月15日 渡以降
	千円券		年 月 日 渡以降
	千円券		年 月 日 渡以降

（取扱機関処理欄）

受付印 （店名・日付）	処理日付	本人確認書類等の記録 【届出印廃止国庫債券（氏名等届出書が発行されたもの）の場合のみ記入】
④ 4. 10. 1 日本銀行〇〇代理店	⑤	・書類名称または番号： 19 ・発行番号等： 第012345678900号 ・発行体名称： 〇〇公安委員会 ・発行年月日： 令和3年4月1日

住

① 法定代理人等から請求を受けた場合の記載例

- 親権者のとき (住所) 親権者の住所
 (氏名) 「甲野一郎(未成年者の氏名)
 親権者 甲野 太郎 (父)
 甲野 花子 (母) 」

② 届出印廃止分の場合には、押印は要しない。

③ 印鑑票・氏名等届出書に表示された年月日どおりに記載する(改元後の年月日が改元前の元号により表示されている場合であっても書換える必要はない。)

④ 代理店名・受付日付を表示する。

⑤ 受付日当日に手続が完了した場合には、処理日付の表示を省略してよい。

⑥ 届出印廃止分の場合には、請求者の本人確認書類の記録事項を記載する。

● 請求者が法定代理人(親権者)2名(父母)のときの記載例

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| ・書類名称または番号：甲野太郎 19 | ・発行番号等：甲野太郎 第 012345678900 号 |
| 甲野花子 19 | 甲野花子 第 123456789010 号 |
| ・発行体名称：甲野太郎 ○○公安委員会 | ・発行年月日：甲野太郎 平成 30 年 10 月 1 日 |
| 甲野花子 ○○公安委員会 | 甲野花子 令和 3 年 4 月 1 日 |

● 自店保管(保管期間10年)

4 2 7 記名者の行為能力に関する届出

⇒ 同時に他の請求・届出を受けたとき・4 2 9 同時請求の取扱い 参照

4 2 7 - 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①受付	○ 記名者の行為能力に変更があった旨または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意代理人をいう。以下4 2 7 - 1において同じ。）に変更があった旨の申出を受けたときは、次の必要書類を提出（本人確認書類にあつては呈示）させる。 なお、必要書類のうち戸籍謄（抄）本については、電子情報処理組織により作成される次の書類でもよい。 ・ 戸籍謄本……………戸籍の全部事項証明書 ・ 戸籍抄本……………戸籍の個人事項証明書 * 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。 この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を届出人に伝える。 ・ 個人番号カード 当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。 ・ 国民年金手帳 基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。 ・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証 被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングしたものを提出すること。 ・ 生活保護受給証明書 受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。 ● 届出人に本人確認書類の写を作成する旨を伝える。 * 郵送による提出の場合を除く。 ● 届出人から添付書類（本人確認書類を除く。）の返却希望があった場合には、正本の写を作成し、これに「正本と照合済」の旨および日付を表示し、取扱者が押印したうえで写を保管する。 ● 届出人が任意代理人である場合には、4 1 6 の手続の可否を確認のうえ、必要なときはその手続も併せて行う。 ⇒ 4 1 6 参照・委任状

届出の理由	必 要 書 類	
	届 書	添 付 書 類 ⇒ 415参照・本人確認書類の種類および記録事項
① 未成年者であった記名者が成年に到達したとき	○ 成年に到達した旨の適宜の届書 届書例示1参照	○ 記名者の本人確認書類 ○ 記名者が成年に到達した旨の事実が確認できる戸籍謄（抄）本または住民票（写） ＊ 住民票（写）については、個人番号が記載されていないものを提出させる。ただし、個人番号が記載された住民票（写）が提出された場合は、個人番号部分をマスキングすれば受け取ることは可能。
② 未成年者の法定代理人が変わったとき	○ 法定代理人に変更があった旨の適宜の届書 届書例示2参照	○ 新法定代理人の本人確認書類 ○ 法定代理人の変更が確認できる記名者の戸籍謄（抄）本または法定相続情報一覧図（写） ただし、戸籍謄（抄）本または法定相続情報一覧図（写）にこの記載がないときは、法定代理人変更に関する家庭裁判所の審判書の謄本

**引揚者特別交付金国庫債券
慰 労 金 国 庫 債 券 の と き
特別葬祭給付金国庫債券**

引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金国庫債券は、他の記名国債証券と異なり、消滅時効（時効期間10年）の適用があるので、特殊事例710を参照のうえ取扱うこと。

- 自店備付けの記名国債証券印鑑票から該当分を抜き出す。
- 印鑑票が長期未払印鑑票等に該当する場合には、特殊事例731または732を参照のうえ取扱うこと。

照会を要する事例

- 次の申出を受けたときは、業務局国債証券業務グループへ照会し、その指示により取扱う。

②審査

- 記名者が成年被後見人（民法第7条）、被保佐人（民法第11条）もしくは被補助人（民法第15条）となった旨または任意後見契約の委任者（任意後見契約に関する法律）で任意後見監督人が選任された旨
 - 記名者が成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人でなくなった旨または任意後見契約の委任者で任意後見契約が解除された旨
 - 記名者の成年後見人、保佐人、被補助人または任意後見人に変更があった旨
- 提出された必要書類について、次のことを確かめる。
- 届出の理由ごとに必要書類が整っているか
 - 届書に必要事項が明りょうに記載されており、証券の要項・記名者の氏名が印鑑票と一致しているか
 - * 届書の記載事項が印鑑票と相違するときは、所要の手続をする。
 - ⇒ 429参照・同時請求の取扱い
 - ⇒ 429の2参照・自店備付けの記名国債証券印鑑票・氏名等届出書または自店を支払場所とする記名国債証券の記載事項に誤りがあるときの取扱い
 - 届書に記載されている届出人の住所・氏名が届出人の本人確認書類と一致しているか
 - 届書に記載されている記名者または法定代理人等が新たに権利を行使できる者であり、記名者または法定代理人等の本人確認書類・戸籍謄（抄）本など一致しているか
- 本人確認書類の写を1部作成する。
- * 郵送による提出の場合を除く。
 - * 当該本人確認書類が次に掲げるものである場合には、それぞれに掲げるとおり取扱う。
 - ・ 個人番号カード
 - 当該写は表面のみとし、裏面に記載されている個人番号の書き写しや、個人番号部分のコピーをしてはならない。
 - ・ 国民年金手帳
 - 基礎年金番号部分をマスキングする。
 - ・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証
 - 被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマス

	キングする。 生活保護受給証明書 受給者番号等部分をマスキングする。 ○ 届書の下部余白に代理店名・受付日付を表示する。 ⇒ 141②参照・代理店名などの表示 ○ 印鑑票の記載事項を書換え、届出印の押印を受ける。 ⇒ 413②参照・印鑑票の書換え ○ 本人確認書類を届出人へ返す。 ＊ 郵送による提出の場合には、適宜の書面を本人確認対象者（本人確認書類の写が提出された者をいう。）に転送不要郵便で送付する（同時に行われた他の請求・届出により、証券または当該請求・届出にかかる書類がその者に転送不要郵便で送付される場合を除く。）。 ○ 届書の下部余白に「○年○月○日処理済」と記載する。 ● 受付当日に手続が完了したときは、この表示を省略してよい。
④届書などの送付	届 書 例示参照 ○ 届書を、速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。 ○ 添付書類（本人確認書類を除く。）および本人確認書類の写は、自店に保管（保管期間1年）する。

4 2 7 - 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①受付	○ 記名者の行為能力に変更があった旨、または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意代理人をいう。以下4 2 7 - 2において同じ。）に変更があった旨の申出を受けたときは、次の必要書類を提出（本人確認書類にあっては呈示）させる。 なお、必要書類のうち戸籍謄（抄）本については、電子情報処理組織により作成される次の書類でもよい。 ・ 戸籍謄本……………戸籍の全部事項証明書 ・ 戸籍抄本……………戸籍の個人事項証明書 * 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。 この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を届出人に伝える。 ・ 個人番号カード 当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。 ・ 国民年金手帳 基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。 ・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証 被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングしたものを提出すること。 ・ 生活保護受給証明書 受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。 ● 届出人から添付書類（本人確認書類を除く。）の返却希望があった場合には、正本の写を作成し、これに「正本と照合済」の旨および日付を表示し、取扱者が押印したうえで写を保管する。 ● 届出人が任意代理人である場合には、4 1 6 の手続の要否を確認のうえ、必要なときはその手続も併せて行う。 ⇒ 4 1 6 参照・委任状 ⇒ 4 1 6 の 2 参照・委任状等の代書

届 出 の 理 由	必 要 書 類	
	届 書	添 付 書 類 ⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類 の種類および記録事項
① 未成年者であった記名者が成年に到達したとき	○ 成年に到達した旨の適宜の届書 届書例示 1 参照	○ 記名者の本人確認書類 ○ 届出人が記名者以外の者である場合には、届出人の本人確認書類 ○ 記名者が成年に到達した旨の事実が確認できる戸籍謄（抄）本または住民票（写） * 住民票（写）については、個人番号が記載されていないものを提出させる。ただし、個人番号が記載された住民票（写）が提出された場合は、個人番号部分をマスキングすれば受け取ることは可能。
② 未成年者の法定代理人が変わったとき	○ 法定代理人に変更があった旨の適宜の届書 届書例示 2 参照	○ 新法定代理人の本人確認書類 ○ 届出人が新法定代理人以外の者である場合には、届出人の本人確認書類 ○ 法定代理人の変更が確認できる記名者の戸籍謄（抄）本または法定相続情報一覧図（写） ただし、戸籍謄（抄）本または法定相続情報一覧図（写）にこの記載がないときは、法定代理人変更に関する家庭裁判所の審判書の謄本

- 自店備付けの氏名等届出書から該当分を抜き出す。
- 氏名等届出書が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合には、特殊事例 7 3 1 を参照のうえ取扱うこと。

照会を要する事例

- 次の申出を受けたときは、業務局国債証券業務グループへ照会し、その指示により取扱う。
- 記名者が成年被後見人（民法第 7 条）、被保佐人（民法第 1 1 条）もしくは被補助人（民法第 1 5 条）となった旨または任意後見契約の委任者（任意後見契約に関する法律）で任意後見監督人が選任された旨

②審査

- 記名者が成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人でなくなった旨または任意後見契約の委任者で任意後見契約が解除された旨
- 記名者の成年後見人、保佐人、被補助人または任意後見人に変更があった旨

○ 提出された必要書類について、次のことを確かめる。

- 届出の理由ごとに必要書類が整っているか
- 届書に必要事項が明りょうに記載されており、証券の要項・記名者の氏名が氏名等届出書と一致しているか
 - * 届書の記載事項が氏名等届出書と相違するときは、所要の手続をする。
 - ⇒ 4 2 9 参照・同時請求の取扱い
 - ⇒ 4 2 9 の 2 参照・自店備付けの記名国債印鑑票・氏名等届出書または自店を支払場所とする記名国債証券の記載事項に誤りがあるときの取扱い
- 届書に記載されている届出人の住所・氏名が届出人の本人確認書類と一致しているか
- 届書に記載されている記名者または法定代理人等が新たに権利を行使できる者であり、記名者または法定代理人等の本人確認書類・戸籍謄（抄）本などと一致しているか

○ 届書の下部余白に代理店名・受付日付を表示し、届出人の本人確認書類の記録事項を記載する。

- ⇒ 1 4 1 ②参照・代理店名などの表示
- ⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項
 - * 届出人である記名者が被保佐人または被補助人で保佐人または補助人に代理権が付与されていない場合（補助人にあっては、同意権が付与されている場合に限る。）には、記名者および保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項を記載する。この場合、どちらの記載が保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項か分かるように「保佐人」等の文言を併せて記載する。

③氏名等届出書の書換えなど

○ 氏名等届出書の記載事項を書換える。

- ⇒ 4 1 3 ③参照・氏名等届出書の書換え

○ 本人確認書類を届出人へ返す。

- * 郵送による提出の場合には、適宜の書面を本人確認対象者（本人確認書類の写が提出された者をいう。）に転送不要郵便で送付する（同時に行われた他の請求・届出により、証券または当該請求・届

出にかかる書類がその者に転送不要郵便で送付される場合を除く。))。

- 届書の下部余白に「〇年〇月〇日処理済」と記載する。
- 受付当日に手続きが完了したときは、この表示を省略してよい。

届 書 例示参照

④届書などの送付

- 届書を速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。
- 添付書類（本人確認書類を除く。）は、自店に保管（保管期間1年）する。

届書の例示 1 ——成年に到達したとき

成 年 到 達 届		
(日付) 4. 6. 16		
日本銀行〇〇代理店 御中		
〒××××-××××		③
住所 〇〇市〇〇町1-5		丙 野
氏名 丙野太郎		
下記第十一回特別弔慰金国庫債券の記名者である 私は、成年に達しましたので届けます。		
記		
記 号	券面種類	番 号
い	千円券 250	1230012
① 4. 6. 16 日本銀行〇〇代理店 ② 4. 6. 19 処理済		

}

④

- ① 代理店名・受付日付を表示する。
- ② 処理日付を表示する。
 - 受付当日に手続が完了したときは、この表示を省略してよい。
- ③ 届出印廃止分の場合には、押印は要しない。
- ④ 届出印廃止分の場合には、届出人の本人確認書類の記録事項を余白に記載する。
 - 届出人が1名のときの記載例
 19 第 012345678900 号
 〇〇公安委員会 令和3年4月1日

届書の例示 2 ——未成年者の法定代理人変更のとき

法定代理人変更届

(日付) 4. 6. 16

日本銀行〇〇代理店

御中

〒×××-××××

住所 〇〇市〇〇町1-5

氏名 乙 野 次 郎

乙 野 ④

下記第十一回特別弔慰金国庫債券の記名者甲野太郎の親権者に代り私が未成年後見人となりましたので届けます。

①

記

記 号	券面種類	番 号
い	千円券 250	1230012

② 4. 6. 16

日本銀行〇〇代理店

③ 4. 6. 19

処理済

⑤

- ① 未成年後見人変更の場合は、「親権者」の箇所を「未成年後見人」と記載する。
- ② 代理店名・受付日付を表示する。
- ③ 処理日付を表示する。
- 受付当日に手続きが完了したときは、この表示を省略してよい。
- ④ 届出印廃止分の場合は、押印は要しない。
- ⑤ 届出印廃止分の場合は、届出人の本人確認書類の記録事項を余白に記載する。
- 届出人が1名のときの記載例

19 第 012345678900 号

〇〇公安委員会 令和 3 年 4 月 1 日

甲野太郎

19 第 012345678900 号

〇〇公安委員会 平成 30 年 10 月 1 日

甲野花子

19 第 123456789010 号

〇〇公安委員会 令和 3 年 4 月 1 日

4 2 7 の 2 相続財産管理人または相続財産清算人の選任に関する申出

4 2 7 の 2 - 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①受付	○ 相続財産管理人または相続財産清算人から相続財産管理人または相続財産清算人の選任に関する申出とともに、記名国債証券の元利金の支払請求等（買上償還にかかる請求を除く。以下4 2 7 の 2 - 1 において「当該請求等」という。）を受けた場合には、相続財産管理人または相続財産清算人の選任にかかる家庭裁判所の審判書の謄本の提出および相続財産管理人または相続財産清算人の本人確認書類の呈示をさせて、記名国債証券印鑑票の書換えを行ったうえで、当該請求等に応じることになる。 ⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項 * 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。 この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を届出人に伝える。 ・ 個人番号カード 当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。 ・ 国民年金手帳 基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。 ・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証 被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングしたものを提出すること。 ・ 生活保護受給証明書 受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。 * 相続財産管理人または相続財産清算人の交代のときは、相続財産管理人または相続財産清算人の改任にかかる家庭裁判所の審判書の謄本の提出および新相続財産管理人または新相続財産清算人の本人確認書類の呈示をさせる。 * 相続財産清算人が既に選任されている場合において相続財産管理人から相続財産管理人の選任に関する申出を受けたとき、または相続財産管理人が既に選任されている場合において相続財産清算人から相続財産清算人の選任に関する申出を受けたときは、業務局営業・国債業務企画グループに照会し、その指示により取扱う。 ⇒ 買上償還にかかる請求のとき・7 5 1 参照 ● 相続財産管理人または相続財産清算人に本人確認書類

の写を作成する旨を伝える。

＊ 郵送による提出の場合を除く。

- 相続財産管理人または相続財産清算人から相続財産管理人または相続財産清算人の選任にかかる家庭裁判所の審判書の謄本の返却希望があった場合には、正本の写を作成し、これに「正本と照合済」の旨および日付を表示し、取扱者が押印したうえで写を保管する。
- 相続財産管理人または相続財産清算人が管理する記名国債証券について、元利金支払請求のほか各種の請求（記名変更請求を除く。）にも応じてよい。この場合、請求書等の請求者欄等には後記③の手続で印鑑票に記載した相続財産管理人または相続財産清算人の住所・資格・氏名を記載させる。

＊ 相続財産管理人または相続財産清算人への記名変更請求には応じることができない。

- 相続財産管理人または相続財産清算人の任意代理人から当該請求等を受けた場合には、相続財産管理人または相続財産清算人が作成した委任状を提出させ、４１６に準じて取扱う。

⇒ ４１６ 参照・委任状

⇒ ４１６ の ２ 参照・委任状等の代書

**引揚者特別交付金国庫債券
慰 労 金 国 庫 債 券 の と き
特別葬祭給付金国庫債券**

引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金国庫債券は、他の記名国債証券と異なり、消滅時効（時効期間１０年）の適用があるので、特殊事例７１０を参照のうえ取扱うこと。

- 自店備付けの印鑑票から、当該相続財産管理人または相続財産清算人が管理する記名国債証券にかかる印鑑票を抜き出す。
- 印鑑票が長期未払印鑑票等に該当する場合には、特殊事例７３１または７３２を参照のうえ取扱うこと。

②審査

- 提出・呈示された書類について、次のことを確かめる。
- 必要書類が整っているか
- 審判書の謄本に記載されている被相続人の氏名が、印

③印鑑票の書換えなど

鑑票に記載されている記名者の氏名と一致しているか

- 審判書の謄本に記載されている相続財産管理人または相続財産清算人の住所、氏名が、本人確認書類と一致しているか

○ 本人確認書類の写を1部作成する。

- * 郵送による提出の場合を除く。
- * 当該本人確認書類が次に掲げるものである場合には、それぞれに掲げるとおり取扱う。
 - ・ 個人番号カード
当該写は表面のみとし、裏面に記載されている個人番号の書き写しや、個人番号部分のコピーをしてはならない。
 - ・ 国民年金手帳
基礎年金番号部分をマスキングする。
 - ・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証
被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングする。
 - ・ 生活保護受給証明書
受給者番号等部分をマスキングする。

○ 記名者の記載はそのままとする。

○ 印鑑票に次のとおり記載等を行う。

⇒ 413②参照・印鑑票の書換え

- * 印鑑票に変更後の事項を記載・押印する予備欄・余白がないときは、印鑑票の更新の手続をすることとなる。

⇒ 428-1参照・印鑑票の更新

[相続財産管理人または相続財産清算人が選任された場合]

- 印鑑票の予備欄（予備欄がないときは余白）に、相続財産管理人または相続財産清算人の住所・資格（何某（記名者の氏名）の相続財産管理人または相続財産清算人）・氏名を記載し、届出印の押印を受ける。

[相続財産管理人または相続財産清算人が交代した場合]

- ① 印鑑票の現相続財産管理人または現相続財産清算人にかかる記載事項に2条の線（印鑑のときは交差する線）を引く。

- ② 印鑑票の予備欄（予備欄がないときは余白）に新相続財産

	産管理人または新相続財産清算人の住所・資格・氏名を記載し、届出印の押印を受ける。 なお、遺族国庫債券のときは、現相続財産管理人または現相続財産清算人にかかる記載事項と同じ欄の余白（現相続財産管理人または現相続財産清算人にかかる記載事項欄に余白がないときは欄外余白）に記載し、届出印の押印を受ける。 ③ 印鑑票の現相続財産管理人または現相続財産清算人にかかる記載事項と同じ欄の余白に「○年○月○日変更日本銀行○○代理店」と表示する。 なお、遺族国庫債券のときは、欄外余白に上記表示をするほか、変更事項が明らかになるようその旨を記載する。 ○ 本人確認書類を相続財産管理人または相続財産清算人（相続財産管理人または相続財産清算人の任意代理人から当該請求等を受けた場合には、その任意代理人）に返す。 ＊ 郵送による提出の場合には、適宜の書面を相続財産管理人または相続財産清算人に転送不要郵便で送付する（同時に行われた他の請求・届出により、証券または当該請求・届出にかかる書類が相続財産管理人または相続財産清算人に転送不要郵便で送付される場合を除く。）。 ④ 審判書の謄本などの保管 ○ 審判書の謄本および本人確認書類の写は印鑑票に添付して保管する。
--	---

4 2 7 の 2 - 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
① 受付	○ 相続財産管理人または相続財産清算人から相続財産管理人または相続財産清算人の選任に関する申出とともに、記名国債証券の元金の支払請求等（買上償還にかかる請求を除く。以下4 2 7 の 2 - 2 において「当該請求等」という。）を受けた場合には、相続財産管理人または相続財産清算人の選任にかかる家庭裁判所の審判書の謄本の提出および相続財産管理人または相続財産清算人の本人確認書類の呈示をさせて、氏名等届出書の書換えを行ったうえで、当該請求

等に応じることになる。

⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項

＊ 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。

この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を届出人に伝える。

・ 個人番号カード

当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。

・ 国民年金手帳

基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。

・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証

被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングしたものを提出すること。

・ 生活保護受給証明書

受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。

＊ 相続財産管理人または相続財産清算人の交代のときは、相続財産管理人または相続財産清算人の改任にかかる家庭裁判所の審判書の謄本の提出および新相続財産管理人または新相続財産清算人の本人確認書類の呈示をさせる。

＊ 相続財産清算人が既に選任されている場合において相続財産管理人から相続財産管理人の選任に関する申出を受けたとき、または相続財産管理人が既に選任されている場合において相続財産清算人から相続財産清算人の選任に関する申出を受けたときは、業務局営業・国債業務企画グループに照会し、その指示により取扱う。

⇒ 買上償還にかかる請求のとき・7 5 1 参照

● 相続財産管理人または相続財産清算人から相続財産管理人または相続財産清算人の選任にかかる家庭裁判所の審判書の謄本の返却希望があった場合には、正本の写を作成し、これに「正本と照合済」の旨および日付を表示し、取扱者が押印したうえで写を保管する。

● 相続財産管理人または相続財産清算人が管理する記名国債証券について、元金の支払請求のほか各種の請求（記名変更請求を除く。）にも応じてよい。この場合、請求書等の請求者欄等には後記③の手続で氏名等届出書に記載した相続財産管理人または相続財産清算人の住所・資格・氏名を記載させる。

＊ 相続財産管理人または相続財産清算人への記名変更請求には応じることができない。

- 相続財産管理人または相続財産清算人の任意代理人から当該請求等を受けた場合には、相続財産管理人または相続財産清算人が作成した委任状の提出ならびに相続財産管理人または相続財産清算人および任意代理人の本人確認書類の呈示をさせ、416に準じて取扱う。

⇒ 416 参照・委任状

⇒ 416 の 2 参照・委任状等の代書

- 自店備付けの氏名等届出書から、当該相続財産管理人または相続財産清算人が管理する記名国債証券にかかる氏名等届出書を抜き出す。

- 氏名等届出書が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合には、特殊事例 731 を参照のうえ取扱うこと。

②審査

- 提出・呈示された必要書類について、次のことを確かめる。

- 必要書類が整っているか

- 審判書の謄本に記載されている被相続人の氏名が、氏名等届出書に記載されている記名者の氏名と一致しているか

- 審判書の謄本に記載されている相続財産管理人または相続財産清算人の住所・氏名が、本人確認書類と一致しているか

③氏名等届出書の書換えなど

- 記名者の記載はそのままとする。

- 氏名等届出書に次のとおり記載等を行う。

⇒ 413③参照・氏名等届出書の書換え

＊ 氏名等届出書に変更後の事項を記載する予備欄・余白がないときは、氏名等届出書の更新の手続をすることとなる。

⇒ 428-2 参照・氏名等届出書の更新

[相続財産管理人または相続財産清算人が選任された場合]

- 氏名等届出書の予備欄（予備欄がないときは余白）に、相続財産管理人または相続財産清算人の住所・資格（何某（記名者の氏名）の相続財産管理人または相続財産清算人）・氏名を記載する。

〔相続財産管理人または相続財産清算人が交代した場合〕

- ① 氏名等届出書の現相続財産管理人または現相続財産清算人にかかる記載事項に2条の線を引く。
- ② 氏名等届出書の予備欄（予備欄がないときは余白）に新相続財産管理人または新相続財産清算人の住所・資格・氏名を記載する。
- ③ 氏名等届出書の現相続財産管理人または現相続財産清算人にかかる記載事項と同じ欄の余白に「〇年〇月〇日 変更日本銀行〇〇代理店」と表示する。

○ 本人確認書類は、当該請求等にかかる賦札の裏面または請求書等に本人確認書類の記録事項を記載したうえで、相続財産管理人または相続財産清算人（相続財産管理人または相続財産清算人の任意代理人から当該請求等を受けた場合には、その任意代理人。以下③において「相続財産管理人等」という。）に返す。

＊ 相続財産管理人等（請求者・届出人）の本人確認書類の記録事項の記載は、当該請求等の項の取扱いに従って行う。

相続財産管理人または相続財産清算人の任意代理人から当該請求等を受けた場合における相続財産管理人または相続財産清算人（委任者）の本人確認書類の記録事項の記載は、416に準じて行う。

＊ 郵送による提出の場合には、本人確認書類の写を廃棄する。この場合、適宜の書面を相続財産管理人または相続財産清算人に転送不要郵便で送付する（同時に行われた他の請求・届出により、証券または当該請求・届出にかかる書類が相続財産管理人または相続財産清算人に転送不要郵便で送付される場合を除く。）。

④ 審判書の謄本の保管

○ 審判書の謄本は、氏名等届出書に添付して保管する。

4 2 8 印鑑票・氏名等届出書の更新と再製

4 2 8－1 印鑑票の更新

各種の請求・届出の手續に際し、記名国債証券印鑑票に変更後の事項を記載する予備欄または余白がないときは、次により自店において印鑑票を更新したうえ、その請求・届出の手續をする。

＊ 印鑑票用紙は、統轄店に請求する。

事 務 手 順	取 扱 要 領
①新印鑑票の作成	○ 印鑑票の記載事項のうち、各種の請求・届出により変更がある事項は変更後のものを、その他の事項は旧印鑑票に記載されているものを、それぞれ新印鑑票用紙に記載する。 ＊ 旧印鑑票の裁定通知書の記号及び番号欄に裁定通知書の記号・番号が記載されていても、新印鑑票の裁定通知書の記号及び番号欄に裁定通知書の記号・番号を記載する必要はない。 ＊ 旧印鑑票の支払場所欄に支払場所の所在する都道府県名がカッコ書きで記載されていても、新印鑑票の支払場所欄に支払場所の所在する都道府県名をカッコ書きで記載する必要はない。 印 鑑 票 記載例参照 ● 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは、通常、代証券の証券番号を業務局が記載することとなるので、新印鑑票の証券番号欄は記載しない。 ○ 新印鑑票用紙の印鑑欄に届出印の押印を受ける。 ● 改印届のときは新印、記名変更の請求のときは新記名者印の押印を受ける。 ○ 新印鑑票の支払期欄のうち、すでに支払済の欄（旧印鑑票に支払表示のあるもの）に交差する斜線を引く。 ○ 遺族国庫債券（13号以降）の印鑑票である場合には、当該印鑑票の上部余白に「支払場所変更時には、見本証券と一体で移管」の文言を朱記する。 ○ 旧印鑑票に「証券の交付年月日等」の表示があるときは、新印鑑票の該当個所にその交付年月日等を表示する。 ● 支払期欄中の「証券の交付年月日等」は、旧印鑑票に表示されていても、新印鑑票に表示する必要はない。

	● 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは、通常、代証券の交付年月日等を表示することとなるので、新印鑑票に「証券の交付年月日等」は表示しない。 ⇒ 3 1 4 参照・証券の交付年月日等の表示
②旧印鑑票の抹消	○ 旧印鑑票の支払期欄のうち、支払表示のない欄に交差する斜線を引く。
③新・旧印鑑票のとりまとめ	○ 新印鑑票が上になるよう重ねて上部をとじまとめ、これを1枚の印鑑票として取扱う。

印鑑票の記載例 ―記名変更の請求により更新するとき

証券の交付年月日 証券交付 昭和 63.9.14		第四回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書				旧印鑑票	
償還金支払場所 ※	住 所 ※	氏 名 ※	印 鑑 ※				
日本銀行〇〇代理店		〇〇市〇〇町1-2-3		甲野 太郎	63.12.8 変更 日本銀行 〇〇代理店		
61. 6. 15 渡 証券交付 昭和 63.9.14 ▲ 63. 10. 5 印		63. 6. 15 渡 証券交付 昭和 63.9.14 ▲ 63. 10. 5 印		65. 6. 15 渡 2. 6. 15 印	67. 6. 15 渡 4. 6. 15 印	69. 6. 15 渡 X	記 号 い
62. 6. 15 渡 証券交付 昭和 63.9.14 ▲ 63. 10. 5 印		64. 6. 15 渡 1. 6. 15		66. 6. 15 渡 3. 6. 15	68. 6. 15 渡 5. 6. 15	70. 6. 15 渡 ③	額面金額 30万円
共業 688 注意 ※印は、特別弔		① 証券の交付年月日 証券交付 昭和 63.9.14		第四回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書		新印鑑票	
日本銀行〇〇代理店		〇〇市〇〇町5-6-7		甲野 花子		(甲野)	
61. 6. 15 渡 X		63. 6. 15 渡 X		65. 6. 15 渡 X		67. 6. 15 渡 X	
62. 6. 15 渡 X		64. 6. 15 渡 X		66. 6. 15 渡 X		68. 6. 15 渡 X	
69. 6. 15 渡 X		70. 6. 15 渡 X		記 号 い		額面金額 30万円	
② ③		⑤ 1234567		⑤			
共業 688 注意 ※印は、特別弔慰金請求者が記入し又は印を押すこと。							

- ① 旧印鑑票の証券交付年月日により表示する。
 - 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは表示しない。
- ② 旧印鑑票に表示されていても、新印鑑票への証券交付年月日の表示は不要。
- ③ 支払期欄のうち、不用欄（旧印鑑票）および支払済欄（新印鑑票）を交差する斜線で抹消する。
- ④ 旧印鑑票への変更の表示
 - ⇒ 413 参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え
- ⑤ 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは記載しない。

*とじまとめて1枚の印鑑票として取扱う。

4 2 8 - 2 氏名等届出書の更新

各種の請求・届出の手續に際し、氏名等届出書に変更後の事項を記載する予備欄または余白がないときは、次により自店において氏名等届出書を更新したうえ、その請求・届出の手續をする。

＊ 氏名等届出書用紙は、統轄店に請求する。

事務手順	取扱要領
①新氏名等届出書の作成	○ 氏名等届出書の記載事項のうち、各種の請求・届出により変更がある事項は変更後のものを、その他の事項は旧氏名等届出書に記載されているものを、それぞれ新氏名等届出書用紙に記載する。 ＊ 旧氏名等届出書の裁定通知書の記号及び番号欄に裁定通知書の記号・番号が記載されていても、新氏名等届出書の裁定通知書の記号及び番号欄に裁定通知書の記号・番号を記載する必要はない。 ＊ 旧氏名等届出書の支払場所欄に支払場所の所在する都道府県名がかっこ書きで記載されていても、新氏名等届出書の支払場所欄に支払場所の所在する都道府県名をかっこ書きで記載する必要はない。 氏名等届出書 記載例参照 ● 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは、通常、代証券の証券番号を業務局が記載することとなるので、新氏名等届出書の証券番号欄は記載しない。 ○ 新氏名等届出書の支払期欄のうち、すでに支払済の欄（旧氏名等届出書に支払表示のあるもの）に交差する斜線を引く。 ○ 旧氏名等届出書に「証券の交付年月日等」の表示があるときは、新氏名等届出書の該当個所にその交付年月日等を表示する。 ● 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは、通常、代証券の交付年月日等を表示することとなるので、新氏名等届出書に「証券の交付年月日等」は表示しない。 ⇒ 3 1 4 参照・証券の交付年月日等の表示

②旧氏名等届出書の抹消	○ 旧氏名等届出書の支払期欄のうち、支払表示のない欄に交差する斜線を引く。
③新・旧氏名等届出書のとじまとめ	○ 新氏名等届出書が上になるよう重ねて上部をとじまとめ、これを1枚の氏名等届出書として取扱う。

氏名等届出書の記載例

——記名変更の請求により更新するとき

旧氏名等届出書

証券の交付年月日等 証券 令 4.4.28 交付 和		第二十九回特別給付金国庫債券氏名等届出書			裁定通知書の記号及び番号 〇傷M裁定 456	
①	償還金支払場所 ※ (都道府県) ※	記名者住所		記名者氏名		
	(都道府県)	5.5.18 変更 日本銀行〇〇代理店 〇〇市〇〇町1-2-3		③ 甲野 太郎		
支払表示欄	令和4年4月15日渡	令和5年4月15日渡	令和6年4月15日渡	令和7年4月15日渡	令和8年4月15日渡	記号 い 額面金額 50万円 番号 0000456
	4.5.20 (印)	5.4.18 (印)				

注意 ※欄は、印字されていない場合は、請求者等が記入すること

新氏名等届出書

証券の交付年月日等 証券 令 4.4.28 交付 和		第二十九回特別給付金国庫債券氏名等届出書			裁定通知書の記号及び番号	
①	償還金支払場所 ※ (都道府県) ※	記名者住所		記名者氏名		
	日本銀行〇〇代理店	〇〇市△△町 5-6-7		甲野 花子		
	(都道府県)					
	(都道府県)					
	(都道府県)					
支払表示欄	令和4年4月15日渡	令和5年4月15日渡	令和6年4月15日渡	令和7年4月15日渡	令和8年4月15日渡	記号 い 額面金額 50万円 番号 0000456

注意 ※欄は、印字されていない場合は、請求者等が記入すること

- 旧氏名等届出書の証券交付年月日により表示する。
● 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは表示しない。
- 支払期欄のうち、不用欄（旧氏名等届出書）および支払済欄（新氏名等届出書）を交差する斜線で抹消する。
- 旧氏名等届出書への変更の表示
⇒ 413参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え
- 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは記載しない。

＊ とじまとめて1枚の氏名等届出書として取扱う。

4 2 8 - 3 印鑑票の再製

記名国債証券印鑑票を滅紛失もしくは汚染き損したときまたは長期末払印鑑票等（機械化分）にかかる支払請求もしくは各種請求を受けたときは、次により速やかにその再製手続を行う。

- * 元利金の支払の受付は、印鑑票の再製手続がすべて終わった後でなければ取扱うことはできない。
- * 支払場所変更請求、記名変更請求、証券・利賦札滅紛失の届出、汚染き損証券引換の請求または記名者の行為能力に関する届出は、これらの手続を印鑑票の再製手続と同時に進めてよい。ただし、印鑑票の書換えについては、印鑑票の再製手続がすべて終わった後に行う。
- * 印鑑票用紙は、統轄店に請求する。

事 務 手 順	取 扱 要 領
①記名者への連絡	○ 記名者に対し、印鑑票の再製を行うため証券・届出印を持参するよう、電話などにより連絡する。 ● 交付照合用の印鑑票のときは、裁（認）定通知書・届出印を持参させる。 * 各種の請求・届出により証券の提出を受けているとき、または証券・利賦札滅紛失の届出のときは、届出印だけを持参させることとなる。
②印鑑票の作成など	○ 提出された証券により、印鑑票用紙に支払場所・記名者の氏名・証券の要項を記載し、印鑑欄に届出印の押印を受ける。 * 印鑑票用紙に裁定通知書の記号及び番号欄が印刷されていても、同欄への記載を要しない。 * 住所は、記名者から申出を受けて記載する。 * 印鑑票用紙の支払場所欄に（ 都道府県）が印刷されていても、支払場所の所在する都道府県名を（ 都道府県）に記載する必要はない。 * 証券・利賦札滅紛失の届出に際し印鑑票を再製するときは、記名者からの申出を受けて記載することとなる。 * 印鑑票用紙の記載内容につき不明点等があるときは、業務局営業・国債業務企画グループに照会し、その指示により取扱う。 ● 交付照合用の印鑑票のときは、交付内訳書により記載する。 ○ 印鑑票に押印を受けた届出印が証券裏面に押印の印影と一致していることを確かめる。 * 証券裏面に押印がない場合、印影が相違する場合、または証券・利賦札滅紛失の届出の場合には、本人確認書類の呈示を求め、正当に権利を行使することができる者であることを確かめる。 ⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項

* この場合、記名者に本人確認書類の写を作成する旨を伝え、
で、本人確認書類は写を1部作成して印鑑票の裏面にちょう付し、
本人確認書類は記名者に返すとともに、当該本人確認書類が次に掲
げるものであるときは、それぞれに掲げるとおり取扱う。

- ・ 個人番号カード

当該写は表面のみとし、裏面に記載されている個人番号の書
き写しや、個人番号部分のコピーをしてはならない。

- ・ 国民年金手帳

基礎年金番号部分をマスキングする。

- ・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者
証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康
保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地
方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の
加入者証

被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマス
キングする。

- ・ 生活保護受給証明書

受給者番号等部分をマスキングする。

● 交付照合用の印鑑票のときは、呈示を受けた裁（認）定
通知書により正当に権利を行使することができる者であ
ることを確かめる。

○ 証券についている利賦札の状態により、印鑑票の支払表
示欄のうち、支払済に該当する支払期欄に交差する斜線を
引く。

● 証券・利賦札滅紛失の届出のときは、記名者からの申出
により表示する。

○ 印鑑票の上部余白に「○年○月○日再製日本銀行○○代
理店」と表示する。

○ 遺族国庫債券（13号以降）の印鑑票である場合には、当
該印鑑票の上部余白に「支払場所変更時には、見本証券と一
体で移管」の文言を朱記する。

○ 長期末払印鑑票等（機械化分）を再製した印鑑票である場
合には、当該印鑑票の上部余白に「長期末払印鑑票等（機械
化分）の再製分」の文言を朱記する。

⇒ 特殊事例731参照・長期末払印鑑票等（機械化分）の取扱い

○ 証券を記名者へ返す。

③業務局への確認依頼

- 印鑑票を滅紛失もしくは汚染き損した事由または長期未払印鑑票等（機械化分）を再製した印鑑票である旨を記載した記名国債証券印鑑票等再製確認依頼書を作成し、再製した印鑑票と一緒に業務局国債証券業務グループへ送付する。

印鑑票等再製確認
依頼書・印鑑票
記載例参照

- * 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは、請求書・届書と一緒に送付する。
- * 汚染き損した印鑑票を再製した場合は、再製した印鑑票とともに、汚染き損した印鑑票も送付する。

⇒ 313①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付

④業務局からの確認済印鑑票などの受入

- 業務局から再製確認済の印鑑票の送付を受けたときは、次のことを確かめる。

- 自店あてのものであるか
- 印鑑票が長期未払印鑑票等（機械化）であり、かつ、印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、該当する見本証券（印鑑票等毎配付分）が添付されているか
- 記名国債証券印鑑票等送付書に記載の国債名称・枚数と一致しているか

- * 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けたときは、記名国債証券印鑑票等送付書に代えて国債証券類送付書が送付される。

- 印鑑票に再製確認済の表示があるか

- * 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求と同時のときは、代証券・滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書と一緒に再製確認済の印鑑票が送付される。
- * 汚染き損した印鑑票を再製した場合には、再製確認済の印鑑票に汚染き損した印鑑票の写が添付され、送付される。

- 記名国債証券印鑑票等受領書に受領日付を表示したうえ、これを速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。

⇒ 313②参照・印鑑票・氏名等届出書の受入

- * 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けたときは、記名国債証券印鑑票等受領書に代えて国債証券類受領書に受領日付を表示したうえ、速やかに送付元へ送付する。

印鑑票等再製確認依頼書・
印鑑票記載例

再製日付、代理店名を表示する。

業務局において表示する。

証券の交付年月日等	再製確認済令和 4 年 4 月 2 0 日業務局	4 年 4 月 1 8 日再製日本銀行〇〇代理店
第四回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書		
償還金支払場所	住 所	氏 名
※	※	※

代理店名を表示する。

4 年 4 月 1 8 日

日本銀行業務局
国債証券業務グループ 御中

(店名) 日本銀行〇〇代理店

記名国債証券印鑑票等再製確認依頼書

下記の事由により記名国債証券印鑑票または氏名等届出書を再製しましたので確認を依頼します。

事由 4.4.4 当店が支払場所変更請求書を受理し、当日〇〇郵便局へ記名国債証券印鑑票等取戻通知書を送付した。その後一週間を過ぎても印鑑票が送付されないため、同局へ照会したところ、同局では 4.4.8 送付済との回答を得たが、当店では受領した事実がなく、再度双方で調査した結果、郵送中に紛失したものと推定される。

4 2 8 - 4 氏名等届出書の再製

氏名等届出書を滅紛失もしくは汚染き損したときまたは長期未払印鑑票等（機械化分）にかかる支払請求もしくは各種請求を受けたときは、次により速やかにその再製手続を行う。

- * 元金の支払の受付は、氏名等届出書の再製手続がすべて終わった後でなければ取扱うことはできない。
- * 支払場所変更請求、記名変更請求、証券・利賦札滅紛失の届出、汚染き損証券引換の請求または記名者の行為能力に関する届出は、これらの手続を氏名等届出書の再製手続と同時に進めてよい。ただし、氏名等届出書の書換えについては、氏名等届出書の再製手続がすべて終わった後に行う。
- * 氏名等届出書用紙は、統轄店に請求する。

事 務 手 順	取 扱 要 領
①記名者への連絡	○ 記名者に対し、氏名等届出書の再製を行うため証券・本人確認書類を持参するよう、電話などにより連絡する。 ⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項 ● 交付照合用の氏名等届出書のときは、裁定通知書・本人確認書類を持参させる。 * 各種の請求・届出により証券の提出を受けているとき、または証券・利賦札滅紛失の届出のときは、本人確認書類だけを持参させることとなる。
②氏名等届出書の作成など	○ 提出・呈示された証券・本人確認書類により氏名等届出書用紙に支払場所・記名者の住所・氏名・証券の要項を記載する。 * 氏名等届出書用紙の裁定通知書の記号及び番号欄への記載は要しない。 * 氏名等届出書用紙の支払場所欄に（ 都道府県）が印刷されていても、支払場所の所在する都道府県名を（ 都道府県）に記載する必要はない。 * 証券・利賦札滅紛失の届出に際し氏名等届出書を再製するときは、記名者からの申出を受けて記載することとなる。 * 氏名等届出書用紙の記載内容につき不明点等があるときは、業務局営業・国債業務企画グループに照会し、その指示により取扱う。 ● 交付照合用の氏名等届出書のときは、交付内訳書により記載する。 ○ 提出・呈示された証券・本人確認書類により正当に権利を行使することができる者であることを確かめる。 ● 交付照合用の氏名等届出書のときは、呈示された裁定通知書・本人確認書類により正当に権利を行使すること

ができる者であることを確かめる。

- 証券についている賦札の状態により、氏名等届出書の支払表示欄のうち、支払済に該当する支払期欄に交差する斜線を引く。
- 証券・利賦札滅紛失の届出のときは、記名者からの申出により表示する。

- 氏名等届出書の上部余白に「○年○月○日再製日本銀行○○代理店」と表示し、本人確認書類の記録事項を記載する。

⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項

＊ 記名者が被保佐人または被補助人で保佐人または補助人に代理権が付与されていない場合（補助人にあっては、同意権が付与されている場合に限る。）には、記名者および保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項を記載する。この場合、どちらの記載が保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項か分かるように「保佐人」等の文言を併せて記載する。

- 長期未払印鑑票等（機械化分）を再製した氏名等届出書である場合には、当該氏名等届出書の上部余白に「長期未払印鑑票等（機械化分）の再製分」の文言を朱記する。

⇒ 特殊事例 7 3 1 参照・長期未払印鑑票等（機械化分）の取扱い

- 証券・本人確認書類を記名者へ返す。

③業務局への確認依頼

- 氏名等届出書を滅紛失もしくは汚染き損した事由または長期未払印鑑票等（機械化分）を再製した氏名等届出書である旨を記載した記名国債証券印鑑票等再製確認依頼書を作成し、再製した氏名等届出書と一緒に業務局国債証券業務グループへ送付する。

印鑑票等再製確認 依頼書・氏名等届出書 記載例参照

＊ 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは、請求書・届書と一緒に送付する。

＊ 汚染き損した氏名等届出書を再製した場合には、再製した氏名等届出書とともに、汚染き損した氏名等届出書も送付する。

⇒ 3 1 3 ①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付

④業務局からの確認
済氏名等届出書な
どの受入

- 業務局から再製確認済の氏名等届出書の送付を受けたときは、次のことを確かめる。
 - 自店あてのものであるか
 - 氏名等届出書が長期未払印鑑票等（機械化分）であり、かつ、印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、該当する見本証券（印鑑票等毎配付分）が添付されているか
 - 記名国債証券印鑑票等送付書に記載の国債名称・枚数と一致しているか
 - * 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けたときは、記名国債証券印鑑票等送付書に代えて国債証券類送付書が送付される。
 - 氏名等届出書に再製確認済の表示があるか
 - * 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求と同時のときは、代証券・滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書と一緒に再製確認済の氏名等届出書が送付される。
 - * 汚染き損した氏名等届出書を再製した場合には、再製確認済の氏名等届出書に汚染き損した氏名等届出書の写が添付され、送付される。
- 記名国債証券印鑑票等受領書に受領日付を表示したうえ、これを速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。
 - ⇒ 3 1 3 ②参照・印鑑票・氏名等届出書の受入
 - * 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けたときは、記名国債証券印鑑票等受領書に代えて国債証券類受領書に受領日付を表示したうえ、速やかに送付元へ送付する。

印鑑票等再製確認依頼書・氏名等
届出書の記載例

証券の交付年月日等		業務局において表示する。		再製日付、代理店名を表示する。		代理店名を表示する。	
再製確認済令和 4 年 4 月 20 日業務局		4 年 4 月 18 日再製		日本銀行〇〇代理店			
第二十九回特別給付金国庫債券氏名等届出書				裁定通知書の記号及び番号			
償還金支払場所		記名者住所		記名者氏名			
※ (都道府県)		※		※			

4 年 4 月 18 日

日本銀行業務局
国債証券業務グループ 御中

(店名) 日本銀行〇〇代理店

記名国債証券印鑑票等再製確認依頼書

下記の事由により記名国債証券印鑑票または氏名等届出書を再製しましたので確認を依頼します。

事由 4.4.4 当店が支払場所変更請求書を受理し、当日〇〇郵便局へ記名国債証券印鑑票等取戻通知書を送付した。その後一週間を過ぎても氏名等届出書が送付されないため、同局へ照会したところ、同局では 4.4.8 送付済との回答を得たが、当店では受領した事実がなく、再度双方で調査した結果、郵送中に紛失したものと推定される。

4 2 9 同時請求の取扱い

- 記名国債証券の各種請求において同時に異なる請求・届出を受けたときは、それぞれの請求書・届書等を提出させ、同時請求として取扱う。

記名国債証券各種請求の同時請求一覧

請 求 内 容	支払場所 変 更	住 所 変 更	記 名 変 更	滅 紛 失				汚染き損 証券引換	改 印	行為能力 変 更
				滅紛失届 受付時	支払（交 付）請求 書受付時	代証券交 付・支払 通知書 受付時	発見届 受付時			
支払場所変更		○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○
住 所 変 更	○			◎	◎	◎	◎	○	○	○
記 名 変 更	◎			◎	◎	◎	◎	○		
滅 紛 失	滅紛失届 受付時	◎	◎						◎	○
	支 払（交 付）請 求 書 受 付 時	◎	◎						◎	○
	代証券交付・ 支払通知書 受 付 時	◎	◎						◎	○
	発 見 届 受 付 時	◎	◎						◎	○
汚染き損 証券引換	○	○	○						○	○
改 印	○	○		◎	◎	◎	◎	○		○
行為能力変更	○	○		○	○	○	○	○	○	

- ◎印は、同時に2種類以上の請求・届出を受けた場合の手続順序等を明確にする趣旨から、次項以下に取扱要領を取まとめているもの。

＊ 各種の請求・届出の対象とする証券の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものである場合においても原則として同様に取扱う。ただし、一方の請求が支払場所変更の請求であり、かつ、他店が旧支払場所である場合には、印鑑票等（見本証券添付分）のほか見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻しを要する。なお、取戻した見本証券（印鑑票等毎配付分）については、次のとおり取扱う。

- ① 印鑑票等（見本証券添付分）を業務局に送付するとき
見本証券（印鑑票等毎配付分）は、印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に送付する。
- ② 印鑑票等（見本証券添付分）を業務局に既に送付しているとき
見本証券（印鑑票等毎配付分）は、業務局から印鑑票等（見本証券添付分）の送付を受けるまでの間、各種の請求書・届書に添付して保管する。
- ③ 業務局への印鑑票等（見本証券添付分）の送付を要しないとき
見本証券（印鑑票等毎配付分）は、印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に保管する。

○ 同時請求の取扱いにあたっては、次の点を除き、各種請求に基づく個別事務の取扱いを併せて行う。

＊ 各種の請求・届出により取戻す印鑑票が日本銀行本店で保管する長期未払印鑑票（機械化以外分）であるときは、業務局国債証券業務グループの指示により取扱う。

⇒ 長期未払印鑑票（機械化以外分）については、4 1 2 ①参照

4 2 9 - 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い

4 2 9 - 1 - 1 証券（利賦札）滅紛失届の受付時

⇒ 4 2 3 - 1 - 1 参照

同時請求 の 種 類	取 扱 要 領
支 払 場 所 変 更	○ 支払場所変更の手続を行った後、滅紛失届の取扱いをする。 ⇒ 4 2 1 参照・元利金支払場所変更の請求 ● 支変請求書の同時請求欄の「滅紛失」を○印で囲む。 ● 滅紛失届の元利金（償還金）支払場所欄に「新支払場所」を記載させ、同時請求欄の「支払場所変更」を○印で囲む。 ● 印鑑票等取戻通知書を作成する必要があるときは、同通知書の取戻事由欄には「証券（利賦札）滅紛失および支払場所変更」と記載する。 ⇒ 4 1 2 ①参照・印鑑票・氏名等届出書の取戻し * 滅紛失した証券（支払場所を変更する証券）の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであり、かつ、他店が旧支払場所である場合には、印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も取戻す。この場合、滅紛失届（写）の処理欄に「印鑑票等取戻通知書送付日付」を表示するとともに、同欄の余白に「見本証券取戻日付」と記載し、その日付を表示する。なお、印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書の取戻事由欄には「証券（利賦札）滅紛失および支払場所変更」と記載する。 ⇒ 4 1 2 の 2 ①参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。） ● 印鑑票の償還金支払場所欄を書換える。 ⇒ 4 1 3 ②参照・印鑑票の書換え ● 支変請求書、滅紛失届および印鑑票を業務局国債証券業務グループへ送付する。 * 業務局国債証券業務グループへ送付する印鑑票が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も業務局国債証券業務グループへ送付する。なお、業務局国債証券業務グループから印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受け、当該印鑑票等（見本証券添付分）を新支払場所へ送付するときは、当該印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に当該見本証券（印鑑票等毎配付分）も送付する。

記 名 変 更	○ 記名変更の手続を行った後、滅紛失届の取扱いをする。なお、受付時において、業務局国債証券業務グループに対し、当該滅紛失証券の支払済否照会を行い、完済していないことを確認する。 ⇒ 4 2 2 参照・記名変更の請求 ＊ 滅失または紛失した証券（利賦札）の要項について記名者の相続人から照会を受けた場合には、提出を受けた戸籍謄（抄）本等により記名者の相続人であるかを確認するとともに、被相続人の氏名に加え、住所（被相続人の住所の確認にあたっては、住所証明書類の呈示を受ける。）または裁（認）定番号（裁（認）定番号が不明なときは、裁（認）定機関に確認させる。）が印鑑票のものと一致することを確認のうえ、当該要項を回答する。 ＊ 上述の対応が難しい場合には、業務局国債証券業務グループに連絡し、その指示に基づき対応する。 ● 記変請求書の請求者氏名欄に「新記名」を記載し押印させ、同時請求欄の「滅紛失」を○印で囲む。 ● 滅紛失届は次のとおり記載させる。 ● 届出人の氏名欄には「^(現記名)○○○○ ^(新記名)相続人 ○○○○」と記載する。 ● 記名欄には「現記名」を記載する。 ● 同時請求欄の「記名変更」を○印で囲む。 ● 印鑑票の氏名欄を書換える。 ⇒ 4 1 3 ②参照・印鑑票の書換え ＊ 印鑑票への新印の押なつは印鑑票を取戻した後に行うこととなるが、請求者の住所が遠隔地のときに限り、印鑑票更新の手続をとってよい。 ⇒ 4 2 8－1 参照・印鑑票の更新 ● 記変請求書、滅紛失届および印鑑票を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒ 送付する印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）の取扱いについては、2 3 1 ④参照
改 印	○ 改印の手続を行った後、滅紛失届の取扱いをする。 ⇒ 4 2 5 参照・改印の届出（届出印廃止分以外の記名国債証券のみ） ● 滅紛失届の同時請求欄の「改印」を○印で囲む。 ● 印鑑票の印鑑欄に新印を押させ、旧印を消す。 ⇒ 4 1 3 ②参照・印鑑票の書換え ＊ 印鑑票への新印の押なつは印鑑票を取戻した後に行うこととなるが、請求者の住所が遠隔地のときに限り、印鑑票更新の手続をとってよい。 ⇒ 4 2 8－1 参照・印鑑票の更新 ● 滅紛失届および印鑑票を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒ 送付する印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）の取扱いについては、2 3 1 ④参照

住 所 変 更	○ 住所変更の手続を行った後、滅紛失届の取扱いをする。 ⇒ 4 2 6 参照・住所の変更 ● 滅紛失届の同時請求欄の「住所変更」を○印で囲む。 ● 印鑑票の住所欄を書換える。 ⇒ 4 1 3 ②参照・印鑑票の書換え ● 滅紛失届および印鑑票を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒ 送付する印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）の取扱いについては、2 3 1 ④参照
------------------	---

4 2 9 - 1 - 2 減紛失 利賦札元利金（償還金）支払 請求書の受付時
代 証 券 交 付

⇒ 4 2 3 - 3 - 1 参照

* 支払（交付）請求書提出時期前に、他の請求・届出があったときは、支払（交付）請求書提出時に同時請求として取扱う。

同時請求 の 種 類	取 扱 要 領
支 払 場 所 変 更	○ 支払場所変更の手続を行った後、支払（交付）請求書の取扱いをする。 ⇒ 4 2 1 参照・元利金支払場所変更の請求 ● 支変請求書の同時請求欄に「支払（交付）請求」と記載し、これを○印で囲む。 ● 支払（交付）請求書の元利金（償還金）支払場所欄に「新支払場所」を記載させ、同時請求欄の「支払場所変更」を○印で囲む。 ● 減紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「支払場所変更」の旨および「新支払場所」を記載し、「支払場所変更日付」を表示する。 ● 支変請求書および支払（交付）請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。 * 減紛失した証券（支払場所を変更する証券）の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであり、かつ、他店が旧支払場所である場合には、旧支払場所から見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻す。この場合、見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書（書式適宜）を旧支払場所へ送付するとともに、減紛失届（写）の処理欄の余白に「見本証券取戻日付」と記載し、その日付を表示する。なお、見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書の取戻事由欄には「支払（交付）請求および支払場所変更」と記載する。また、取戻した当該見本証券（印鑑票等毎配付分）は、業務局国債証券業務グループから当該印鑑票等（見本証券添付分）の送付を受けるまでの間、減紛失届（写）に添付して保管する。 ⇒ 4 1 2 の 2 ①参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。） ● 旧支払場所に対して、電話などにより支払場所変更があった旨を連絡する。 ● 業務局から印鑑票が送付されたときは、印鑑票の償還金支払場所欄を書換える。 ⇒ 4 1 3 ②参照・印鑑票の書換え * 変更年月日は、減紛失届（写）に表示された「支払場所変更日付」とする。 * 減紛失した証券（支払場所を変更する証券）の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものである場合において、上記の書換え終了後、新支払場所へ印鑑票を送付するときは、印鑑票と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も送付する。

記 名 変 更	○ 記名変更の手続を行った後、支払（交付）請求書の取扱いをする。 ⇒ ４２２参照・記名変更の請求 ● 記変請求書の請求者氏名欄に「新記名」を記載し押印させ、同時請求欄の余白に「支払（交付）請求」と記載し、これを○印で囲む。 ● 支払（交付）請求書は次のとおり記載させる。 ● 請求者氏名欄には「^(現記名)○○○○ 相続人 ^(新記名)○○○○」と記載する。 ● 記名欄には「新記名」を記載する。 ● 同時請求欄の「記名変更」を○印で囲む。 ● 滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「記名変更」の旨および「新記名」を記載し、「記名変更日付」を表示する。 ● 印鑑票更新の手続により新印鑑票を作成し、記変請求書、支払（交付）請求書とともに業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒ ４２８－１参照・印鑑票の更新 ● 業務局から印鑑票が送付されたときは、旧印鑑票の記載事項などを抹消する。 ⇒ ４２８－１参照・印鑑票の更新 ＊ 変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「記名変更日付」とする。 請 求 書 記載例参照
改 印	○ 改印の手続を行った後、支払（交付）請求書の取扱いをする。 ⇒ ４２５参照・改印の届出（届出印廃止分以外の記名国債証券のみ） ● 旧印による届出のときは、滅紛失届（写）の印影と照合する。 ● 支払（交付）請求書の同時請求欄の「改印」を○印で囲む。 ● 滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「改印」の旨を記載し、「改印日付」を表示する。 ● 印鑑票更新の手続により新印鑑票を作成し、支払（交付）請求書とともに業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒ ４２８－１参照・印鑑票の更新 ● 業務局から印鑑票が送付されたときは、旧印鑑票の記載事項などを抹消する。 ⇒ ４２８－１参照・印鑑票の更新 ＊ 変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「改印日付」とする。

住所 変 更	○ 住所変更の手続を行った後、支払（交付）請求書の取扱いをする。 ⇒ 4 2 6 参照・住所の変更 ● 支払（交付）請求書の同時請求欄の「住所変更」を○印で囲む。 ● 滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「住所変更」の旨および「新住所」を記載し、「住所変更日付」を表示する。 ● 支払（交付）請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ● 業務局から印鑑票が送付されたときは、印鑑票の住所欄を書換える。 ⇒ 4 1 3 ②参照・印鑑票の書換え ＊ 変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「住所変更日付」とする。
--------------	--

4 2 9 - 1 - 3 減紛失代証券・減紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書の受入時

⇒ 4 2 3 - 4 - 1・4 2 3 - 5 参照

* 支払（交付）請求書を受付けた後に他の請求・届出があったときは、業務局から代証券または減紛失元利金支払通知書が送付されたときに同時請求として取扱う。

同時請求 の 種 類	取 扱 要 領
支 払 場 所 変 更	○ 支払場所変更の手続を行った後、代証券・減紛失元利金支払通知書の取扱いをする。 ⇒ 4 2 1 参照・元利金支払場所変更の請求 ● 支変請求書の証券交付時変更欄は次のとおり記載する。 ● 代証券を受入れたとき……「減紛失代証券」を○印で囲む。 ● 減紛失元利金支払通知書 ……余白に「支払通知書受入」と記 受入れたとき 載し、これを○印で囲む。 ● 減紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「支払場所変更」の旨および「新支払場所」を記載し、「支払場所変更日付」を表示する。 ● 印鑑票、代証券または減紛失元利金支払通知書の償還金支払場所欄を書換える。 ⇒ 4 1 3 参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え * 減紛失元利金支払通知書の書換えは、証券と同様の方法により行う。 ● 支変請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ● 旧支払場所に対して、電話などにより支払場所変更があった旨を連絡する。 * 減紛失した証券（支払場所を変更する証券）の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであり、かつ、他店が旧支払場所である場合には、見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書（書式適宜）を旧支払場所に送付し、旧支払場所から見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻す。この場合、減紛失届（写）の処理欄の余白に「見本証券取戻日付」と記載し、その日付を表示する。なお、見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書の取戻事由欄には「減紛失代証券（支払通知書）および支払場所変更」と記載する。また、取戻した当該見本証券（印鑑票等毎配付分）は、業務局国債証券業務グループから当該印鑑票等（見本証券添付分）等の送付を受けるまでの間、減紛失届（写）に添付して保管し、当該印鑑票等（見本証券添付分）を新支払場所へ送付するときは、当該印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に当該見本証券（印鑑票等毎配付分）を新支払場所へ送付する。 ⇒ 4 1 2 の 2 ①参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。）

記 名 変 更	○ 記名変更の手続を行った後、代証券・減紛失元利金支払通知書の取扱いをする。 ⇒ 4 2 2 参照・記名変更の請求 ● 記変請求書の請求者氏名欄に「新記名」を記載し押印させる。 また、証券交付時変更欄は次のとおり記載する。 ● 代証券を受入れたとき ……「減紛失代証券」を○印で囲む。 ● 減紛失元利金支払通知書 ……余白に「支払通知書受入」と記 を受入れたとき 載し、これを○印で囲む。 ● 減紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「記名変更」の旨および 「新記名」を記載し、「記名変更日付」を表示する。 ● 印鑑票、代証券または減紛失元利金支払通知書の氏名または記名 欄を書換える。 ⇒ 4 1 3 参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え ＊ 減紛失元利金支払通知書の書換えは、証券と同様の方法により行う。 ● 記変請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。
改 印	○ 改印の手続を行った後、代証券・減紛失元利金支払通知書の取扱いをする。 ⇒ 4 2 5 参照・改印の届出（届出印廃止分以外の記名国債証券のみ） ● 減紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「改印」の旨を記載し、 「改印日付」を表示する。 ● 印鑑票の印鑑欄に新印を押させ、旧印を消す。 ⇒ 4 1 3 ②参照・印鑑票の書換え ＊ ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店を支払 場所とする支払通知書については、記名者がゆうちょ銀行の国債代理店ま たは日本郵便会社の国債復代理店において元利金を受取る際、改印の手続 をとらせてもよい。この場合は、同時請求として取扱わない。
住 所 変 更	○ 住所変更の手続を行った後、代証券・減紛失元利金支払通知書の取扱いをする。 ⇒ 4 2 6 参照・住所の変更 ● 減紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「住所変更」の旨および 「新住所」を記載し、「住所変更日付」を表示する。 ● 印鑑票の住所欄を書換える。 ⇒ 4 1 3 ②参照・印鑑票の書換え

4 2 9 - 1 - 4 発見届（支払（交付）請求書未提出分）の受付時

⇒ 4 2 3 - 6 - 1 参照

同時請求 の 種 類	取 扱 要 領
支 払 場 所 変 更	○ 支払場所変更の手続を行った後、発見届の取扱いをする。 ⇒ 4 2 1 参照・元利金支払場所変更の請求 ● 支変請求書の同時請求欄の余白に「発見届」と記載し、これを○印で囲む。 ● 発見届の元利金（償還金）支払場所欄に「旧支払場所」を記載させる。 また、下部余白に「支払場所変更同時」と記載する。 ● 滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「支払場所変更」の旨および「新支払場所」を記載し、「支払場所変更日付」を表示する。 ＊ 発見届とともに証券が提出されたときは、証券の償還金支払場所欄を書換える。 ⇒ 4 1 3 ①参照・証券の書換え ● 発見届および支変請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ＊ 発見された証券（支払場所を変更する証券）の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであり、かつ、他店が旧支払場所である場合には、見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書（書式適宜）を旧支払場所へ送付し、旧支払場所から見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻す。この場合、発見届の処理欄の余白に「見本証券取戻日付」と記載し、その日付を表示する。なお、見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書の取戻事由欄には「発見届および支払場所変更」と記載する。また、取戻した当該見本証券（印鑑票等毎配付分）は、業務局国債証券業務グループから当該印鑑票等（見本証券添付分）の送付を受けるまでの間、滅紛失届（写）に添付して保管する。 ⇒ 4 1 2 の 2 ①参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。） ● 旧支払場所に対して、電話などにより支払場所変更があった旨を連絡する。 ● 業務局から印鑑票が送付されたときは、償還金支払場所欄を書換える。 ⇒ 4 1 3 ②参照・印鑑票の書換え ＊ 変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「支払場所変更日付」とする。 ＊ 発見された証券（支払場所を変更する証券）の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものである場合において、上記の書換え終了後、新支払場所へ印鑑票を送付するときは、印鑑票と一緒に見本証券も送付する

記 名 変 更	○ 記名変更の手続を行った後、発見届の取扱いをする。 ⇒ 422参照・記名変更の請求 * 証券の記名欄を書換えるため証券を必ず提出させること。 ● 記変請求書の請求者氏名欄に「新記名」を記載し押印させ、同時請求欄の余白に「発見届」と記載し、これを○印で囲む。 ● 発見届は次のとおり記載させる。 ● 届出人氏名欄には「^(現記名)○○○○ 相続人 ^(新記名)○○○○」と記載する。 ● 記名欄には「現記名」を記載する。 ● 発見届の同時請求欄の「記名変更」を○印で囲む。 ● 滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「記名変更」の旨および「新記名」を記載し、「記名変更日付」を表示する。 ● 証券の記名欄を書換える。 ⇒ 413①参照・証券の書換え ● 印鑑票更新の手続により新印鑑票を作成し、発見届、記変請求書とともに業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒ 428-1参照・印鑑票の更新 ● 業務局から印鑑票が送付されたときは、旧印鑑票の記載事項などを抹消する。 ⇒ 428-1参照・印鑑票の更新 * 変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「記名変更日付」とする。
改 印	○ 改印の手続を行った後、発見届の取扱いをする。 ⇒ 425参照・改印の届出（届出印廃止分以外の記名国債証券のみ） ● 発見届の同時請求欄の「改印」を○印で囲む。 ● 滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「改印」の旨を記載し、「改印日付」を表示する。 ● 印鑑票更新の手続により新印鑑票を作成し、発見届とともに業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒ 428-1参照・印鑑票の更新 ● 業務局から印鑑票が送付されたときは、旧印鑑票の記載事項などを抹消する。 ⇒ 428-1参照・印鑑票の更新 * 変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「改印日付」とする。

住 所 変 更	○ 住所変更の手続を行った後、発見届の取扱いをする。 ⇒ 4 2 6 参照・住所の変更 ● 発見届の同時請求欄の「住所変更」を○印で囲む。 ● 滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「住所変更」の旨および「新住所」を記載し、「住所変更日付」を表示する。 ● 発見届を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ● 業務局から印鑑票が送付されたときは、印鑑票の住所欄を書換える。 ⇒ 4 1 3 ②参照・印鑑票の書換え ＊ 変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「住所変更日付」とする。
----------------------------	--

4 2 9 - 1 - 5 記名変更請求と支払場所変更請求の同時請求

⇒ 4 2 1 ・ 4 2 2 参照

取 扱 要 領

- 記名変更の手続を行った後、支払場所変更の取扱いをする。
- 記変請求書の請求者氏名欄に「新記名」を記載し押印させ、同時請求欄の「支払場所変更」を○印で囲む。
 - 支変請求書は次のとおり記載させる。
 - 請求者氏名欄には「^(現 記 名)○○○○ 相続人 ^(新 記 名)○○○○」と記載する。
 - 記名欄には「現記名」を記載する。
 - 同時請求欄の「記名変更」を○印で囲む。

(自店が新支払場所のとき)

- 印鑑票等取戻通知書を作成する必要があるときは、同通知書の取戻事由欄には「記名変更および支払場所変更」と記載する。
 - ⇒ 4 1 2 ①参照・印鑑票・氏名等届出書の取戻し
 - * 記名変更をする証券（支払場所を変更する証券）の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであり、かつ、他店が旧支払場所であるときは、印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も旧支払場所から取戻す。なお、印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻事由欄には「記名変更および支払場所変更」と記載する。
 - ⇒ 4 1 2 の 2 ①参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。）
- 他店から印鑑票を取戻したときは、証券・印鑑票の該当個所を書換える。
 - ⇒ 4 1 3 参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え
 - * 変更年月日は、「記名変更日付」とする。
- 印鑑票への新印の押なつは、手続済の証券を新記名者へ返付する際に行う。
- 記変請求書および支変請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。

(自店が旧支払場所のとき)

- 証券・印鑑票の該当個所を書換える。
 - ⇒ 4 1 3 参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え
- 証券を請求者へ返す。
- 印鑑票・支変請求書の新支払場所へ送付する。
 - ⇒ 3 1 3 ①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付
 - * 記名変更をする証券（支払場所を変更する証券）の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであるときは、印鑑票・支変請求書と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も新支払場所へ送付する。
- 記変請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。

4 2 9 - 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い

4 2 9 - 2 - 1 証券（利賦札）滅紛失届の受付時

⇒ 4 2 3 - 1 - 2 参照

同時請求 の 種 類	取 扱 要 領
支 払 場 所 変 更	○ 支払場所変更の手続を行った後、滅紛失届の取扱いをする。 ⇒ 4 2 1 参照・元利金支払場所変更の請求 ● 支変請求書の同時請求欄の「滅紛失」を○印で囲む。 ● 滅紛失届の元利金（償還金）支払場所欄に「新支払場所」を記載させ、同時請求欄の「支払場所変更」を○印で囲む。 ● 印鑑票等取戻通知書を作成する必要があるときは、同通知書の取戻事由欄には「証券（利賦札）滅紛失および支払場所変更」と記載する。 ⇒ 4 1 2 ①参照・印鑑票・氏名等届出書の取戻し ＊ 滅紛失した証券（支払場所を変更する証券）の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであり、かつ、他店が旧支払場所である場合には、印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も取戻す。この場合、滅紛失届（写）の処理欄に「印鑑票等取戻通知書送付日付」を表示するとともに、同欄の余白に「見本証券取戻日付」と記載し、その日付を表示する。なお、印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書の取戻事由欄には「証券（利賦札）滅紛失および支払場所変更」と記載する。 ⇒ 4 1 2 の 2 ①参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。） ● 氏名等届出書の償還金支払場所欄を書換える。 ⇒ 4 1 3 ③参照・氏名等届出書の手換え ● 支変請求書、滅紛失届および氏名等届出書を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ＊ 業務局国債証券業務グループへ送付する氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該氏名等届出書と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も業務局国債証券業務グループへ送付する。なお、業務局国債証券業務グループから印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受け、当該印鑑票等（見本証券添付分）を新支払場所へ送付するときは、当該印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に当該見本証券（印鑑票等毎配付分）も送付する。

記 名 変 更	○ 記名変更の手続を行った後、滅紛失届の取扱いをする。なお、受付時において、業務局国債証券業務グループに対し、当該滅紛失証券の支払済否照会を行い、完済していないことを確認する。 ⇒ 4 2 2 参照・記名変更の請求 ＊ 滅失または紛失した証券（賦札）の要項について記名者の相続人から照会を受けた場合には、提出を受けた戸籍謄（抄）本等により相続人であることを確認するとともに、被相続人の氏名に加え、住所（被相続人の住所の確認にあたっては、住所証明書類の呈示を受ける。）または裁定番号（裁定番号が不明なときは、裁定機関に確認させる。）が氏名等届出書のものと一致することを確認のうえ、当該要項を回答する。 ＊ 上述の対応が難しい場合には、業務局国債証券業務グループに連絡し、その指示に基づき対応する。 ● 記変請求書の請求者氏名欄に「新氏名」を記載させ、同時請求欄の「滅紛失」を○印で囲む。 ● 滅紛失届は次のとおり記載させる。 ・ 届出人氏名欄には「^(現記名)○○○○ 相続人 ^(新記名)○○○○」と記載する。 ・ 記名欄には「現記名」を記載する。 ・ 同時請求欄の「記名変更」を○印で囲む。 ● 氏名等届出書の記名者氏名欄を書換える。 ⇒ 4 1 3 ③参照・氏名等届出書の書換え ● 記変請求書、滅紛失届および氏名等届出書を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒ 送付する印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）の取扱いについては、2 3 1 ④参照
住 所 変 更	○ 住所変更の手続を行った後、滅紛失届の取扱いをする。 ＊ 住所変更請求書の提出は要しない。 ⇒ 4 2 6 参照・住所の変更 ● 滅紛失届の同時請求欄の「住所変更」を○印で囲む。 ● 氏名等届出書の記名者住所欄を書換える。 ⇒ 4 1 3 ③参照・氏名等届出書の書換え ● 滅紛失届および氏名等届出書を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒ 送付する印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）の取扱いについては、2 3 1 ④参照

4 2 9 - 2 - 2 減紛失 利賦札元利金（償還金）支払 請求書の受付時
代 証 券 交 付

⇒ 4 2 3 - 3 - 2 参照

* 支払（交付）請求書提出時期前に他の請求・届出があったときは、支払（交付）請求書提出時に同時請求として取扱う。

同時請求 の 種 類	取 扱 要 領
支 払 場 所 変 更	○ 支払場所変更の手続を行った後、支払（交付）請求書の取扱いをする。 ⇒ 4 2 1 参照・元利金支払場所変更の請求 ● 支変請求書の同時請求欄に「支払（交付）請求」と記載し、これを○印で囲む。 ● 支払（交付）請求書の元利金（償還金）支払場所欄に「新支払場所」を記載させ、同時請求欄の「支払場所変更」を○印で囲む。 ● 減紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「支払場所変更」の旨および「新支払場所」を記載し、「支払場所変更日付」を表示する。 ● 支変請求書および支払（交付）請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。 * 減紛失した証券（支払場所を変更する証券）の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであり、かつ、他店が旧支払場所である場合には、見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書（書式適宜）を旧支払場所に送付し、旧支払場所から見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻す。この場合、減紛失届（写）の処理欄の余白に「見本証券取戻日付」と記載し、その日付を表示する。なお、見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書の取戻事由欄には「支払（交付）請求および支払場所変更」と記載する。また、取戻した当該見本証券（印鑑票等毎配付分）は、業務局国債証券業務グループから当該印鑑票等（見本証券添付分）等の送付を受けるまでの間、減紛失届（写）に添付して保管する。 ⇒ 4 1 2 の 2 ①参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。） ● 旧支払場所に対して、電話などにより支払場所変更があった旨を連絡する。 ● 業務局から氏名等届出書が送付されたときは、氏名等届出書の償還金支払場所欄を書換える。 ⇒ 4 1 3 ③参照・氏名等届出書の書換え * 変更年月日は、減紛失届（写）に表示された「支払場所変更日付」とする。 * 減紛失した証券（支払場所を変更する証券）の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものである場合において、上記の書換え終了後、新支払場所へ氏名等届出書を送付するときは、氏名等届出書と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も送付する。

記 名 変 更	○ 記名変更の手続を行った後、支払（交付）請求書の取扱いをする。 ⇒ ４２２参照・記名変更の請求 ● 記変請求書の請求者氏名欄に「新記名」を記載させ、同時請求欄の余白に「支払（交付）請求」と記載し、これを○印で囲む。 ● 支払（交付）請求書に次のとおり記載させる。 ・ 請求者氏名欄には「^(現記名)○○○○ 相続人 ^(新記名)○○○○」と記載する。 ・ 記名欄には「新記名」を記載する。 ・ 同時請求欄の「記名変更」を○印で囲む。 ● 滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「記名変更」の旨および「新記名」を記載し、「記名変更日付」を表示する。 ● 氏名等届出書更新の手続により新氏名等届出書を作成し、記変請求書、支払（交付）請求書とともに業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒ ４２８－２参照・氏名等届出書の更新 ● 業務局から氏名等届出書が送付されたときは、旧氏名等届出書の記載事項などを抹消する。 ⇒ ４２８－２参照・氏名等届出書の更新 ＊ 変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「記名変更日付」とする。 請 求 書 記載例参照
住 所 変 更	○ 住所変更の手続を行った後、支払（交付）請求書の取扱いをする。 ＊ 住所変更請求書の提出は要しない。 ⇒ ４２６参照・住所の変更 ● 支払（交付）請求書の同時請求欄の「住所変更」を○印で囲む。 ● 滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「住所変更」の旨および「新住所」を記載し、「住所変更日付」を表示する。 ● 支払（交付）請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ● 業務局から氏名等届出書が送付されたときは、氏名等届出書の住所欄を書換える。 ⇒ ４１３③参照・氏名等届出書の書換え ＊ 変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「住所変更日付」とする。

4 2 9 - 2 - 3 減紛失代証券・減紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書の受入時

⇒ 4 2 3 - 4 - 2 ・ 4 2 3 - 5 参照

＊ 支払（交付）請求書を受付けた後に他の請求・届出があったときは、業務局から代証券または減紛失元利金支払通知書が送付されたときに同時請求として取扱う。

同時請求 の 種 類	取 扱 要 領
支 払 場 所 変 更	○ 支払場所変更の手続を行った後、代証券・減紛失元利金支払通知書の取扱いをする。 ⇒ 4 2 1 参照・元利金支払場所変更の請求 ● 支変請求書の証券交付時変更欄は次のとおり記載する。 ・ 代証券を受入れたとき……「減紛失代証券」を○印で囲む。 ・ 減紛失元利金支払通知書 ……余白に「支払通知書受入」と記 受入れたとき 載し、これを○印で囲む。 ● 減紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「支払場所変更」の旨および「新支払場所」を記載し、「支払場所変更日付」を表示する。 ● 氏名等届出書、代証券または減紛失元利金支払通知書の償還金支払場所欄を書換える。 ⇒ 4 1 3 参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え ＊ 減紛失元利金支払通知書の書換えは、証券と同様の方法により行う。 ● 支変請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ● 旧支払場所に対して、電話などにより支払場所変更があった旨を連絡する。 ＊ 減紛失した証券（支払場所を変更する証券）の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであり、かつ、他店が旧支払場所である場合には、見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書（書式適宜）を旧支払場所に送付し、旧支払場所から見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻す。この場合、減紛失届（写）の処理欄の余白に「見本証券取戻日付」と記載し、その日付を表示する。なお、見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書の取戻事由欄には「減紛失代証券（支払通知書）および支払場所変更」と記載する。また、取戻した当該見本証券（印鑑票等毎配付分）は、業務局国債証券業務グループから当該印鑑票等（見本証券添付分）等の送付を受けるまでの間、減紛失届（写）に添付して保管し、当該印鑑票等（見本証券添付分）を新支払場所へ送付するときは、当該印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に当該見本証券（印鑑票等毎配付分）を新支払場所へ送付する。 ⇒ 4 1 2 の 2 ①参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。）

記 名 変 更	○ 記名変更の手続を行った後、代証券・滅紛失元利金支払通知書の取扱いをする。 ⇒ 4 2 2 参照・記名変更の請求 ● 記変請求書の請求者氏名欄に「新記名」を記載させ、証券交付時変更欄に次のとおり表示する。 ・ 代証券を受入れたとき ……「滅紛失代証券」を○印で囲む。 ・ 滅紛失元利金支払通知書を ……余白に「支払通知書受入」と記受入れたとき 載し、これを○印で囲む。 ● 滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「記名変更」の旨および「新記名」を記載し、「記名変更日付」を表示する。 ● 氏名等届出書、代証券または滅紛失元利金支払通知書の記名者氏名欄・記名欄を書換える。 ⇒ 4 1 3 参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え * 滅紛失元利金支払通知書の書換えは、証券と同様の方法により行う。 ● 記変請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。
住 所 変 更	○ 住所変更の手続を行った後、代証券・滅紛失元利金支払通知書の取扱いをする。 * 住所変更請求書の提出は要しない。 ⇒ 4 2 6 参照・住所の変更 ● 滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「住所変更」の旨および「新住所」を記載し、「住所変更日付」を表示する。 ● 氏名等届出書の記名者住所欄を書換える。 ⇒ 4 1 3 ③参照・氏名等届出書の書換え

4 2 9 - 2 - 4 発見届（支払（交付）請求書未提出分）の受付時

⇒ 4 2 3 - 6 - 2 参照

同時請求 の 種 類	取 扱 要 領
支 払 場 所 変 更	○ 支払場所変更の手続を行った後、発見届の取扱いをする。 ⇒ 4 2 1 参照・元利金支払場所変更の請求 ● 支変請求書の同時請求欄の余白に「発見届」と記載し、これを○印で囲む。 ● 発見届の元利金（償還金）支払場所欄に「旧支払場所」を記載させる。 また、下部余白に「支払場所変更同時」と記載する。 ● 滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「支払場所変更」の旨および「新支払場所」を記載し、「支払場所変更日付」を表示する。 ＊ 発見届とともに証券が提出されたときは、証券の償還金支払場所欄を書換える。 ⇒ 4 1 3 ①参照・証券の書換え ● 発見届および支変請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ＊ 発見された証券（支払場所を変更する証券）の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであり、かつ、他店が旧支払場所である場合には、見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書（書式適宜）を旧支払場所に送付し、旧支払場所から見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻す。この場合、発見届の処理欄の余白に「見本証券取戻日付」と記載し、その日付を表示する。なお、見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書の取戻事由欄には「発見届および支払場所変更」と記載する。また、取戻した当該見本証券（印鑑票等毎配付分）は、業務局国債証券業務グループから当該印鑑票等（見本証券添付分）の送付を受けるまでの間、滅紛失届（写）に添付して保管する。 ⇒ 4 1 2 の 2 ①参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。） ● 旧支払場所に対して、電話などにより支払場所変更があった旨を連絡する。 ● 業務局から氏名等届出書が送付されたときは、償還金支払場所欄を書換える。 ⇒ 4 1 3 ③参照・氏名等届出書の書換え ＊ 変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「支払場所変更日付」とする。 ＊ 発見された証券（支払場所を変更する証券）の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものである場合において、上記の書換え終了後、新支払場所へ氏名等届出書を送付するときは、氏名等届出書と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も送付する。

記 名 変 更	○ 記名変更の手続を行った後、発見届の取扱いをする。 ⇒ 4 2 2 参照・記名変更の請求 * 証券の記名欄を書換えるため証券を必ず提出させること。 ● 記変請求書の請求者氏名欄に「新記名」を記載させ、同時請求欄の余白に「発見届」と記載し、これを○印で囲む。 ● 発見届は次のとおり記載させる。 ・ 届出人氏名欄には「^(現記名)○○○○ 相続人 ^(新記名)○○○○」と記載する。 ・ 記名欄には「現記名」を記載する。 ・ 同時請求欄の「記名変更」を○印で囲む。 ● 滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「記名変更」の旨および「新記名」を記載し、「記名変更日付」を表示する。 ● 証券の記名欄を書換える。 ⇒ 4 1 3 ①参照・証券の書換え ● 氏名等届出書更新の手続により新氏名等届出書を作成し、発見届、記変請求書とともに業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒ 4 2 8－2 参照・氏名等届出書の更新 ● 業務局から氏名等届出書が送付されたときは、旧氏名等届出書の記載事項などを抹消する。 ⇒ 4 2 8－2 参照・氏名等届出書の更新 * 変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「記名変更日付」とする。
住 所 変 更	○ 住所変更の手続を行った後、発見届の取扱いをする。 * 住所変更請求書の提出は要しない。 ⇒ 4 2 6 参照・住所の変更 ● 発見届の同時請求欄の「住所変更」を○印で囲む。 ● 滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「住所変更」の旨および「新住所」を記載し、「住所変更日付」を表示する。 ● 発見届を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ● 業務局から氏名等届出書が送付されたときは、氏名等届出書の記名者住所欄を書換える。 ⇒ 4 1 3 ③参照・氏名等届出書の書換え * 変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「住所変更日付」とする。

4 2 9 - 2 - 5 記名変更請求と支払場所変更請求の同時請求

⇒ 4 2 1 ・ 4 2 2 参照

取 扱 要 領

○ 記名変更の手続を行った後、支払場所変更の取扱いをする。

- 記変請求書の請求者氏名欄に「新記名」を記載させ、同時請求欄の「支払場所変更」を○印で囲む。
- 支変請求書は次のとおり記載させる。
 - ・ 請求者氏名欄には「^(現記名)○○○○ 相続人 ^(新記名)○○○○」と記載する。
 - ・ 記名欄には「現記名」を記載する。
 - ・ 同時請求欄の「記名変更」を○印で囲む。

(自店が新支払場所のとき)

- 印鑑票等取戻通知書を作成する必要があるときは、同通知書の取戻事由欄には「記名変更および支払場所変更」と記載する。
 - ⇒ 4 1 2 ①参照・印鑑票・氏名等届出書の取戻し
 - * 記名変更をする証券(支払場所を変更する証券)の国債名称等が見本証券(印鑑票等毎配付分)にかかるものであり、かつ、他店が旧支払場所であるときは、印鑑票等(見本証券添付分)と一緒に見本証券(印鑑票等毎配付分)も旧支払場所から取戻す。なお、印鑑票等(見本証券添付分)および見本証券(印鑑票等毎配付分)の取戻通知書の取戻事由欄には「記名変更および支払場所変更」と記載する。
 - ⇒ 4 1 2 の 2 ①参照・印鑑票等(見本証券添付分)・見本証券(印鑑票等毎配付分)の取戻し(見本証券(印鑑票等毎配付分)のみの取戻しを含む。)
- 他店から氏名等届出書を取戻したときは、証券・氏名等届出書の該当個所を書換える。
 - ⇒ 4 1 3 参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え
 - * 変更年月日は、「記名変更日付」とする。
- 記変請求書および支変請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。

(自店が旧支払場所のとき)

- 証券・氏名等届出書の該当個所を書換える。
 - ⇒ 4 1 3 参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え
- 証券を請求者へ返す。
- 氏名等届出書・支変請求書の新支払場所へ送付する。
 - ⇒ 3 1 3 ①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付
 - * 記名変更をする証券(支払場所を変更する証券)の国債名称等が見本証券(印鑑票等毎配付分)にかかるものであるときは、氏名等届出書・支変請求書と一緒に見本証券(印鑑票等毎配付分)も新支払場所へ送付する。
- 記変請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。

— 滅紛失

利賦札元利金（償還金）支払
代 証 券 交 付

請求書受付時に

記名変更請求を受けたとき

減紛失届「写」

書式No.204

減紛失 利賦元利金(償還金)支払 代証券 交付 請求書

日本銀行〇〇代理店

御中

住所

氏名

甲野太郎 相続人 甲野花子

〒XXXX-XXXX

〇〇市△△町2-5

電話(XXXX-XX-XXXX)

日付

4. 1. 17

下記証券(利賦札)は減紛失届後3か月を過ぎても発見しないので、これに対し支払期日の到来した利賦札については元利金(償還金)の支払を、支払期日の到来していない証券(利賦札)については代証券の交付を請求します。

国債名称

<74>

記号

<01>

記名

甲野花子

第八回特別弔慰金国庫債券

元利金(償還金)支払場所

〇〇郵便局

減紛失届出日付

3年 10月 4日

証書の券面種類

<40>

番号

1234567

400千円券

(取扱機関処理欄)

受付店

減紛失届受付日付

令和03.10.04

受付印(店名・日付)

4. 1. 18

日本銀行〇〇代理店

同時請求

支払場所変更

住所変更

各請求書等はそれぞれ同時に提出すること

記名変更

行為力変更

宛先(日本銀行本支店または代理店名)および太枠の欄にご記入下さい。

書式No.201

記名国債証券記名変更請求書

日本銀行〇〇代理店

御中

日付

4. 1. 17

郵便番号

住所

〇〇市△△町2-5

電話番号

氏名

甲野花子

氏名等届出書が発行されたもの

※届出印廃止国庫債券(氏名等届出書が発行されたもの)の場合は押印不要です(捺印欄を含む)。

氏名

甲野太郎

現記名

フリガナ

ヨウノ

新記名

甲野花子

相続

改氏名

字体等訂正

包括受遺

記名変更の理由

下記記名国債証券に記載された氏名を上記のとおり変更して下さい。

国債名称

(取扱機関処理欄)

郵便局

日本銀行本支店または代理店

業務局

日付印

受付印(店名・日付)

受入済印(渡替店)

記帳済印

4. 1. 18

日本銀行〇〇代理店

本人確認書類等の記録(届出印廃止国庫債券(氏名等届出書が発行されたもの)の場合のみ記入)

発行番号等

発行年月日

発行体名称

発行年

令和3年

「支払(交付)請求」と記載し、印で囲む。

減紛失届「写」

宛先(日本銀行本支店または代理店名)および太枠の欄にご記入下さい。

書式No.203

減紛失届

日本銀行〇〇代理店

御中

日付

3. 10. 4

〇〇市△△町2-5

甲野太郎

甲野

もの場合には押印不要です(捺印欄を含む)。

記名

甲野太郎

元利金(償還金)支払場所

〇〇郵便局

減紛失した利賦札の内訳

平成26年6月15日以降

2枚

支店または代理店(店名・日付)

郵便局

記名変更

4. 1. 18

甲野花子

「記名変更」の旨を記載し、「記名変更日付」・「新記名」を表示する。

「新記名」を記

届出印廃止分請求者の本人録事項を記載

●請求者が1名

・書類名称

: 19

・発行番号等

: 第012345

・発行体名称

: 〇〇公社

・発行年

: 令和3年

4 2 9 の 2 自店備付けの記名国債証券印鑑票・氏名等届出書または自店を支払場所とする記名国債証券の記載事項に誤りがあるときの取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①裁（認）定機関への連絡	○ 自店備付けの記名国債証券印鑑票（慰労金国庫債券、特別葬祭給付金国庫債券もしくは引揚者特別交付金国庫債券にかかるものを除く。以下4 2 9 の 2 において同じ。）もしくは氏名等届出書の記載事項に誤りがあることが判明した場合または記名者から自店を支払場所とする記名国債証券の記載事項に誤りがある旨の申出を受けた場合において、誤りのある文字が裁（認）定時に印鑑票または氏名等届出書（更新分を除く。）に記載されたものであるときは、適宜の方法により裁（認）定機関に連絡する。 ＊ 誤りのある文字が裁（認）定時より後の処理により印鑑票もしくは氏名等届出書に記載されたものであるときまたは慰労金国庫債券、特別葬祭給付金国庫債券もしくは引揚者特別交付金国庫債券にかかる印鑑票の記載事項に誤りがあることが判明したときは、業務局営業・国債業務企画グループに連絡のうえ、その指示により取扱う。 ＊ 該当する裁（認）定機関は、印鑑票または氏名等届出書に表示されている裁（認）定通知書の記号により確認する。当該記号が表示されていない場合には、業務局国債証券業務グループに裁（認）定通知書の記号等を確認する。 ⇒ 裁（認）定通知書の記号については、3 1 1 参照 ⇒ 裁（認）定通知書の記号に応じた裁（認）定機関の連絡先については、「各都道府県援護主管課名称等一覧」（日本銀行ホームページ掲載）参照 ● 印鑑票または氏名等届出書の文字が本人確認書類等と不一致である場合であっても、字体等の相違による不一致であって同一の文字とみなすことができるときは、上記の連絡は行わず、一致しているものとして取扱う。 ⇒ 同一の文字とみなすことができるか否かの基準は、「記名国債証券等に記載の文字の照合時に同一の文字とみなすことができる文字の判断基準」（日本銀行ホームページ掲載）参照 ＊ 字体等を変更したい旨の申出を受けたときは、字体等訂正による記名変更の手続を行う。 ⇒ 4 2 2 参照・記名変更の請求

②裁（認）定機関・交付取扱店からの訂正依頼

- 自店備付けの印鑑票または氏名等届出書の記載事項について、裁（認）定機関から訂正依頼書の送付を受けた場合または交付取扱店から訂正通知の送付を受けた場合には、これらにより当該印鑑票または氏名等届出書の記載事項を訂正する。

＊ 印鑑票または氏名等届出書のみに誤りがあるときは、裁（認）定機関から訂正依頼書の送付を受ける。

＊ 証券にも誤りがあるときは、交付取扱店から訂正通知の送付を受ける。

⇒ 自店が交付取扱店であるときの訂正通知書による訂正、支払場所に対する訂正通知等の取扱いは、323-2参照

訂正依頼書・訂正通知
例 示 参 照

印鑑票・氏名等届出書
の訂正の記載例参照

- 交付取扱店から証券の記載事項の訂正を要する旨の訂正通知を受けた場合には、証券を交付取扱店に提出して当該訂正を受けるよう記名者に適宜の方法により連絡する。

＊ 証券のみに誤りがあるときも、交付取扱店から当該通知の送付を受ける。

- 訂正依頼書または訂正通知は、自店に保管（保管期間1年）する。

訂正依頼書・訂正通知の例示

裁定機関からの訂正依頼書

発かん番号 15
 令和 3 年 11 月 18 日

日本銀行〇〇代理店 殿

〇〇都道府県知事 印

印鑑等届出書または氏名等届出書記載事項の一部訂正について（依頼）

標記のことについて、下記のとおり誤りがあったので訂正されたく依頼します。

裁定通知書 記号番号	国債名称	記号	額面金額	記名者氏名	訂正事項	
					正	誤
〇傷M裁定 0 0 0 0 2 5	第二十九回特別 給付金国庫債券	い	2 5 万円	甲野一郎	甲野一郎	甲野一朗

●自店保管(保管期間 1 年)

交付取扱店からの訂正通知

書式№215 (A)

(日付) 3年 1 1 月 1 8 日

印鑑票・氏名等届出書・記名国債証券の記載事項訂正について

日本銀行〇〇代理店 御中

日本銀行〇〇支店

貴^(注)店^(注)所を償還金支払場所とする記名国債証券の印鑑票または氏名等届出書について、下記のとおり誤りがある旨通知がありましたから、貴^(注)店^(注)所備付けの該当の印鑑票または氏名等届出書の訂正方よろしく願います。

また、記名国債証券については、すでに交付済のためまだ訂正してありませんが、正当なものとして、償還金をお支払い下さるよう願います。

なお、記名者に対しては、記名国債証券を当店へ提出して訂正を受けるようご連絡願います。

裁定通知書 記号番号	国債名称	記号	額面金額	記名者氏名	訂正事項	
					正	誤
〇傷M裁定 0 0 0 0 2 5	第二十九回特別 給付金国庫債券	い	2 5 万円	甲野一郎	甲野一郎	甲野一朗

(注)該当するものに丸を付す。

以 上

●自店保管(保管期間 1 年)

印鑑票・氏名等届出書の訂正の記載例

- 印鑑票・氏名等届出書の訂正方法は、印鑑票・氏名等届出書の書換えの取扱いと異なるので注意すること。

⇒ 4 1 3 参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え（支払場所の改称による書換えを含む。）

印 鑑 票

証券の交付年月日等 証券令 3.11.2 交付和		第二十二回特別給付金国庫債券印鑑等届出書	
償還金支払場所	住 所	氏 名	印 鑑
※ 日本銀行〇〇代理店	※ 3.11.24 訂正日本銀行〇〇代理店 □□県△△市2-2-2 〇〇県〇〇市1-1-1	※ 甲 野 一 郎	※ (甲野)

2条の線を引き、余白に正当事項を記載したうえ、「〇年〇月〇日訂正日本銀行〇〇代理店」と表示する。

氏名等届出書

証券の交付年月日等 証券令 3.11.2 交付和		第二十九回特別給付金国庫債券氏名等届出書		裁定通知書の記号及び番号 〇傷M裁定000025
償還金支払場所	記名者住所	記名者氏名		
※ (△△ 都道府県) 日本銀行〇〇代理店	※ □□市〇〇町2-2-2	※ 3.11.24 訂正 日本銀行〇〇代理店 甲 野 一 郎 甲野一朗		

2条の線を引き、余白に正当事項を記載したうえ、「〇年〇月〇日訂正日本銀行〇〇代理店」と表示する。

氏名を訂正するときは、誤りの部分が一部でも氏名全部を訂正する。

第 5 編 削除

目 次

	ページ
	500－
5 0 0 削除	1

5 0 0 削除

第 6 編 削除

目 次

	ページ
	600－
6 0 0 削除	1

6 0 0 削除

第 7 編 特殊事例

まれにおきる特殊な事例の取扱要領を取まとめて
定めている。

目 次

	ページ
	700－
7 0 0 特殊事例	1
7 1 0 引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金 国庫債券の消滅時効の特別扱い	1
7 2 0 元利金の送金請求	9
7 3 0 長期未払印鑑票等の取扱い	11
7 3 1 長期未払印鑑票等（機械化分）の取扱い	12
7 3 2 長期未払印鑑票（機械化以外分）の日本銀行本店移管等にかか る取扱い	13
（参考）最終支払期日から20年以上経過した記名国債証券一覧 ...	14
7 4 0 削除	15
7 5 0 記名国債証券の買上償還	16
7 5 1 買上償還代金の支払（窓口事務）	16
7 5 1－1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い	17
7 5 1－2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い	21
（参考）記名国債証券の買上価格等一覧	30
7 5 2 買上償還の取まとめ	33
7 6 0 削除	37
7 7 0 削除	38

700 特殊事例

710 引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金国庫債券の消滅時効の特別扱い

要注意——慰労金国庫債券および特別葬祭給付金国庫債券については、1期目賦札の支払期日後10年の時効期間を経過する日（慰労金国庫債券は平成11年3月16日、特別葬祭給付金国庫債券は平成18年2月1日）から、この手続による特別扱いがはじまることとなる。

あらまし

- 引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金国庫債券は、他の記名国債証券と異なり消滅時効（時効期間10年）が適用されるので、その償還金を支払うとき、または各種の請求・届出を受けたときは、消滅時効が完成していないことを確かめる必要がある。
- 消滅時効が適用される場合、時効期間の計算は、当該元利金の支払期日を基準として行う（143②参照）が、上記国庫債券には、次のとおり支払期日だけを基準として計算できない事情がある。
 - 時効期間は、権利者がその権利を行使できるとき（通常は支払期日）から計算されるが、上記国庫債券の一部には、当初の証券交付が償還金の支払期日を過ぎてから行われ、それまで支払請求ができなかったものがあること。
 - 証券の交付後において、記名変更など時効の更新の事由が生じているものがあること。
- このため ① 支払期日を過ぎてから証券を交付（または供託）しているものは、その交付日（または供託日）を基準として、
② 記名変更など時効の更新の事由が生じたものは、その更新の事由が生じた日を基準として、
それぞれ時効期間（10年）を計算することとなる。
なお、支払期日後10年を経過した賦札のなかには、証券の交付日や時効の更新の事由が生じた日を自店で判断できないものもあるので、これらについては消滅時効が完成していないかどうかを、そのつど業務局国債証券業務グループへ照会する扱いとしている。

＊ 供 託

記名国債証券のうち、記名者の現住所不明などの理由により長期間交付できなかった証券は、供託する扱いとしている。

＊ 時効の更新

① 更新の事由には、次のようなものがある。

記名変更・元利金支払場所変更・汚染き損証券引換・改印および印鑑票の再製など。

② 時効の更新の事由が生じたときは、それまでにすでに経過している期間はなかったこととなり、更新の事由が生じた時点（記名変更年月日など）から改めて時効期間（１０年）が計算されることとなる。

⇒ 上記事由にかかる請求・届出などは、４００記名国債証券各種請求事務 参照

事 務 手 順	取 扱 要 領
①受付	○ 償還金の支払請求または各種の請求・届出を受けたときは、記名国債証券印鑑票または滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書により、次のとおり直ちに償還金の支払、または各種の請求・届出の手続きをしてよいものか、どうかを確かめる。

確認事項		支払等の可否	直ちに支払または請求・届出 の手続きをしてよいもの	直ちに支払または請求・届出 の手続きができないもの
償還金の支払請求または各種の請求・届出	① 印鑑票に次の日付が表示されているとき ●証券の交付年月日等 ●証券の供託年月日 ●元利金支払場所変更年月日 ●記名変更年月日 ●改印年月日 ●行為能力変更等年月日 ●印鑑票再製確認年月日		○ 賦札面の支払期日後１０年を経過していないもの ○ 上記支払期日後１０年を経過しているが、印鑑票に表示されている各種の日付のうち、いずれか最新の日付後１０年を経過していないもの	○ 賦札面の支払期日後１０年を経過しているもので、かつ印鑑票に表示されている各種の日付後も１０年を経過しているもの
	② 印鑑票に上記①の日付の表示がないとき ただし、関連の証券に上記の日付が表示されているときは、これを基準に①により可否を判断してよい。		○ 賦札面の支払期日後１０年を経過していないもの	○ 賦札面の支払期日後１０年を経過しているもの
滅紛失利元利金支払通知書による支払請求	③ 滅紛失利元利金支払通知書に受領方通知日付が表示されているとき		○ 受領方通知日付後１０年を経過していないもの	○ 受領方通知日付後１０年を経過しているもの
	④ 滅紛失利元利金支払通知書に受領方通知日付が表示されていないとき		○ 業務局における滅紛失利元利金支払通知書の作成日付後１０年を経過していないもの	○ 業務局における滅紛失利元利金支払通知書の作成日付後１０年を経過しているもの

②「直ちに支払または請求・届出の手続きができないもの」がないとき ③「直ちに支払または請求・届出の手続きができないもの」があるとき	* 期間の計算方法 上記10年の期間の計算は、支払期日または各種の日付の翌日から起算し、その起算日に応答する日の前日をもって満了日とする。この場合、 ● 支払期日が銀行休業日に当たったときは、その期日の次の営業日の翌日から起算し、 ● 起算日に応答する日の前日が銀行休業日に当たったときは、その翌営業日を満了日とする。 ⇒ 143②参照・銀行休業日 413②・423-5②参照・印鑑票・滅紛失元利金支払通知書の日付表示 * ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から印鑑票の送付を受けたとき ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から請求書・届書と一緒に印鑑票の送付を受けたときで、「直ちに手続きができないもの」に該当するにもかかわらず、後記⑤の「消滅時効に関する回答書」が添付されていないときは、ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店に「業務局へ照会済かどうか」を確かめ ● 照会済のときは、回答書の送付を受ける。 ● 照会未済のときは、自店において後記④の手続きをする。 ○ すべての賦札が「直ちに支払または請求・届出の手続きをしてよいもの」であるときは ● 支払請求分については、前記232により償還金を支払う。 ● 各種の請求・届出分については、前記〔400記名国債証券各種請求事務〕により所定の手続きをする。 ○ 賦札の全部または一部が「直ちに支払または請求・届出の手続きができないもの」であるときは、当該賦札について、「消滅時効が完成していないかどうかを日本銀行本店（業務局）に照会する必要がある」旨を請求者に説明したうえ、次のとおり取扱う。
支払請求分	○ 賦札のうち ● 「直ちに支払をしてよいもの」については、前記232により償還金を支払う。 ● 「直ちに支払ができないもの」については、償還金の支払を保留し、後記④により業務局へ照会する。 * 直ちに支払ができない賦札は、いったん請求者に返しておく。

各種の請求・届出分	○ 請求・届出の手続きを保留し、賦札のうち「直ちに請求・届出の手続きができないもの」について、後記④により業務局へ照会する。 ただし、次に掲げる届出で、賦札の一部に「直ちに請求・届出の手続きをしてよいもの」があるときは、当該届出に関する所定の手続きをしたうえ、「直ちに請求・届出の手続きができないもの」について、後記④により業務局へ照会する。 ● 改印の届出 ● 住所変更の届出 ● 記名者の行為能力に関する届出 * 上記の届出と同時に支払請求を受けた場合、「直ちに請求・届出の手続きをしてよいもの」については、前記232により償還金を支払ってよいが、「直ちに請求・届出の手続きができないもの」に該当する賦札については、支払うことができないので注意すること。 ○ 請求・届出の手続きを保留したものについては、国債証券受領書を作成して請求者へ交付し、提出された証券は手続きが完了するまで自店において保管する。 ⇒ 411-1①参照・証券受領書の交付 ⇒ 144参照・証券の整理保管
④業務局への照会	○ 印鑑票により消滅時効に関する照会書を作成し、これに印鑑票を添えて業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒ 313①参照・印鑑票の送付 ⇒ 231④参照・印鑑票の払出し ● 印鑑票再製確認依頼を伴うときは、「記名国債証券印鑑票等再製確認依頼書」を作成することにより、照会書の作成は要しない。 ⇒ 428-3参照・印鑑票の再製 ○ 照会書の（写）を作成し、各種の請求書・届書・添付書類と一緒に後記⑤の業務局からの回答があるまで自店に保管しておく。

照会書の記載例 ——— 支払請求の例

書式№211

消滅時効に関する照会書

(いずれかを○で囲む)

(日付) 6. 9. 2

支払請求分

各種請求分

(取扱機関名)

日本銀行○○代理店...

国債名称	引揚者特別交付金国庫債券
記号	ち号
券面種類	100 千円券
証券番号	7654321
記名者	甲野太郎
賦札の支払期日	58.8.15～59.8.15
請求受付日	6.9.2
備考	

● 証券1枚ごとに別葉に作成する。

● 証券裏面に記載の記名者の氏名が誤記のため訂正され、「○年○月○日訂正」と表示されているときは、備考欄に「受取人氏名訂正○年○月○日」と記載する。

● 減紛失元利金支払通知書のときは、備考欄に「支払通知書分」と記載する。

● 照会の対象となる賦札の支払期日を記載する。

請求受付日付を表示する。

● 各種請求の場合で、ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店が請求・届出を受付けたものについてこの照会書を作成するときは、ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店の受付日付を表示する。

⑤業務局からの回答の受理

○ 前記④の照会に対し、業務局から消滅時効に関する回答書の送付を受けたときは、次のことを確かめる。

- 回答書が自店あてのものであるか
- 回答書に記載の証券の要項などが照会書(写)と一致しているか

* 照会書(写)は随時廃棄してよい。

○ 回答書と一緒に印鑑票の送付を受けたときは

- 印鑑票が記名国債証券印鑑票等送付書に記載の国債名称・枚数と一致していることを確かめる。
- 印鑑票の受入手続きをする。

⇒ 231①参照・印鑑票の受入

- 記名国債証券印鑑票等受領書に受領日付を表示し、これを速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。

＊ 業務局では、照会のあった償還金の消滅時効が完成している場合は、印鑑票の該当支払期欄に交差する斜線を引き、その個所に「時効完成日本銀行業務局」と表示したうえ、他に未払のある印鑑票は回答書と一緒に送付し、他に未払のない印鑑票は支払完了分として回収し回答書だけを送付する扱いとしている。

回答書の例示 ——— 支払請求の例

書式№212

消滅時効に関する回答書

第 15 号

日本銀行〇〇代理店 御中

(日付) 6. 9. 8

貴店（局）の照会日

6. 9. 2

日本銀行業務局

国債証券業務グループ

国債名称	引揚者特別交付金国庫債券
記号	ち号
券面種類	100 千円券
証券番号	7654321
記名者	甲野太郎
賦札の支払期日	58. 8. 15～59. 8. 15
請求受付日	6. 9. 2

回答（該当事項を○で囲む）

1. 消滅時効未完成につき 年 月 日まで {イ. 支払えます。
ロ. 請求等に応じられます。

②. 消滅時効完成につき {イ. 支払えません。
ロ. 請求等に応じられません。

⑥業務局からの回答
に基づく処理

①消滅時効未完成
の回答があった
もの

○ 回答書に基づき、次の事項を電話などにより請求者へ通知する。	
支払請求分	○ 消滅時効未完成のものは、その旨および速やかに支払請求されたい旨 ○ 消滅時効完成のものは、消滅時効が完成しているので支払えない旨 ＊ 消滅時効完成のものは、その賦札をなるべく提出させる。
各種の請求・届出分	○ 消滅時効未完成のものは、その旨および保留していた手続きを請求・届出どおり進める旨 ＊ 改印・住所変更の届出などで直ちに支払えるものは、速やかに支払請求をされたい旨をあわせて伝える。 ○ 消滅時効完成のものは、その旨および後記⑥による請求・届出の変更方法など
○ 請求者へ通知が終わった回答書は、余白に「通知○年○月○日」と赤色で表示したうえ ● 消滅時効未完成のものは、印鑑票にちょう付する。 ● 消滅時効完成のものは、用済分として自店に保管（保管期間1年）する。	
○ 回答の内容により、次のとおり取扱う。	
支払請求分	○ 請求者に、消滅時効未完成の旨通知したものについて支払請求を受けたときは、前記232により償還金を支払う。
各種の請求・届出分	○ 請求者に、消滅時効未完成の旨通知したものについて、保留していた請求・届出の手続きを進める。

**②消滅時効完成の
回答があったもの**

支 払 請 求 分	○ 請求者に、消滅時効完成の旨通知したものについて 賦札の提出を受けたときは、失効証券類の取扱いをする。 ⇒ 810 参照・失効証券類の取扱い
各 種 の 請 求 ・ 届 出 分	○ 請求者に、賦札の全部について消滅時効完成の旨通知したもののときは、各種の請求書・届出・添付書類を請求者へ返す。 ● 証券を保管しているときは、前記③により交付した証券受領書と引換えに証券を請求者へ返す。 ⇒ 411-1 ②参照・国債証券受領書の回収 ⇒ 144 参照・証券の整理保管 ● 消滅時効完成分の証券の提出を受けたときは、失効証券類として取扱う。 * 消滅時効完成分の証券・賦札はなるべく提出させる。 ⇒ 810 参照・失効証券類の取扱い ○ 請求者に、賦札の一部について消滅時効完成の旨通知したもののときは、消滅時効未成分について、保留していた請求・届出の手続きを進める。この場合 ● 証券を保管しているときは、証券から消滅時効完成分の賦札を切取らせる。 ● 次の請求書・届書に記載の支払期日を訂正させる。 ●記名国債証券元利金（償還金）支払場所変更請求書 ●記名国債証券記名変更請求書 ●証券（利賦札）滅紛失届 ●汚染き損証券引換請求書 ● 汚染き損証券引換の請求のときは、前記③により交付した証券受領書を返還させ、あらためて消滅時効未成分について証券受領書を交付する。 ⇒ 411 参照・国債証券受領書の交付・回収・保管 ● 消滅時効完成分の賦札の提出を受けたときは、失効証券類として取扱う。 * 上記の切取らせた消滅時効完成分の賦札はなるべく提出させる。 ⇒ 810 参照・失効証券類の取扱い

720 元利金の送金請求

元利金の送金請求を受けたときは、通常元利払手続きのほか次の手続きをする。

⇒ 232 参照・記名国債証券の元利金の支払

事 務 手 順	取 扱 要 領
①国債元利金送金請求書の受理	○ 送金請求書またはこれに準ずる書面を提出させる。 ● 送金されたい旨の文言が記載されている書面であれば、送金請求書に準ずる書面として取扱ってよい。 送金請求書 記載例参照
②送金費用など	○ 送金費用は請求者の負担とし、元利金支払額から送金費用を差引く。 ○ 送金額の明細を記載した適宜の送付書を添えて送金する。 送 付 書 記載例参照
③送金方法	○ 請求者が指定しているときはその方法により、指定していないときは現金書留など確実な方法による。

送金請求書・送付書の記載例

〔設例〕 第十一回特別弔慰金国庫債券 い号 25万円券
賦札2枚 100,000円

書式No. 301
注意 送金途中の危険は請求者の負担とする。

国債元利金送金請求書 ④

(日付) 6. 6. 10

日本銀行〇〇代理店 御中

〒XXXX-XXXX

住所 東京都〇〇市△△町1-1 印

氏名 甲野太郎 印

個人番号 ⑥

下記国債元利金を送金費用差し引きのうえ、上記あて送金して下さい。

元 金	円	(該当事項を○で囲むこと) 1. 送金方法 局 払 郵 便 為 替
	100,000	現 金 書 留
利 子	円	その他(具体的に記載すること)
合 計	円	2. 税区分 居 住 者 内 国 法 人 その他(具体的に記載すること)
	100,000	

② 支払額 100,000 6. 6. 17 ③
送金費用 762 送金済
送金額 99,238

元 金 送 付 書 ⑤

(日付) 6. 6. 17

甲野太郎 殿

日本銀行〇〇代理店

貴殿ご請求の元金について以下のとおり送付します。

記

元金額 100,000 円

送金費用 762 円

(内訳) 書留料 678 円
郵便料 84 円

差引送金額 99,238 円

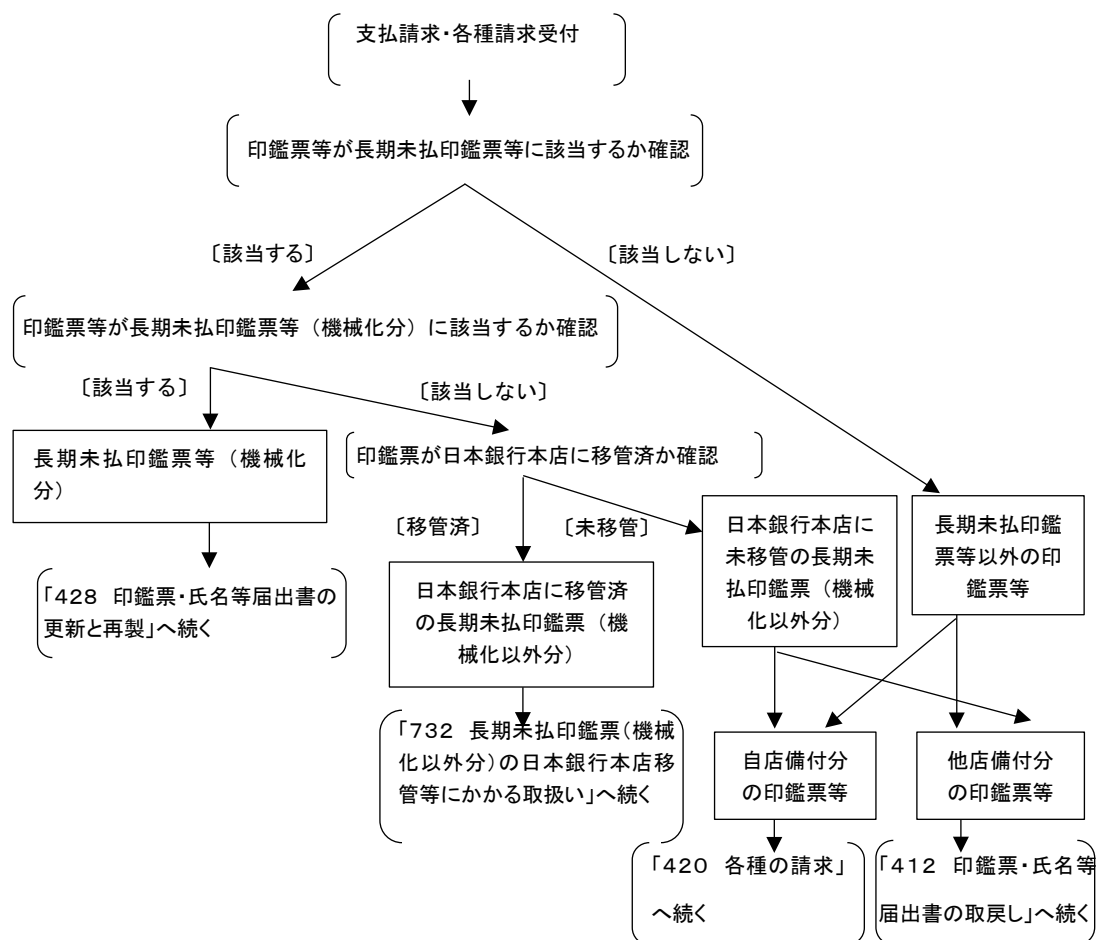
以 上

- ① 送金方法の指定。
- ② 送金額の明細を記載する。
- ③ 送金日付を表示し、「送金済」の旨を記載する。
- ④ 書留郵便物受領証など送金関係書類とともに支払票に添付して保管（保管期間5年）する。
- ⑤ 国債元利金支払計算書に送金額の明細を記載し、送付書に代用してよい。
- ⑥ 個人番号の記載は不要。

730 長期未払印鑑票等の取扱い

あらまし

- 自店備付けの印鑑票等が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合^(注)には、用済分として整理保管する。長期未払印鑑票等（機械化分）にかかる支払請求・各種請求を受けた場合には、印鑑票等を再製のうえで支払請求・各種請求に応じる。
- 自店備付けの印鑑票が長期未払印鑑票（機械化以外分）に該当する場合^(注)には、日本銀行本店に移管することができる。日本銀行本店に移管済みの長期未払印鑑票（機械化以外分）にかかる支払請求・各種請求を受けた場合には、速やかに業務局国債証券業務グループに連絡のうえ、その指示に従う。
- 支払請求・各種請求の受付において、印鑑票等が長期未払印鑑票等に該当する場合の事務フローは以下のとおり。



(注) 印鑑票等が長期未払印鑑票等に該当するかどうかは、国債便覧により、最終支払期日到来後20年以上経過していることを確認することにより行う。

7 3 1 長期未払印鑑票等（機械化分）の取扱い

長期未払印鑑票等（機械化分）については、次のとおり取り扱う。

⇒ 長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する印鑑票等にかかる記名国債証券については、
国債便覧および「最終支払期日から20年以上経過した記名国債証券一覧」参照

事 務 手 順	取 扱 要 領
①長期未払印鑑票等（機械化分）の整理保管	○ 自店備付けの印鑑票等が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合（滅紛失元利金支払通知書を添付したものおよび後記④により再製したものを除く。以下731において同じ。）には、国債名称ごとに区分したうえ、用済分として整理保管する。 * 滅紛失元利金支払通知書は、元利金の支払請求時に同通知書の下部に付属している滅紛失利賦札元利金（償還金）領収証書（請求者が必要事項を記載し、届出印を押なつ（届出印廃止分以外の場合のみ）したもの）と引換えに元利金を支払うことになることから、継続保管する必要がある。このため、該当の印鑑票等が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合でも、同通知書を添付して該当の印鑑票等を継続保管することになる。 ● 委任状については、該当する長期未払印鑑票等（機械化分）に添付したまま整理保管したのち、当該印鑑票等とともに廃棄する。
②見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付	○ 長期未払印鑑票等（機械化分）が印鑑票等（見本証券添付分）に該当する場合には、見本証券（印鑑票等毎配付分）を業務局国債証券業務グループへ送付する。
③長期未払印鑑票等（機械化分）の支払請求・各種請求の受付	○ 長期未払印鑑票等（機械化分）にかかる支払請求または各種請求を受けた場合には、印鑑票等の再製手続きを行う。 ⇒ 428-3②から④まで参照 印鑑票の再製 ⇒ 428-4②から④まで参照 氏名等届出書の再製
④再製した長期未払印鑑票等（機械化分）の取扱い	○ 前記③により再製された長期未払印鑑票等（機械化分）については、231①によらず、231②から④までにより取扱う。 ○ 再製日から20年以上経過後も、その利賦札の全部または一部について未だ支払がされないものについては、前記①の長期未払印鑑票等（機械化分）に準じて用済整理する。

7 3 2 長期未払印鑑票（機械化以外分）の日本銀行本店移管等にかかる取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①移管希望の申出	○ 長期未払印鑑票（機械化以外分）の日本銀行本店への移管を希望する場合には、業務局国債証券業務グループに対し、移管を希望する旨および移管を希望する印鑑票の枚数を連絡する。
②業務局からの移管日の連絡および移管に関する取扱いの指示	○ ①の連絡後、業務局国債証券業務グループから、移管日の連絡ならびに長期未払印鑑票の移管届（以下「移管届」という。）および長期未払印鑑票（機械化以外分）の提出にかかる具体的な取扱いの指示を受ける。
③移管届および印鑑票の提出	○ 移管日に、移管届および移管を希望する印鑑票を業務局国債証券業務グループに提出する。 ● 郵送による提出の場合には、移管日に発送する。 ● 印鑑票の提出にあたっては、当該印鑑票が長期未払印鑑票（機械化以外分）に該当することを確実に確認する。 ● 最終支払期日到来後20年以上経過していることの確認は、国債便覧により、最終支払期日から移管日までの経過年数をもって行う。
④移管済みの長期未払印鑑票（機械化以外分）の支払請求・各種請求の受付	○ 日本銀行本店に移管済みの長期未払印鑑票（機械化以外分）にかかる支払請求もしくは各種請求を受けた場合または印鑑票等取戻通知書の送付を受けた場合には、速やかに業務局国債証券業務グループに連絡のうえ、その指示に従う。

(参考)

最終支払期日から20年以上経過した記名国債証券一覧

【令和7年2月28日現在】

国債名称 ^{(注1)(注2)}	記号
第四回特別給付金国庫債券	い号からそ号まで
第五回特別給付金国庫債券	全て
第六回特別給付金国庫債券	全て
第七回特別給付金国庫債券	全て
第八回特別給付金国庫債券	全て
第九回特別給付金国庫債券	全て
第十回特別給付金国庫債券	い号からぬ号まで
第十一回特別給付金国庫債券	全て
第十二回特別給付金国庫債券	全て
第十三回特別給付金国庫債券	い号からる号まで
第十四回特別給付金国庫債券	い号からと号まで
第十五回特別給付金国庫債券	全て
第十六回特別給付金国庫債券	い号からと号まで
第十七回特別給付金国庫債券	い号からろ号まで
第十九回特別給付金国庫債券	い号からろ号まで
特別弔慰金国庫債券	に号
第二回特別弔慰金国庫債券	全て
第三回特別弔慰金国庫債券	全て
第四回特別弔慰金国庫債券	全て
第五回特別弔慰金国庫債券	全て

(注1) 消滅時効が適用される記名国債証券を除く。

(注2) 機械化以外分の記名国債証券を除く。

7 4 0 削除

750 記名国債証券の買上償還

751 買上償還代金の支払（窓口事務）

⇒ 元利金の送金請求・特殊事例720参照

あらまし

- 記名国債証券の買上償還は、「買上げを必要とする旨の証明書」が発行されている証券について、指定された支払場所において行う。
- 買上代金は、記名者その他正当に権利を行使できる者に対し、記名国債証券買上償還請求書に基づき、証券・買上代金領収証書（買上請求書の下部に付属している。）と引換えに支払う。
- 買上げの対象となる証券の国債名称・買上方法・買上価格・買上期間・買上対象地域（地域災害によるり災者を対象として買上げを行う場合に限る。）などは、必要のつど業務局から通知される。

* 記名国債証券の買上償還は、現在、次に掲げる者が所有または管理する証券を対象に実施されている。

- 生活困窮者——生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者。
——生活保護を受けていないが経済的に困窮している者であることを、福祉事務局長が認めた者。
- 国債の記名者の破産管財人または国債の記名者が死亡した場合におけるその相続人、相続財産管理人もしくは相続財産清算人で、当該国債の記名者の債務を弁済するために当該国債の記名者の財産または相続財産の処分を必要とすると認められるもの（以下「相続財産管理人等」という。）
- り災者 ——地震や台風などによるり災者。

* 買上方法には、次のとおり全部買上と一部買上とがある。

- 全部買上………支払期日の到来していない賦札全部を買上げる方法。
- 一部買上………支払期日の到来していない賦札のうち一部のものを买上げる方法。
買上げる賦札は、支払期日順に連続した一定の枚数で、この枚数はあらかじめ業務局から通知される。

⇒ 買上げの対象となる証券については、「記名国債証券の買上価格等一覧」参照

7 5 1 - 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
①受付	○ 買上償還の請求を受けたときは、業務局からの通知により、その証券が買上対象のものであることを確かめたうえ、自店備付けの記名国債証券印鑑票からその記名者分を抜き出す。 ○ 後記④の国債元利金支払票の請求者欄に住所・氏名を記載させ、証券・買上請求書・買上証明書とともに提出させる。 ● 請求者が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。）である場合には、4 1 6 または 4 2 7 の手続の可否を確認のうえ、必要なときはその手続も併せて行う。 ⇒ 4 1 6 参照・委任状 ⇒ 4 1 6 の 2 参照・委任状等の代書 ⇒ 4 2 7 参照・記名者の行為能力に関する届出 ● 買上証明書の備考欄に相続財産管理人等の資格・氏名・住所が記載されているときは、その相続財産管理人等の本人確認書類の呈示も併せてさせる。 ⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項 * 備考欄に記載された相続財産管理人等が買上代金の受領権限を有することは、買上証明書の証明者が確認していることから、支払場所では受領権限を有することを確認するための必要書類（相続財産管理人または相続財産清算人の選任に関する家庭裁判所の審判書の謄本等）の徴求および確認作業は要しない。 買上通知 例示参照 買上げる証券の形態など [全部買上] ● 証券の額面金額等記載部分に賦札をつけたままの形で提出させる。 ● ついている賦札の枚数に関係なく証券 1 枚としてその額面金額をもって取扱う。 [一部買上] ● 買上げの対象となる賦札がそれぞれ接続するような形で証券から切取って提出させる。（賦札 1 枚ごとに切離さない。） ● 接続する賦札 1 組を証券 1 枚として賦札券面金額の合計額をもって取扱う。

照会を要する事例

②証券・記名国債証券買上償還請求書・買上げを必要とする旨の証明書の確認など

○ 成年被後見人となっている記名者の死亡後に成年後見人から請求を受けたときは、業務局営業・国債業務企画グループへ照会し、その指示により取扱う。

○ 請求者から提出された証券・買上請求書・買上証明書について、次のことを確かめる。

買上請求書
買上証明書
記載例参照

(証券)

- 真正で所要の要項を満たしているか

要 項

国債名称・記号・番号・金額・支払期日・財務大臣（平成12年12月以前発行のものは大蔵大臣）の印影（全部買上の証券のみ）

〔見本証券類参照 — 証券用紙には、「財務省印（平成12年12月以前発行のものは大蔵省印）」のすかしが入っている。〕

- 上記の要項が欠けているもの、偽造・変造・真偽不明のものは、統轄店（本店管下代理店は業務局営業・国債業務企画グループ）へ照会し、その指示により取扱う。

- 廃印（ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店の場合には、日附印）が押されていないか

⇒ 142参照・回収証券類への廃印の押なつと取消方法

- 支払期日の到来している賦札がついていないか
支払期日の到来している賦札は切取り、前記232により支払う。

- 買上げの対象となる賦札に欠けているものがないか
賦札が欠けているときは、滅紛失の手続きをとらせ、代証券の交付を受けさせたうえ、買上げの手続きをする。

⇒ 423参照・証券・利賦札滅紛失の届出

(買上請求書・買上証明書)

- 買上証明書は所定の者が証明したものであるか

買上証明書の証明者

- 生活困窮者のとき—都道府県知事
- 相続財産管理人等のとき—都道府県知事
- 被災者のとき—その災害区域の市町村長など業務局がそのつど通知する者

- 買上証明書の備考欄に相続財産管理人等の資格・氏名・住所が記載されているときは、備考欄に記載されたその者の氏名・住所が、①の受付時に呈示を受けた相続財産管理人等の本人確認書類に記載された氏名・住所と一致しているか
- 買上請求書・買上証明書の記載事項、証券の要項などがそれぞれ一致しているか
なお、買上証明書の記載事項に誤りがあるときは、証明者の訂正を受けさせたうえ、買上げの手続きをする。
- 買上請求書に記載の「買上げの対象となる賦札」・「買上償還代金」が業務局からの通知と一致しているか

- 買上請求書の買上代金領収証書欄に買上代金・領収年月日・請求者の住所・氏名を記載させ、届出印を押させる。
 - 相続財産管理人等からの請求のときは、その者に記名・押印させる。
- * 賦札裏面への押印は不要。

③記名国債証券印鑑票との照合確認など

- 買上請求書・買上代金領収証書に記載・押印の証券の要項、請求者の住所・氏名・印影が印鑑票と一致していることを確かめる。
- 相続財産管理人等から請求を受けた場合には、次のとおり取扱う。
 - 本人確認書類の住所・氏名が買上代金領収証書と一致していることを確かめる。
 - 相続財産管理人等に本人確認書類の写を作成する旨を伝える。

④国債元利金支払票
の作成

⑤支払

⑥廃印の押なつなど

- 本人確認書類の写を作成し、本人確認書類を相続財産管理人等に返す。

＊ 当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げるとおり取扱う。

- ・ 個人番号カード
当該写は表面のみとし、裏面に記載されている個人番号の書き写しや、個人番号部分のコピーをしてはならない。
- ・ 国民年金手帳
基礎年金番号部分をマスキングする。
- ・ 資格確認書、国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証
被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングする。
- ・ 生活保護受給証明書
受給者番号等部分をマスキングする。

- 本人確認書類の写を該当の買上代金領収証書に添付する。

- 委任状は、416により取扱ったうえ、該当の買上代金領収証書に添付する。

⇒ 416 参照・委任状

- 受入れた証券・買上代金領収証書により、請求者ごとに支払票を作成する。

- 支払票は、自行庫で定めたもので代用してよい。

＊ 支払票に代用する証票は、買上代金の支払およびその支払後の計算整理に必要な事項が記載される様式のものであればよい。

支 払 票 記載例参照

- 買上代金領収証書に記載の金額を支払う。

- 支払票の支払済印欄に支払日付を表示する。

- 証券・印鑑票・買上代金領収証書（買上請求書欄と切離さない。）には、支払後直ちに

- 証券については、全賦札表面の中央部に廃印を明りょうに押す。なお、全部買上のはきは、証券の額面金額等

	記載部分の金額の個所にも廃印を押す。 ⇒ 142①参照・回収証券類への廃印の押なつ ● 印鑑票については、該当の支払期欄に斜線を引き、その最終の支払期欄に「〇年〇月〇日買上償還」と記載し、取扱者が押印する。 ⇒ 全部買上の際の印鑑票の取扱いは、231④参照 * 一部買上の際の印鑑票は、自店備付けの印鑑票として引続き自店に保管することとなる。 ● 買上代金領収証書については、支払済印欄に支払日付を表示する。 印鑑票などの 記載例参照 ○ 買上代金の相違その他の事由により補正を必要とするときは、前記250に定める補正方法に準じて取扱う。 以後の取扱いは「752買上 償還の取まとめ」参照
--	---

751-2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い

事務手順	取 扱 要 領
①受付	○ 買上償還の請求を受けたときは、業務局からの通知により、その証券が買上対象のものであることを確かめたうえ、自店備付けの氏名等届出書からその記名者分を抜き出す。 ○ 後記④の国債元利金支払票の請求者欄に住所・氏名を記載させ、証券に買上請求書・買上証明書を添えて提出させるとともに、本人確認書類を呈示させる。 ● 請求者が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。）である場合には、416または427の手続の要否を確認のうえ、必要なときはその手続

も併せて行う。

⇒ 4 1 6 参照・委任状

⇒ 4 1 6 の 2 参照・委任状等の代書

⇒ 4 2 7 参照・記名者の行為能力に関する届出

- 買上証明書の備考欄に相続財産管理人等の資格・氏名・住所が記載されているときは、その相続財産管理人等の本人確認書類を呈示させる。

⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項

- * 備考欄に記載された相続財産管理人等が買上代金の受領権限を有することは、買上証明書の証明者が確認していることから、支払場所では受領権限を有することを確認するための必要書類（相続財産管理人または相続財産清算人の選任に関する家庭裁判所の審判書の謄本等）の徴求および確認作業は要しない。

買上通知
例示参照

買上げる証券の形態など

- [全部買上] ● 証券の額面金額等記載部分に賦札をつけたままの形で提出させる。
- ついている賦札の枚数に関係なく証券 1 枚としてその額面金額をもって取扱う。
- [一部買上] ● 買上げの対象となる賦札がそれぞれ接続するような形で証券から切取って提出させる。（賦札 1 枚ごとに切離さない。）
- 接続する賦札 1 組を証券 1 枚として賦札券面金額の合計額をもって取扱う。

照会を要する事例

②証券・記名国債証券買上償還請求書・買上げを必要とする旨の証明書の確認など

- 成年被後見人となっている記名者の死亡後に成年後見人から請求を受けたときは、業務局営業・国債業務企画グループへ照会し、その指示により取扱う。
- 請求者から提出された証券・買上請求書・買上証明書について、次のことを確かめる。

買上請求書
買上証明書
記載例参照

(証 券)

- 真正で所要の要項を満たしているか

要 項

国債名称・記号・番号・金額・支払期日・財務大臣の印影（全部買上の証券のみ）

〔見本証券類参照 — 証券用紙には、「財務省印」のすかしが入っている。〕

- 上記の要項が欠けているもの、偽造・変造・真偽不明のものは、統轄店（本店管下代理店は業務局営業・国債業務企画グループ）へ照会し、その指示により取扱う。
- 廃印（ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店の場合には、日附印）が押されていないか
⇒ 1 4 2 参照・回収証券類への廃印の押なつと取消方法
- 支払期日の到来している賦札がついていないか
支払期日の到来している賦札は切取り、前記 2 3 2 により支払う。
- 買上げの対象となる賦札に欠けているものがないか
賦札が欠けているときは、滅紛失の手続きをとらせ、代証券の交付を受けさせたうえ、買上げの手続きをする。
⇒ 4 2 3 参照・証券・利賦札滅紛失の届出

(買上請求書・買上証明書)

- 買上証明書は所定の者が証明したものであるか

買上証明書の証明者

- 生活困窮者のとき—都道府県知事
- 相続財産管理人等のとき—都道府県知事
- り災者のとき—その災害区域の市町村長など業務局がそのつど通知する者

- 買上証明書の備考欄に相続財産管理人等の資格・氏名・住所が記載されているときは、備考欄に記載されたその者の氏名・住所が、①の受付時に呈示を受けた相続財産管理人等の本人確認書類に記載された氏名・住所と一致しているか

③氏名等届出書との
照合確認など

- 買上請求書・買上証明書の記載事項、証券の要項などがそれぞれ一致しているか

なお、買上証明書の記載事項に誤りがあるときは、証明者の訂正を受けさせたうえ、買上げの手続をする。

- 買上請求書に記載の「買上げの対象となる賦札」・「買上償還代金」が業務局からの通知と一致しているか

- 買上請求書の買上代金領収証書欄に買上代金・領収年月日・請求者の住所・氏名を記載させる。

- 買上請求書・買上代金領収証書に記載の証券の要項、請求者の住所・氏名が氏名等届出書・本人確認書類と一致していることを確かめる。

- 相続財産管理人等から請求を受けた場合には、買上請求書・買上代金領収証書に記載の請求書の住所・氏名が氏名等届出書と一致していることの確認は要しない。

- 買上代金領収証書の「本人確認書類等の記録」欄に請求者の本人確認書類の記録事項を記載する。

⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項

* 賦札裏面への本人確認書類の記録事項の記載は不要。

- 任意代理人による買上償還の請求のため提出を受けた委任状については、委任状の余白に作成者（委任者）の本人確認書類の記録事項を記載し、4 1 6 により取扱う。

⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項

⇒ 4 1 6 参照・委任状

- 本人確認書類を請求者に返す。

④国債元利金支払票
の作成

- 受入れた証券・買上代金領収証書により、請求者ごとに支払票を作成する。

- 支払票は、自行庫で定めたもので代用してよい。

* 支払票に代用する証票は、買上代金の支払およびその支払後の計算整理に必要な事項が記載される様式のものであればよい。

支 払 票
記載例参照

⑤支払

- 買上代金領収証書に記載の金額を支払う。
- 支払票の支払済印欄に支払日付を表示する。

⑥廃印の押なつなど

- 証券・氏名等届出書・買上代金領収証書（買上請求書欄と切離さない。）には、支払後直ちに
 - 証券については、全賦札表面の中央部に廃印を明りょうに押す。
なお、全部買上のときは、証券の額面金額等記載部分の金額の個所にも廃印を押す。
⇒ 142①参照・回収証券類への廃印の押なつ
 - 氏名等届出書については、該当の支払期欄に斜線を引き、その最終の支払期欄に「○年○月○日買上償還」と記載し、取扱者が押印する。
⇒ 全部買上のときの氏名等届出書の取扱いは、231④参照
＊ 一部買上のときの氏名等届出書は、自店備付けの氏名等届出書として引続き保管することとなる。
 - 買上代金領収証書については、支払済印欄に支払日付を表示する。

氏名等届出書などの
記載例参照

⑦誤払補正

- 買上代金の相違その他の事由により補正を必要とするときは、前記250に定める補正方法に準じて取扱う。

以後の取扱いは「752買上
償還の取まとめ」参照

買上通知の例示

業債第15号(例)
平成12年4月28日

代理店
御中
日本銀行業務局

「日本銀行代理店国債事務取扱手続」の
一部改正に関する件

今般、第十七回特別給付金国庫債券「い・ろ・は・に号」、第十八回特別給付金国庫債券「い号」および第六回特別弔慰金国庫債券「い号」について、特別買上償還の買上期間が一年間延長されることとなったことならびに第十七回特別給付金国庫債券「は号」および第七回特別弔慰金国庫債券「い号」が特別買上償還の対象として追加されたことに伴い、標記手続(平成5年12月17日付業債第10号別冊)の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので通知します。

別紙
以上

「日本銀行代理店国債事務取扱手続」中一部改正

750

記名国債証券の買上償還

中、参考を次のとおり改める(全面改正)。

(参考)

記名国債証券の買上価格等一覧

1. 第十七回特別給付金国庫債券
(買上対象) 生活困窮者
(買上方法) 全部買上

は	1,800,000円	平成13年4月30日渡しから 平成18年10月31日渡しまで	12枚	895,900円	
に	1,800,000円	平成13年4月30日渡しから 平成19年10月31日渡しまで	14枚	1,016,700円	
ほ	1,800,000円	平成13年4月30日渡しから 平成21年10月31日渡しまで	18枚	1,237,900円	

2. 第十八回特別給付金国庫債券
(買上対象) 生活困窮者
(買上方法) 全部買上

記号	額面金額	買上げの対象となる賦札	買上価格	買上期間
い	900,000円	平成12年5月15日渡しから 平成18年5月15日渡しまで	7枚 502,500円	平成11年5月17日から 平成12年5月12日まで (注) 15万円券については、 買上げの対象としない。
い	600,000円	同 上	7枚 335,000円	
い	450,000円	同 上	7枚 251,300円	
い	300,000円	同 上	7枚 167,500円	
い	900,000円	平成13年5月15日渡しから 平成18年5月15日渡しまで	6枚 442,600円	平成12年5月15日から 平成13年5月14日まで (注) 15万円券については、 買上げの対象としない。
い	600,000円	同 上	6枚 295,100円	
い	450,000円	同 上	6枚 221,300円	
い	300,000円	同 上	6枚 147,600円	

買上価格	買上期間
631,800円	平成11年11月1日から 平成12年4月28日まで
767,800円	
1,016,700円	
1,130,500円	
560,800円	平成12年5月1日から
700,800円	

3. 第六回特別弔慰金国庫債券
(買上対象) 生活困窮者
(買上方法) 全部買上

記号	額面金額	買上げの対象となる賦札	買上価格	買上期間
い	400,000円	平成12年6月15日渡しから 平成17年6月15日渡しまで	6枚 196,700円	平成11年6月15日から 平成12年6月14日まで
い	400,000円	平成13年6月15日渡しから 平成17年6月15日渡しまで	5枚 168,500円	平成12年6月15日から 平成13年6月14日まで

4. 第七回特別弔慰金国庫債券
(買上対象) 生活困窮者
(買上方法) 全部買上

記号	額面金額	買上げの対象となる賦札	買上価格	買上期間
い	240,000円	平成13年6月15日渡しから 平成17年6月15日渡しまで	5枚 168,500円	平成12年6月15日から 平成13年6月14日まで

買上証明書・買上請求書・印鑑票の記載例

生活困窮者または相続財産管理人等である場合の表示

請求者が相続財産管理人等である場合には、備考欄に「受領者」の文言、請求者の資格（例えば、相続財産管理人）・氏名・住所が記載されている。

証券の要項・請求者の氏名・住所・届出印（相続財産管理人等の場合を除く。）・支払場所をそれぞれ照合する。

- 買上証明書・買上請求書（買上代金領収証書）・印鑑票は証券に添えて送付する（買上げの対象となる証券の印鑑票が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）についても当該印鑑票と一緒に取扱う。）。ただし、一部買上のときの印鑑票は引続き代理店で保管する。

付書 1、本書は法署提出物を押すこと。
 2、本書は令和4年4月8日附の令和4年4月8日附第2号の附に
 買主金支払郵便の章に記載すること。

第十一回特別相応金国庫債券買上償還請求書

(買主金支払郵便)

日本銀行〇〇代理店 令和 4 年 8 月 22 日

御中

係 氏 _____ 町 1-2-3

甲野太郎

氏 名 _____

下記欄「1」に附属引当金国庫債券の買上償還額を記入します。

期日	買上代金	買上金額	計算残欠の金額	買上償還金額
年 月 日	1 2 3 4 5 6 7	250,000 円	令和3年4月15日附しから 令和7年4月15日附しまで	3 割 141,500 円

買 上 代 金 領 収 証 書

買上代金 ¥141,500

上記請求の買上代金を領収しました。

令和 4 年 8 月 22 日

甲野太郎

氏 名 _____

日本銀行〇〇代理店 御中

(買主金支払郵便)

4.8.22

支払日付を表示する。

受領者が相続財産管理人等である場合には、その者の資格・氏名を記載のうえ押印させる。

請求者が相続財産管理人等である場合には、その者の住所・資格・氏名を記載のうえ押印させる。

証券の交付年月日時 証券 令和 3. 3. 22 交付	第十一回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書	指定通知簿の記号及び番号 ○○○
-----------------------------------	---	---

償還金支払場所	記名者住所	記名者氏名	印 鑑
※ (都道府県) 日本銀行○○代理店	※ ○○市○○町 1-2-3	※ 甲野太郎	※ (甲野)
(都道府県)			
(都道府県)			
(都道府県)			

支 払 表 示 欄	令和3年4月15日渡	令和4年4月15日渡	令和5年4月15日渡	令和6年4月15日渡	令和7年4月15日渡						
	3. 4. 15 印 印	4. 4. 15 印 印			4. 8. 22 真上償還 印 印	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">記 号</td> <td style="text-align: center;">い</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">額面金額</td> <td style="text-align: center;">25万円</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">番 号</td> <td style="text-align: center;">1 2 3 4 5 6 7</td> </tr> </table>	記 号	い	額面金額	25万円	番 号
記 号	い										
額面金額	25万円										
番 号	1 2 3 4 5 6 7										

支払日付・買上償還の旨を表示し、取扱者が押印する。

- 日付・取扱者名の入っている支払済印などを押し（「買上償還」と記載）、上記の表示に代えてよい。

買上証明書・買上請求書・氏名等届出書の記載例 ―全部買上するとき

生活困窮者または相続財産管理人等である場合の表示

第〇号

第二十九回特別給付金国庫債券の買上げを必要とする旨の証明書

次の第二十九回特別給付金国庫債券を買上償還する必要があることを証明する。

買上償還すべきものと認めた 第二十九回特別給付金国庫債券				備 考
記号	証券番号	記 名 者	償還金支払場所	
い	1234567	甲野 太郎	〇〇銀行〇〇支店	受領者 資格：相続財産管理人 氏名：乙山二郎 住所：〇〇市△△町1-1

令和4年8月15日

証 明 者

〇 〇 〇 〇 〇 〇

印

請求者が相続財産管理人等である場合には、備考欄に「受領者」の文言、請求者の資格（例えば、相続財産管理人）・氏名・住所が記載されている。

証券の要項・請求者の氏名・住所・支払場所をそれぞれ照合する。

- 買上証明書・買上請求書（買上代金領収証書）・氏名等届出書は証券に添えて送付する（買上げの対象となる証券の氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該氏名等届出書と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）についても当該氏名等届出書と一緒に取扱う。）。ただし、一部買上の際の氏名等届出書は引続き代理店で保管する。

注意 1. 本書を提出する際には、本人確認書類を提示すること。
2. 本書は令和4年4月15日から令和5年4月14日までの間に償還金支払場所の窓口にて提出すること。

第二十九回特別給付金国庫債券買上償還請求書

(償還金支払場所)

令和 4 年 8 月 22 日

日本銀行〇〇代理店 課中

住 所 〇〇市〇〇町1-2-3

氏 名 甲野太郎

下記第二十九回特別給付金国庫債券の買上償還を請求します。

配分	新 券 券 号	額 面 金 額	附 属 証 紙 の 状 態	買 上 償 還 代 金
い	〇	500,000 円	令和5年4月15日渡しから 令和5年4月15日渡しまで 4枚	371,600 円
い	〇	450,000 円	同 1 4枚	334,600 円
い	〇	300,000 円	同 1 3枚	223,100 円
い	〇	250,000 円	同 1 3枚	185,900 円
い	〇	225,000 円	同 1 3枚	167,300 円
い	〇	150,000 円	同 1 3枚	111,600 円

買 上 代 金 領 収 証 書

買上代金 円 111,600

上記請求の買上代金を領収しました。

令和 4 年 8 月 22 日

日本銀行〇〇代理店 課中

氏 名 甲野太郎

(印後補記処理欄)
本人確認書類等の記録
・書類名称または番号： 19
・発行年月日： 令和3年4月1日

第012345678900号
・発行年月日： 令和3年4月1日

支払日付を表示する。

本人確認書類の記録事項を記載する。

受領者が相続財産管理人等である場合には、その者の資格・氏名を記載させる。

請求者が相続財産管理人等である場合には、その者の住所・資格・氏名を記載させる。

証券の交付年月日等
証券 令和 3.11.22
交付

支払場所変更時には、見本証券と一体で移管

第二十九回特別給付金国庫債券氏名等届出書

届出通知書の記号及び番号
〇〇〇

償還金支払場所	記名者住所	記名者氏名
日本銀行〇〇代理店	〇〇市〇〇町1-2-3	甲野太郎

支払表示欄	令和4年4月15日渡	令和5年4月15日渡	令和6年4月15日渡	令和7年4月15日渡	令和8年4月15日渡
4.4.15					4.8.22 買上償還

記号 い

償還金額 15 万円

番号 1234567

注意 ※欄は、印字されていない場合は、請求者等が記入すること。

支払日付・買上償還の旨を表示し、取扱者が押印する。

- 日付・取扱者名の入っている支払済印などを押し（「買上償還」と記載）、上記の表示に代えてよい。

支払票の記載例

書式No.320

国債元利金支払票

請求者	住所 東京都〇〇市△△町1-1			番号札	税区分	1. 居住者			
	氏名(名称) 伊野 太郎					2. 内国法人			
						3. その他 ()			

元 金			利 子							
種 別	枚 数	金 額	1 枚 当 り の 金 額				合 計 金 額			
			種 別	利 子 額	所得税額	地方税額	枚 数	利 子 額	所得税額	地方税額
証 国債名称 ()	枚	円	利 国債名称 ()	円	円	円	枚	円	円	円
" ()			" ()							
① 買上代金 (第二十七特給国) 2,000,000円	② 1	③ 1,375,400	" ()							
減額失利賦札 元利金(償還 金) 領収証書										
賦 札			計					(イ)	(ロ)	(ハ)
計	(A)	④	税 差 引 額				(B) (イ)-(ロ)+(ハ)			

(注意) 記載が1行のときは、計の記載を要しない。

資金請求額 (A+イ) 円

1,375,400

支払額 (A+B) 円

1,375,400

支払済印

⑤

28.3.8

● 自店保管 (保管期間5年)

- ① 種別欄に「買上代金」の項目を設け、国債名称・額面金額 (全部買上るとき) または 賦札券面金額の合計金額 (一部買上るとき) を記載する。
- ② 一部買上ときの枚数は、接続する賦札1組を証券1枚として記載する。
- ③ 金額欄には買上代金を記載する。
- ④ 記載が1行のときは、「計」欄の記載を要しない。
- ⑤ 支払日付を表示する

(参考)

記名国債証券の買上価格等一覧

1. 第二十七回特別給付金国庫債券

(買上対象) 生活困窮者および相続財産管理人等

(買上方法) 全部買上

記号	額面金額	買上げの対象となる賦札	買上価格	買上期間
は	2,000,000 円	平成 37 年 4 月 30 日渡しから 平成 38 年 10 月 31 日渡しまで 4 枚	371,800 円	2024 年 10 月 31 日から 2025 年 4 月 28 日まで
に	2,000,000 円	平成 37 年 4 月 30 日渡しから 平成 39 年 10 月 31 日渡しまで 6 枚	541,800 円	
ほ	2,000,000 円	令和 7 年 4 月 30 日渡しから 令和 11 年 10 月 31 日渡しまで 10 枚	853,100 円	
へ	2,000,000 円	令和 7 年 4 月 30 日渡しから 令和 12 年 10 月 31 日渡しまで 12 枚	995,400 円	
と	2,000,000 円	令和 7 年 4 月 30 日渡しから 令和 13 年 10 月 31 日渡しまで 14 枚	1,129,600 円	
ち	2,000,000 円	令和 7 年 4 月 30 日渡しから 令和 14 年 10 月 31 日渡しまで 16 枚	1,256,200 円	
は	2,000,000 円	平成 37 年 10 月 31 日渡しから 平成 38 年 10 月 31 日渡しまで 3 枚	282,900 円	2025 年 4 月 30 日から 2025 年 10 月 30 日まで
に	2,000,000 円	平成 37 年 10 月 31 日渡しから 平成 39 年 10 月 31 日渡しまで 5 枚	458,000 円	
ほ	2,000,000 円	令和 7 年 10 月 31 日渡しから 令和 11 年 10 月 31 日渡しまで 9 枚	778,700 円	
へ	2,000,000 円	令和 7 年 10 月 31 日渡しから 令和 12 年 10 月 31 日渡しまで 11 枚	925,300 円	
と	2,000,000 円	令和 7 年 10 月 31 日渡しから 令和 13 年 10 月 31 日渡しまで 13 枚	1,063,500 円	
ち	2,000,000 円	令和 7 年 10 月 31 日渡しから 令和 14 年 10 月 31 日渡しまで 15 枚	1,193,800 円	

は	2,000,000 円	平成 38 年 4 月 30 日渡しから 平成 38 年 10 月 31 日渡しまで	2 枚	191,400 円	2025 年 10 月 31 日から 2026 年 4 月 28 日まで
に	2,000,000 円	平成 38 年 4 月 30 日渡しから 平成 39 年 10 月 31 日渡しまで	4 枚	371,800 円	
ほ	2,000,000 円	令和 8 年 4 月 30 日渡しから 令和 11 年 10 月 31 日渡しまで	8 枚	702,000 円	
へ	2,000,000 円	令和 8 年 4 月 30 日渡しから 令和 12 年 10 月 31 日渡しまで	10 枚	853,100 円	
と	2,000,000 円	令和 8 年 4 月 30 日渡しから 令和 13 年 10 月 31 日渡しまで	12 枚	995,400 円	
ち	2,000,000 円	令和 8 年 4 月 30 日渡しから 令和 14 年 10 月 31 日渡しまで	14 枚	1,129,600 円	

2. 第二十九回特別給付金国庫債券

(買上対象) 生活困窮者および相続財産管理人等

(買上方法) 全部買上

記号	額面金額	買上げの対象となる賦札		買上価格	買上期間
い	500,000 円	令和 8 年 4 月 15 日渡し	1 枚	97,100 円	2025 年 4 月 15 日から 2026 年 4 月 14 日まで (注) 45 万円券、30 万円券、 25 万円券、22 万 5 千円 券、15 万円券および 7 万 5 千円券については、買 上げの対象としない。

3. 第三十回特別給付金国庫債券

(買上対象) 生活困窮者および相続財産管理人等

(買上方法) 全部買上

記号	額面金額	買上げの対象となる賦札	買上価格	買上期間
い	1,100,000 円	令和 7 年 4 月 30 日渡しから 令和 10 年 10 月 31 日渡しまで 8 枚	823,500 円	2024 年 10 月 31 日から 2025 年 4 月 28 日まで
い	1,100,000 円	令和 7 年 10 月 31 日渡しから 令和 10 年 10 月 31 日渡しまで 7 枚	725,800 円	2025 年 4 月 30 日から 2025 年 10 月 30 日まで
ろ	1,100,000 円	令和 7 年 10 月 31 日渡しから 令和 11 年 10 月 31 日渡しまで 9 枚	919,700 円	
い	1,100,000 円	令和 8 年 4 月 30 日渡しから 令和 10 年 10 月 31 日渡しまで 6 枚	626,700 円	2025 年 10 月 31 日から 2026 年 4 月 28 日まで
ろ	1,100,000 円	令和 8 年 4 月 30 日渡しから 令和 11 年 10 月 31 日渡しまで 8 枚	823,500 円	

752 買上償還の取まとめ

事務手順	取扱要領
	○ 買上償還証券・買上代金領収証書・買上証明書・全部買上のときの印鑑票は、次の点を除き、他の支払済証券類等と同様に取扱う。 ⇒ 他の支払済証券類等の取扱いは、260元利払の取まとめ参照
日常の取まとめ事務	
①国債元利金受払報告表の作成・送付	● 受払報告表の摘要欄「元金」の次行に「買上代金（○○国庫債券）」の項目を設け、国債名称ごとに買上代金領収証書の買上代金の金額を記載する。 受払報告表 記載例参照
②買上償還証券などの整理保管	● 証券・買上代金領収証書・買上証明書・全部買上のときの印鑑票は、一括して袋類へ収容し、後記「月分の取まとめ事務」を行うときまで整理保管する。 * 買上げの対象となる証券の印鑑票が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）についても当該印鑑票と一緒に取扱う。 ● 袋類への現在額の表示は ① 全部買上の証券は、その額面金額による。 ② 一部買上の証券は、接続する賦札1組を証券1枚として賦札券面金額の合計額による。 ⇒ 144参照・証券の整理保管
③受払報告表の補正	● 統轄店へ送付した受払報告表について国債名称の誤りがあったときは、摘要項目の誤りとして所定の補正手続きを行う。 ⇒ 261③参照・受払報告表の補正
月分の取まとめ事務	
①国債元利金受払報告表の集計	

②国債利子内訳表の作成	● 該当しない
③買上償還証券などの整理	● 証券・買上代金領収証書・買上証明書・全部買上の際の印鑑票・氏名等届出書は、一括して帯封をかけ、帯封表面に枚数・金額を記載する。 * 買上げの対象となる証券の印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票または氏名等届出書と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）についても当該印鑑票または氏名等届出書と一緒に取扱う。
④買上償還証券送付内訳表の作成と点検	● 証券・買上代金領収証書により、買上償還証券送付内訳表を作成し、その買上代金を国債名称ごとに前記①で作成した受払報告表の月計分の金額と照合する。 * 買上償還証券送付内訳表原符および買上償還証券受領書と併せて作成する（日本銀行ホームページ掲載書式を使用する場合には、買上償還証券送付内訳表との3枚複写となっている。）。 * 買上げの対象となる証券の印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票または氏名等届出書と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）も統轄店へ送付するため、上記送付内訳表の欄外に「見本証券（国債名称＜略称でよい＞）何枚」と記載する。
⑤買上償還証券などの袋入れ	● 証券・買上代金領収証書・買上証明書・全部買上の際の印鑑票・氏名等届出書は、他の支払済証券類等と区分して内袋に納め、その表面に「買上償還証券」の旨および枚数・合計金額・代理店名を記載する。 * 買上げの対象となる証券の印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票または氏名等届出書と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）も一緒に統轄店へ送付する。
⑥買上償還証券などの送付	
⑦国債証券類受付書などの受理	

送付内訳表
記載例参照

受払報告表の記載例

書式№400

注意 かっこ書の内容は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、当初の支払日）の属する月を記載する。

国債元利金受払報告表

（日 付） （店 名）

28. 3. 8 日本銀行〇〇代理店

（3月支払分）

11001
代理店または
支払取まとめ店番号

受	摘 要	払
円	① 元 金	円
	② 買上代金（ 国債名称 第二十七特給国）	1,375,400
	③ 利 子	
	合 計 (① + ② + ③)	1,375,400

「買上代金（〇〇国庫債券）」
の項目を設けて記載する。

● 国債名称は略称で記載
してよい。

⇒ 120 参照・用語の解説
・略称

送付内訳表の記載例

書式 No.383

買 上 償 還 証 券 受 領 書

(送付内訳表 付) 4 7.5
(日 付) ④
あて先 日本銀行〇〇代理店
御中
取扱店番号

3枚複写

書式 No.383

買 上 償 還 証 券 送 付 内 訳 表

(日 付) 4 7.5
仕 出 日本銀行〇〇代理店
〇〇
取扱店番号

買 上 代 金
円
141,500

書式 No.383

注意 額面金額または合計券面金額欄は
①全部買上のは、証券の額面金額により記載すること。
②一部買上のは、賦札券面金額の合計額により記載すること。

買 上 償 還 証 券 送 付 内 訳 表 原 符

(日 付) 4 7.5
仕 出 日本銀行〇〇代理店
〇〇
取扱店番号
あて先 日 本 銀 行 業 務 局 御中
(統轄店経由)

6 月支払分

国 債 名 称	枚 数	額面金額または 合計券面金額	買 上 代 金
第十一回特別弔慰金 国 庫 債 券	1	①250,000	141,500
合 計	1	250,000	141,500

添 付 書 類	枚 数
買 上 請 求 書	1 枚
買 上 証 明 書	1
印 鑑 票 等	1
委 任 状	

②

買 上 代 金
円
141,500

141,500

③

- ① 全部買上のは、証券の額面金額により記載する。
一部買上のは、賦札券面金額の合計額により記載する。この場合の枚数欄は、接続する賦札1組を証券1枚として記載する。
- ② 添付書類の枚数を記載（「印鑑票等」欄にあっては、全部買上のは、印鑑票・氏名等届出書の枚数を記載）する。
 - 買上げの対象となる証券の印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票または氏名等届出書と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）も統轄店へ送付するため、欄外に「見本証券（国債名称＜略称でよい＞）何枚」と記載する。
- ③ 他の送付内訳表と一緒に内袋に納めて統轄店へ送付する。
 - 業務局から送付を受けた受領書は、送付内訳表原符に添付して保管（保存期間1年）する。
- ④ 業務局が受領日付を表示する。

7 6 0 削除

7 7 0 削除

第 8 編 雑則

失効証券類および見本国債証券類の取扱要領を定めている。

目 次

	ページ
	800－
8 0 0 雑則	1
8 1 0 失効証券類の取扱い.....	1
8 2 0 見本国債証券類の取扱い.....	4
（参考 1）見本国債証券類配付一覧	8
（参考 2）第九回特別弔慰金国庫債券などの見本国債証券類	12
8 3 0 位置、店舗名称および店番号変更に関する届出.....	14

800 雑則

810 失効証券類の取扱い

失効証券類の呈示または失効証券類についての照会を受けた場合には、以下のとおり取扱うこととなる。もっとも、当該取扱いは発生頻度が僅少となることから、業務局営業・国債業務企画グループに照会のうえ、その指示により取扱うこととして差支えない。

事務手順	取 扱 要 領
①失効証券類の受入	○ 失効証券類の呈示または失効証券類についての照会を受けたときは、なるべく提出させるよう取計らう。 * 失効証券類とは次のものをいう。 ● 消滅時効完成により効力を失った証券・利賦札 ⇒ 消滅時効完成により効力を失った無記名国債証券については、日本銀行ホームページの消滅時効完成銘柄 参照 ● 滅紛失により、代証券または滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書が発行された記名国債証券（利賦札）（回収する時には滅紛失証券（利賦札）発見届によることとなる。） ● 法令の定めにより無効とされた「賜金国庫債券」 ⇒ 143 参照・消滅時効期間の計算方法と消滅時効の特例扱い ⇒ 423-6 参照・滅紛失証券（利賦札）発見届の受理 * 失効証券類は、国債規則（大正11年大蔵省令第31号）第20条により所持人は返還することとなっている。
②受入手続き	○ 受入れた失効証券類により、失効証券類受付書を作成する。 * 失効証券類受領書および失効証券類送付書と併せて作成する（日本銀行ホームページ掲載書式を使用する場合には、失効証券類受付書との3枚複写となっている。）。 ○ 返還者に失効証券類受領書を交付する。 * 証券と利賦札を切離して提出されたときは、そのまま別々に整理する。 ○ 失効証券類に廃印を明りょうに押す。 [廃印を押す箇所] 証券 ●表面の額面金額の個所 ●証券に利賦札がついているときは、全利賦札表面の中央部 利賦札 ●裏面 ○印の個所（○のないものは裏面中央部） ⇒ 142①参照・回収証券類への廃印の押なつ

③業務局への送付	＊ 廃印に代え一般公社債用の「支払済印」は使用できない。 ○ 証券・利賦札（証券に利賦札がついているときは証券および全利賦札）のそれぞれ表面上部に「失効」と赤色で記載する。 ○ 失効証券類・失効証券類送付書を一括して封筒に納め、速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。
----------	--

失効証券類受付書の記載例

失効証券類とともに業務局国債証券
業務グループへ送付する。

3枚複写

書式 No. 106		失効証券類送付書		(日付) 6.6.8
		仕 出 日本銀行〇〇代理店 あて先 日本銀行業務局 国債証券業務グループ 御 中		

書式 No. 106		失効証券類受領書		(日付) 6.6.8
		日本銀行 〇〇代理店		
甲 野 太 郎 殿				
下記証券類は失効につき回収しました。				

書式 No. 106				
注意 証券と利賦札を切り離して返還されたときは、証券に付属させず、別々に整理すること。				
失効証券類受付書				
(日付) 6.6.8				
返 還 者				
住 所 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1				
氏 名 甲 野 太 郎				

証券・利賦 札の別	国債名称・記号	枚数	金 額	付属利賦札の状態
証 券	利付国庫債券 (10 年) 第 220 回	1	2,000,000 円	年 月 渡以降 52.11
合 計		1	2,000,000	11

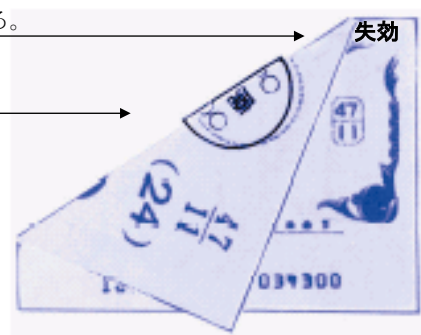
返還者に交付する。

自店保管 (保管期間 1 年)

失効証券類への記載例

赤色で表示する。

廃印を押す。



8 2 0 見本国債証券類の取扱い

あらまし

- 新しい様式の国債証券が発行されたときは、その証券の見本が業務局（統轄店経由）から送付される。
 なお、見本国債証券印刷枚数などの関係から、見本の一部が送付されないとき、または見本利札だけが送付されるときがある。
 - * 見本証券（印鑑票等毎配付分）については、自店が交付取扱店でない場合には、他店の交付取扱店から当該国庫債券の印鑑票等（見本証券添付分）の送付を受けるときに当該印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に送付される。
 - ⇒ 自店が見本証券（印鑑票等毎配付分）を見本証券とする国庫債券にかかる交付取扱店となったときの取扱いは、3 2 0 参照・新規発行証券の交付
- 送付された見本は、自店に備付けておき、元利払などにより受入れる証券類の真偽・要項の調査確認などに利用する。
 - * 見本証券（印鑑票等毎配付分）については、支払場所変更の請求のときは、印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に新支払場所へ送付することとなる。
 - ⇒ 4 2 1 参照・元利金支払場所変更の請求
- 元利金の消滅時効完成などにより不用となった見本は、業務局（統轄店経由）からの通知に基づき自店において廃棄する。
 - ⇒ 見本国債証券類配付一覧参照

事 務 手 順	取 扱 要 領
①受入	○ 業務局（統轄店経由）から見本の送付を受けたときは、交付通知および国債証券類送付書と照合し枚数確かめる。 * 見本証券（印鑑票等毎配付分）については、印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に当該印鑑票等（見本証券添付分）と同枚数の見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受ける。このため、当該見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けたときは、一緒に送付された当該印鑑票等（見本証券添付分）と同枚数の当該見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けたことをあわせて確認する。なお、このとき、交付通知の送付を受けない。 ○ 国債証券類受領書に受領日付を表示し、これを速やかに統轄店（本店管下代理店は業務局国債証券業務グループ）へ送付する。

* 見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けたときは、国債証券類受領書に受領日付を表示し、速やかに当該見本証券（印鑑票等毎配付分）等の送付元へ送付する。

交付通知
例示参照

②整理保管

- 見本国債証券類保管目録に受入日付・国債名称・記号・券面種類などを記載する。

受入れた見本は、透明な袋に収容してファイルするか、または簿冊にちょう付するなど、常時閲覧しやすいように整理して保管する。

* 見本証券（印鑑票等毎配付分）を整理保管するときは、231により取扱う。なお、当該見本証券（印鑑票等毎配付分）を受入れたときは、見本国債証券類保管目録への記載を要しない。

保管目録
記載例参照

- 上記保管にあたっては、錠のかかるロッカーなどに収容する。

③汚染き損

- 見本を汚染き損し使用不能となったときは、速やかに統轄店（本店管下代理店は業務局国債証券業務グループ）へ連絡し、その指示により取扱う。

④廃棄

- 保管中の見本について統轄店から廃棄通知を日本銀行業務オンラインにより受けたときは

- 該当分を抜き出し、自店で速やかに廃棄する。（なるべく焼却の方法による。）

- 見本国債証券類保管目録の該当銘柄・券面種類を抹消し、廃棄日付欄に「廃棄日付」を表示する。

廃棄通知
例示参照

保管目録の記載例

書 式 No.420

見本国債証券類保管目録

(保管店名)

日本銀行〇〇代理店

受入日付	種 別 (銘柄)	券面種類	廃棄日付
46. 5. 1	〇〇国庫債券 第〇回	円券 50,000	5. 11. 30 ←
〃	〃 〃	100,000	
〃	〃 〃	1,000,000	
〃	〃 〃	10,000,000	
47. 10. 20	〇〇〇〇国庫債券 い号	300,000	
48. 5. 10	〇〇国庫債券 第〇回	50,000	

2. 10. 23	〇〇〇〇国庫債券 い号	2,000,000	
5. 11. 16	〇〇〇国庫債券 い号	100,000	
↑			

「受入日付」を表示する。

● 用済後随時廃棄

廃棄する見本の銘柄・券面種類を
抹消し、「廃棄日付」を表示する。

交付・廃棄通知の例示

2022年11月30日

代理店 御中

日本銀行〇〇支店

〇〇〇国庫債券の見本証券交付に関する件

貴店備付用として、標記見本証券を下記のとおり送付しますので通知します。

ついては、「日本銀行代理店国債事務取扱手続・820 見本国債証券類の取扱い」により貴店備付用見本としてご利用ください。

記

〇〇〇国庫債券 い号 10万円券 1枚

以上

← 統轄店から、書面により見本とともに送付される。

2022年11月15日

代理店 御中

日本銀行〇〇支店

見本証券の廃棄に関する件

貴店備付けの見本国債証券類のうち下記見本国債証券については、同国債の消滅時効完成に伴い不用となりましたので「日本銀行代理店国債事務取扱手続・820 見本国債証券類の取扱い」に基づき廃棄されたく通知します。

記

〇〇国庫債券 第〇回	10,000,000円券	} 4枚
	1,000,000円券	
	100,000円券	
	50,000円券	

以上

← 統轄店から、日本銀行業務オンラインにより送付される。

● 受入・廃棄手続完了後随時廃棄

(参考 1)

見本国債証券類配付一覧

【令和 6 年 1 1 月現在】

種 別 (銘 柄)	券 面 種 類	枚数
1.遺族国庫債券 い号	50,000 円券 30,000	2
2.引揚者国庫債券 "	自 28,000 至 7,000	4
3.特別給付金国庫債券 い号またはち号	200,000	1
4.特別弔慰金国庫債券 い号 に号	30,000 30,000	1 1
5.第二回特別給付金国庫債券 い号 は号またはほ号	100,000 50,000	1 1
6.第三回特別給付金国庫債券 い号	100,000	1
7.引揚者特別交付金国庫債券 "	100,000	1
8.第四回特別給付金国庫債券 "	600,000	1
9.第五回特別給付金国庫債券 "	300,000	1
10.第二回特別弔慰金国庫債券 "	200,000	1
11.第六回特別給付金国庫債券 "	300,000 150,000	1 1
12.第七回特別給付金国庫債券 "	600,000	1
13.第三回特別弔慰金国庫債券 "	120,000	1
14.第八回特別給付金国庫債券 "	50,000	1
15.第九回特別給付金国庫債券 "	600,000	1
16.第十回特別給付金国庫債券 "	1,200,000	1
17.第十一回特別給付金国庫債券 "	20,000	1
18.第四回特別弔慰金国庫債券 "	300,000	1
19.第十二回特別給付金国庫債券 "	600,000	1

種 別 (銘 柄)	券 面 種 類	枚数
20.第十三回特別給付金国庫債券 い号	50,000 円券	1
21.第十四回特別給付金国庫債券 "	750,000	1
22.慰労金国庫債券 "	100,000	1
23.第五回特別弔慰金国庫債券 "	180,000	1
24.第十五回特別給付金国庫債券 "	150,000	1
25.第十六回特別給付金国庫債券 "	900,000	1
26.第十七回特別給付金国庫債券 "	1,800,000	1
27.特別葬祭給付金国庫債券 "	100,000	1
28.第六回特別弔慰金国庫債券 "	400,000	1
29.第十八回特別給付金国庫債券 "	900,000	1
30.第十九回特別給付金国庫債券 "	1,000,000	1
31.第七回特別弔慰金国庫債券 "	240,000	1
32.遺族国庫債券 2 号	50,000	1
33.第十三回特別給付金国庫債券 を号	50,000	1
34.第十七回特別給付金国庫債券 と号	1,800,000	1
35.第二十回特別給付金国庫債券 い号	150,000	1
36.引揚者国庫債券 も号	28,000	1
37.引揚者特別交付金国庫債券 て号	170,000	1
38.第十回特別給付金国庫債券 れ号	1,200,000	1
39.第十九回特別給付金国庫債券 に号	1,000,000	1
40.第二十一回特別給付金国庫債券 い号	1,000,000	1
41.遺族国庫債券 5 号	50,000	1
42.引揚者特別交付金国庫債券 さ号	170,000	1

種 別 (銘 柄)	券 面 種 類	枚数
43.引揚者国庫債券 す号	28,000 円券	1
44.第三回特別給付金国庫債券 よ号	100,000	1
45.第七回特別給付金国庫債券 れ号	600,000	1
46.第十九回特別給付金国庫債券 へ号	1,000,000	1
47.第二十二回特別給付金国庫債券 い号	2,000,000	1
48.特別給付金国庫債券 よ号	200,000	1
49.第四回特別給付金国庫債券 ね号	600,000	1
50.第十回特別給付金国庫債券 そ号	1,200,000	1
51.第十七回特別給付金国庫債券 り号	1,800,000	1
52.第八回特別弔慰金国庫債券 い号	400,000	1
53.第十三回特別給付金国庫債券 わ号	50,000	1
54.第二十三回特別給付金国庫債券 い号	1,000,000	1
55.遺族国庫債券 9 号	50,000	1
56.第十七回特別給付金国庫債券 わ号	1,800,000	1
57.第二十二回特別給付金国庫債券 に号	2,000,000	1
58.第二十四回特別給付金国庫債券 い号	1,000,000	(注 1)
59.第九回特別弔慰金国庫債券 //	240,000	1
60.第二十五回特別給付金国庫債券 //	150,000	(注 1)
61.遺族国庫債券 13 号	50,000	(注 1)
62. //	50,000	(注 1)
63.第二十六回特別給付金国庫債券 い号	1,000,000	(注 1)
64.第二十七回特別給付金国庫債券 //	2,000,000	1
65.第十回特別弔慰金国庫債券 //	250,000	1

種 別 (銘 柄)	券 面 種 類	枚数
66.第二十八回特別給付金国庫債券 い号	500,000 円券	(注 1)
67.第十一回特別弔慰金国庫債券 //	250,000	1
68.第二十九回特別給付金国庫債券 //	500,000	(注 1)
69.第三十回特別給付金国庫債券 //	1,100,000	(注 1)
	合 計	68 (注 2)

(注 1) 該当の記名国債証券の印鑑票または氏名等届出書を備付ける支払場所として指定された店舗に対してのみ、当該印鑑票または氏名等届出書と同枚数だけ配付。

(注 2) (注 1) にかかる見本の枚数を除く。

(参考 2)

第九回特別弔慰金国庫債券などの見本国債証券類

財務省からの指示により、第八回特別弔慰金国庫債券の予備証券を独立行政法人国立印刷局において印刷加工したものを第九回特別弔慰金国庫債券などの見本国債証券類として取扱うこととなった。

＊ 印刷加工された第八回特別弔慰金国庫債券の予備証券を見本国債証券類として取扱う記名国債証券は、次のとおり。

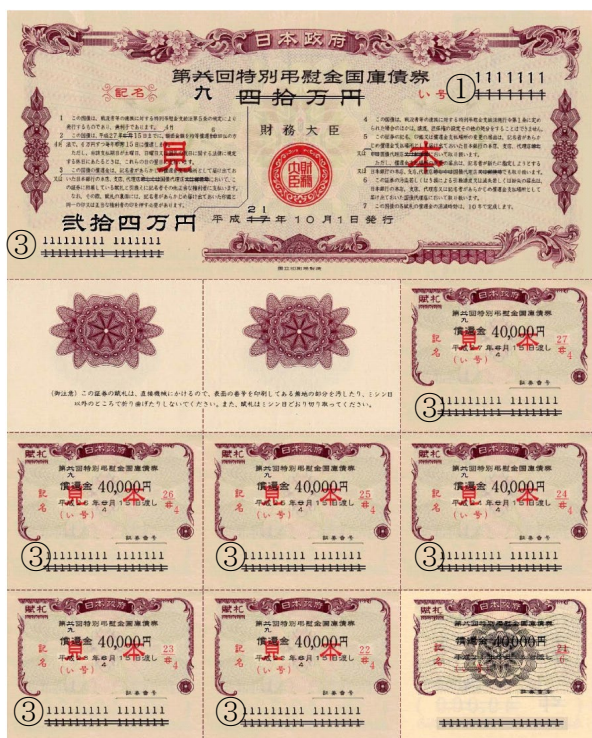
- ・ 第九回特別弔慰金国庫債券
- ・ 第十回特別弔慰金国庫債券
- ・ 第十一回特別弔慰金国庫債券

第九回特別弔慰金国庫債券の見本および実際の証券の様式例は次のとおりである。

＊ 第十回特別弔慰金国庫債券および第十一回特別弔慰金国庫債券の見本にも、実際の証券に合わせて同様の印刷加工が行われている。

第九回特別弔慰金国庫債券の見本等の様式例

見本（表面）

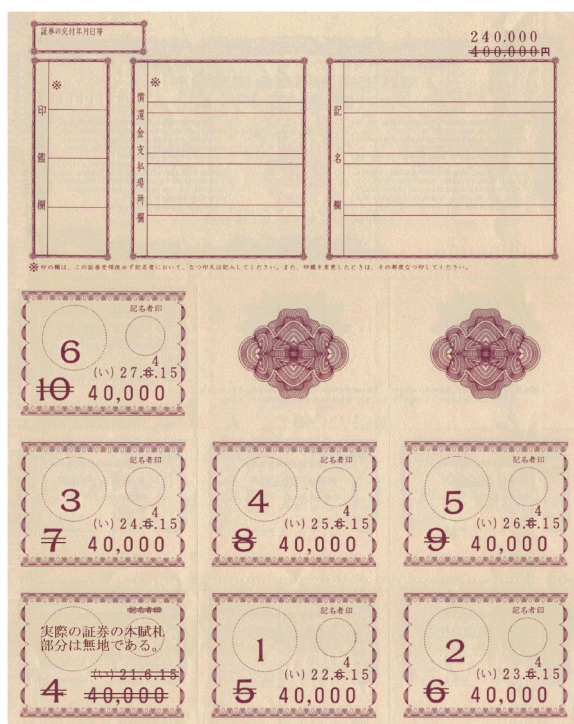


実際の証券（表面）

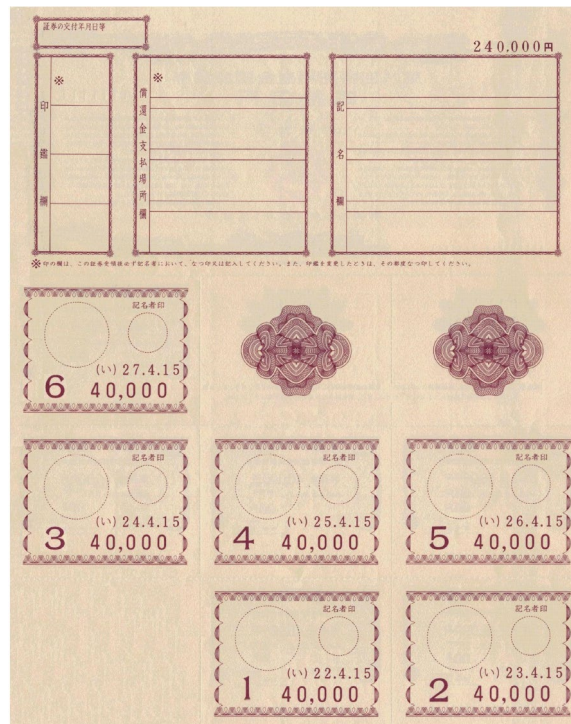


- ① 見本上では「1」の羅列に訂正されているが、実際の証券上では証券の番号が表示される。
- ② 実際の証券上には「見本」の文字は表示されない。
- ③ 見本上では「1」の羅列に訂正されているが、実際の証券上では機械処理用コード番号（右が証券の番号を示している。）が表示される。

見本（裏面）



実際の証券（裏面）



830 位置、店舗名称および店番号変更に関する届出

代理店の店舗の位置、名称および店番号の変更がある場合には、代理店店舗位置名称等変更届を作成したうえ、変更日の一か月前を目途に日本銀行本店に日本銀行業務オンラインにより提出する。

代理店店舗位置名称等変更届の記載例

代理店店舗位置名称等変更届						
(日付) _____						
日本銀行 御中						
(約定先および本部部署) (金融機関コード)						
〇〇銀行						〇〇〇〇
①代理店等の 種類 (該当事項に ○を表示)	○ 一般代理店	歳入代理店	払 込 店	資金払込店	日 本 銀 行 預金取扱店	集計表集中 作 成 店
	国債代理店	国債元利金支払取扱店	支払取まとめ店		電 子 収 納 受 入 店	電 子 収 納 払 込 店
一般代理店名	〇〇代理店					
現在の店舗 名称および 店番号	② (店舗名称) 〇〇支店				③ (店番号) 〇〇〇	
変更後の店舗 名称、店番号 または位置	② (店舗名称)				③ (店番号)	
	④ (位置) 〒△△△―△△△△ 〇〇県〇〇市△△△丁目△番△号					
変更年月日	〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日					

- ① 「代理店等の種類」欄の該当事項の全部に○を表示する。
- ② 店舗名称に通称がある場合には、店舗名称を記載した下部に通称をカッコ書きで記載する。
- ③ 店番号とは、金融機関が所属金融団体に登録した当該店舗の統一店番号をいう。
- ④ 「（位置）」欄には、郵便番号を記載するほか、住所として都道府県から住居番号まで記載する。

2. 通牒類等

通牒類等目次

		ページ
改元に伴う国債証券等の取扱いに関する件	2019.5.7 業債第39号	1
援護法施行後死亡した者の遺族に対し交付する遺族国庫債券について	昭和28.6.17 国債通牒第18号	2
引揚者特別交付金国庫債券（い号）の消滅時効完成に伴う印鑑票の取扱方に関する件	昭和62.9.4 国債通牒第3号	3
慰労金国庫債券の消滅時効完成に伴う印鑑票の取扱方に関する件	平成12.3.15 業債第5号	4
特別葬祭給付金国庫債券の消滅時効期間満了に伴う印鑑票の取扱方に関する件	平成19.2.13 業債第5号	6
「記名国債証券供託関係事務取扱要領」の制定に関する件	昭和53.5.19 国債通牒第4号	8
公職選挙法の規定により国庫に帰属した供託物の収納に関する取扱手続について	昭和30.3.25 国債通牒第4号	17
見本国債証券類における店名の表示の依頼に関する件	平成25.5.13 業債第17号	22
記名国債の郵送による証券交付の可能化等について	2018.6.29 業債第29号	24

改元に伴う国債証券等の取扱いに関する件

2019.5.7 業債第39号

改元に伴う国債証券およびこれに付属する利賦札（以下「国債証券等」といいます。）の取扱いについては、財務省からの事務連絡等により、下記^(注1)のとおり取扱う^(注2)こととなりましたので、通知します。

（注1）下記中、「改元」は2019年5月1日の改元をいい、「前回改元」は1989年1月8日の改元をいいます。

（注2）（編注略）

記

1. 改元前に発行した国債証券等（前回改元前に発行したものおよび発行年度を2019年度とする遺族国庫債券のうち改元後に発行するものを含む。2. において同じ。）は、従前のままとし、引換えは行わない。
2. 改元前に発行した国債証券等について、各種請求に基づき、代証券を交付する場合には、全て「平成」（前回改元前に発行した国債証券等にあつては、「昭和」。以下2. において同じ。）の元号を使用したものを交付する。また、滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書（以下「支払通知書」という。）を発行する場合には、支払期日は「平成」の元号を使用して記載する。
3. 国債証券等および支払通知書における償還期日および利子支払期日等は、改元後の日付が「平成」の元号により表示されている場合には、「令和」（前回改元後、改元前の日付が「昭和」の元号により表示されている場合には、「平成」）の元号により表示される応当の日付と読み替える。
4. 各種請求にかかる請求書等に「付属利賦札の状態」または「滅紛失した利賦札の内訳」を記載する場合には、利賦札に記載されている日付（例：31年10月31日渡）を記載する。

以 上

援護法施行後死亡した者の遺族に対し交付する
遺族国庫債券について

昭和 28.6.17 国債通牒第 18 号

戦傷病者戦没者遺族等援護法施行（昭和 27 年 4 月 1 日）後死亡した者の遺族は、当該死亡者の死亡した日から弔慰金を受ける権利を有することとなるので、右遺族に対し交付する遺族国庫債券についても受給権発生の日からの利子を附することとなります。右に伴って施行後死亡した者の遺族に対し交付する遺族国庫債券の初期利札は、下記の通り法施行前に死亡した者の遺族に対し交付する証券の初期利札と若干相異なることとなりますから、御諒承願います。

右通知します。

記

1. 初期利札の表面
利子額はその都度算出し、活字により押捺加工する。
2. 初期利札の裏面
裏面は模様のみとし利子額を記入しない。

以 上

引揚者特別交付金国庫債券（い号）の消滅 時効完成に伴う印鑑票の取扱方に関する件

	昭和 62. 9. 4	国債通牒	第 3 号
一部改正	平成 7. 3. 27	業債	第 2 号
	平成 9. 11. 21	業債	第 9 号

引揚者特別交付金国庫債券（い号）は、昭和 62 年 8 月 17 日をもって、最終賦金の消滅時効が満了しました。

については、貴店備付けの引揚者特別交付金国庫債券（い号）印鑑等届出書（以下、印鑑票という。）中、下記の印鑑票を除き、速やかに「記名国債証券印鑑票送付書」（書式 No. 207）を作成・添付して当局『国債証券課』へ送付されたく通知します。

なお、明年 8 月から順次消滅時効期間が満了する引揚者特別交付金国庫債券（ろ号以降分）については、本取扱方に準じて取扱うこととしますので併せて通知します。

記

1. 供託年月日が表示してある印鑑票^{（注）}については、供託証券の消滅時効期間が供託年月日から 10 年を経過した日に満了する（昭和 63 年 6 月以降）こととなるので、当該印鑑票は時効完成のつど、印鑑票送付書を作成・添付して送付する。

（注） 引揚者特別交付金国庫債券のうち、記名者の住所不明、受領拒否等の事由により長期間交付できなかった証券については、昭和 53 年 6 月以降供託が行われ、その際、当該供託証券にかかる印鑑票の表面左上部余白に「〇年〇月〇日供託」と供託年月日が朱書されている。

2. 証券交付が最終賦金の支払期日を過ぎてから行われた印鑑票については、印鑑票に表示されている証券交付年月日から 10 年を経過した日に消滅時効期間が満了することとなるので、当該印鑑票は時効完成のつど、印鑑票送付書を作成・添付して送付する。

なお、消滅時効の起算日または完成日等について疑義のある印鑑票については、当局『国債証券課』に照会のうえお取扱い下さい。

（編注）『 』内を「国債証券業務グループ」と読替える。

以 上

慰労金国庫債券の消滅時効完成に伴う 印鑑票の取扱方に関する件

平成 12. 3. 15 業債第 5 号

慰労金国庫債券（い号）は、平成 12 年 3 月 15 日をもって最終賦札の消滅時効期間が満了となりました。

つきましては、貴店備付けの未払分の慰労金国庫債券（い号）印鑑等届出書（以下「印鑑票」という。）を下記により業務局『国債証券課』^{（編注 1）}に送付して下さい。

また、消滅時効の起算日、完成日等について疑義のある印鑑票については、あらかじめ業務局『国債証券課』^{（編注 1）}に照会のうえ、その指示に従い取扱いして下さい。

記

1. 印鑑票に各種請求の処理年月日が表示されていない場合

印鑑票に各種請求の処理年月日（元利金支払場所変更年月日、記名変更年月日、行為能力変更等年月日、印鑑票再製確認年月日等をいう。以下同じ。）が表示されていない場合には、次により取扱う。

- (1) 印鑑票に表示されている証券交付年月日が最終賦札の支払期日以前であるときは、平成 12 年 3 月 15 日後速やかに、当該印鑑票を業務局『国債証券課』^{（編注 1）}に送付する。
- (2) 印鑑票に表示されている証券交付年月日が最終賦札の支払期日後であるときは、証券交付年月日の翌日から起算して 10 年の期間が満了した日後速やかに、当該印鑑票を業務局『国債証券課』^{（編注 1）}に送付する。

2. 印鑑票に各種請求の処理年月日が表示されている場合

印鑑票に各種請求の処理年月日が表示されている場合には、次により取扱う。

- (1) 印鑑票に表示されている証券交付年月日および各種請求の処理年月日が最終賦札の支払期日以前であるときは、平成 12 年 3 月 15 日後速やかに、当該印鑑票を業務局『国債証券課』^{（編注 1）}に送付する。
- (2) 印鑑票に表示されている証券交付年月日または各種請求の処理年月日が最終賦札の支払期日後であるときは、当該年月日のうち新しい年月日の翌日から起算して 10 年の期間が満了した日後速やかに、当該印鑑票を業務局『国債証券課』^{（編注 1）}に送付する。

3. 印鑑票の送付方法

消滅時効完成分にかかる印鑑票を業務局『国債証券課』^(編注1)に送付する場合には、記名国債証券印鑑票送付書（「日本銀行代理店国債事務取扱手続」書式No.207）を添付し、封筒表面余白に㊥と表示したうえ、『書留郵便または配達記録郵便』^(編注2)により次の宛先に送付する。

<宛先>

〒103-8660

東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行業務局『国債証券課』^(編注1)

TEL 03-3279-1111(代表)

(編注1)『 』内を「国債証券業務グループ」と読替える。

(編注2)『 』内を「書留郵便（簡易書留でよい。）」と読替える。

以 上

特別葬祭給付金国庫債券の消滅時効期間満了 に伴う印鑑票の取扱方に関する件

平成 19. 2. 13 業債第 5 号

特別葬祭給付金国庫債券（い号）は、平成 19 年 1 月 31 日をもって最終賦札の消滅時効期間が満了となりました。

つきましては、貴店備付けの未払分の特別葬祭給付金国庫債券（い号）印鑑等届出書（以下「印鑑票」という。）を下記により業務局国債証券業務『担当』（^{編注 1}）（以下「国債証券業務『担当』（^{編注 1}）」という。）に送付して下さい。

また、消滅時効の起算日、完成日等について疑義のある印鑑票については、あらかじめ国債証券業務『担当』（^{編注 1}）に照会のうえ、その指示に従い取扱いして下さい。

記

1. 印鑑票に各種請求の処理年月日が表示されていない場合

印鑑票に各種請求の処理年月日（元利金支払場所変更年月日、記名変更年月日、行為能力変更等年月日、印鑑票再製確認年月日等をいう。以下同じ。）が表示されていない場合には、次により取扱う。

- (1) 印鑑票に表示されている証券交付年月日が最終賦札の支払期日以前であるときは、本通知受領後速やかに、当該印鑑票を国債証券業務『担当』（^{編注 1}）に送付する。
- (2) 印鑑票に表示されている証券交付年月日が最終賦札の支払期日後であるときは、証券交付年月日の翌日から起算して 10 年の期間が満了した日後速やかに、当該印鑑票を国債証券業務『担当』（^{編注 1}）に送付する。

2. 印鑑票に各種請求の処理年月日が表示されている場合

印鑑票に各種請求の処理年月日が表示されている場合には、次により取扱う。

- (1) 印鑑票に表示されている証券交付年月日および各種請求の処理年月日が最終賦札の支払期日以前であるときは、本通知受領後速やかに、当該印鑑票を国債証券業務『担当』（^{編注 1}）に送付する。
- (2) 印鑑票に表示されている証券交付年月日または各種請求の処理年月日が最終賦札の支払期日後であるときは、当該年月日のうち新しい年月日の翌日から起算して 10 年の期間が満了した日後速やかに、当該印鑑票を国債証券業務『担当』（^{編注 1}）に送付する。

3. 印鑑票の送付方法

消滅時効完成分にかかる印鑑票を国債証券業務『担当』（^{編注 1}）に送付する場合には、記名国債証券印鑑票送付書（「日本銀行代理店国債事務取扱手続」書式 No. 207）を添付し、封筒表面余白に ㊟と表示したうえ、『書留郵便または配達記録郵便』（^{編注 2}）により次の宛先に送付する。

<宛先>

〒103－8660

東京都中央区日本橋本石町 2－1－1

日本銀行業務局国債証券業務『担当』^(編注1)

TEL 03－3279－1111(代表)

(編注1)『 』内を「グループ」と読替える。

(編注2)『 』内を「書留郵便（簡易書留でよい。）」と読替える。

以 上

「記名国債証券供託関係事務取扱要領」 の制定に関する件

一部改正	昭和 53. 5. 19	国債通牒第 4 号
	昭和 55. 8. 19	国債第 517 号
	昭和 56. 4. 9	国債通牒第 1 号
	昭和 57. 12. 27	国債通牒第 8 号
	昭和 59. 9. 26	国債通牒第 4 号
	平成 2. 5. 23	国債通牒第 3 号
	2021. 3. 30	業債第 4 号
	2021. 9. 17	業債第 30 号

今般、大蔵省では、受取人の現住所不明、相続人不明等の事情により未交付のまま長期間交付取扱店に保管されている記名国債証券について、交付事務の完了を図るため民法第494条による弁済供託を行うこととなったのに伴い、供託実施に必要な交付取扱店の事務取扱方に関し、「記名国債証券供託関係事務取扱要領」を別紙のとおり制定し、本年6月1日から実施することとしましたので、下記事項をご参照のうえ、よろしくお取扱い願いたく、通知します。

記

1. 本取扱要領は、記名国債証券の長期未交付証券について大蔵省が弁済供託を行う場合の交付取扱店の事務取扱手続を定めたものであるが、大蔵省では、今回交付取扱店における未交付証券のうち、昭和51年3月までに財務局（事務所）長が交付通知書を交付した個人受領分のみを対象に次により供託を行うこととしている。

受領催告の告知 5月10日付官報

記名者あて受領催告 5月10日～5月31日

弁 済 供 託 6月 1日以降

（注） 市区町村長による代理受領分については、代理受領者を被供託者とする供託には問題があるため、今回の供託対象から除外されており、その処理については、関係当局において検討中。

従って、今回の供託対象になるとみられる該当交付取扱店および該当証券の国債名称は次のとおり限定される見込みである。

（交付取扱店）＜17か店＞ （供託取扱店）＜14か店＞

（編注 略）

（国債名称）

遺族国庫債券、引揚者国庫債券、特別給付金国庫債券、特別弔慰金国庫債券、引揚者特別交付金国庫債券の5種類

2. 上記以外の交付取扱店では、今回の供託関係事務は生じないこととなるが、大蔵省では、今後、昭和51年4月以降交付通知書を交付したものについて長期未交付となるものが生じた場合、あるいは市区町村長の代理受領分について供託が可能

となるような場合には、状況をみて供託を行う意向であるので、そのような場合には上記以外の交付取扱店においても本取扱要領（必要に応じ対象国債名称を追加）による供託関係事務が発生することとなる。

3. 本件供託の供託者は大蔵大臣であり、各財務局（事務所）長がその代理人として所要の手続を行うことになっているので、供託書の作成、供託所に対する供託の申請および供託済の供託書の保管、還付請求者に対する供託書の交付等はすべて各財務局（事務所）において取扱う。

また、供託対象証券の供託所口座への納入に際しては、供託対象証券については、供託取扱店となっている交付取扱店から自店内の供託有価証券受入事務担当部署へ回付することとしたが、供託有価証券の受入書類（供託書、供託有価証券寄託書）については、各財務局（事務所）から直接担当部署へ提出される。

以 上

別 紙

「記名国債証券供託関係事務取扱要領」

(総 則)

1. 記名国債証券（この要領においては、遺族国庫債券、引揚者国庫債券、特別給付金国庫債券、特別弔慰金国庫債券および引揚者特別交付金国庫債券をいう。以下「国債」という。）の未交付分（汚染き損または滅紛失にかかる代証券の未交付分を除く。以下「未交付証券」という。）の供託に関する事務は、本要領によるほか、『記名国債証券事務取扱要領（以下「記名国要領」という。）』^(編注) および別に定めるものにより取扱う。

（編注）『 』内を「日本銀行代理店国債証券取扱手続（以下「代理店手続」という。）」と読替える。

(供託対象証券の区分整理等)

2. 未交付証券を保管している本支店、代理店（以下「交付取扱店」という。）は、財務局（沖縄総合事務局および福岡財務支局を含む。）または財務事務所（小樽出張所および北見出張所を含む。）（以下「財務局（事務所）」という。）から供託記名国債証券明細表（別紙 1. 以下「供託明細表」という。）の送付を受けたときは、次により取扱う。

- (1) 供託明細表と該当の未交付証券とを照合する。
- (2) 供託明細表の「供託所」および「供託区分の事由」欄に供託所名および供託事由が記入されている未交付証券（以下「供託対象証券」という。）は、これを「未交付証券」から払出して「雑保管証券」として記帳整理したうえ、他の保管証券と区別して保管する。

（参考） 代理店は、上記記帳整理を要しない。

- (3) 供託対象証券の印鑑票については、現在枚数を明らかにし、他の印鑑票と区別して保管する。

（注意） 供託明細表には、当該交付取扱店に保管中の未交付証券のうち、財務局（事務所）長が受取人に対し受領催告を行ったものが記載されているが、このうち「供託所」および「供託区分の事由」欄に供託所名および供託事由が記入されているものが供託を要するものであり、それらの欄が抹消されているものは、受取人に未交付証券を受領する意思があるため、供託しないこととされたものである。

(供託取扱店となっていない交付取扱店の取扱)

3. 供託明細表に記入されている供託所の供託有価証券取扱店（以下「供託取扱店」という。）となっていない交付取扱店は、上記 2. の手続終了後速やかに供託対象証券に『証券送付書（記名国要領書式第 1 号）』^(編注 1)、供託明細表および印鑑票を添えて供託取扱店である交付取扱店へ送付し、当該国債の『交付内訳書（記名国要領書式第 5 号）』^(編注 2) の当該備考欄に「供託のため○年○月○日○店へ送付」と記入する。

（編注） 1. 『 』内を「国債証券類送付書（書式 No. 104）」と読替える。

2. 『 』内を「交付内訳書」と読替える。

(供託取扱店となっている交付取扱店の取扱)

4. 供託取扱店となっている交付取扱店は、上記 3. により供託対象証券等の送付を受けたときは、次により取扱う。
 - (1) 供託対象証券、供託明細表および印鑑票をそれぞれ照合し、供託対象証券は「雑保管証券」として記帳整理したうえ、自店分とともに取りまとめ保管する。
(参考) 代理店は、上記記帳整理を要しない。
 - (2) 供託対象証券の印鑑票は自店分とともに取まとめ、現在枚数を明らかにして保管する。

(供 託)

5. 供託取扱店となっている交付取扱店は、財務局(事務所)から供託記名国債受領書(別紙 2.)の提出を受けたときは、次により取扱う。
 - (1) 供託記名国債証券受領書と供託対象証券および供託明細表とを照合する。
 - (2) 供託対象証券の裏面左上部余白に「〇年〇月〇日供託」と記入(朱記)し(『記名国要領第 9 条第 7 項(3)』^(編注)による交付年月日等は記入しない)、即日、供託有価証券の受入事務を担当する部署へ引渡す。この場合、授受簿または関係書類等により引渡し的事实を明らかにする。
(編注) 『 』内を「代理店手続 3 1 4」と読替える。
 - (3) 供託対象証券を引渡したときは、供託明細表の供託日欄に供託年月日を記入し、自店を交付取扱店とする供託対象証券については、当該国債の交付内訳書の当該備考欄に「〇年〇月〇日供託」と記入する。
 - (4) 供託対象証券に該当する印鑑票の表面左上部余白に「〇年〇月〇日供託」と記入(朱記)し、自店以外を元利金(償還金)支払場所とする供託対象証券の印鑑票は、『印鑑票送付書(記名国要領書式第 3 号)』^(編注)および別紙 3 の書面を添えて、ただちに元利金(償還金)支払場所へ送付する。
(編注) 『 』内を「記名国債証券印鑑票等送付書(書式 No. 2 0 7)」と読替える。

(交付状況報告表の記入)

6. 交付取扱店は、供託対象証券を前記 2 (2)により「未交付証券」から払出したときは、その月分の交付状況報告表『(記名国要領書式第 1 1 号)』^(編注)の当該備考欄に払出高を「供託〇枚〇千円」と記入し、同表の月末未交付高欄には払出高を差引いた残高を記入する。
(注意) この払出高は交付状況報告表の月中交付高に含めない。
(編注) 『 』内を「(書式 No. 2 1 0)」と読替える。

(供託状況報告表の作成)

7. 供託取扱店となっている交付取扱店は、毎月、前記 5. の手続を終了した供託対象証券につき、記名国債証券供託状況報告表(別紙 4。以下「供託状況報告表」という。)を作成し、供託明細表を添えて翌月 5 日までに日本銀行本支店(以下「統轄店」という。)へ送付する。
この場合、供託明細表に記入されている供託対象証券の一部について前記 5. の手続を終了したときは、供託明細表の写を作成(写である旨を表示。)し、これを供託状況報告表に添付する。

(注意) 供託対象証券の一部を供託した供託明細表について、その全部の供託が終了したときは、供託明細表(本書)を統轄店へ送付する。

(統轄店の取扱)

8. 統轄店は、供託取扱店となっている交付取扱店から供託状況報告表および供託明細表(写を含む。以下同じ。)の送付を受けたときは、これを自店扱分とともに取まとめて供託状況報告表を作成し、供託明細表を添えてその月の10日までに業務局『(総務課)』^(編注)へ送付する。

(注意) 統轄店は、供託取扱店となっている交付取扱店から送付を受けた供託状況報告表の交付取扱店別の計数を、前記6.の交付状況報告表の備考欄に記載の計数と照合する。

(編注) 『 』内を「国債業務グループ」と読替える。

(記名簿への記入)

9. 業務局は、統轄店から供託明細表の送付を受けたときは、当該国債の記名簿に供託の旨を記入する。

(書類の保管期間)

10. 本要領による書類の保管期間は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 供託記名国債証券明細表 | 10年 |
| (2) 供託記名国債証券受領書 | 10年 |
| (3) 記名国債証券供託状況報告表 | 1年 |

別紙 1

供託記名国債証券明細表

[illegible]

別 紙 2

供託記名国債証券受領書

年 月 日

日 本 銀 行 店 御 中

財 務 局 （ 事 務 所 ） 長

氏 名

下記証券を受領しました。

記

交 付 取 扱 店	国 債 名 称	受 取 人 氏 名	枚 数	金 額
				千円
合 計				

(日付)

元利金（償還金）支払場所

御中

日本銀行 店

同封の印鑑票に該当する証券は、住所不明等の事情から受取人に対する交付が遅延しているため、このたび財務局（事務所）により弁済供託が行われたものであります。

ついては、印鑑票には証券の交付年月日に代えてその供託年月日を左上部余白に記入しましたが、この印鑑票は後日受取人からの元利金（償還金）の支払請求に備えて、証券交付済分と同様に整理、保管していただきたく、よろしくお願い致します。

**公職選挙法の規定により国庫に帰属した
供託物の収納に関する取扱手続について**

昭和 30. 3. 25 国債通牒第 4 号

標題の件に関し別紙の通り大蔵省から通達がありましたので通知致します。
なお、本件供託物が国債証券である場合は、下記によりお取り扱い願います。

記

1. 供託物である国債証券が償還期未到来のもの（証券に附属する利札又は賦札の一部の支払期が到来しているものを含む。）である場合
 - （1）引渡書の要項（国債証券の名称、記号、券面金額、枚数及び附属利（賦）札）を証券と照合の上、引渡書の余白に証券の引渡を受けた年月日を附記する。
（注意） 引渡書の記載されている附属利賦札中証券の引渡を受けた時において支払期が到来したものがあるときは、所管の歳入徴収官に請求し引渡書を差換えること。
 - （2）納入告知書に記載の金額と業務局から送付する買入銷却令達（写）に記載の買入金額とを照査確認する。
（注意） 納入告知書の記載金額は、証券の引渡を受けた時において、その証券に支払期が到来した利賦札が附属している場合は、買入金額にその利賦金額を加算した額となるものであるから、右の記載金額が相違するときは、所管の歳入徴収官に請求し、納入告知書を差換えること。
 - （3）証券には所定の廃印を押捺の上、引渡書及び納入告知書と共に速やかに業務局『(国庫業務係)』^(編注1)に送付する。この場合、支払期の到来している利賦札は、証券に附属させたまま送付する。
 - （4）右の買入銷却に関する振替計算（支払期の到来した利賦札については元利金支払を含む。）は、業務局において行うから、取扱店は計算を立てる必要がない。
2. 供託物である国債証券が償還期の到来しているもの（証券に附属する賦札の一部の支払期が到来しているものを除く。）である場合
通常の元利金支払と同様に取り扱う。但し、『利子の支払に際しては国債事

務取扱手続第４８条に定める支払請求書を徴求する必要はない』^(編注２)。

(編注１)『 』内を「(国庫業務グループ)」と読替える。

(編注２)『 』内を「告知書の提出または告知を受ける必要はない」と読替える。

以 上

日本銀行国庫局長 殿

大蔵省主計局長 森 永 貞一郎
大蔵省理財局長 阪 田 泰 二

公職選挙法の規定により国庫に帰属した
供託物の収納に関する取扱手続について

標記のことについて、関係各省庁協議の上別紙のとおり定められたので、通知する。

なお、貴行関係部局に連絡方よろしくお取り計らい願いたい。

(別紙)

公職選挙法の規定により国庫に帰属した
供託物の収納に関する取扱手続

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条の規定により国庫に帰属した供託物（以下「供託物」という。）の収納に関する取扱手続は、下記によるものとする。

記

(中央選挙管理会の事務)

第1 供託物が参議院（全国選出）議員の選挙に係るものであるときは、中央選挙管理会は、供託物が国庫に帰属した後、すみやかに、供託物が国庫に帰属した旨を明示した書類及び供託物に係る供託書（以下「供託書等」という。）を『総理府主管歳入徴収官（自治庁長官官房会計課長）』（^{（編注）}）に送付すること。

（編注） 『 』内を「自治省主管歳入徴収官（自治大臣官房会計課長）」と読替える。

(都道府県選挙管理委員会の事務)

第2 供託物が衆議院議員又は参議院（地方選出）議員の選挙に係るものであるときは、都道府県選挙管理委員会は、第1の手続に準じ供託書等を『総理府』（編注）主管歳入徴収官（当該委員会所属の都道府県の出納長等）に送付すること。

（編注） 『 』内を「自治省」と読替える。

（歳入徴収官の事務）

第3 歳入徴収官（第1及び第2の歳入徴収官をいう。以下同じ。）は、第1又は第2の供託書等の送付を受けた場合において、

（一）供託物が金銭であるときは、これを歳入に収納するため、供託物取扱規則（大正11年司法省令第2号）第5条及び第7条に定めるところに従い供託金の還付請求の手続（供託金について利子が生ずる場合においても利子の支払の請求はしない。）をするとともに、供託金の収納について調査決定をし、供託金を保管する供託所の供託官吏を納入者とする納入告知書を発すること。

（二）供託物が国債証券であるときは、これを換価して歳入に収納するため、次の手続をすること。

（1）供託物である国債証券が償還期の到来しているもの（割賦償還の方法により償還される国債証券でその一部の賦札の支払期が到来しているものを除く。）であるときは、供託物取扱規則第5条に定めるところに従い供託国債証券の還付請求の手続をするとともに、国債証券の券面金額（支払期の到来している利札が付されているときはその金額を加算した金額）の収納について調査決定をし、日本銀行を納入者とする納入告知書を発すること。

前項の納入告知書は、同項による供託物還付請求書に添えて供託所に提出し、供託所から当該国債証券の寄託店である日本銀行（以下「寄託日本銀行」という。）に送付されるようにすること。

（2）供託物である国債証券が償還期の到来していないもの（割賦償還の方法により償還すべき国債証券でその一部の賦札の支払期が到来しているものを含む。）であるときは、国債証券の名称、記号、券面金額、附属賦札又は利札の支払期（何年何月何日渡以降賦札又は利札附属と記載すること。ただし、既に支払期の到来した附属賦札又は利札を除く。）国債証券が公職選挙法に基いて国庫に帰属したものであること、国債証券が国庫に帰属した日及び寄託日本銀行名を記載した書類を大蔵省に提出し、国債証券の買入しょう却を請求すること。

前項の請求に対し大蔵省から買入しょう却の承認の通知を受けたときは、供託物取扱規則第5条に定めるところに従い供託国債証券の還付請求の手続（供託書奥書の式欄に、受領の記載をすること。）をするとともに、通知を受けた買入しょう却の金額（支払期の到来した附属賦札があるときはその金額を加算した金額）の収納について調査決定をし、日本銀行を納入者とする納入告知書を発すること。この場合における納入告知書には国債証券の名称、記号、券面金額、枚数及び附属利（賦）札（何年何月何

日渡以降利（賦）札附属と記載すること。）を記載した引渡書を添付するものとし、その送付は、（１）第２項の例によること。

（供託所の事務）

第４ 供託官吏は、第３により納入告知書（前記の引渡書を含む。）を添えて供託物の還付の請求を受けたときは、

（１）供託物が金銭であるときは、供託物取扱規則第８条第３項の規定により、供託金の金額について国庫内移換の手続をすること。この場合において寄託日本銀行に送付する国庫金振替書には、歳入徴収官から送付を受けた納入告知書を添付すること。

（２）供託物が国債証券であるときは、供託物取扱規則第９条の規定に準じ、国債証券の還付の手続をすること。この場合において請求者に交付すべき供託物還付請求書は、歳入徴収官から送付を受けた納入告知書（前記の引渡書を含む。）とともに寄託日本銀行に送付すること。

（日本銀行の手続）

第５ 日本銀行は、第４による国庫金振替書、供託物還付請求書及び納入告知書（前記の引渡書を含む。）の交付を受けたときは、各書類の定めるところに従い供託物の払渡及び国庫金収納の処理をすること。

（歳入科目）

第６ 供託物に係る収納の歳入科目は、『総理府』^{（編注）} 主管雑収入（部）諸収入（款）雑入（項）雑収（目）とすること。

（編注）『 』内を「自治省」と読替える。

（従来の特許の廃止）

第７ 国庫に帰属した衆議院議員候補者及び参議院議員候補者の供託物の取扱について（昭和２５年６月計発第３９４号全国選挙管理委員会事務局長、大蔵省主計局長、法務府民事局長発通牒）は廃止する。

（実施期日及び従来の特託物の取扱）

第８ この通牒は、今回の衆議院議員の選挙に係る供託物から適用すること。

従来の特議院議員（全国及び地方選出）及び衆議院議員の選挙に係る供託物でまだ国庫に収納されていないものがあるときは、本通牒に準じ収納に関する手続をすること。

（注）第７の廃止通牒は、昭和２５年６月９日附理秘第１３１９号通達（同年６月７日附国証第２号により通牒済）に同じ。

見本国債証券類における店名の表示の依頼に関する件

平成 25. 5. 13 業債第 17 号

各店に配布している見本国債証券類の管理の徹底を図る観点から、備付けている見本国債証券類について、下記のとおりご対応をお願いいたしたく、ご連絡いたします。

記

- 備付けている見本国債証券類（見本証券（『印鑑票毎配布分』^{（編注1）}）^{（注）}を除く。）について、表面右上部余白に店名を表示すること（表示例は別紙のとおり。）。合併等により、店名に変更があった場合には、表示を訂正すること。
- 今後新たに見本国債証券類の送付を受けた場合においても、同様に取扱うこと。

（注）記名国債証券の見本証券のうち、証券の『印鑑票』^{（編注2）}毎に『配布』^{（編注3）}され、各『印鑑票』^{（編注2）}に添付して保管する見本証券をいう。

（編注1）『 』内を「印鑑票等毎配付分」と読替える。

（編注2）『 』内を「印鑑票または氏名等届出書」と読替える。

（編注3）『 』内を「配付」と読替える。

見本国債証券類における店名の表示例

〇〇代理店

日本政府

第六回特別弔慰金国庫債券

九 四 拾 万 円

1111111 1111111

い号 1111111

財 務 大 臣

21 平成 27 年 10 月 1 日 発行

貳 拾 四 万 円

11111111 11111111

11111111 11111111

(御注意) この証券の賦札は、直接機械にかけるので、表面の番号を印刷してある無地の部分を汚したり、ミシン目以外のところで折り曲げたりしないでください。また、賦札はミシン目どおり切り取ってください。

日本政府

第六回特別弔慰金国庫債券

九

償還金 40,000円

平成 27 年 10 月 1 日 返済

(い号)

証券番号

11111111 11111111

11111111 11111111

日本政府

第六回特別弔慰金国庫債券

九

償還金 40,000円

平成 26 年 10 月 1 日 返済

(い号)

証券番号

11111111 11111111

11111111 11111111

日本政府

第六回特別弔慰金国庫債券

九

償還金 40,000円

平成 25 年 10 月 1 日 返済

(い号)

証券番号

11111111 11111111

11111111 11111111

日本政府

第六回特別弔慰金国庫債券

九

償還金 40,000円

平成 24 年 10 月 1 日 返済

(い号)

証券番号

11111111 11111111

11111111 11111111

日本政府

第六回特別弔慰金国庫債券

九

償還金 40,000円

平成 23 年 10 月 1 日 返済

(い号)

証券番号

11111111 11111111

11111111 11111111

日本政府

第六回特別弔慰金国庫債券

九

償還金 40,000円

平成 22 年 10 月 1 日 返済

(い号)

証券番号

11111111 11111111

11111111 11111111

日本政府

第六回特別弔慰金国庫債券

九

償還金 40,000円

平成 21 年 10 月 1 日 返済

(い号)

証券番号

11111111 11111111

11111111 11111111

(注) ゴム印等で表示することができる。なお、〇〇銀行〇〇支店といった表示でも可。

記名国債の郵送による証券交付の可能化等について

2018. 6. 29 業債第 29 号

記名国債関係事務につきましては、平素格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、記名国債の証券交付は、原則として交付取扱店での窓口交付のみの取扱いとなっていますが、今般、代理受領者および交付取扱店双方の事務負担軽減の観点から、関係官庁と協議の結果、郵送による証券交付の取扱いも可能とする^(注1) こととしましたので、郵送による証券交付についての留意事項をご連絡します。

(注1) 引続き窓口交付とすることも可能です。代理受領者は、郵送による証券交付を希望する場合には、予め交付取扱店の上承を得ることとなります。

また、代理受領者が、証券交付の際に交付取扱店に提出する交付通知書の写等を証券交付日前に提出する取扱い（以下「事前提出」といいます。）^(注2) も可能とします^(注3) ので、併せてご連絡します。

(注2) 実務上の運用として、証券交付枚数が多い場合には、代理受領者が、証券交付日の午前中に交付取扱店に来店して、交付通知書、受取人明細表および裁（認）定通知書を提出した後、一旦帰り（この間、交付取扱店において提出書類の確認や証券交付の準備作業を実施）、午後に再来店して、証券の交付を受けるといった取扱いが行われていると聞いております。足許、交付取扱店となっている代理店の一部で統廃合が行われていますが、交付取扱店が遠方となった場合に、当該取扱いが困難となりうることを踏まえて、こうした事前提出を可能とするものです。

(注3) 代理受領者は、交付取扱店に対し郵送により事前提出を行うことも、直接窓口で事前提出を行うことも可能となります。いずれの方法による場合にも、代理受領者は、予め交付取扱店の上承を得ることとなります。

なお、本件につきましては、別添のとおり、厚生労働省を通じて、都道府県から代理受領者（市区町村）に通知しています。

1. ～ 3.（編注略）

<本件に関する照会先>

日本銀行 業務局 総務課 営業・国債業務企画グループ
代表：03-3279-1111（編注略）

以 上

別紙 1 および 2（編注略）

(事 務 連 絡)
日 銀 業 第 470 号
2018 年 6 月 26 日

都道府県の特別弔慰金等ご担当 各位

日 本 銀 行 業 務 局

記名国債の郵送による証券交付の可能化等について

記名国債関係事務につきましては、平素格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、記名国債の証券交付は、原則として交付取扱店での窓口交付のみの取扱いとなっていますが、今般、代理受領者および交付取扱店双方の事務負担軽減の観点から、関係官庁と協議の結果、郵送による証券交付の取扱いも可能とする^(注1) こととしましたので、郵送による証券交付についての留意事項^(編注) をご連絡します。

(注1) 引続き窓口交付とすることも可能です。郵送による証券交付を希望する場合には、予め交付取扱店の上承を得てください。

また、代理受領者が、証券交付の際に交付取扱店に提出する交付通知書の写等を証券交付日前に提出する取扱い（以下「事前提出」といいます。）^(注2) も可能とします^(注3) ので、併せてご連絡します。

(注2) 実務上の運用として、証券交付枚数が多い場合には、代理受領者が、証券交付日の午前中に交付取扱店に来店して、交付通知書、受取人明細表および裁（認）定通知書を提出した後、一旦帰り（この間、交付取扱店において提出書類の確認や証券交付の準備作業を実施）、午後に再来店して、証券の交付を受けるといった取扱いが行われていると聞いております。足許、交付取扱店となっている代理店の一部で統廃合が行われていますが、交付取扱店が遠方となった場合に、当該取扱いが困難となりうることを踏まえて、こうした事前提出を可能とするものです。

(注3) 交付取扱店に対し郵送により事前提出を行うことも、直接窓口于事前提出を行うことも可能です。いずれの方法による場合にも、予め交付取扱店の上承を得てください。

(編注) 以下、1. および 2. は 2021 年 9 月 17 日付業債第 36 号 (届出印廃止等に伴う記名国債の郵送交付事務の変更点について) による変更および 2021 年 10 月 8 日付業債第 37 号 (記名国債等の送付方法について) による見直しを反映したものの。

1. 留意事項¹

(1) 郵送による証券交付

郵送による証券交付の場合には、窓口交付とは一部取扱いが異なりますので、次の点にご留意ください。

①関係書類の交付取扱店への提出時における取扱い

- ・ 代理受領者は、交付通知書、受取人明細表および裁(認)定通知書を、国債証券送付請求書(別紙 1)^(注 1) および郵便料(証券等を書留郵便(一般書留)など確実な方法^(注 2) で送付するのに必要な郵便料^(注 3) をいい、郵便切手^(注 4) に限ります。)とともに、交付取扱店に書留郵便(簡易書留)^(注 5) で送付してください。

なお、この時点では、交付通知書の領収証欄に、受領年月日および公職(〇〇市長など)の記載ならびに公印の押なつ^(注 6) はしないようにお願いします。

(注 1) 日本銀行ホームページ(業務上の事務連絡—代理店等関連規程—国庫・国債事務関連の書式ファイル集)に書式のファイルを掲載しています。

(注 2) 記名国債を送付する場合の確実な方法とは、郵便物の現在地等の追跡機能(中継地点の追跡を省略するものを除きます。)があり、かつ、郵便物が送付先に手渡しされる方法(送付物の内容(個人情報・有価証券等)を踏まえ、当該送付物の取扱いが可能な方法に限ります。)をいいます。書留郵便(一般書留)以外の方法で証券の送付を希望する場合には、国債証券送付請求書中「書留郵便(一般書留)」の文言を 2 条線で訂正してください。

(注 3) 郵便料は、関係省令(国債規則第 19 条)に基づき、代理受領者の負担となります。

(注 4) ただし、交付取扱店が代理店である場合において、同店の手承が得られたときは、郵便切手の送付以外の方法(現金書留による現金の送付等)によることとして差支えありません。

(注 5) 関係書類の提出は、レターパックプラスで送付することも可能です。なお、レターパックプラスは、記名国債を送付する場合の確実な方法には該当しないため、証券の郵送の際に利用することはできません。

(注 6) 記名者等の印鑑の届出が廃止される記名国債にかかる交付通知書は、証券交付時であっても領収証欄への公印の押なつは不要です。当該印鑑の届出が廃止されない記名国債にかかる交付通知書については、証券交付時には領収証欄への公印の押なつが必要ですが、この時点では領収証欄への公印の押なつを行わないでください。

¹ (編注略)

- 郵便料は、不足がないようにしてください。不足がある場合、交付取扱店は、原則として、不足分の郵便料を代理受領者に請求します。

なお、郵便料の目安を次のとおり記載しましたので、郵便料を算出する際のご参考としてください^(注)。

(注) この郵便料は、2018年6月時点のものです。

<ご参考>

第十回特別弔慰金国庫債券 100 枚の場合の郵便料^(注)・・・1,450 円

(注) 一般書留で定形外郵便物の規格外 (2 kg 以内)

(郵便物の内訳)

郵便物	1枚当たりの 重 量	枚数	総重量
証券	7.5 g	100 枚	750 g
交付通知書	2.1 g	1 枚	2.1 g
受取人明細表	4.2 g	10 枚	42 g
裁定通知書	4.2 g	100 枚	420 g
国債証券類送付書・受領書	1.5 g	各 1 枚	3 g
証券保存用ポリエチレン袋	6.0 g	100 枚	600 g
合計	—	—	1,817.1 g

②証券交付時における取扱い

- 交付取扱店は、所要のを行った後、証券、交付通知書、受取人明細表および裁（認）定通知書を、国債証券類送付書・受領書（別紙 2）^(注1)とともに、国債証券送付請求書に記載された書留郵便（一般書留）などの方法で代理受領者に送付します。
- 代理受領者は、証券等を受領した後、交付通知書の領収証欄に受領年月日および公職（〇〇市長など）の記載ならびに公印の押なつ^(注2)をするとともに、国債証券類受領書に受領年月日の記載をしたうえ、速やかに交付通知書、受取人明細表および国債証券類受領書を交付取扱店に書留郵便（簡易書留）^(注3)で返送してください。交付取扱店では、当月に交付した証券にかかる交付通知書の取まとめ作業を翌月初に行うため、特に月末近くに交付された場合（国債証券類送付書の日付が月末近くである場合）には、速やかな返送にご協力頂きますようお願いいたします。

(注 1) 日本銀行ホームページ（業務上の事務連絡—代理店等関連規程—国庫・国債事務関連の書式ファイル集）に書式のファイルを掲載しています。

(注 2) 記名者等の印鑑の届出が廃止されない記名国債にかかる交付通知書の領収証欄のみ。

(注 3) 関係書類の提出は、レターパックプラスで送付することも可能です。なお、レターパックプラスは、記名国債を送付する場合の確実な方法には該当しないため、証券の郵送の際に利用することはできません。

(2) 事前提出

事前提出を行う場合には、次の点にご留意ください。

- ・ 事前提出に際し、裁（認）定通知書は本書とすることも可能ですが、交付通知書および受取人明細表は写としてください（本書は、証券交付日に提出してください。）。これは、証券交付（受領）が行われる前に、交付通知書の領収証欄に受領年月日の記載等がされた交付通知書の本書を提出することは適切でないためです。
- ・ 郵送により事前提出を行う場合の郵便料は、代理受領者の負担となります。
- ・ 事前提出は、窓口での待ち時間の解消や交付取扱店における証券交付日の事務を平準化するために実務上行うものであり、弊行の規程で定められるものではございません。したがって、事務の実情に照らし合わせて、交付取扱店と十分連携を取りながら取扱って頂きますようお願いいたします。

2. その他²

郵送による証券交付が可能となったことを受け、交付取扱店となっている代理店の引受金融機関から代理受領者（市区町村）に対し、例えば、管下のB代理店およびC代理店は存続するものの、事務の効率化・合理化の観点から、交付取扱店をA代理店に集約したいといった要望が寄せられ、実際に集約化にご協力頂いている例もあるところです（下表参照）。

<例>

変更前		⇒	変更後	
交付取扱店	代理受領者		交付取扱店	代理受領者
A代理店	〇〇市		A代理店	〇〇市
B代理店	××市			××市
C代理店	△△市			△△市

交付取扱店の変更は、代理受領者たる市区町村の判断で決定されるものであり、弊行や交付取扱店において決められるものではございませんが、対面授受や来店頻度削減に対するニーズの高まりや、貴方および交付取扱店双方の事務負担軽減の観点から、調整をお願いする例が増えていく可能性もございます。こうした要望が寄せられた場合には、可能な範囲でご協力頂けると幸甚です。

以 上

<本件に関する照会先>

日本銀行 業務局 総務課 営業・国債業務企画グループ 記名国債担当者
代表：03-3279-1111

別紙1 および2（編注略）

²（編注略）